

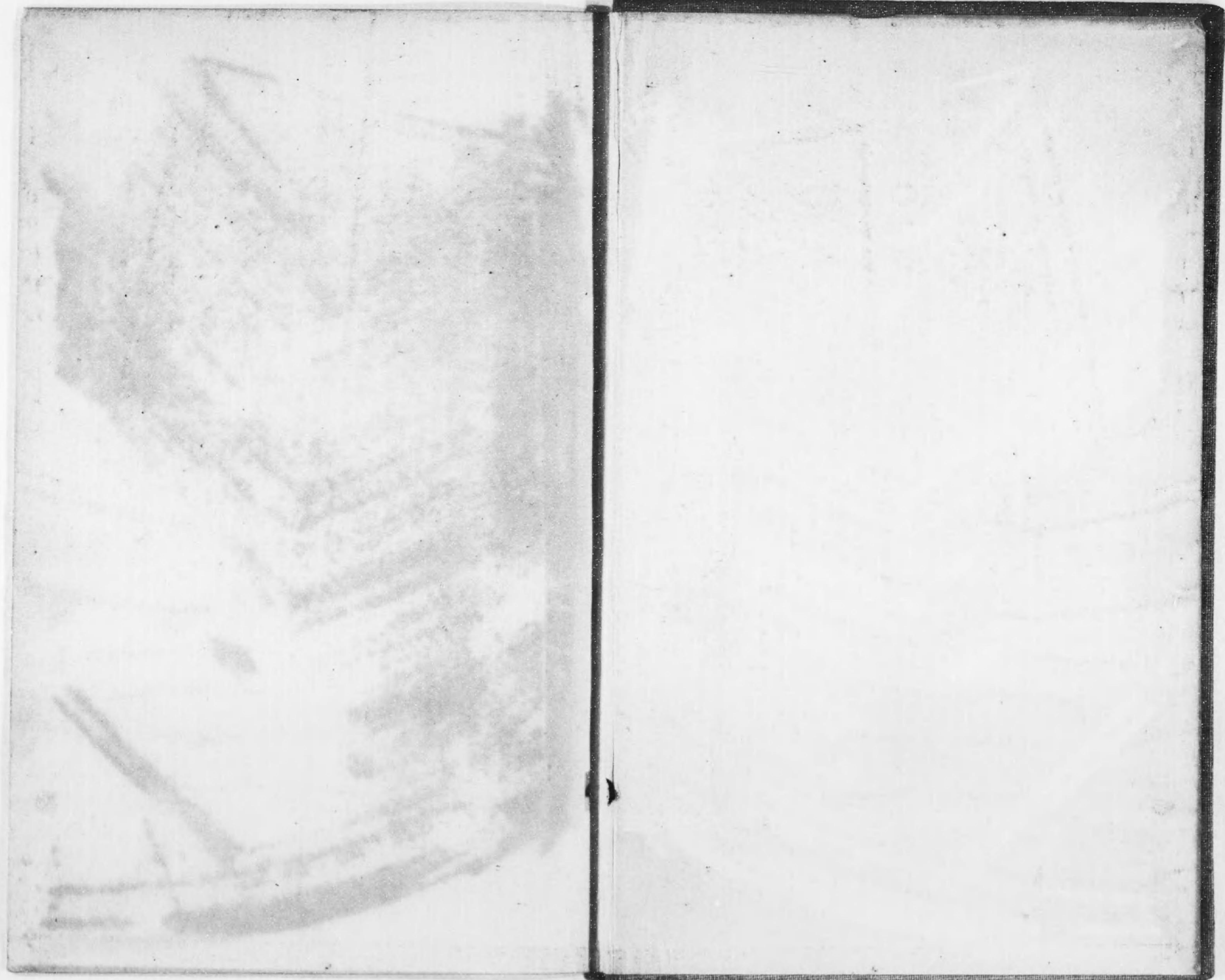
526

84



始







東京市電氣局震災誌

大正  
14.6.6  
寄贈

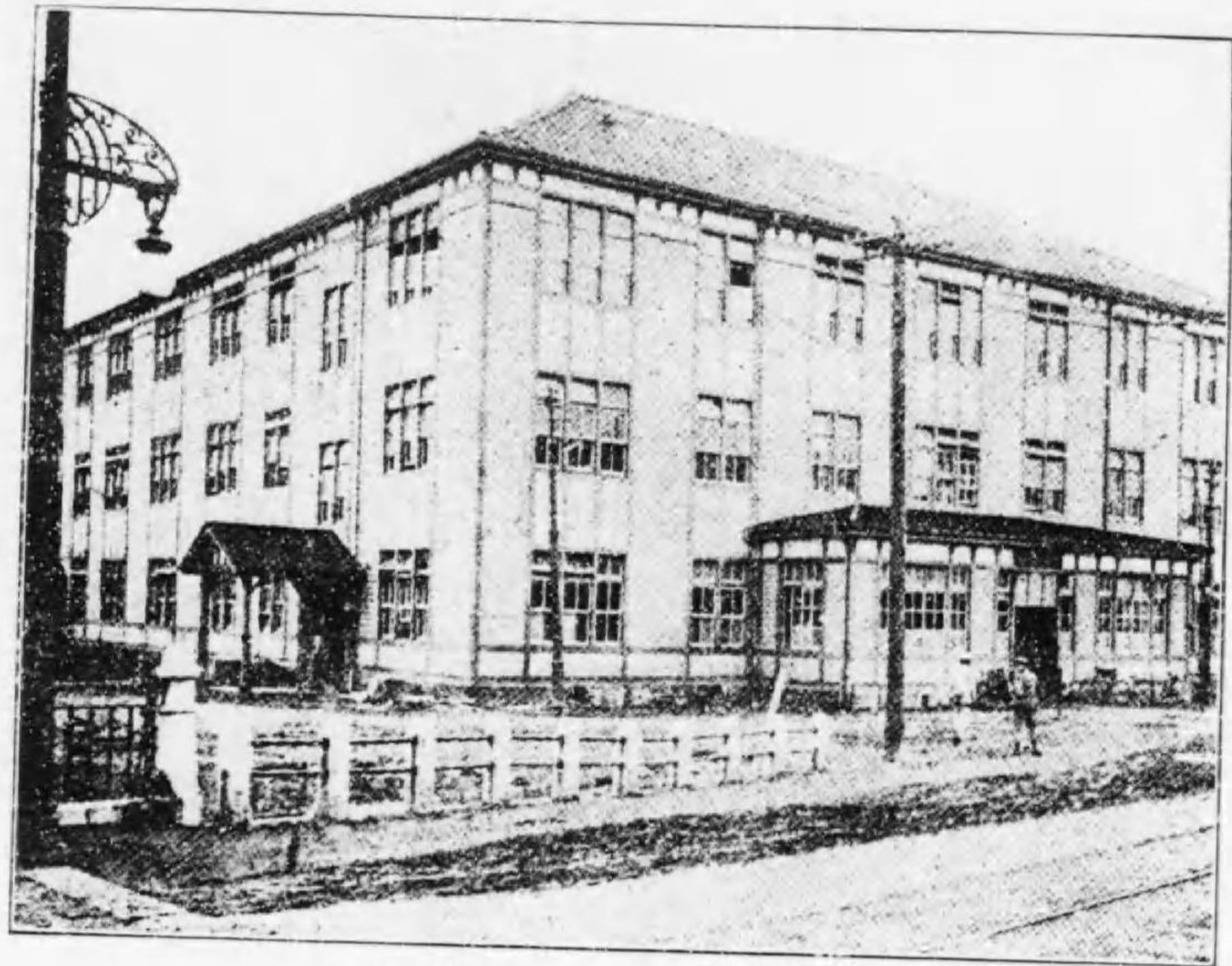
發行所  
寄贈



東京市電気局震災誌

大正  
14. 5. 5  
寄贈

發行所寄贈本



舎廳局本の前災震



跡燒の舎廳局本



町田須の後直災震



原野燒の近附町形人



店仲草淺の後直災震



狀後の川深



骸 殘 の 車 電 燒

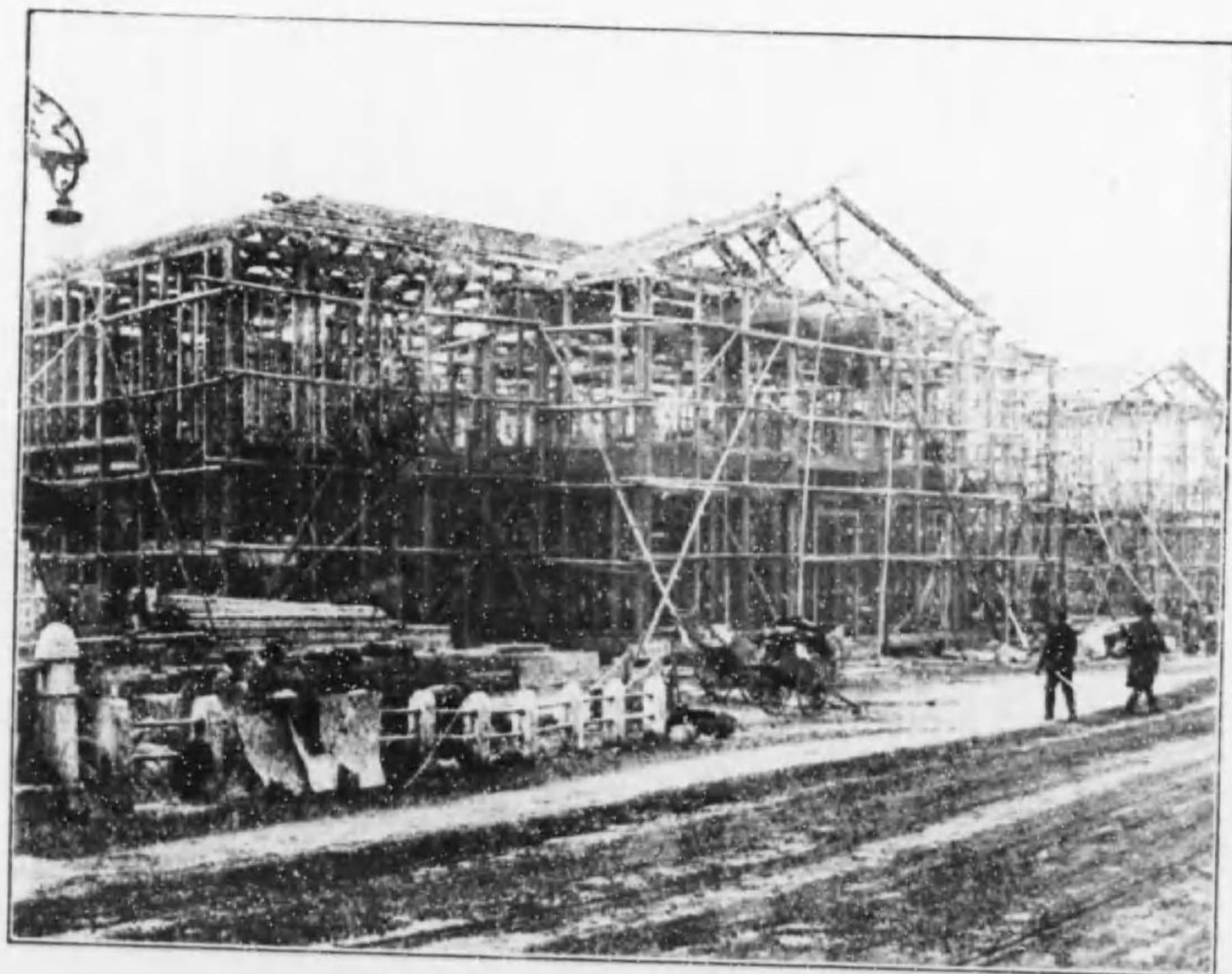


所 業 替 假 課 燈 電





員業従車電町澤龜るけ於に堂骨納廠服被



舎廳局本の中築建

## 序

大正十二年九月一日、午前十一時五十八分の關東大地震は、瞬く間に、猛火と變じ、あらゆる兇暴を逞ふして、繁榮を誇りし帝都も、その大半は、一夜の中に、見る影もなく焦土と化して了つた。その物質的・人事的被害の甚大なる今更贅言する迄もなく、凡ての文化的設備は、悉く破壊され、市民の混亂状態は、その極に達し、何人も當時を回想して、戦慄を覚えぬものはあるまい。實に有史以來の大慘事であつた。而もこの災禍中にあつて、早くも帝都復興の精神を喚起し、銳意専心、着々、これが復舊に努力した市民の眞劍的態度は、また忘る可からざる感銘を残した。

本市電車及び電燈事業が、この震火災に依る被害は、本書に於て窺知し得らるゝ如く莫大にして、當時にあつては、唯茫然自失の外なかつたが、市民生活に取つて、動脈であり、神経中樞とも云ふべき施設を、一刻も、その復舊を遅滞せしむるは、益々その他の復舊を阻害するばかりでなく、その及ぼす影響至大な

りしを以て、之が復舊を最急務としたるは當然である。従つて、當時の理事者并に従業員の献身的努力は、決して、容易なものでなかつた、その効空しからず、意外にも迅速に、之が復舊を見るに至りたるは、市民と共に慶賀措く能はざる所である。

斯くの如き劃時代的事件に際し、本局が如何なる被害を受け、如何にして之に當りその復舊を計りたるかを記録して、永久に保存するは、最も有意義の事で、後來必ずや、有力の参考資料となるを疑はぬ。

前途益々多事ならんとする本市電車電燈事業に従事する我等は、震災に處したる心掛を以て、一層精勵努力する覺悟なければならぬ。

大正十四年三月

大 道 良 太

## 凡 例

- 一 大震災直後、本局の震災誌を編纂するの目的で、調査課の一部を以つて、震災誌班を組織し、爾來、これが編纂に従事して、その結果生れたのが、この震災誌である。
- 一 本書に収載せる寫眞、統計、圖表、その他は、凡て、各關係方面より、蒐集したる材料より、適宜選擇したるものである。
- 一 本書は、便宜上、大正十三年三月末日を以つて、復舊の劃期をなし、前編はその被害狀況、後編はその復舊狀況を叙述したが、複雑せる事業の性質上、多少の重複あるを免れない、讀者の諒察を乞ふ次第である。

# 東京市電気局震災誌

## 目次

### 前編 被害状況

|     |                 |      |
|-----|-----------------|------|
| 第一章 | 總説              | (一)  |
| 第二章 | 九月一日の本局         | (三)  |
| 第三章 | 電車方面の被害一般       | (五)  |
| 第四章 | 電燈方面の被害一般       | (七)  |
| 第五章 | 軌道、橋梁、及び路面の被害状況 | (八)  |
| 第一節 | 被害の一般           | (八)  |
| 第二節 | 焼失區域の状況         | (九)  |
| 第三節 | 焼殘區域の状況         | (二〇) |
| 第六章 | 架空線の被害状況        | (二〇) |
| 第一節 | 被害の一般           | (二〇) |
| 第二節 | 電車用方面の被害        | (二〇) |
| 第三節 | 電燈用方面の被害        | (二一) |



第七章 地中線の被害状況 ..... (二二)

第八章 變壓塔の被害状況 ..... (二六)

第九章 發電所、變壓所、變電所及び開閉所の被害状況 ..... (二八)

第一節 被害の一般 ..... (二八)  
第二節 各所別被害状況 ..... (二九)

一 發電所 ..... (三〇)

(一) 品川發電所 ..... (三〇)

(二) 澁谷發電所 ..... (三〇)

二 變壓所 ..... (三三)

(一) 春日町變壓所 ..... (三三)

(二) 常盤橋變壓所 ..... (三四)

(三) 淺草變壓所 ..... (三六)

(四) 有樂町變壓所 ..... (三八)

(五) 八官町變壓所 ..... (三九)

(六) 市ヶ谷變壓所 ..... (四〇)

(七) 忍町變壓所 ..... (四一)

(八) 下谷變壓所 ..... (四二)

三 變電所 ..... (四五)

(一) 澁谷變電所 ..... (四六)

(二) 京橋變電所 ..... (四七)

(三) 小石川變電所 ..... (四八)

(四) 下谷變電所 ..... (四九)

(五) 芝變電所 ..... (四九)

四 開閉所 ..... (五〇)

(一) 小沼開閉所 ..... (五〇)

(二) 飯田町開閉所 ..... (五一)

(三) 下谷開閉所 ..... (五一)

(四) 上野開閉所 ..... (五一)

第十章 電氣工作物の被害状況 ..... (五一)

第一節 被害の一般 ..... (五二)

第二節 各所別被害状況 ..... (五二)

一 地震に因る被害 ..... (五三)

(一) 變壓所工作物 ..... (五三)

(二) 變電所工作物 ..... (五三)

(三) 開閉所工作物 ..... (五四)

(四) 發電所工作物 ..... (五四)

二 火災に因る被害 ..... (五六)

(一) 變壓所工作物 ..... (五六)

(二) 變電所工作物 ..... (五八)

(三) 開閉所工作物 ..... (六〇)

第十一章 電車課出張所及び車庫の被害状況 ..... (六〇)

第一節 建物の構造と被害

一 電車課出張所 ..... (六〇)

二 電車課派出所、操車所及び従業員詰所 ..... (六一)

三 車庫 ..... (六二)

四 新宿出張所 ..... (六八)

五 有樂町出張所 ..... (七一)

六 三ノ輪出張所 ..... (七二)

七 早稻田出張所 ..... (七四)

八 廣尾出張所 ..... (七五)

九 大塚出張所 ..... (七六)

一〇 神明町出張所 ..... (七七)

一一 巢鴨出張所 ..... (七七)

一二 三田出張所 ..... (七八)

一三 青山南町出張所 ..... (七九)

第二節 各出張所及び車庫の被害

害并に應急處置 ..... (六四)

一 本所出張所 ..... (六四)

二 錦糸堀出張所 ..... (六五)

三 青山出張所 ..... (六七)

第十二章 電燈課出張所、收納所、建設所及び散宿所の被害状況 ..... (八〇)

第一節 各建物の構造と被害一般

- 一 出張所……………(八〇)
- 二 收納所……………(八一)
- 三 建設所……………(八二)
- 四 散宿所……………(八三)
- 第二節 各所別被害状況……………(八三)
- 一 青山出張所……………(八三)

第十三章 工務課出張所の被害状況

- 第一節 電路係出張所及び派出所(八六)
- 第二節 軌道係出張所及び派出所(八六)

第十四章 會計課倉庫の被害状況

- 一 京橋出張所……………(八三)
- 二 赤坂出張所……………(八三)
- 三 下谷出張所……………(八四)
- 四 芝出張所……………(八四)
- 五 神田出張所……………(八五)
- 六 廣尾出張所……………(八五)
- 七 小石川出張所……………(八五)
- 八 赤坂建設所……………(八五)
- 九 廣尾建設所……………(八六)
- 一〇 廣尾建設所……………(八六)

第十五章 工場の被害状況……………(八八)

第十六章 電氣研究所の被害状況……………(九〇)

後編 復舊状況……………(九三)

第一章 復舊事務分掌……………(九三)

第二章 各班の活動状況……………(九六)

- 第一節 庶務、交渉、記録及び震災誌班……………(九六)
- 第二節 自動車及び傳合班……………(九六)
- 第三節 出納、用度班……………(九七)

第三章 電車方面の復舊……………(九八)

- 第一節 電車復舊概要……………(九八)
- 一 復舊方針……………(九八)
- 二 電車開通状況……………(九九)
- (一) 無料乗車制の實施……………(九九)
- (二) 電車開通順序……………(一〇〇)
- (三) 電車運轉成績比較表……………(一〇五)
- 三 暫定乗車料金の制定……………(一〇九)
- 四 無料乗車制の廢止……………(一一〇)
- 五 暫定乗車料金に對する世評と本局の辯明……………(一一一)
- 六 急行電車の實施……………(一一三)
- 七 變壓所の復舊と送電狀況……………(一一九)
- 八 車輛の補充……………(一二三)
- 第二節 軌道、橋梁及び路面の復舊概要……………(一二四)
- 第三節 饋電線、電車線及び柱上電燈配電線の復舊……………(一二九)
- 一 饋電線及び電車線……………(一二九)
- 二 柱上電燈配電線……………(一三〇)

第四章 電燈方面の復舊……………(一三〇)

- 第一節 復舊の概要……………(一三〇)
- 第二節 地中送電線路及び引込線の復舊……………(一三一)
- 第三節 變電所の復舊……………(一三四)
- 第四節 電燈爭奪戦の顛末……………(一三六)
- 第五節 電氣供給條例の改正……………(一三八)

第五章 建物工事及び工作概況 ..... (三九)

第六章 乗合自動車の兼營 ..... (四四)

第七章 救護施設 ..... (四九)

第一節 食糧班の活動 ..... (四九)

第二節 衛生班の活動 ..... (五一)

第三節 乗務員教習所に於ける  
罹災者收容 ..... (五三)

附 録

震災死亡局員氏名 ..... (六一)

電車線復舊狀況月別線圖表 ..... (九三)

電車開通狀況月別線圖表 ..... (九三)

電車送電線復舊狀況月別線圖表 ..... (九三)

ボールドライト復舊狀況月別線圖表 ..... (九三)

電燈送電復舊狀況月別線圖表 ..... (九三)

震災焼失区域内電燈々數復舊狀況月別圖 ..... (九三)

前 編 被 害 状 況

第一章 總 說

大正十二年九月一日、午前十一時五十八分、突如として起つた關東地方の大地震は、該地方一帯に未曾有の混亂を起し、市中にも我が東京市に於ては、大震に次て所在一時に火を發し、折柄の烈風に煽られて、猛火忽ち四方に延焼し、市内十五區の中、神田、日本橋、京橋、淺草、本所、深川の六區の殆ど全部を、下谷、芝、麴町、赤坂、小石川、四谷等の大半を烏有に歸せしめ、さしも繁榮を誇りし、帝都の中樞も、一朝にして荒涼たる焼野原に化し、傳統と新奇を競ひし、大厦高樓も空しく、瓦礫と灰燼の殘骸を残すのみとなつた。

實に、罹災戸數四十四萬餘戸、罹災人口二百三萬餘人、死者七萬四千餘人、傷者三萬九千七百餘人と註せられ、財貨の損害殆ど測る可からず、人事の悲惨到底筆紙の盡くす能はざるものがあつた。

而して、市民生活に最も密接の關係にある我が電氣局の電車、電燈も此大椿事に一切の設備盡く甚大の損害を被り、遂に全市五日間に亘り、電車の運轉を休止し、三日の間電燈を全滅するの止むなきに至つた。

試みに、其被害の概數を擧ぐれば、本局廳舎並に、附屬建物の焼失を始め、電車の焼失七百七十九輛、車庫の全滅五ヶ所、變壓、變電、開閉、發電所等の被害十八ヶ所、軌道の破損九哩五三二、電線路の被害四十一哩、電燈の損傷十五萬四千七百九十二燈、動力供給の損失九千百「キロワット」従業員の死者九十七名、行衛不明者十九名を算するに至り、之を金額に見積るに、電車關係に於ける、損害約二千五百萬圓、電燈關係に於ける、損害額約四百萬圓、焼失倒壊せる本局廳舎を始め、各建物の損害を合算すれば、約四千萬圓の巨額に達した、以て其災禍の如何に

激甚なりしかを證明して餘りあるのである。

而も電車ミ云ひ、電燈ミ云ひ、市民生活上、一日も缺くべからざる事業であるだけ、之が復舊は急務中の急務であり、徒らに、不意の變災に驚愕して、茫然自失して居るべきでないので、早くも震災の翌日九月二日には、假廳舎を櫻田門外に設け、臨時復舊事務を開始し、着々として應急の策を講ずることになった。

先づ第一に必要な復舊材料は、大阪市電氣局に依頼して之を購入し、更に工事の速成を期するため、陸軍工兵隊の應援を請ひ、又電氣の供給に就ては、從來送電を受けたる、鬼怒川電力株式會社、東京電燈株式會社以外に京成電氣株式會社、王子電氣軌道株式會社並に城東電氣軌道株式會社等より、臨時に電力の供給を仰ぎ、事務の整理亦漸く其緒に就きたるを以て、電車は災後六日にして始めて、神明町車庫前、上野三橋間の運轉を開始すること共に運轉系統の變更、特定乗車料金の制定、罹災民の無料乗車等を實施し、電燈は災後四日始めて、小石川の殆ど全部ミ牛込、四谷、本郷の各一部に點燈すること共に、送電の區域等に關し、東京電燈株式會社ミ特別の協定を遂げ、一意復舊の急速を促した結果、電車にありては、十三年六月十二日に至りて、全線の運轉を復舊し、電燈にありては十三年四月下旬に於て、殆ど従前の點燈を回復することを得た。

さりながら、前述の如く電車の燒失七百七十九輛に及べるを以て、運轉系統の復舊につれて、車輛不足のため、乗客の混雜は其極に達し、危険ミ不便名狀すべからず、而も急速に、車輛を増加するの方途は全く無かつたので、唯一の應急手段として、乗合自動車の兼營の策を立て、敏速に八百臺の自動車を、米國より購入し、電車の補助機關として、十三年一月初旬より、漸次各主要系統に之を運轉し、雜沓の緩和を計つた。

斯くして不充分ながら、電車並に、電燈の復舊が、意外に速かに進行し得たるは、本局ミして、聊か意を強ふるに足る所である。

尙この間にありて、本局ミしては、局内従業員並に其家族の救護事業として、共済組合に臨時巡回病院並に、衛生班を組織せしめ、傷病者の手當に従事せしむること共に、他府縣に物資の供給を仰ぎ、之を實費にて配給し、困窮者の救済に従事した。

## 第二章 九月一日の本局

地震の起つた時は、丁度正午頃にて局員の大部分は地下室の食堂に集り、少數の者が居残り執務中であつたが、地震の起るに同時に忽ち窓ガラスは破損する、器物は轉倒する、壁は龜裂を生ずる有様に、何れも驚愕色を失ひ、幕地に屋外に走り出た者もあるが、多くは机の下に身を寄せ、少し震動の靜まるを待つて逃れ出た。一方食堂内でも數百の人が居つたので、逃げんとするものや、食卓の下に隠れんとするものが、押し合ひ押し合ひ非常な混亂を來し殊に天井にあつた數臺の扇風機が、震動と共に急速度で回轉し初め、一層の危険を感じた。

此時幹部室に於ては各理事、技術長等が鳩首會議中であつたが、この急變事に局員一同の安否如何を氣遣ひ、各課係を取調べたが、別に死傷者もなく、相互に無事を歡び居る内、外出中であつた局長も歸局された。そこで、更に各出張所並びに發電所、變電所、開閉所、車輛、電線、軌道等の被害の如何を知る爲め、速かに部署を定め、居合せの自動車を驅りて之を視察せんとして居る折柄、第一着に品川變電所より悲報あり、變電所が最初の激震に因つて崩壊し、工夫數名壓死せる旨を報じて來たので、所轄電力課は、太田原課長始め係員數名を派する事となり、他方、局長は、本局廳舎の危険を慮り、幹部ミ協議の結果、一同を廳舎外表玄關に集め、此處にて善後策を講ずる事とし、局員一同は机、椅子等を運び出して指揮を待つた。

此の頃より丸の内一帯に火災起り各方面からも頓々として、市内各所に outbreak し延焼しつゝ、ある旨の悲報を傳へて



來たので、局員も家族の安否が氣遣はれ不安甚だしく、そこで、幹部は取り敢ず少數の幹部、係員等を残し、一般局員は、各自々由に退廳する事を許すと共に、居残れる局員に對しては、或は重要書類の跡始末を命じ、或は各出張所に傳令を派遣する事にした。重要書類は一度本局倉庫に收藏したが、尙危険があつたので之を自動車に積み、一先づ對岸の「實業ビルヂング」内に保管した。一方、總務課保健係は、有樂橋倉庫より白米を出し炊出しに従つた、此時迄本局廳舎は、火災の憂は少なかつたが、やがて警視廳の火災より有樂町鹽瀬商店に燃移り、愈々危険が迫つた。かくて午後四時過ぎには、廳舎立關上の三階屋根に飛火したので、管財係長は守衛、營繕工夫等を指揮し消火器を利用して必死になつて消防に努めた結果、一旦之を消し止む事を得た。

然るに、夕暮れ近く京橋方面の火災益々燃え擴り、鹽瀬商店の火は有樂座に移り、火勢猛烈になつたので、最早廳舎の類焼も免かれ難しと見て、一同引上げに決し「實業ビルヂング」に運搬した重要書類金庫は、更に之を二重橋前の廣場に運搬した。此頃より一般避難者は、電氣局前に殺倒し、周囲の狀は刻々危険が迫つて來るので、居残れる局員の恐怖も一方でなかつた。そこで、局長は最早本局廳舎の類焼も免れ難しと見て、後事を益田理事に托して引き上げた。同夜九時に火は遂に本局印刷工場に移り十時本局廳舎は焼失した。

益田理事、林總務課長は本局の最後を見届け、本部を取り敢へず市役所内に移した。焼失せる廳舎の範圍と構造の概要を示せば左の如くである。

本廳舎

木造三階建、屋根瓦葺、煉瓦根積床一階、廊下コンクリート造、人造石ブロック敷外は木造板張り、リノリウム敷室内漆喰塗壁、建坪一、二三四坪、他に突出し立關、六坪、車寄六坪餘。  
中坪建増分

桁行五間、梁間四間、陸屋根平家建、鐵筋コンクリート造り。  
廳舎分室

桁行二十一間、梁間七間及び桁行九間、梁間七間、延坪六三〇坪、地階付二階建。地階は煉瓦造り一、階床は鐵筋コンクリート造、上部は床、壁共に木造にして、窓及び入口建具も亦全部木造、分室に附屬したる便所及び青寫眞室は三階建の鐵筋コンクリート造り。

倉庫

煉瓦造り二階建にして床は一階は花崗石敷、二階は木造。

自動車庫

鐵筋コンクリート造りにして當時建築中。

守衛詰所其他

二二三の假設的建築物。

共済組合

木造二階建、屋根瓦葺。

### 第三章 電車方面の被害一般

震災の損害は電車關係に於て甚だしく、電燈方面に於ては比較的僅少であつた。九月一日地震勃發の午前十一時五十八分迄に於ける電車運轉は、順當に經過し平日と變りなかつた、即ち、此日運轉時間七時間餘に於ける乗客數は十六萬三千八百六十七人(飛鳥山線を含まず)を算し、乗車賃収入は四萬千二百七十一圓四十七錢に上り、先づ平

日の半額に達して居た。

然るに激震の爲め品川、澁谷兩發電所の破壊、損傷を始め變壓所、開閉所、變電所の大小様々の破壊、損傷は記載する迄もなく、其建物中に設備されたる諸機械、諸汽罐の破壊、果ては電線の切斷、軌道の破壊、電柱の倒壊、軌條の彎曲等あり、電車運轉に關する諸工作物、諸機關は一時全く其用を爲さざるに至つたため、我が電氣局の血管も云ふべき鬼怒川水力電氣株式會社、東京電燈會社、群馬電力會社よりの送電は一時に杜絶してしまつた。其結果、全線路に運轉中の電車七百七十餘臺は、其儘線路上に立往生するの已むなきに至り、加ふるに市内各所の火焔は、軌道に停車中の電車を包圍したので、電車の保護收容は當面の急務であつた。電車課各出張所に於ては、人員を糾合し現場に急行せしめ、危険に瀕せる電車を安全地帯に送り出す等必死的活動を續けたるも、何分人員の充分ならざるに、一般避難民の混雑と火勢の熾烈とは、活動の敏活を妨げ、死力を盡すも全線の車輛は、全部避難せしむるに由なく、山の手方面を除き、下町焼失區域に散在せる三百九十三輛の電車は、可惜、附近家屋建物等と共に類焼するに至つた。

加ふるに一日零時半、新宿車庫の焼失を始め、同四時には本所車庫、同八時には有樂町、三ノ輪兩車庫、更に同九時半に至り錦糸堀車庫、越えて二日午前二時濱松工場の類焼せる結果、總數實に七百七十九臺の焼失車輛を算するの慘狀を呈したのである。

之と同時に電車線路亦被害甚しく、火災區域の如きは架線、支持鐵柱等が或は焼失し或は彎曲し、其他塗料剝落等到底使用に堪えざるに至り、更に軌道、枕木の焼失、「レール」の沈下敷石並びに鋪道の陷没、橋梁の落下、焼失等被害軌道橋梁總數二十六、架線の被害四十一哩、軌道の破損九哩五三二、枕木の焼失實に十一萬七十八本を算するに至つた。

所屬別焼失車輛數

| 工場車庫及名 | 種 | 焼失前 |     | 燒失 |    | 工場 |    | 假本 |   | 計 |
|--------|---|-----|-----|----|----|----|----|----|---|---|
|        |   | 數量  | 線路  | 內  | 工場 | 工場 | 場所 |    |   |   |
| 三田     | B | 18  | 35  | 0  | 1  | 0  | 4  | 0  | 0 | 6 |
| 青山     | B | 11  | 27  | 0  | 1  | 0  | 1  | 0  | 0 | 2 |
| 新宿     | B | 8   | 24  | 0  | 1  | 0  | 1  | 0  | 0 | 2 |
| 本所     | B | 1   | 5   | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0 | 1 |
| 錦糸堀    | S | 1   | 5   | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0 | 1 |
| 大塚     | S | 1   | 5   | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0 | 1 |
| 巢鴨     | S | 1   | 5   | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0 | 1 |
| 三軒輪    | B | 1   | 5   | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0 | 1 |
| 三軒輪    | S | 1   | 5   | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0 | 1 |
| 早稲田    | S | 1   | 5   | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0 | 1 |
| 有樂町    | S | 1   | 5   | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0 | 1 |
| 廣尾     | S | 1   | 5   | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0 | 1 |
| 神明     | B | 1   | 5   | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0 | 1 |
| 工場地場   | B | 1   | 5   | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 0 | 1 |
| 總計     |   | 97  | 235 | 0  | 7  | 0  | 24 | 0  | 0 | 7 |
|        |   | 19  | 55  | 0  | 2  | 0  | 3  | 0  | 0 | 5 |

第四章 電燈方面の被害一般

電燈方面に及ぼしたる損害は、地震に依りては少なく、大部分は火災に依る被害である。

特に我が電氣局の送電線は地中線により、配電線も市内は總て地中線式で、唯郡部の一部が架空線式なるが爲め、送電線の被害は主として此の方面のみであつた。即ち地中線にありては、焼失せる變電所、橋梁、變壓塔に施設せるもの、及び地表に露出せる部分、架空線にありては、倒壊又は折損せる電柱に施設せるものの一部が、僅かに損害を受けたるに過ぎない。又市内引込線は總て地中線式なるを以て、火災地域に施設せるものに限る、其の立上り部分全部損傷を受けたれども、郡部即ち焼残り區域に於ける架空引込線は、輕微の損害に過ぎなかつた。即ち變電所の焼失せるもの三、大破せるもの一、開閉所の焼失せるもの一、地中高壓電線の被害延長一萬六千四百尺、同低壓一萬八千九百九十八尺、又架空高壓電線延長三千七百二十尺、同低壓六千二百四十尺で、此の地中線の損害件數は、電燈に於て一萬九千六百九十七箇所、電力に於て四百箇所、又架空線に於ては電燈二千二百六十七箇所、電力五十一箇所、而して此損害電燈數は、十五萬四千七百九十二燈、電力供給九千百「キロワット」を算した。

- 一 被害變電所名 下谷變電所、京橋變電所、芝變電所、小石川變電所、澁谷變電所
- 一 被害開閉所名 飯田町開閉所
- 一 燒失電燈課出張所名 京橋出張所、赤坂出張所、下谷出張所、芝出張所、神田出張所

## 第五章 軌道、橋梁及び路面の被害狀況

### 第一節 被害の一般

軌道の被害は、濠端又は河岸を走る分に多く、下町方面、殊に深川及本所等の比較的地盤の脆弱な地域の軌道でも、被害は割合に少なきをを得た。軌道の内専用及舊軌道は損害多く、新軌道は殆ん少き被害を見なかつた。之は前者

は後者に比し、其の構造粗末であること云ふ理由もあらうが、主なる理由は、新軌道が濠端河岸等の危険區域に設けられたるものは、殆ん少き無かつた爲めである。軌道鋪裝の石塊は、全然被害なく、木塊又はアスファルトも表面局部的に焼失せるに止り、軌道全體より見れば左したる被害ではなかつた。其の他工作物の倒壊に因る被害や、震災當時工事中の軌道で火災に因る彎曲や、枕木の燒失に依る被害も少なくなかつた。

### 第二節 燒失區域の狀況

**軌道の被害** 軌道の被害は、橋梁上及び車庫線に於て最も甚だしかつた。橋梁上の損害總延長四千三百三十三呎、其の單線軌道長一哩二十四鎖で、被害總額約九十九萬一千九百七十三圓に達した。車庫及び工場内の軌道損害は、左の車庫及び工場に於て、總計六哩五十四鎖であるが、應急修理費八萬八千九百八十圓を要した。

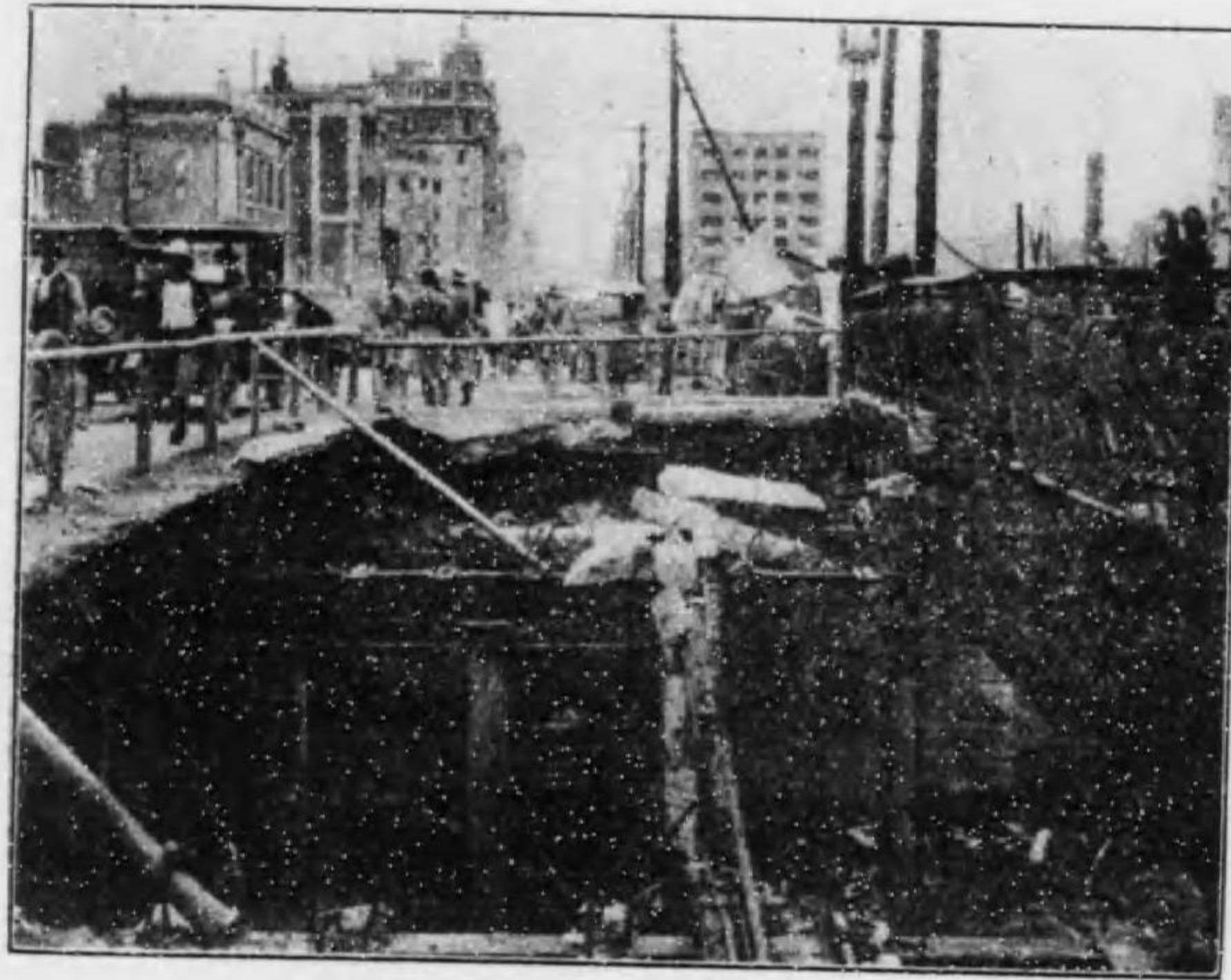
三ノ輪車庫 横網車庫 錦糸堀車庫 新宿車庫 濱松町工場 芝浦分工場  
軌道工事中損害を受けし重なるものを擧ぐれば左の如くである。

| 被害額     | 狀況        |
|---------|-----------|
| 一〇、〇〇〇圓 | 材料燒失及假埋戻シ |
| 二五、〇〇〇  | 道床沈下盛土崩失  |
| 五、〇〇〇   | 材料の燒損     |
| 四〇、〇〇〇  |           |

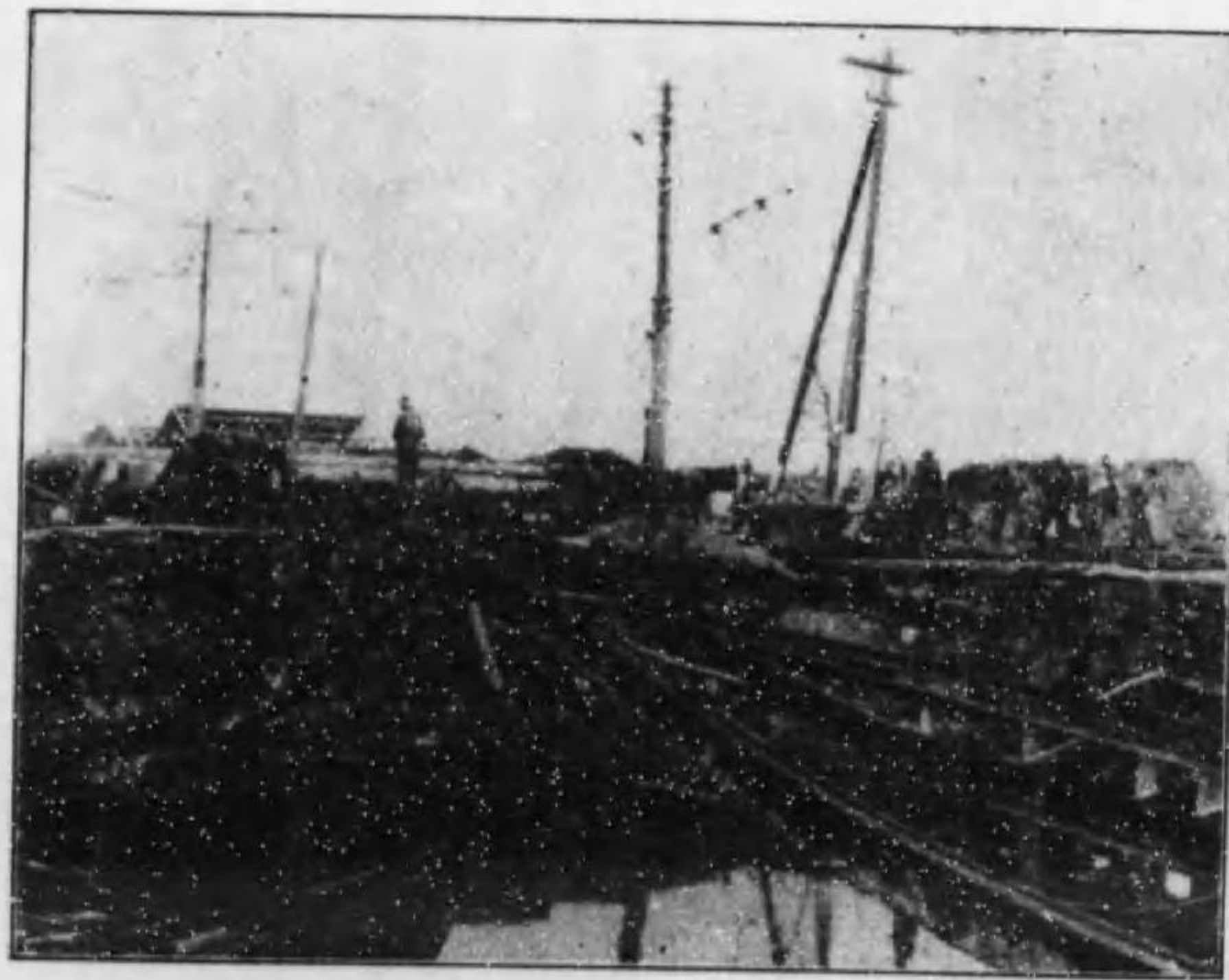
橋梁の被害 橋梁被害總數實に三十三の多きに達した。

内燒損橋梁は次の廿六ヶ所である。

永代橋。吾妻橋。厩橋。鍛橋。御茶ノ水橋。小川橋。中ノ橋。千代田橋。

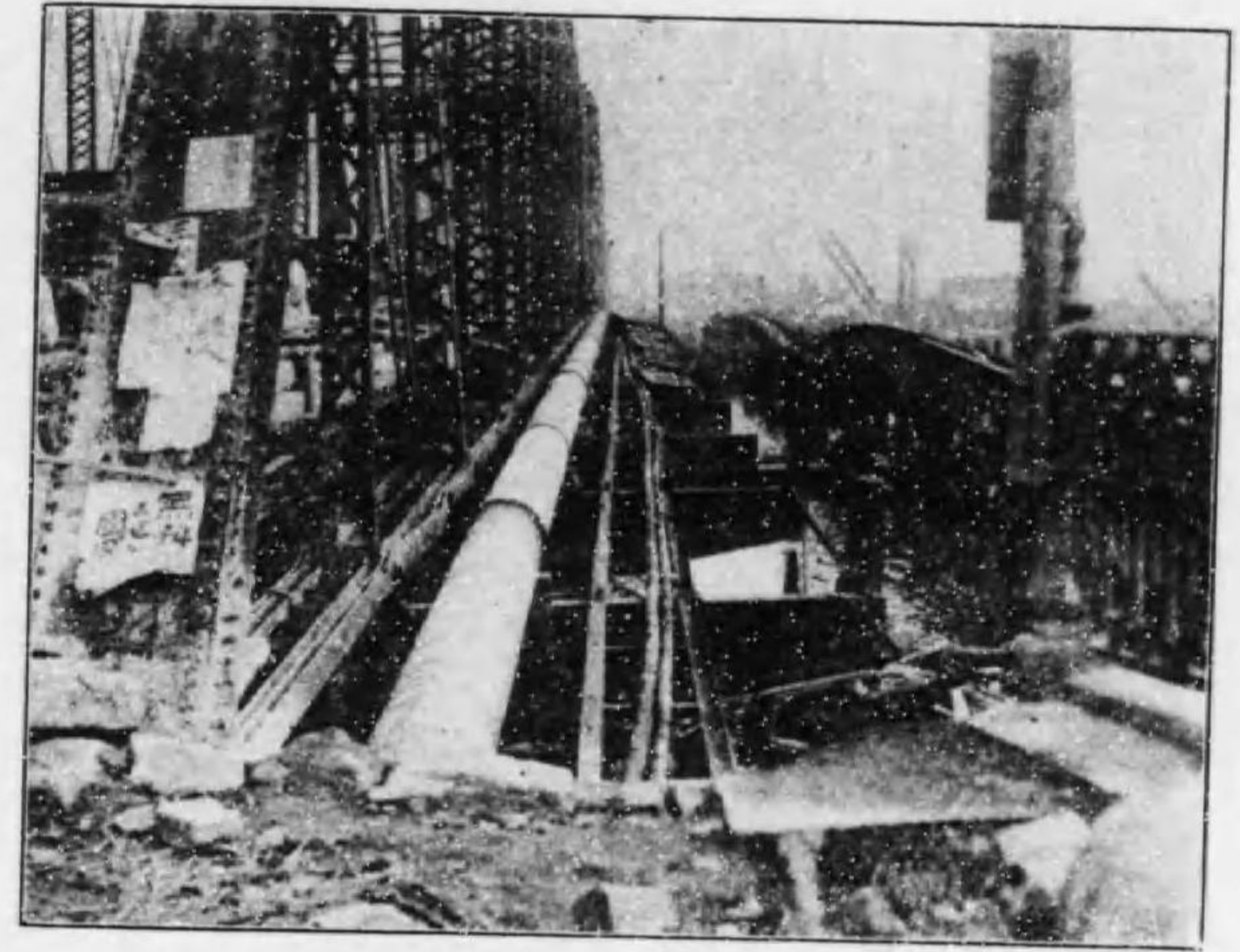


(區橋京) 橋 正 彈

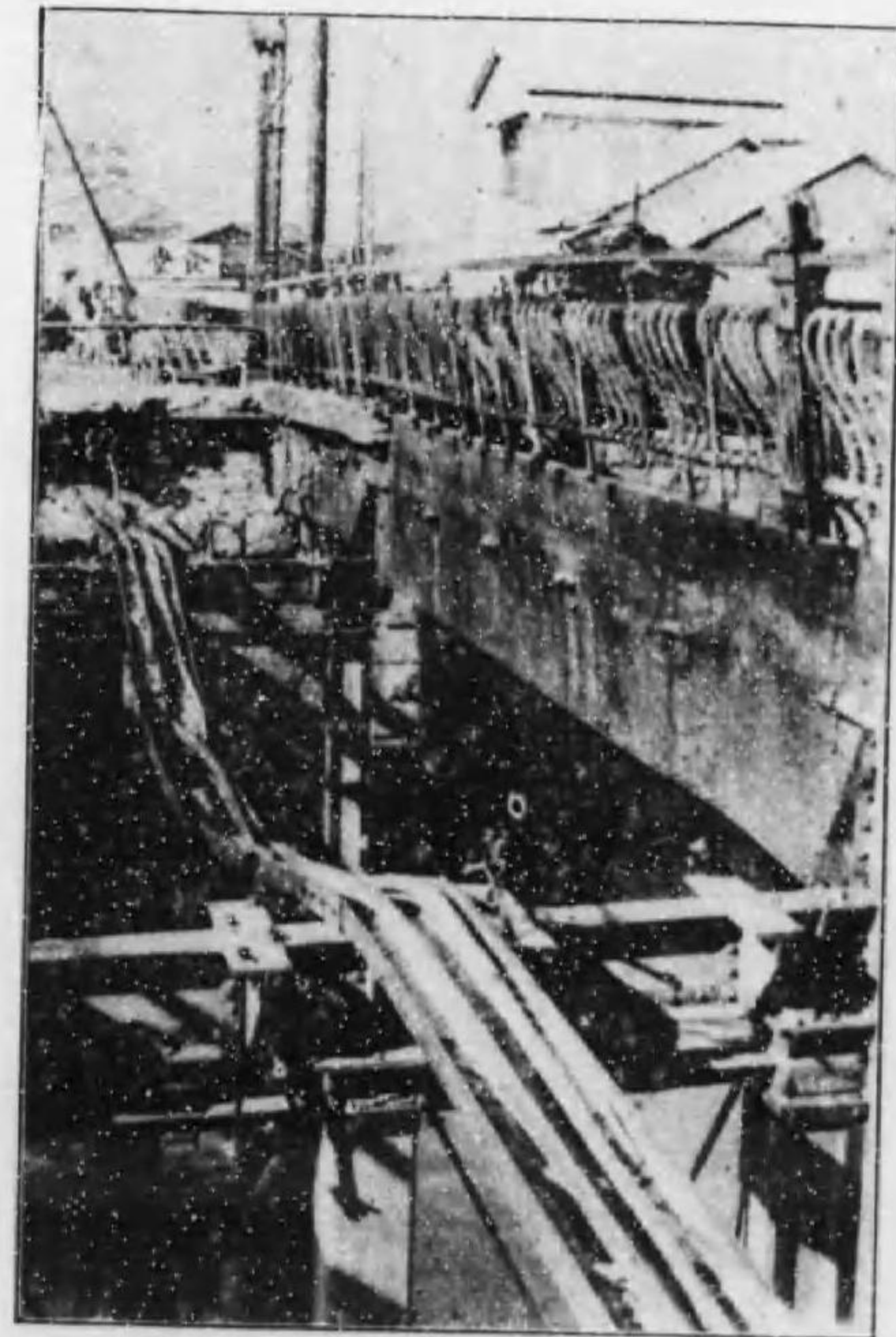


(區所本) 橋 龜 黒

以上の橋梁は桁、上部構造或は橋脚等猛火の爲め見る影もなく焼損し、人道部は歩行に堪えず、軌道部は軌道下敷焼失せるも、軌條及び之に固着しある軌道床の一部は、彎曲せる儘懸垂して居つた。焼損せざるも直接地震により被害を蒙つたものは左の七橋である。

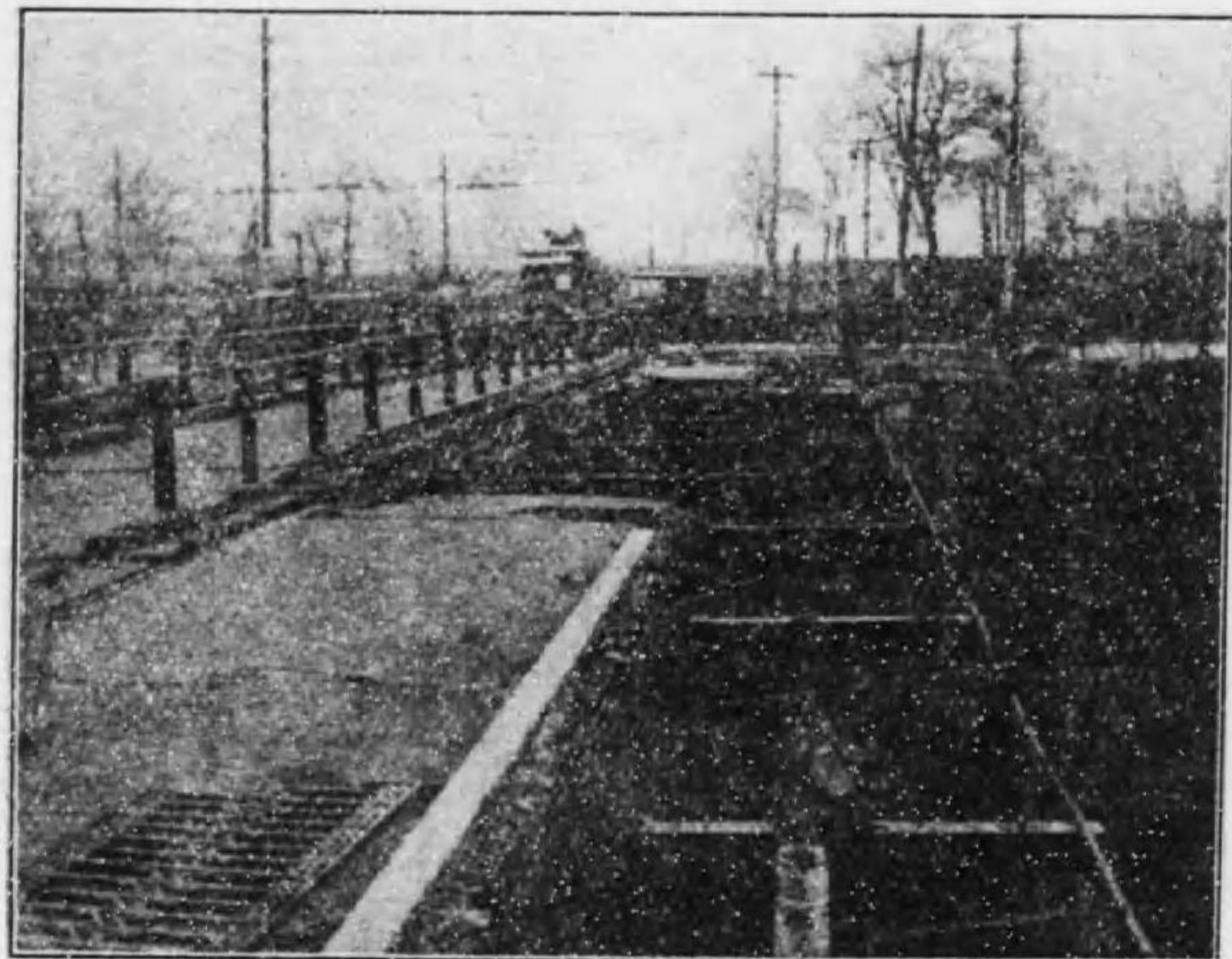


(區川深) 橋 代 永

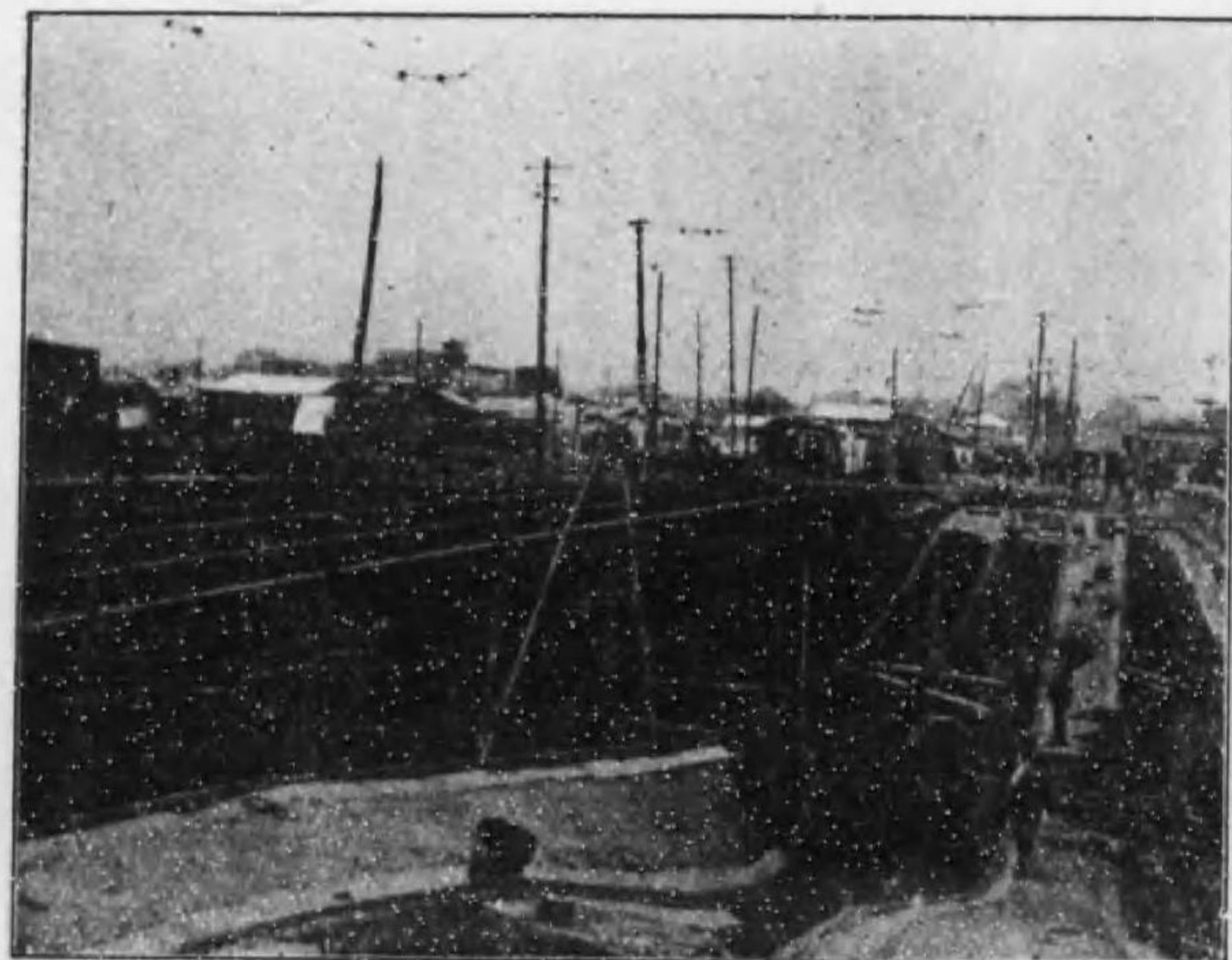


(區所本) 橋 北

- 築地橋。
- 黒船橋。
- 江東橋。
- 和泉橋。
- 俎橋。
- 黒龜橋。
- 海邊橋。
- 新川橋。
- 彌勒寺橋。
- 業平橋。
- 相生橋。
- 沙見橋。
- 船木橋。
- 彈正橋。
- 神田橋。
- 福島橋。
- 北野橋。
- 菊川橋。

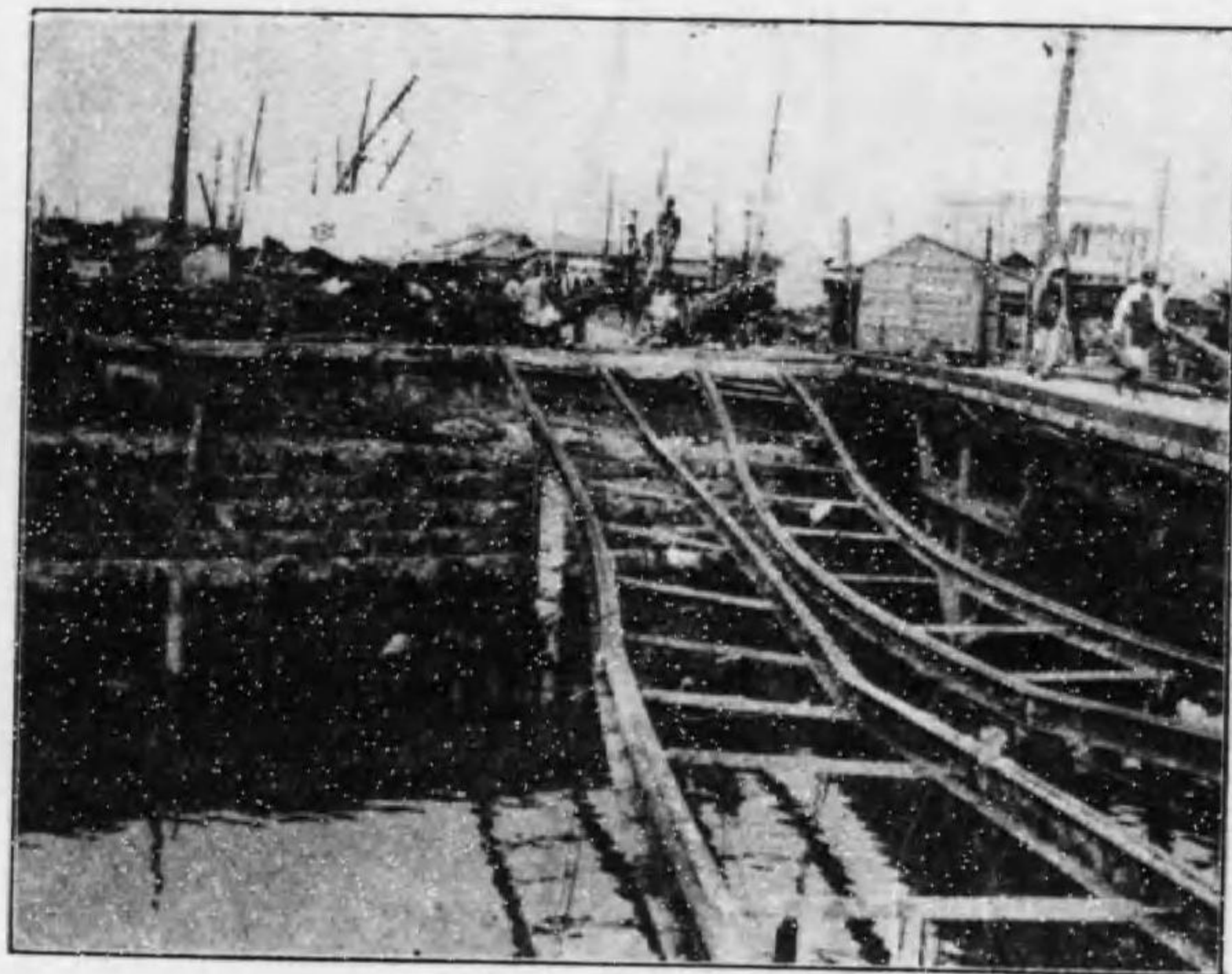


(區田神) 橋 水 茶 お



(區橋京) 橋 地 築

なる個所の被害状況は左の通りである。  
 天現寺橋より恵比壽に向ひ約一町の區間に於て、二寸乃至三寸の地割を生じ、軌道は此附近に於て約八寸の沈下を生じ、軌間は東側に向つて約二寸擴大したが、之は軌道東側は沼地で、地盤脆弱なる爲めであらう。軌道は専用



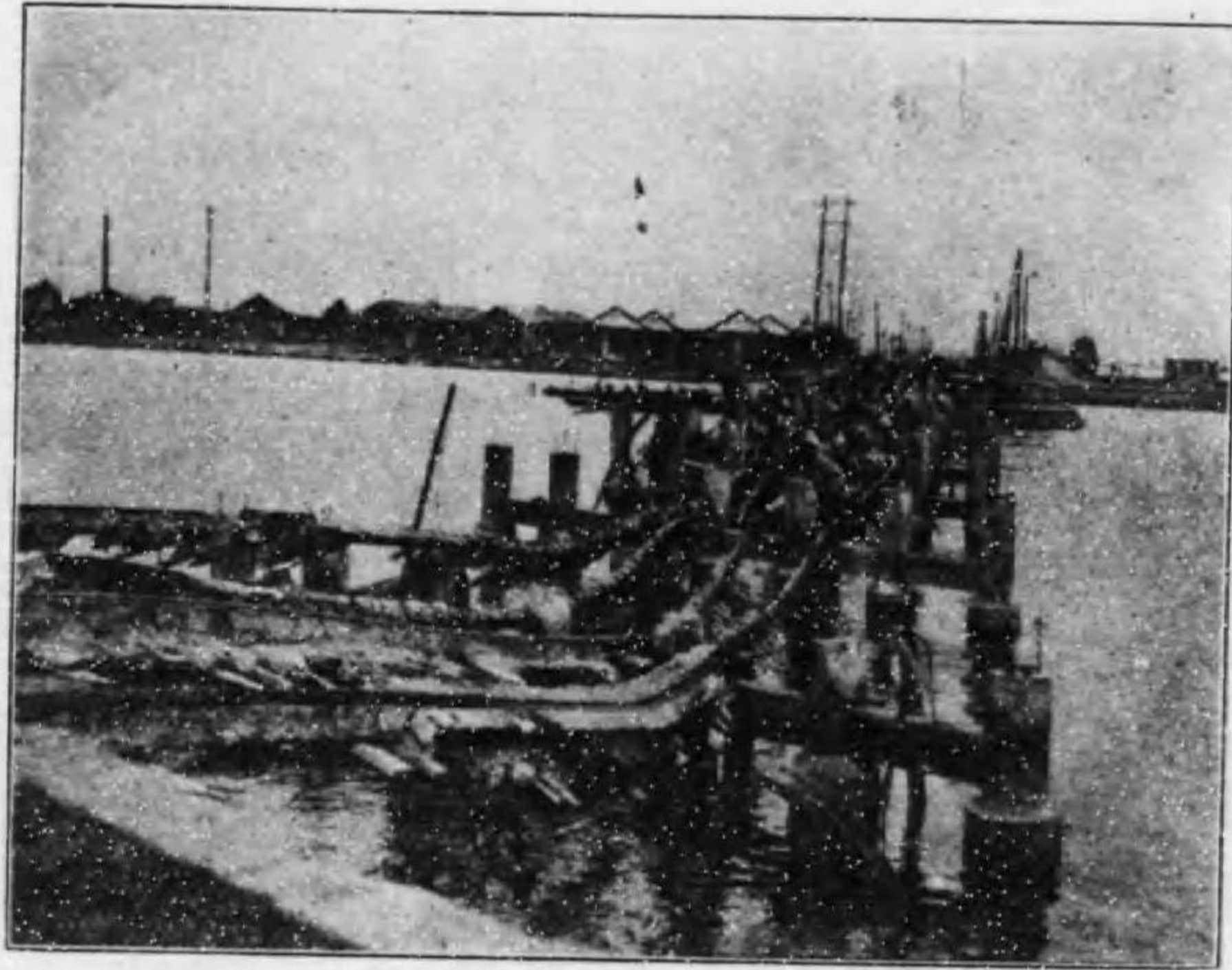
(區川深) 橋 船 黒



(區川深) 橋 川 新

月島橋。新常盤橋。天現寺橋。初見橋。市ヶ谷橋。赤羽橋。三原橋。

第三節 燒殘區域の状況 (軌道單線延長 九五哩一五一) (車庫内軌道 一四哩八七九)  
 此區域中約一哩餘は地震に因り軌道基礎の沈下、或は軌道上面及軌道間の變化の爲め鋪裝を破壊された。其の主

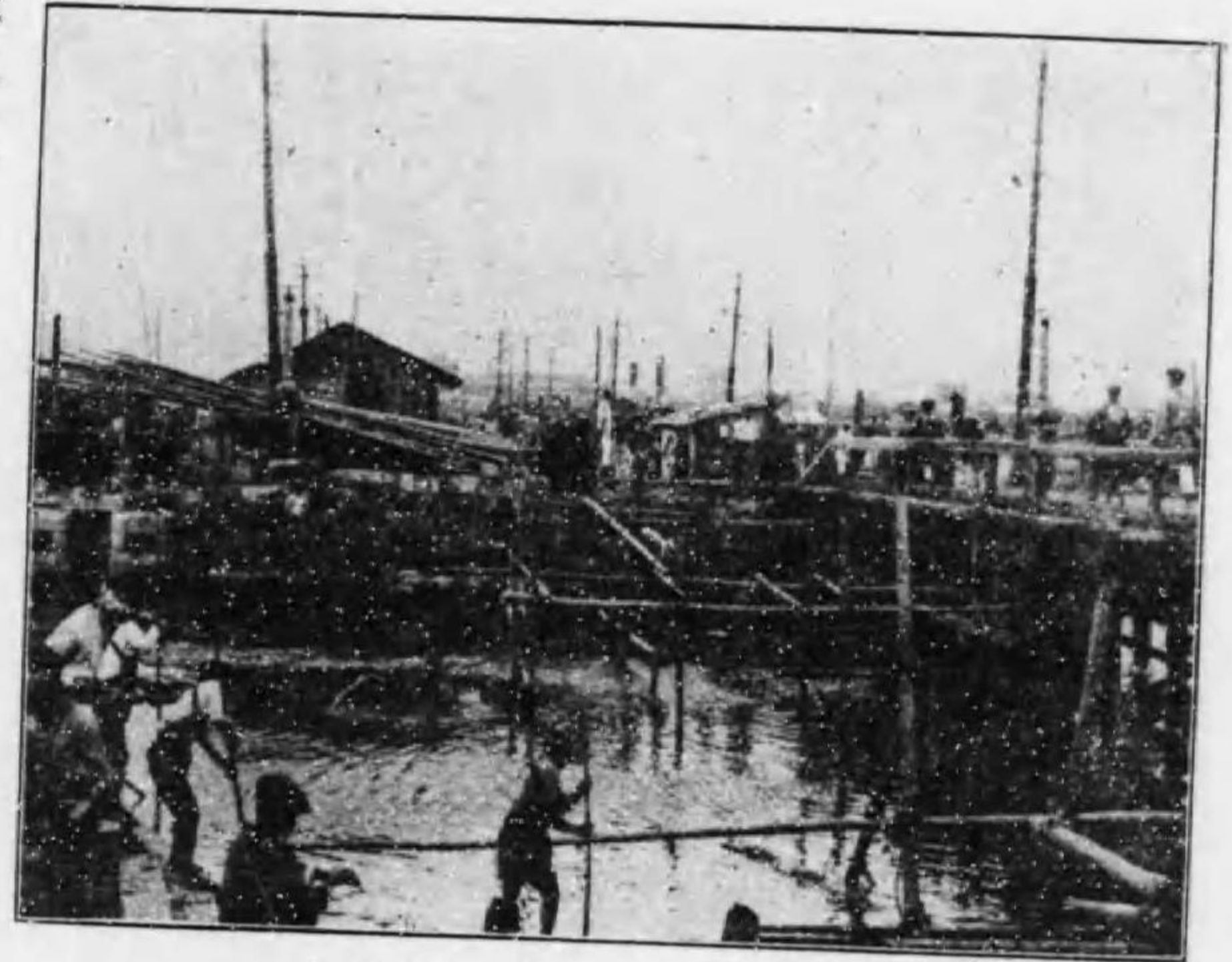


(區橋京) 橋 生 相

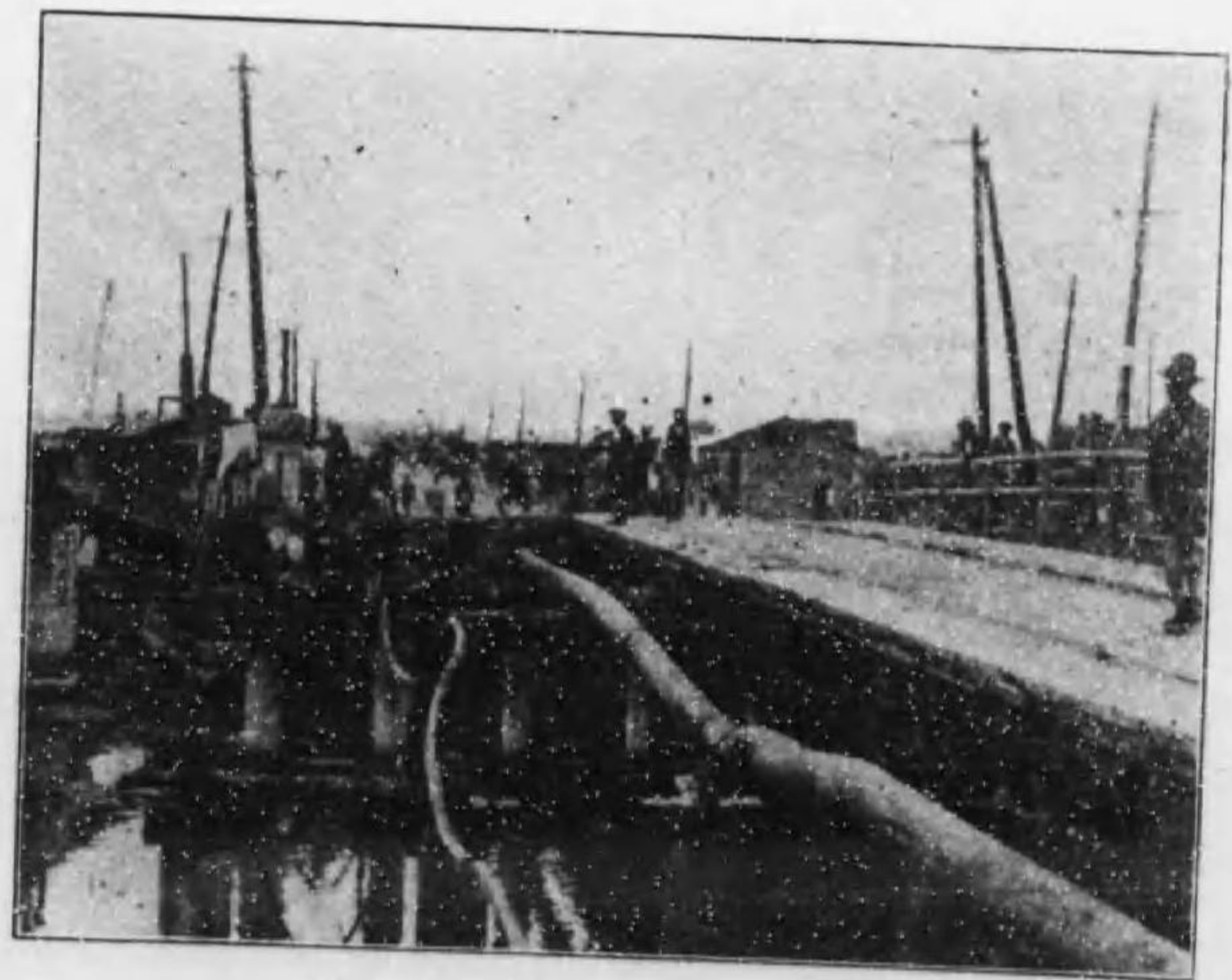


(區川桑) 橋 木 船

半藏門、九段上間は濠に臨めるを以て、崩壊甚しく方向の如何を問はず、數十尺に亘り被害あり、軌道沈下し鋪石少しく移動した。  
 逢坂下、新見附間は濠に臨み約三十尺の間路面に約一寸の地割を生じ、同時に軌道は濠に向つて約二寸方滑り出



(區所本) 橋 東 江



(區所下) 橋 川 菊

軌道である。  
 古川橋、四ノ橋間に於て約十間目黒川に沿ひ岸壁沈下せる爲め、軌條東側の鋪石傾斜した。軌道は舊軌道である。麴町九、十及二、三丁目附近に於て北側線は所々二寸乃至三寸位降下を見た。軌道は舊軌道である。

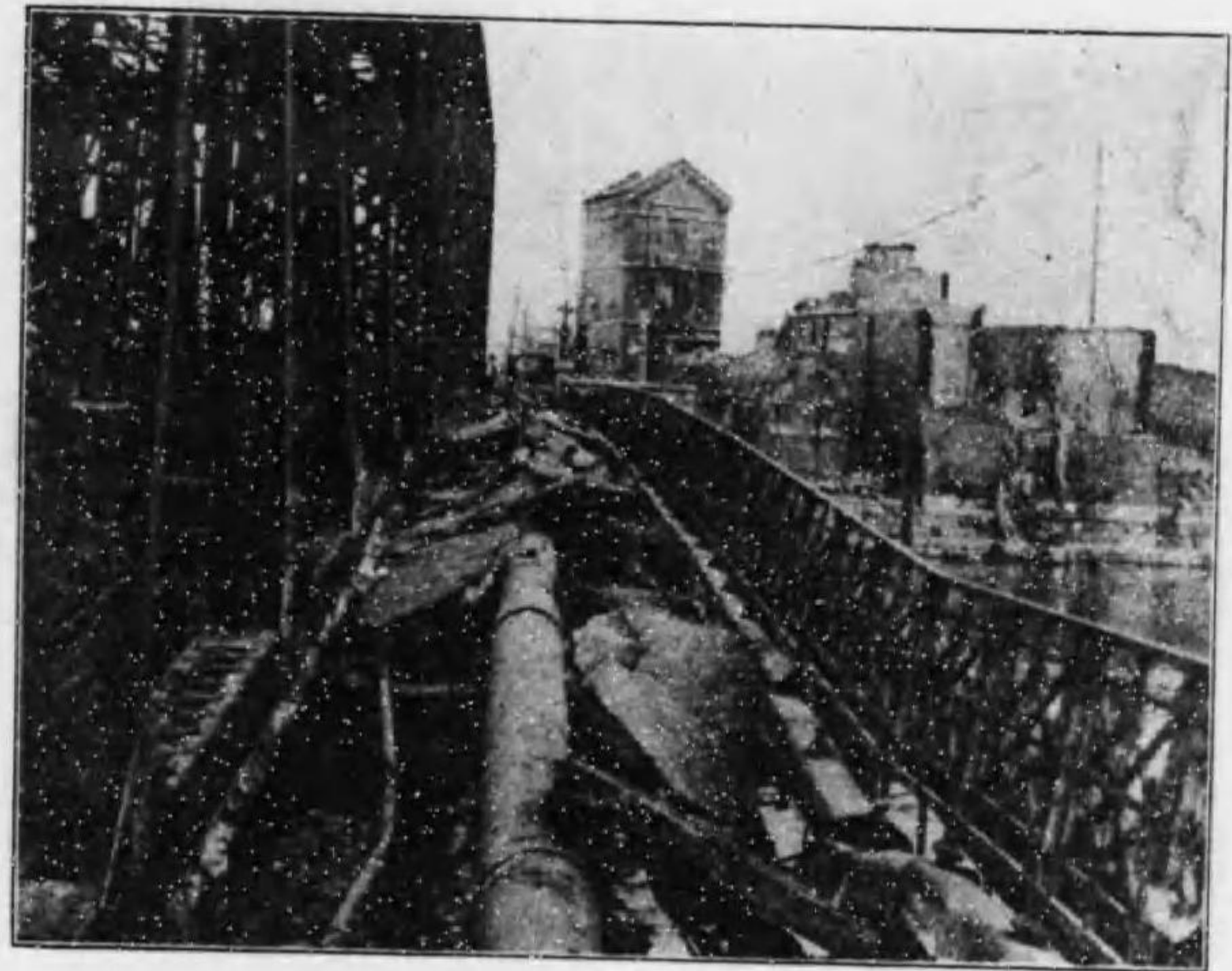


北の橋(本所區)

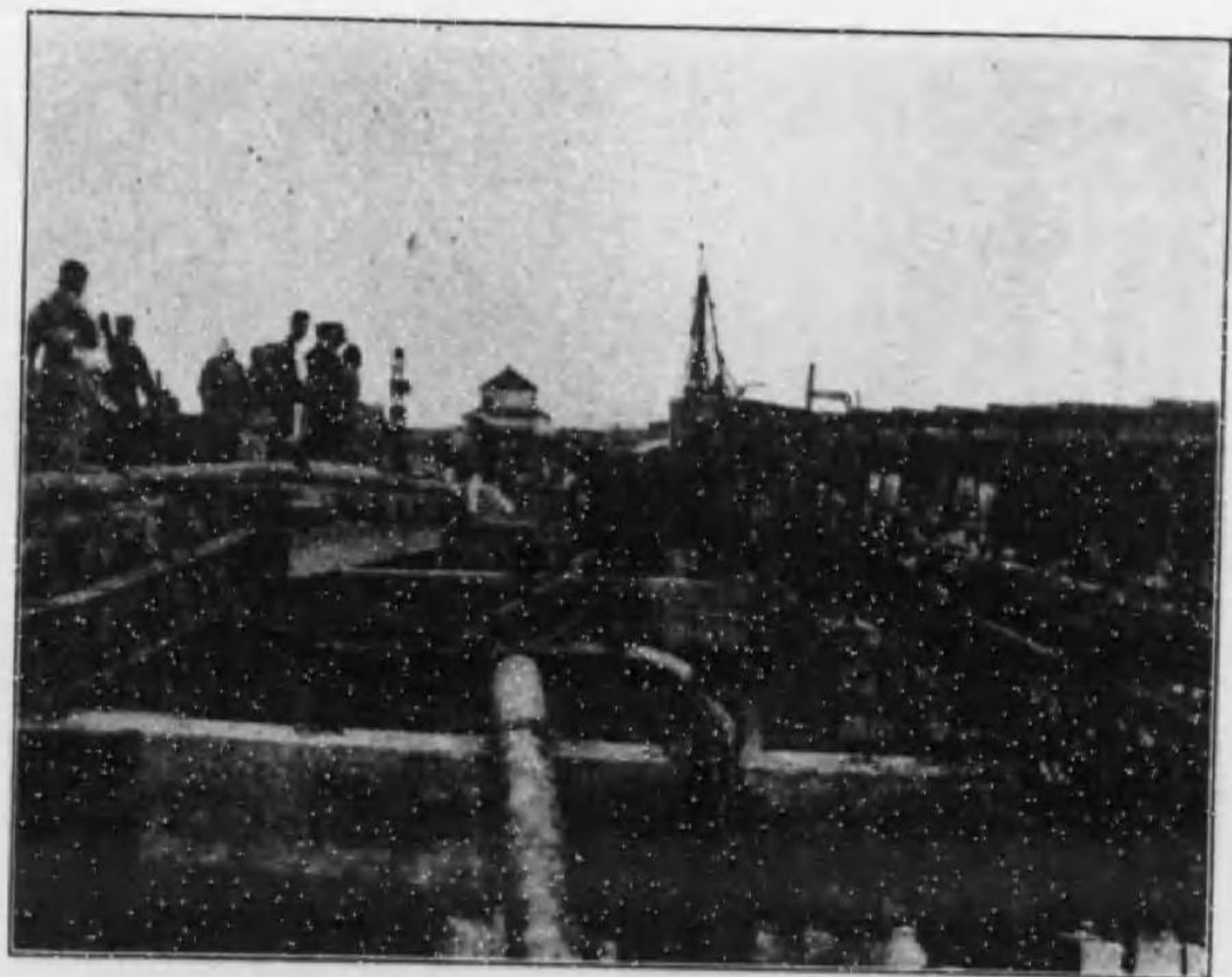


吾妻橋(淺草區)

大曲、東五軒町間に於て江戸川に沿へる道路面約六尺の間沈下し、最も甚しき箇所は沈下三尺にも及び、此爲めに軌道は約百尺に亘り沈下した。軌道は舊軌道である。追分町、一高前間の東側線路下に於て約七尺の陥没箇所があつた。



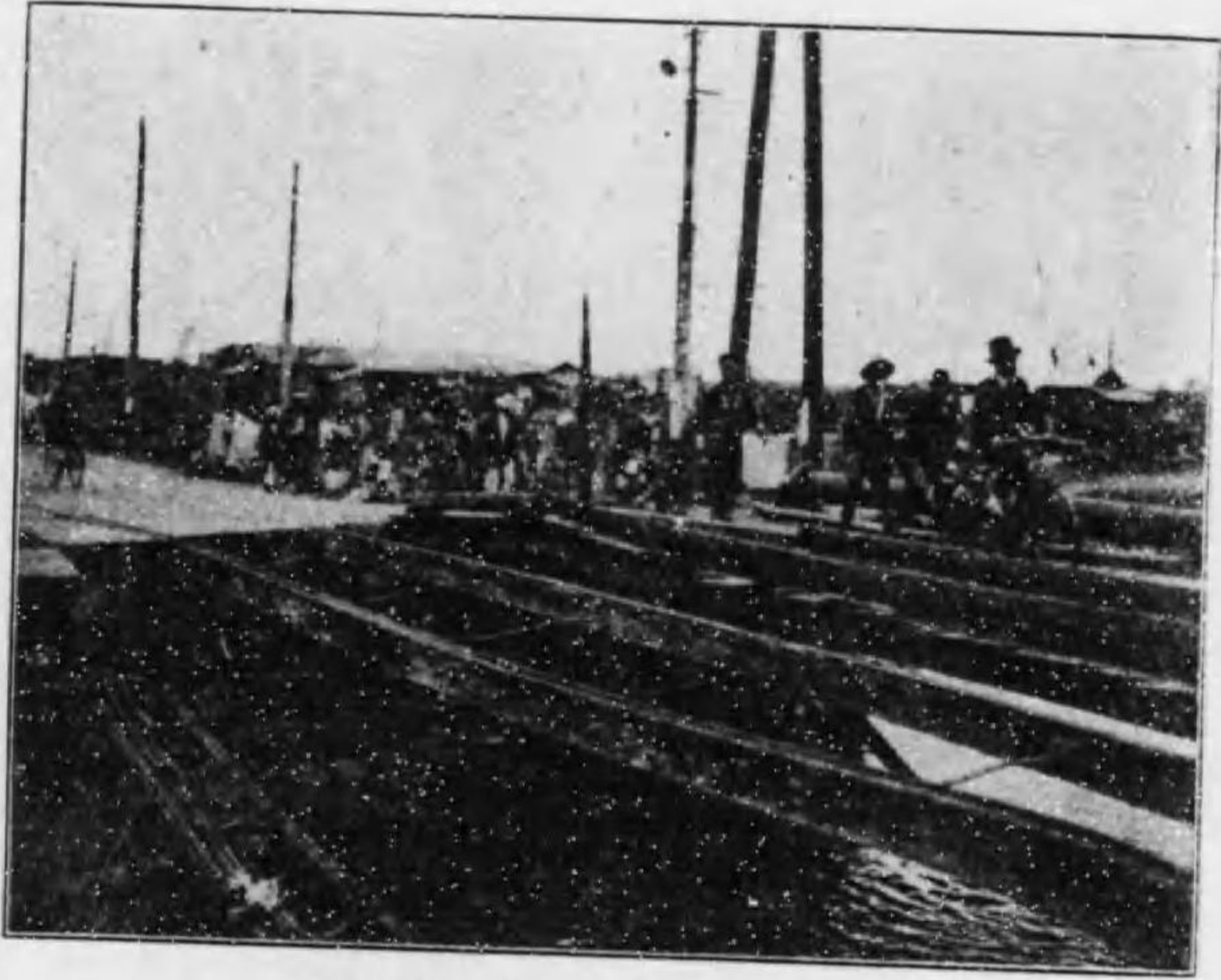
鏡橋(本日橋區)



澤梅橋(菜川區)

した。「軌道は南北に走り舊軌道である。新田裏、前田甫間に在りて約二十間南側約五寸の沈下を見、之に伴ひ軌條稍屈曲を來した。軌道は専用軌道である。

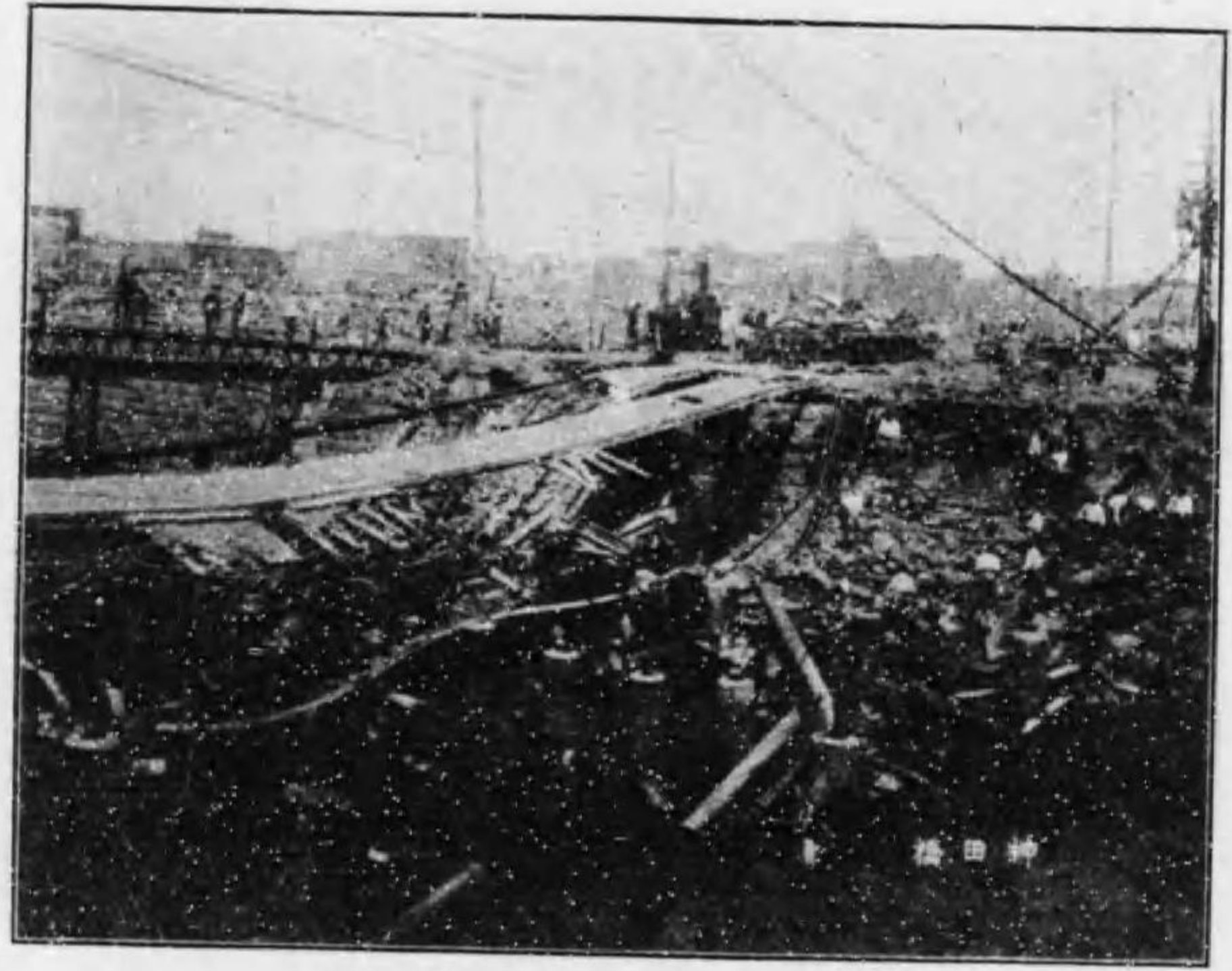
右の他深川區相生橋附近及永代橋、洲崎間の路床低下及各橋梁前後の路床沈下を初め、少しの路面低下軌道の  
 狂ひは市内低地區の各所に起つた。



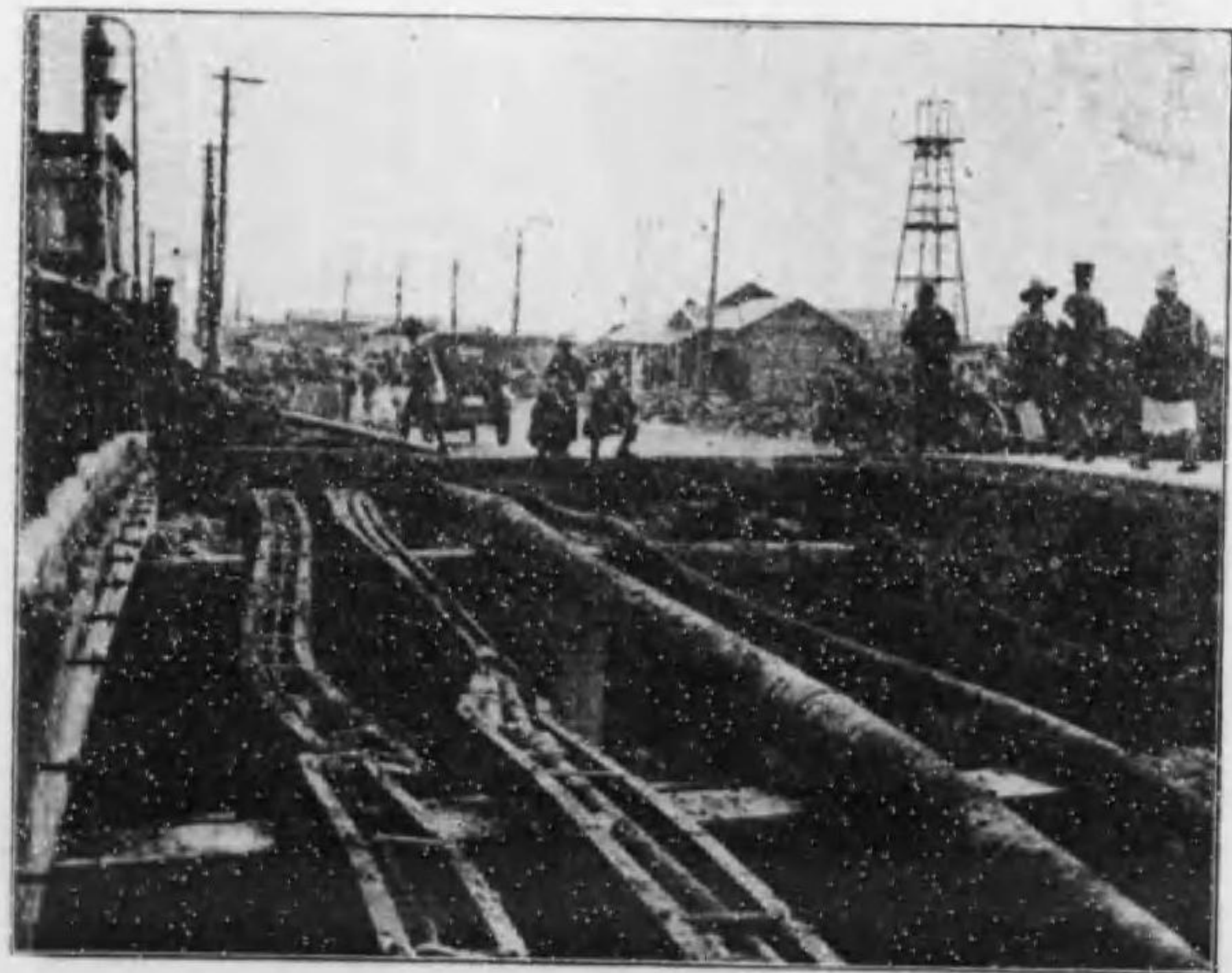
(區所本) 橋 寺 勒 彌



(區所本) 橋 國 兩



(區田神) 橋 田 神



(區川深) 橋 島 福



### 第六章 架空線の被害状況

#### 第一節 被害の一般

架空線は電車関係のものも、電燈関係のものに分れる。

電車関係の架空線としては大久保・麻布、廣尾の専用軌道に架設されたる饋電線及高壓配電線、新宿二丁目、角筈間饋電線、其他市内全線に亘る電燈低壓配電線等であるが、之は概して地震に因る被害殆んなく、主として火災に因る被害のみである。

電燈關係としては荏原郡の六町、一村と豊多摩郡の三町の架空配電線、市内架空引込線及び屋内電氣設備等である。右の内電燈配電線にありては家屋倒塌の爲め木柱の毀損、倒塌せるもの、柱上變壓器の落下せるもの等で、引込線の地震に因る被害は少く、唯家屋の倒塌、傾斜に基く絶縁破損の程度に止まる、屋内電氣設備にして焼失區域にありしものは總て焼失した。

#### 第二節 電車用方面の被害

(イ) 電燈高壓配電線

焼失區域外に在りては被害なし。

(ロ) 電車線及架線材料

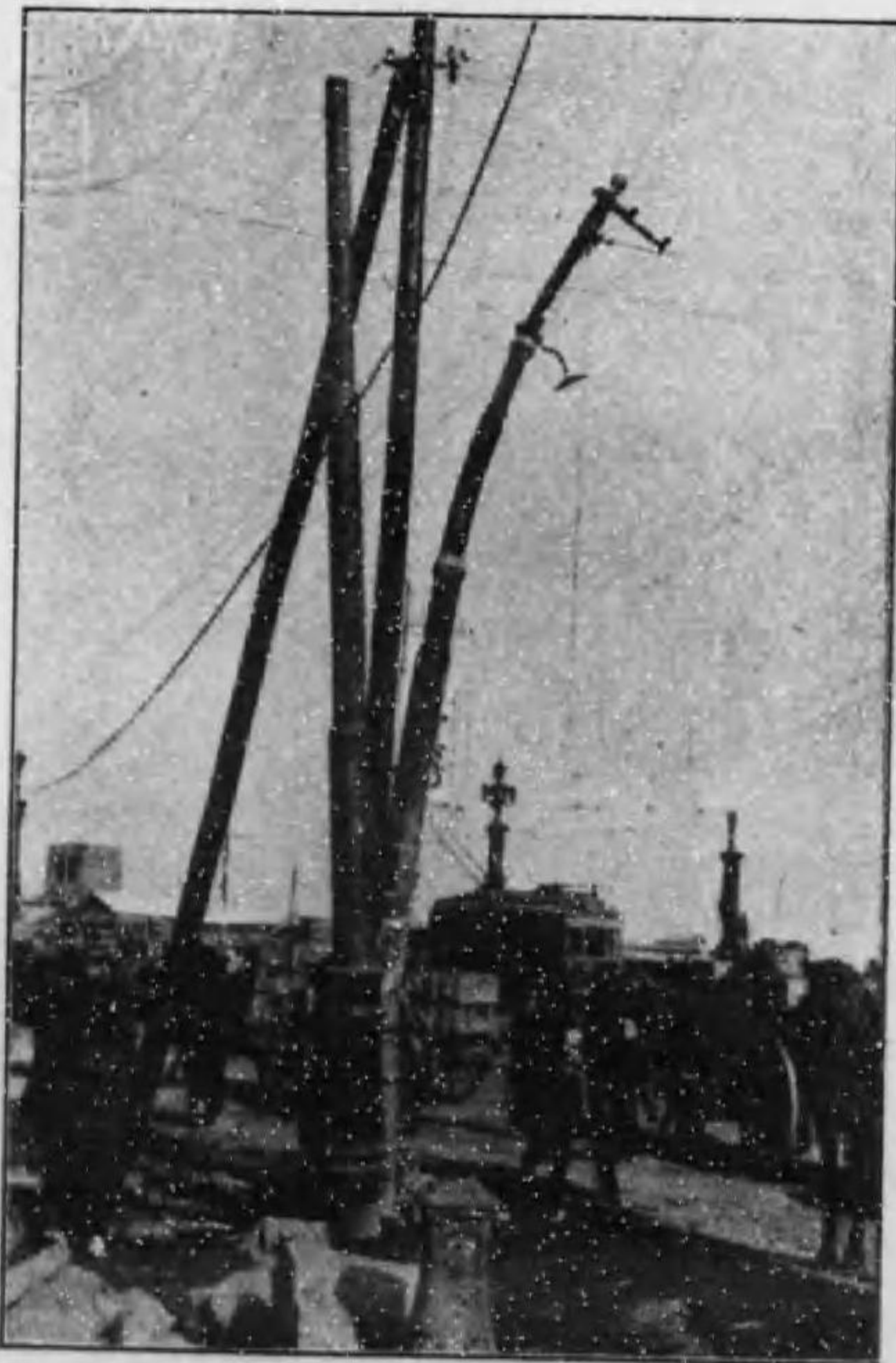
市内焼失區域内に於ては殆ん全線に涉り「スパン」線の斷線、又は弛みのため電車線の落下又は低下を來し、焼失電車線の延長約四十一哩に達した。

(ハ) 電車線支持鐵柱

焼失區域に於ける鐵柱の塗料は總て燃焼した。落下電線類の重量に堪へず、或は家屋の倒塌の爲め、火箸を曲けたるが如く彎曲せるもの多數で、其内使用に堪へざるもの二百七十三本、焼失區域設置の總本數の實に六五%に達した。以上電車線路の被害額は約五十三萬八千六百三十五圓で其内譯は左表の如くである。

電車線の被害調

| 種別     | 單位 | 數量      | 單價    | 總額      | 摘要              |
|--------|----|---------|-------|---------|-----------------|
| 鐵柱     | 本  | 二七三     | 二〇〇   | 五四、六〇〇  | 再使用ニ堪へザル鐵柱單價ヲ含ム |
| 塗料     | 本  | 四、八〇〇   | 三     | 一四、四〇〇  | 燒失區域内鐵柱數        |
| 電車線    | 尺  | 八六五、九二〇 | 〇・三   | 二六、四八〇  |                 |
| 架線材料   | 哩  | 四二      | 五、八六〇 | 二四〇、二六〇 |                 |
| 在庫內電線路 | 哩  | 八、五九七   | 一、五〇〇 | 一二、八九五  |                 |
| 合計     |    |         |       | 五三八、六三五 |                 |



(稿本日) 害被の柱鐵製ルナヨシナ

其他饋電線、電燈低壓線、自家用電話線及電氣時計、線路等の分は省略す。

#### 第三節 電燈用方面の被害

(イ) 架空配電線路

地震に因る本柱、支柱の倒壊又は毀損三十一本(上大崎陸軍衛生材料廠構内外數ヶ所)被害電線の延長高壓三千七百二十尺、低壓六千二百四十尺である。尙震動に因り變壓器の落下破損せるもの總數五十七個を算す。  
(ロ) 架空引込線

市内の引込線は總て地中式で、架空引込線としては郡部に於けるものも、特殊の場所(芝浦に於ける架空河港課動力引込線)に、施設されたものに限らる。被害は概して輕微で大約電燈引込箇所二千二百六十七箇所、電力引込箇所五十一箇所、此損害高約一萬一千五百八十圓である。

(ハ) 需要家工作物

損害としては電燈十五萬五千燈で、震災前の設備七十三萬一千燈に對し二割強に當り、電力の損害は九千九百キロにして、震災前の設備二萬六千キロの三割五分を占めて居る、但し右の内電燈四萬一千四百二十二燈、及び電力設備の總てが需要家の負擔に屬するを以て、實際屋内設備として當局の損害は電燈十一萬三千六百七十八燈に過ぎない。



(町澤龜所本)害波柱鐵製 .E .G

## 第七章 地中線の被害狀況

本局送電線は前述の如く電車用、電燈用とも大部分地中式で、配電線(自家用電燈)饋電線も亦市内は總て地中式で、郡部の一部分のみが架空式なるに過ぎないから、被害は極めて輕微であつた。

地中線にして焼失せるは變電、變壓所内、橋梁、變壓塔、ピラー及び閉閉塔等に施設しあるもので、工事中にて空中に曝さるゝか地表に露出せる部分のみである。

(イ) 一般地中線

本局の地中線の深さは地中線の「ダクト」最低部迄三尺、土被り二尺位なりしも、逓信省の新規定に依り其半數は土被り四尺に埋め替へられた。前述の通り震火災の被害は殆んど皆無き云つてよい。地中線の各「ジョイント」は地震に因つて地み、且つ離隔するものと思はるゝも結果に於て斯くの如き事は無かつた。



部一の損破線中地

尤も地中線が埋設する深度の大なる程安定なるは云ふまでもない。

然し河岸に沿ひて電線を埋設するか又は地質を甚しく異にせる間に電線を施設する場合には、將來の地這り断層の危険を顧慮せねばならない。

一般需要家の引込口の鐵管中の地中線の火災に因る被害は、地中に向つて約一尺五寸の深さに達した。

(ロ) 橋梁に架せし電線

構造上大略木造、石造、コンクリート捲立石造の三種に分たる、何れも震動に對しては殆んき被害なく、火災に對して安全なるを得たのはコンクリート捲立石造で、呉服橋、一石橋等に其例を見る。石造は火熱の爲め石質弱り或は破壊されて、内部に火氣を誘ひ局部的に被害を受け、木造に至りては木材の燃焼と共に、是に架せられた鐵板製「チャンネル」内の電線は、絶縁物を燃焼され被害最も甚しい。又橋梁の鐵材に架せる電線にして、直下を流るゝ火災中の船舶の爲め、下方より火熱を鐵板製「チャンネル」に吹きつけられ、電線絶縁物を破壊して、櫻橋の如く橋梁は比較的被害少きに拘らず電線の被害甚しかりしものもある。橋梁に添架せらるゝ地中線の地中引込口は、何れも内部空隙の存する爲め火氣を導き、入口より約二尺位の間被害を蒙つた。

今電車用电線と電燈用电線とに分つて被害の一般を示せば左の如くである。

電車用橋梁電線被害表

| 電線種別      | 被害                    |             | 損害額                  |
|-----------|-----------------------|-------------|----------------------|
|           | 被<br>害<br>延<br>長<br>尺 | 延<br>長<br>尺 |                      |
| 低 電 線     | 二五                    | 一三、八六〇      | 一二四、七四〇 <sup>円</sup> |
| 高 電 線     | 一七                    | 七、四八〇       | 四〇、三九二               |
| 特 別 高 電 線 | 三                     | 四、八四〇       | 三六、七八四               |
| 高 電 線     | 八                     | 一〇、一二〇      | 七五、九〇〇               |
| 電 話 電 線   | 二                     | 八八〇         | 二、九九二                |
| 合 計       | 五五                    | 三七、一八〇      | 二八〇、八〇八              |

備考 被害延長尺は取換を要するドラマムの延長を示す損害額中には工事費を含む

電燈用橋梁電線被害表

| 電線種別      | 被害                    |             | 損害額                     |
|-----------|-----------------------|-------------|-------------------------|
|           | 被<br>害<br>延<br>長<br>尺 | 延<br>長<br>尺 |                         |
| 特 別 高 電 線 | 二                     | 九一五         | 四、八六四 <sup>円</sup> ・九五  |
| 高 電 線     | 三四                    | 八、三〇二       | 一八、三二五 <sup>円</sup> ・〇六 |
| 低 電 線     | 一五                    | 三、五四九       | 四、八八二 <sup>円</sup> ・一七  |
| 合 計       | 五一                    | 一二、七六六      | 二八、〇七二 <sup>円</sup> ・一八 |

備考 損害額中には工事費を含み

(ハ) 變電所、變壓所内地中線引上及變壓塔立上り地中線

建築物崩壊せる爲め地中線を破損せる所(市ヶ谷變壓所前)あるも、一般には直接地震に因る被害を見ない。火災を蒙つた變電所及び變壓所は總て其立上り部分被害を受け、「ダクト」に箱入せる部分は、其「ダクト」に沿うて被害を受けて絶縁破壊した。取替を要する直長尺約五十尺である。變壓塔にして火災を受けしもの、内部に於ける電線の被害程度は、立上り約五尺地下約一尺である。

變電所、開閉所(電車關係)燒失立上り

地中電線表 被害變壓所五ヶ所、開閉所一ヶ所

| 種 別   | 被害延長尺 | 損害額                 |
|-------|-------|---------------------|
| 特別高電線 | 二、〇五〇 | 一四、三五〇 <sup>円</sup> |
| 高 電 線 | 二五〇   | 一、〇〇〇               |
| 高 電 線 | 六五〇   | 二、六〇〇               |
| 低 電 線 | 三、一五〇 | 二五、二〇〇              |
| 計     | 六、一〇〇 | 四三、一五〇              |

變電所、開閉所(電燈關係)燒失立上り

地中電線表 被害變電所三ヶ所、開閉所二ヶ所

| 種 別   | 被害延長尺 | 損害額                     |
|-------|-------|-------------------------|
| 特別高電線 | 六六〇   | 四、四三二 <sup>円</sup> ・〇四  |
| 高 電 線 | 一、五五六 | 三、四九八 <sup>円</sup> ・六八  |
| 低 電 線 | 一、八一二 | 三、五九〇 <sup>円</sup> ・三〇  |
| 計     | 四、〇二八 | 一一、五二一 <sup>円</sup> ・〇二 |

(ニ) ビラー或は開閉塔の引上電線

ビラーは主として電燈高壓配電路に用ひられ、其高さ地上約五、六尺、開閉塔は主として送電線に用ひられ、高さ地上約三尺何れも鐵板製である。燒失区域内に在りし内部引上電線全部は燒盡した。即ち被害箇所十ヶ所、損害額千貳百圓である。

(ホ) 鐵柱引上饋電線の燒損

焼損せるもの約百八十ヶ所、其損害額九萬圓に上る。  
 (へ) 地中引込線  
 焼失區域に施設せるものは其立上り部分全部損害を受け、地下約一尺五寸に及ぶ、即ち下表の如くである。

| 種別       | 損傷箇所                     | 損害額                        |
|----------|--------------------------|----------------------------|
| 地中電燈用引込線 | 一九、六九七 <small>箇所</small> | 六八、九三九 <small>圓</small>    |
| 地中動力用引込線 | 四〇〇                      | 一二、〇〇〇 <small>圓</small>    |
| 計        | 二〇、〇九七                   | 八〇、九三九 <small>圓・五〇</small> |

### 第八章 變壓塔の被害

電車用としては焼失區域内に於て鐵板製のビラー約十ヶ所を焼損せしも、重なる被害は電燈用の變壓塔である。其構造上大略次の二種に區別さる。

- (イ) 鐵板製(高さ七尺、二尺五寸方形)
- (ロ) 煉瓦製(高さ八尺、長さ六尺巾四尺)

(b)(a) 内外面に「セメント」にて捲立せるもの  
 捲立なきもの

(イ)は耐震力あるも耐火力に至りては皆無で



(ロ) 煉瓦製(高さ八尺、長さ六尺巾四尺) 鐵板製(高さ七尺、二尺五寸方形) 鐵板製變壓塔の被害

ある。従つて被害は甚だしく内部の變壓器、開閉器等使用に堪へざるに至つた。(ロ)の(b)は震動にて龜裂を生じ又は崩壊し、是が爲めに火災に因る内部の被害は敢て鐵板製のものに劣らない。(ロ)の(a)は耐震、耐火力も強く安全なるを得た。焼失區域内にありし變壓塔は、總數二百七十二で内鐵板製二百一十一、煉瓦製六十一である。火災に對する被害數は、鐵板製は其總數の五八・二%、煉瓦製は總數の四四・三%を占めて居る。焼失區域外にありしものを見るに鐵板製は殆んゞ被害なく、煉瓦製は全體の約九%被害を受けた。次表は構造別被害數である。

#### (一) 燒失區域内に於ける變壓塔

| 區名  | 鐵板製 |     | 煉瓦製 |    |
|-----|-----|-----|-----|----|
|     | 良   | 不良  | 良   | 不良 |
| 日本橋 | 〇   | 二四  | 六   | 八  |
| 京橋  | 一四  | 一九  | 三   | 四  |
| 神田  | 二五  | 二二  | 一   | 三  |
| 浅草  | 一五  | 二三  | 四   | 四  |
| 下谷  | 一   | 二一  | 〇   | 三  |
| 本郷  | 七   | 六   | 一   | 〇  |
| 小石川 | 三   | 二   | 〇   | 三  |
| 芝川  | 七   | 二   | 〇   | 〇  |
| 麴町  | 五   | 二   | 〇   | 〇  |
| 赤坂  | 一   | 四   | 一   | 四  |
| 合計  | 八八  | 一二三 | 三四  | 二七 |

備考 不良とは倒壊又は焼失せるものを指し良とは完全なるものを指す

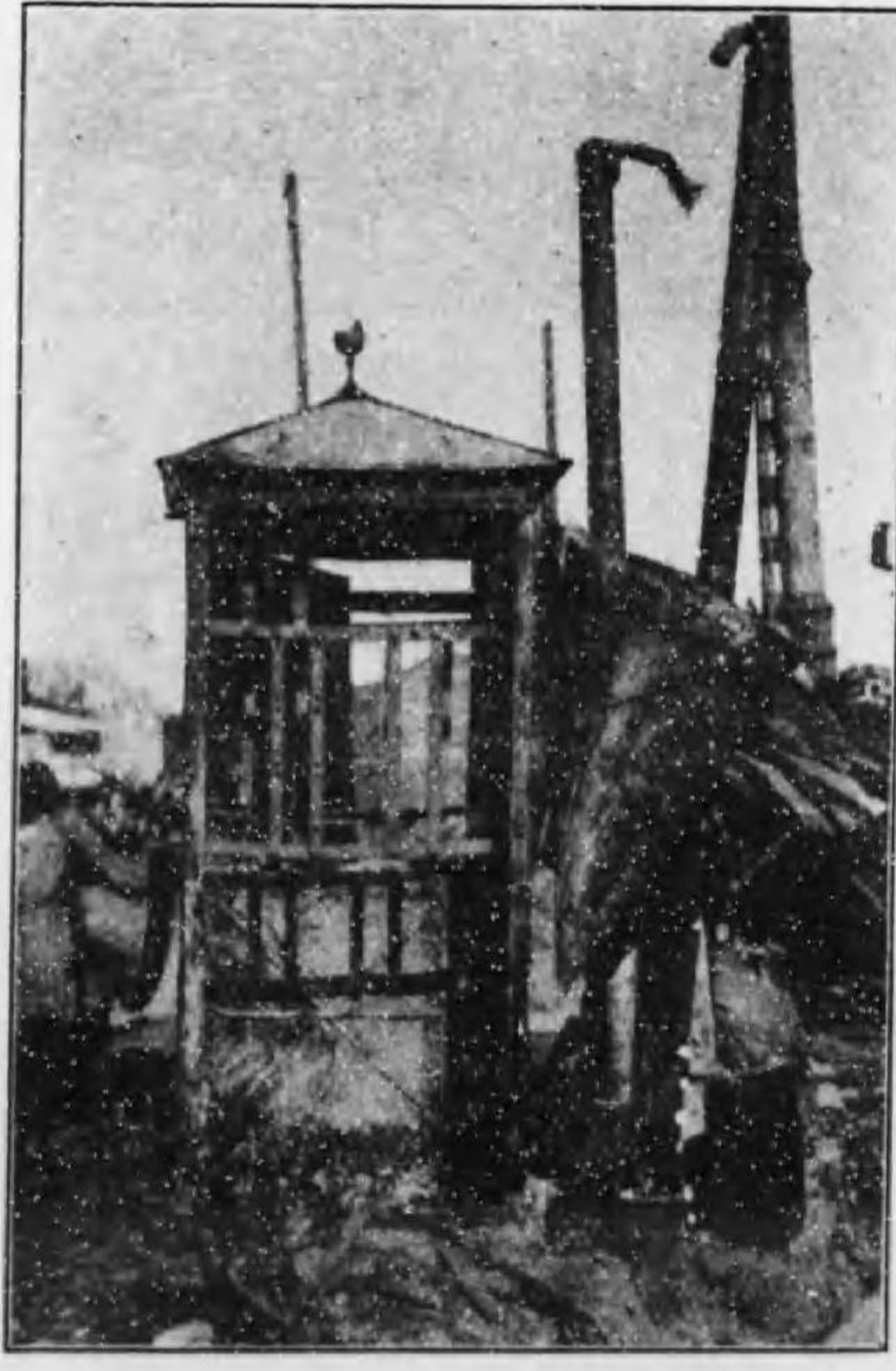


(イ) 鐵板製變壓塔の被害

(二) 燒殘區域に於ける變壓塔

|     |                               |    |    |     |     |     |     |
|-----|-------------------------------|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 區名  | 芝田、牛込、麴町、本郷、小石川、下谷、赤坂、品川、千駄ヶ谷 |    | 合計 | 三三七 | 二〇  | 一五九 | 一三八 |
| 鐵板製 | 良                             | 不良 | 良  | 不良  | 煉瓦製 | 良   | 不良  |
| 煉瓦製 | 二〇                            | 〇  | 〇  | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   |
| 煉瓦製 | 二〇                            | 〇  | 〇  | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   |
| 煉瓦製 | 一五九                           | 〇  | 一  | 〇   | 一   | 〇   | 一   |
| 煉瓦製 | 〇                             | 〇  | 〇  | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   |
| 煉瓦製 | 一                             | 〇  | 〇  | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   |
| 煉瓦製 | 〇                             | 〇  | 〇  | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   |
| 煉瓦製 | 〇                             | 〇  | 〇  | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   |
| 煉瓦製 | 〇                             | 〇  | 〇  | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   |
| 煉瓦製 | 〇                             | 〇  | 〇  | 〇   | 〇   | 〇   | 〇   |

備考 不良とは倒壊又は燒失せるものを指し良とは完全なるものを指す



(際橋川新 川深) 害被の塔壓變製板鐵

### 第九章 發電、變電、變壓及び開閉所の被害狀況

#### 第一節 被害の一般

當局附屬建物の大半は、東京電氣鐵道會社時代からの耐震力のない煉瓦造で、最近竣工せしものだけが鐵筋コンクリートであつた。被害の程度は地盤の地質、工作物の構造如何に因るか、震動の方向に因る事も少くはなかつた。即ち震動の方向に直角なる建築物の壁は崩壊、龜裂が多く、忍町及び市ヶ谷變壓所の如きは夫れである、また

大正十一年九月竣工した澁谷變壓所の換氣塔の如く、古い建物に増築したものは、其「ジョイント」即ち新舊兩建築物の接合點の離脱せるを見た。煉瓦壁の崩壊、墜落に奇現象を呈したものは、新宿電車課出張所であつて、即ち其上部塔屋の陸屋根から全部崩壊、離脱したが是は震動に基く、諸種の材料の自己振動を異にせるためであらう。品川變電所の如きは其九分通り崩壊し、其他澁谷變電所、市ヶ谷、忍町、春日町、有樂町各變壓所の如く其一部崩壊又は龜裂の甚しきものもあるも、一般より見れば建築場は龜裂を生じたるのみで、概して建築物の内部諸機械及び器具の被害は其程度輕微で、地震後送電さへあれば大半運轉するを得る状態であつた。震災に因る被害は、左表の如くである。

| 所別         | 總數   | 震 |                                     | 火 |                          | 無 |           |
|------------|------|---|-------------------------------------|---|--------------------------|---|-----------|
|            |      | 數 | 名                                   | 數 | 名                        | 數 | 名         |
| 發電所 (火力)   | 二    | 二 | 品川、澁谷                               |   |                          |   |           |
| 變壓所 (電車關係) | 一三二〇 | 七 | 春日町、市ヶ谷、忍町、有樂町、濱松町、下谷、八官町、横網、淺草、常盤橋 | 七 | 有樂町、八官町、濱松町、下谷、横網、淺草、常盤橋 | 三 | 小石川、白金、駒込 |
| 變電所 (電燈關係) | 七    | 五 | 小石川、京橋、芝、下谷、澁谷                      | 三 | 京橋、芝、下谷                  | 二 | 香羽、品川     |
| 開閉所        | 四    | 二 | 下谷、小沼                               | 二 | 下谷、飯田町                   | 一 | 上野        |

備考 忍町開閉所あれど變壓所内に於て此表より省く

#### 第二節 各所別被害狀況

(一) 品川發電所  
構造の概要

(1) 發電機械室(一號室)二九二、三五五坪  
側壁煉瓦造、床梁鐵骨スラフ波形鐵板張、  
上部コンクリート打工作で地階床下に約  
四尺の深さの貯水池あり。暗渠を以て引水  
し水溜りなせるもので、地階及び一階に種  
々のタービン及び其他の機械据付あり。桁  
行三十四間四尺、梁間八間二尺六寸で、鐵骨  
にて小屋を組立て木母屋三尺間に架渡し、  
屋根は生子板葺である。棟に巾五尺、高さ四尺の風拔がライ木造にて加工す。  
内部にクレーンの設置あり、地階及び地階床下煉瓦壁は、三枚半乃至四枚灰トロにて積みたるもので、内部地階  
腰高さ約五尺、モルタル塗、上部漆喰塗にして、西南及び東北の側に階段により一階床へ通す。  
同西側に煙道及び底部の煉瓦造なる煙突あり、下部外經約一間、高さ約百三十尺、鋼鐵板、圓筒製である。  
外部窓は巾八尺、高さ十二尺(十九箇所)にして西北側は別館機關室との間仕切壁をなす。入口巾八尺、高さ十一  
尺(二箇所)煉瓦側壁一階にて三枚、廻り部にて二枚にして灰トロを以て積立て、鐵骨小屋梁の合掌尻へ梁受石  
を置き、アンカーボールドにて固定してある。



(イ) 所電發川品

(2) 發電所機關室(二號室)二四九坪

機械室に隣接し、地階なきのみにて、他は殆ど機械室と同じ構造にて、唯一階床は地盤より約一尺低い。

(3) 鍛冶工場

木造平家建、屋根生子板葺、桁行四間、梁間二間、堀立建坪八坪。

右の外浴室及詰所、便所、灰捨所、石炭庫  
倉庫、舎宅等附屬す、竣工は明治三十六年  
である。

被害の概要

前方左右、側面の壁及び之に架せる小屋組  
を残し、他は一階床より小壁及び小屋組全  
部破壊墜落し、二號室は腰より上部全壊墜  
落す、即ち木建築物は全體より見て九割五  
分は破壊した。之を詳記すれば一號室、機  
械室、地階及び地階床下煉瓦壁は若干の龜  
裂あるも、一階窓臺下端迄は、概して補修  
の上、使用に堪ふる程度である。一階床下端より地廻り迄約二十八尺の煉瓦壁は、全部崩壊し、其大部分は外方  
に向つて倒壊粉碎された。此倒壊のため二次的に總て他の破壊を來せるもの、如く、即ち一階床は地震の被害  
なきも、破壊せる煉瓦のため約面積の五分の一を破損し、外部窓は殆ど使用の見込なきまで破壊された。家根は



(ロ) 所電發川品

三二  
鐵骨曲折したるも、材料としては七分通り修理使用し得るゝが、母屋は木部の材質古きため半ば以上破損した。窓はターピン室の一部を残したのみで、他は全部破壊されたが、地階窓の取付け鐵扉は殆ど安全であつた。地階下水溜は大なる被害なく、貯水池より導く開渠、暗渠及び開閉器用溜榑共殆ど被害なく、唯煉瓦及び縁石に少々修理を要する損傷を受けたるに止まる。兩側鐵板製煙突は被害なきも、其基礎煉瓦積に龜裂を生じた。

二號室の被害もまた第一號室と同様である。尙地震當日發電所南側の河岸工事中なりしが、發電所煉瓦壁の崩壊に因る壓死者五名負傷者一名を出した。

#### (二) 澁谷發電所

#### 構造の概要

煉瓦壁造、軒高三十八尺、機關室の分は他階なし、平家建、桁行百五十二尺、梁間五十二尺、機械室の分は地階付平家建、桁行二百尺、梁間五十五尺にして共に鐵骨小屋組、裏板張、屋根は平板葺にして上部に木造の空氣抜あり、各室内漆喰塗、機械室にはクレインゲーター取付あり、窓及び入口總て木造にして延坪八二九・五坪。

右の外事務所、修理工場、木工場、格納庫、倉庫、金物庫、油庫、炭車庫、舎宅等を附屬し明治三十八年八月の竣工である。



(ハ) 所電發川品

#### 被害の概要

三三  
機械室、機關室共周圍の煉瓦壁堅固なりし爲か、被害を耐ふる程のものなく、唯機械室の小屋受の箇所一箇所が、煉瓦崩壊し、埋込ボールド露出し、煉瓦壁は縦に床まで龜裂したるを最とし、其他は漆喰上塗の剝落少々窓硝子五十枚破壊したる過ぎない。所屬員の罹災者は無かつた。

#### 二 變 壓 所

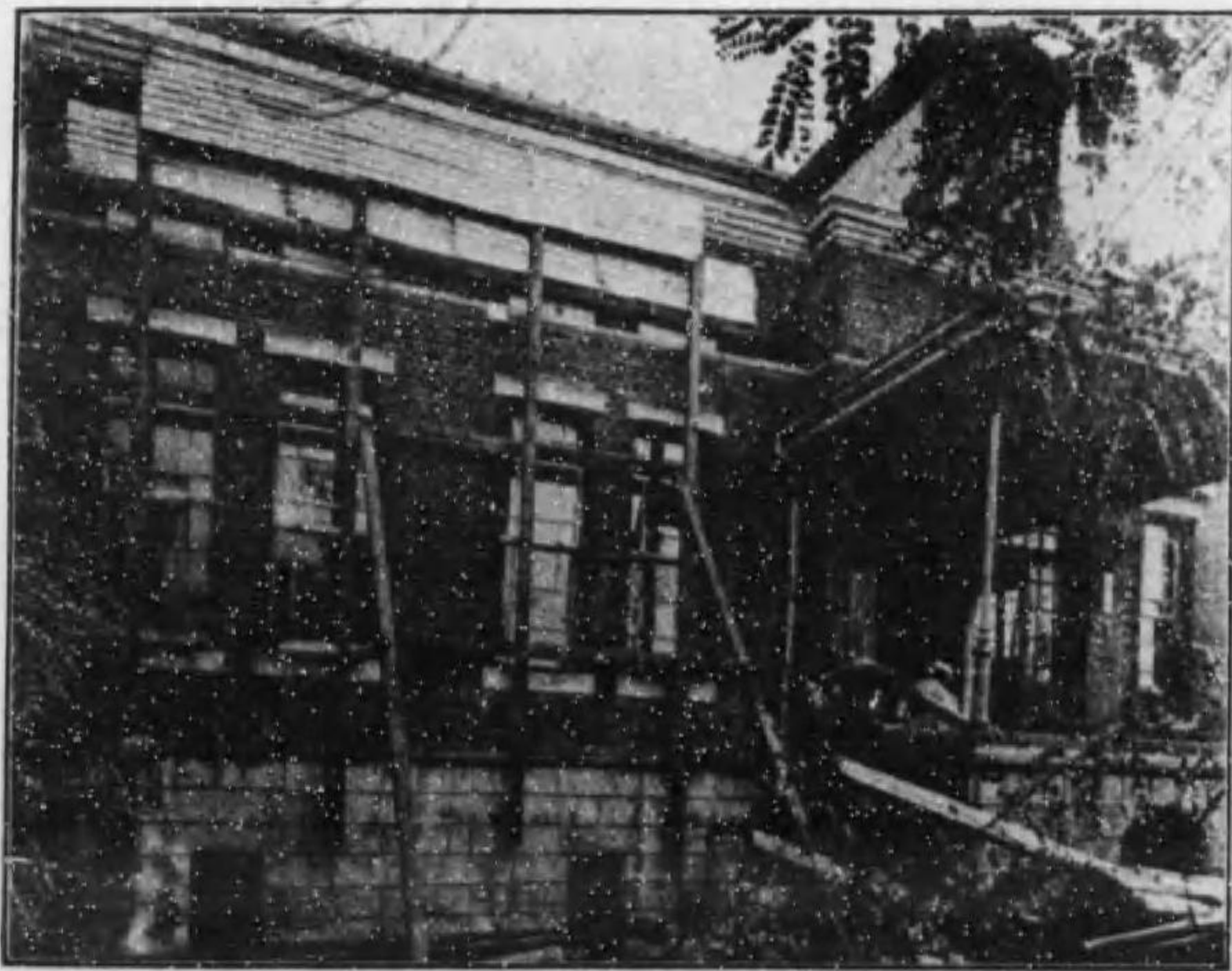
#### (一) 春日町變壓所

#### 構造の概要

布堀コンクリート地形にして周圍壁、地階腰高さ七尺迄大谷石積、上部煉瓦造、厚さ一枚半にて灰トロ使用床コンクリート、内部漆喰塗、半地下室附一階建桁行十三間三尺、梁間六間五尺尙構内に物置、湯殿、宿直室を附屬す。

#### 被害の概要

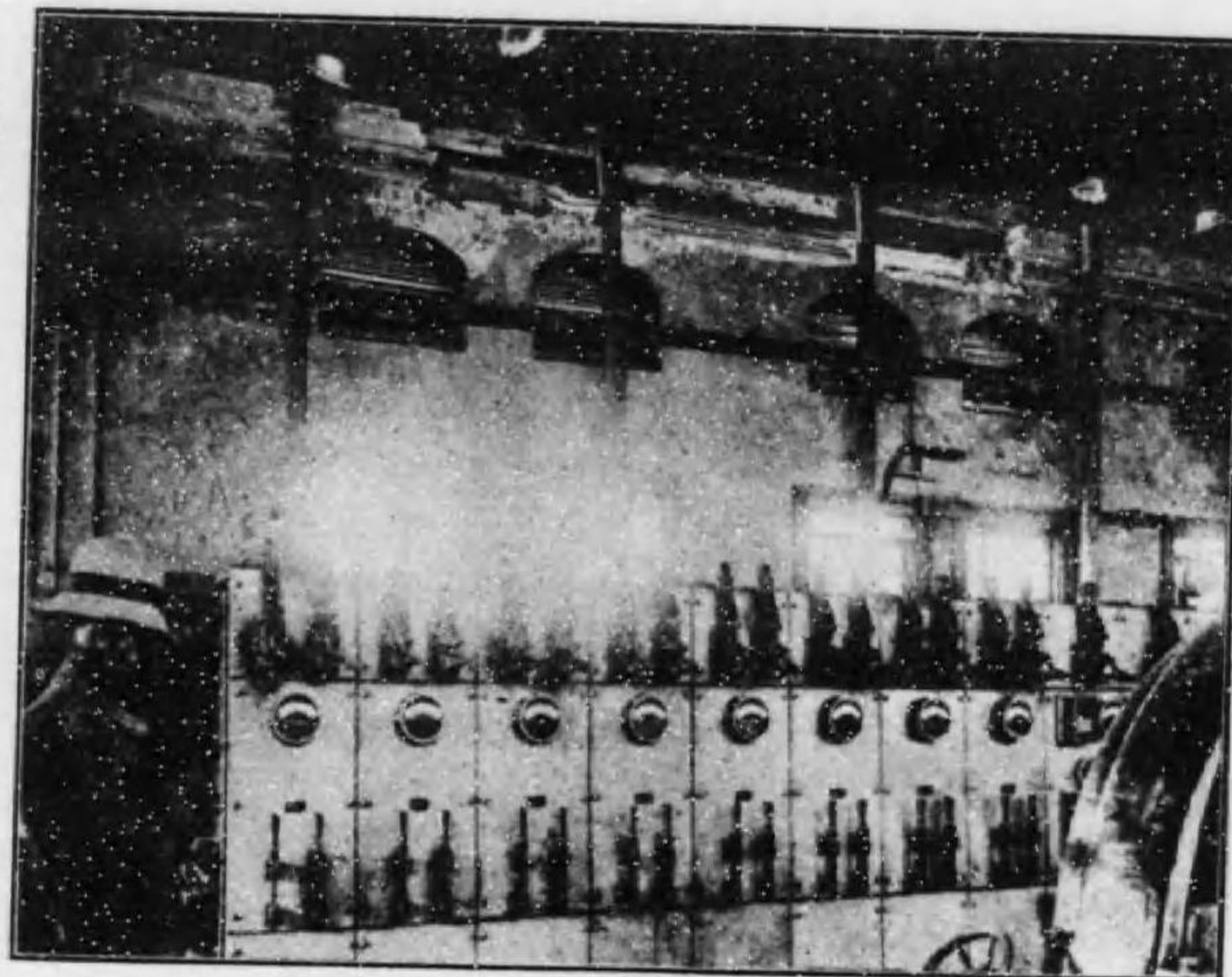
地震の方向は南東より北西に向つて斜に甚しかりしものゝ如く、西側妻壁は煉瓦七割倒壊し、北側も殆ど破壊して再使用に耐へない、西北兩側の壁は改造を要するに至り、東側及び南側は部分的の補強にて耐へ得る程度の被害であつた。



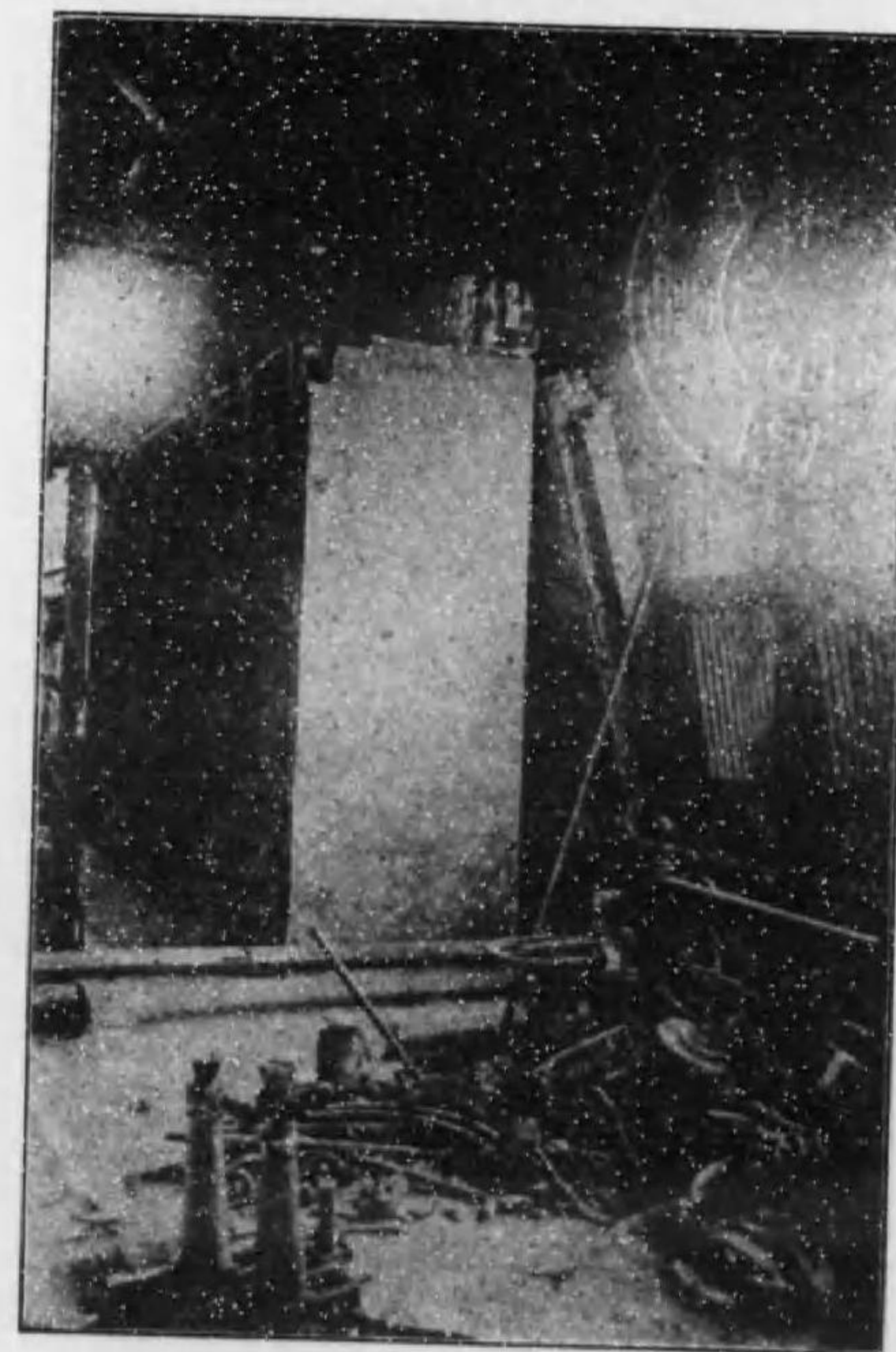
害被妻北所壓變町日春

屋根は何等の被害なく、正面石階段は多少破損した。西側及び北側の窓十三箇所の内側の四箇所は、改造を要するに至つたが、附屬建物には殆ど被害を見なかつた。罹災者は全焼技手一名、配電夫二名である。

(二) 常盤橋變壓所



春日町變壓所内部合掌の被害



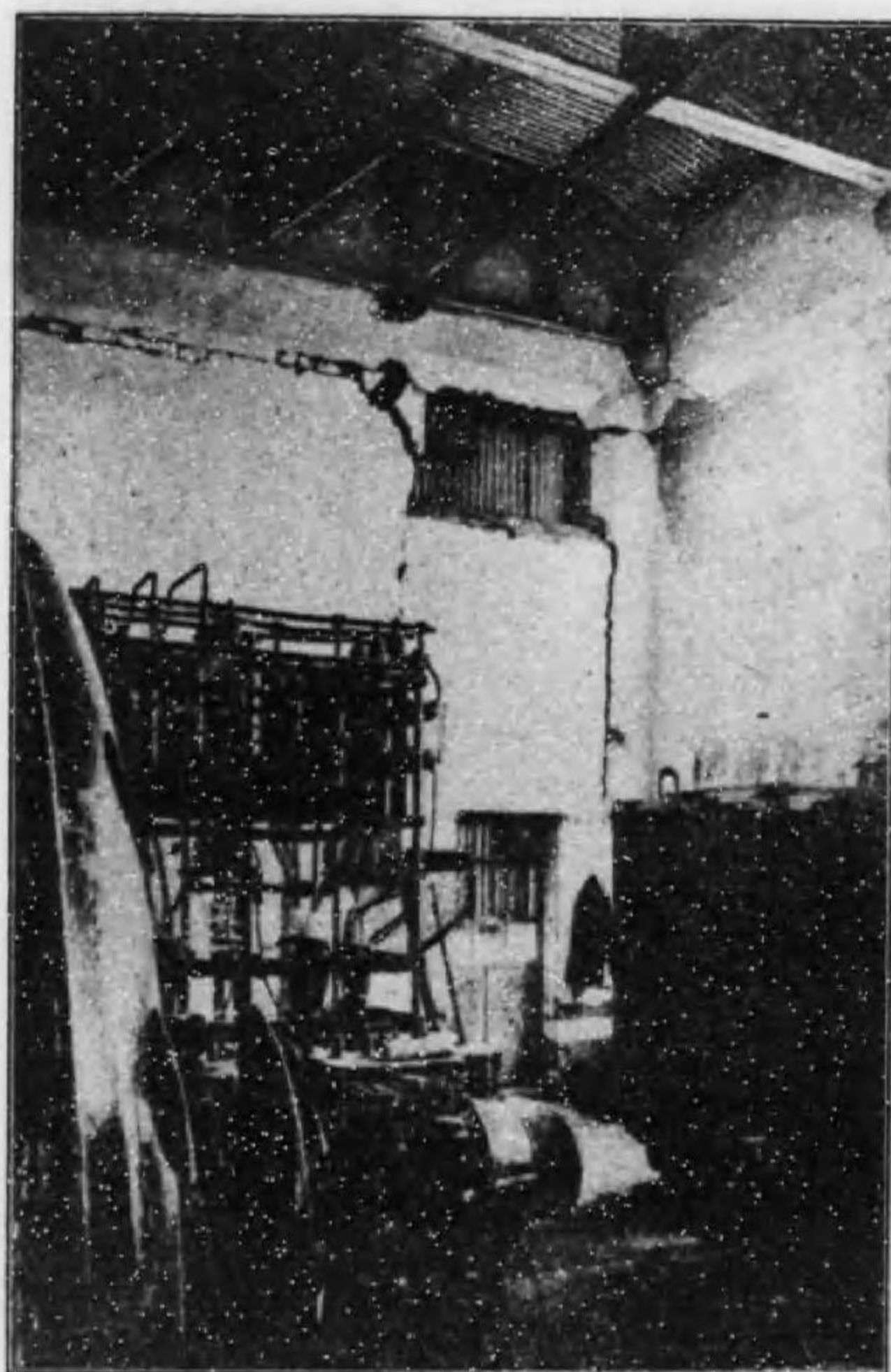
春日町變壓所西妻の被害

構造の概要

桁行五十一尺、梁間四十一尺、建坪五八・〇八三坪、煉瓦造平家建、屋根鐵骨陸屋根造り空氣拔塔屋付、側壁煉瓦積化粧タイル張り、内部石膏塗、仕上内部タイガールボード張り、床人造石、大正十二年竣工。

被害の概要

本建物は外濠に接近の部分は、護岸工事建設に際し、裏面地層に多少地上りありし爲か河岸に沿ふ部分一帯に沈下し、壁體全體に亘り龜裂崩落の個所あり、窓上の如きは、小屋克く

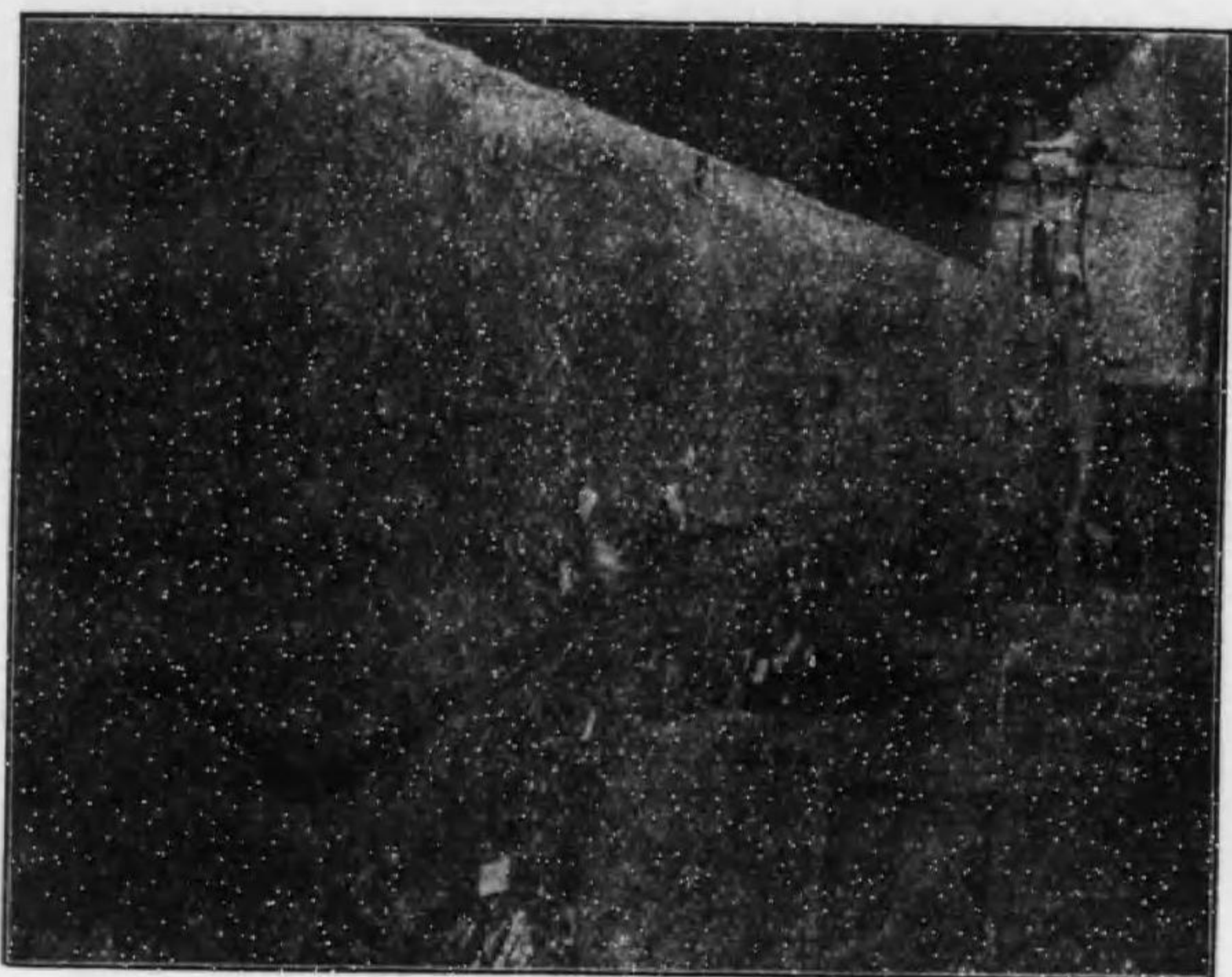


常盤橋變壓所内部壁の被害



常盤橋變壓所正面の被害





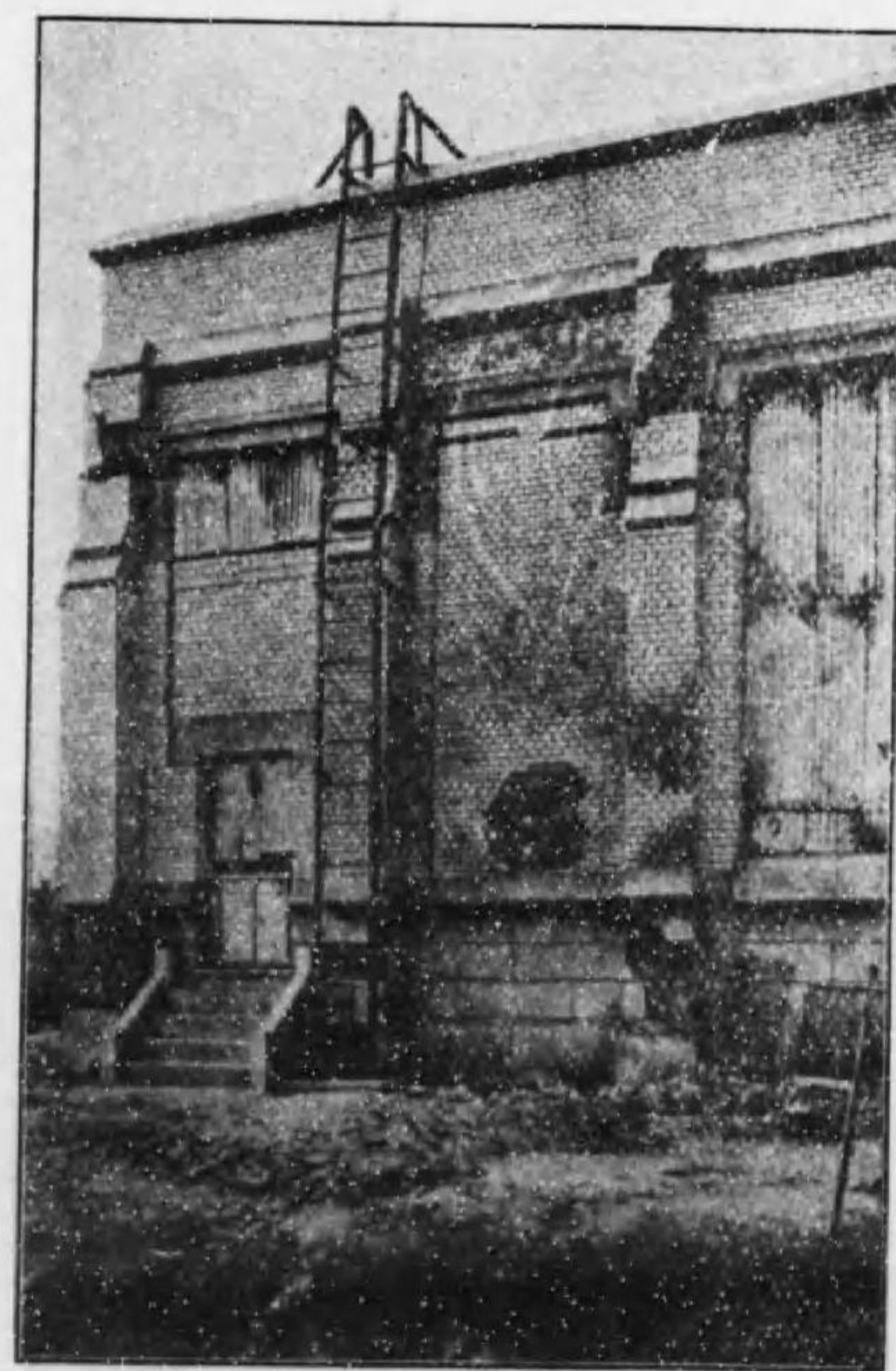
常盤橋變壓所正面被害

固結せる爲め全部に亘り、水平の龜裂を生じた。火災に於ては燃焼物少く小屋組等には被害少く、附屬木造假倉庫のみは全部焼失した。

(三) 浅草變壓所

構造の概要

桁行八十六尺、梁間四十二尺、延坪二八九・七坪、基礎割栗鐵筋コンクリート造、三階建、陸屋根ラバロイド葺の上コンクリートブロック敷、外壁タイル張及びび人造石洗出し、軒最高部四十三尺七寸。大正十二年竣工。



常盤橋變壓所内側被害

被害の概要

地震直接の被害は殆どなく、火災の爲め焼損す、即ち外部タイルは約三分の二以上焼損して剝落し、人造石齋の



浅草變壓所防火戸

部分も剝損して塗替を要するに至つた。

火勢は一際甚しかりしもの、如きも、さしたる事なく、陸屋根ラバロイドの如きは、燃焼物なりしにも拘らず被害を見ず、一階取付済の防火扉は焼損した。所屬員の罹災者は全焼配電夫一名である。



有樂町變壓所正面被害

(四) 有樂町變壓所  
構造の概要

(1) 周波數變換機所  
煉瓦壁造、地階付平家建、床鐵骨、梁波形鐵板張煉瓦屑コンク



有樂町變壓所西南隅の被害



有樂町變壓所一部份の被害

リート造、鐵骨小屋組裏板張、屋根石綿盤蓋漆喰塗、窓及び入口木造、桁行十間、梁間六間三尺。  
(2) 廻轉變流機所  
構造は前同様、表入口石造階段付、桁行十四間、梁間八間延坪二二五坪。右の外宿直室物置油庫等ある。

被害の概要

本建物は一日午後三時半焼失したが火災の跡を検するに、變流機所は地階丈補強せば構造上再使用出来る程度であつて、一階壁は焼杭の如くマバラに樹立して居た。

小屋組及び屋根共跡方なく、電機器及び機械全部焼損した。  
變波機所は火災の被害は一部分に止まるも地震の爲めに甚しく破壊された、即ち側壁上より倒壊して、小屋組も破壊し一階床を大破し、側壁の倒壊を免れたる部分も縦横に大龜裂あり、地階を除き全部改造の必要がある様に思はれた。

構内の木造の附屬建物は全部焼失。所屬員中罹災者なし。

(五) 八官町變壓所  
構造の概要

外部煉瓦造、地階付平家建、床鐵骨波形鐵板張コンクリート打、窓及び入口スチールサッシュ、防火扉取付室内漆喰塗、鐵骨小屋組、屋根生子板葺、桁行十間半、梁間六間、延坪一二六坪、物置、宿直室、便所を附屬す。  
被害の概要



八官町變壓所の被害

四〇  
 當所も一日の猛火で焼失した。火災に先ち地震の爲めに煉瓦壁甚しく被害を受け、大龜裂をなし破壊したる箇所も四五ヶ所あり、爲めに火災となりても防火扉は何等効を見ず、自由に火勢の侵入に委したる爲め被害甚しく地階及び一階床は、補強して再使用し得べきも上部は全部改造を要する状態であつた。  
 所屬員の罹災者は全燒職員一名、配電夫四名である。

(六) 市ヶ谷變壓所  
 構造の概要

桁行十間二尺、梁間六間五寸、延坪一二七、七四坪、側壁煉瓦造厚さ二枚壁、腰二枚半地盤より十六段腰石、腰上端より軒迄八十二段、室内白ペンキ塗。  
 小屋組裏板張生子板葺、地階高さ約六尺五寸、床鐵骨及び煉瓦、迫持造、人造石プロツク敷、室内壁漆喰塗窓入口木造。宿直室、工夫詰所、物置、倉庫を附屬す。竣工明治三十八年頃。  
 被害の概要



市ヶ谷變壓所の被害

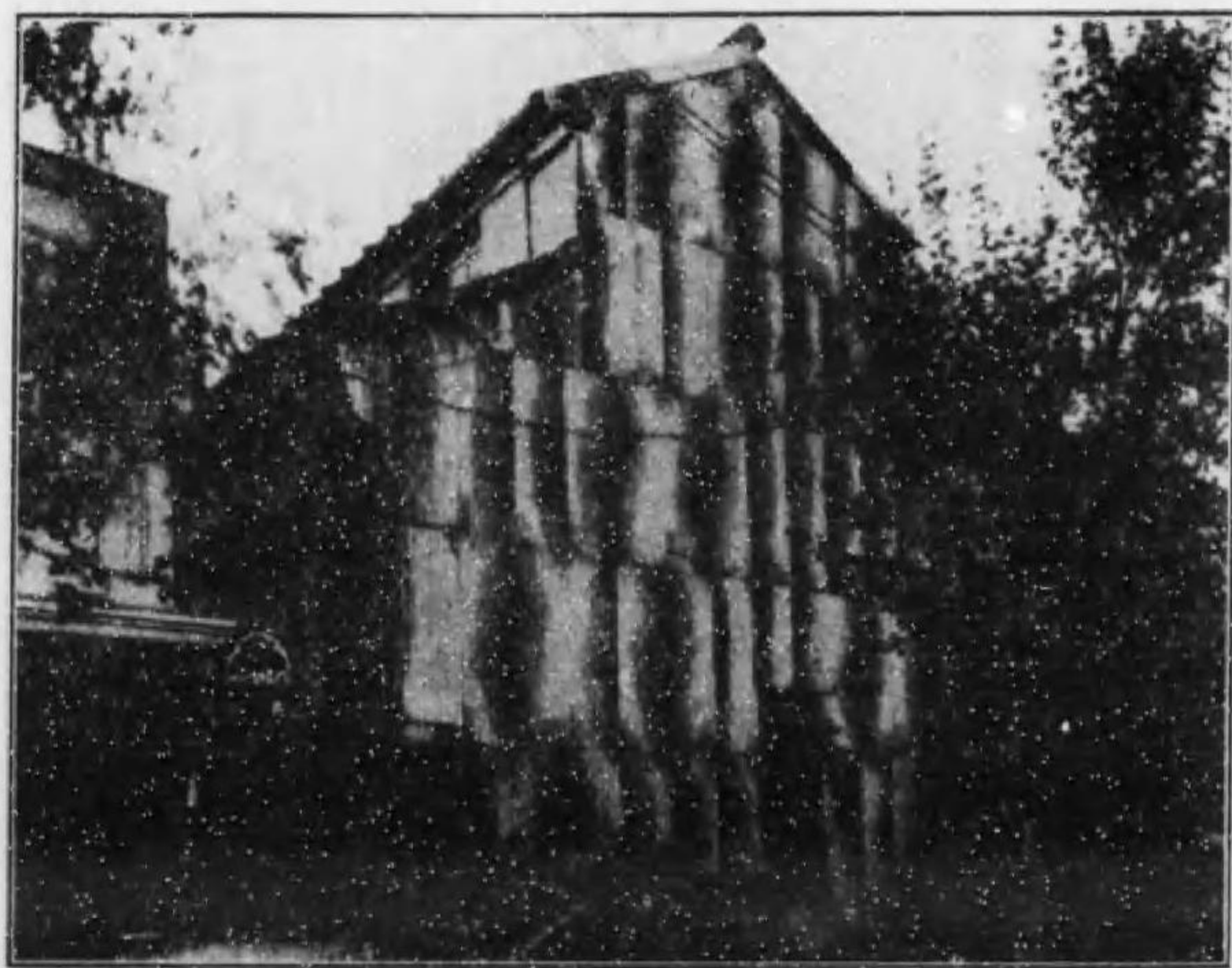
火災を免れたるも地震の爲め、南側妻壁は窓上約二尺位の箇所より上部煉瓦崩壊し、北側は煉瓦八分通り崩壊し東西兩側は窓上に三四ヶ所龜裂を生じた。床小屋組及び屋根共異狀なし、附屬建物また被害を見ない。

(七) 忍町變壓所  
 構造の概要

煉瓦造地階付、建坪六八・九坪、床鐵筋コンクリート造、地階高さ約八尺、煉瓦壁二枚半、一階煉瓦二枚厚木骨小屋組裏



市ヶ谷變壓所被害の面



忍町變壓所正面被害

板張、瓦棒亞鉛板葺、中央空氣抜ガラリ付、窓及び入口建具木製、防火扉付。  
 南北及び東西入口階段付、桁行十三間、梁間五間三尺、宿直室、物置を附屬す。  
 被害の概要

地震の方向は南北にして、電車通りに面する妻の煉瓦壁最も被害著しく、七分通り倒壊し、裏側も側壁を離脱し大なる龜裂を生じ、上部妻壁は倒壊した。側壁も龜裂縦横に生じ、小屋組は妻の部分破損したるも先づ無難であつた。地階内床及び壁並に一階床も多少の龜裂あるも若干の修理にて舊に復する状態であつた。建具は北側の破壊したる分を除き別狀なく機械類も略安全であつた。

(八) 下谷變壓所  
構造の概要

桁行十四間、梁間八間、側壁煉瓦造、地階付一階建、床鐵、梁波形鐵板張コンクリート打、地階高さ八尺、一階高さ床上より軒迄十六尺、鐵骨小屋組、屋根淺野スレート及び平板葺、室内漆喰、建具木造、表入口石階段、宿直室、物置等を附屬す。

被害の概要

二日午後五時焼失す。被害の跡を見るに、一階床は東側入口にて床梁破壊し、約一尺五寸程落下し、地階壁は若干補強にて充分の見込み、地階々段二ヶ所は鐵骨造なるも、取外して再施工を要する程度に損害を受け、周圍煉瓦壁は上部小屋受け所、厚さ一枚高さ十段約十四間破壊され、改造を要するに至つた。窓、入口、建具は地階の一部を除き全部焼失、小屋組は鐵骨なる爲めか火災に因る被害は無つた。



忍町變壓所一部被害

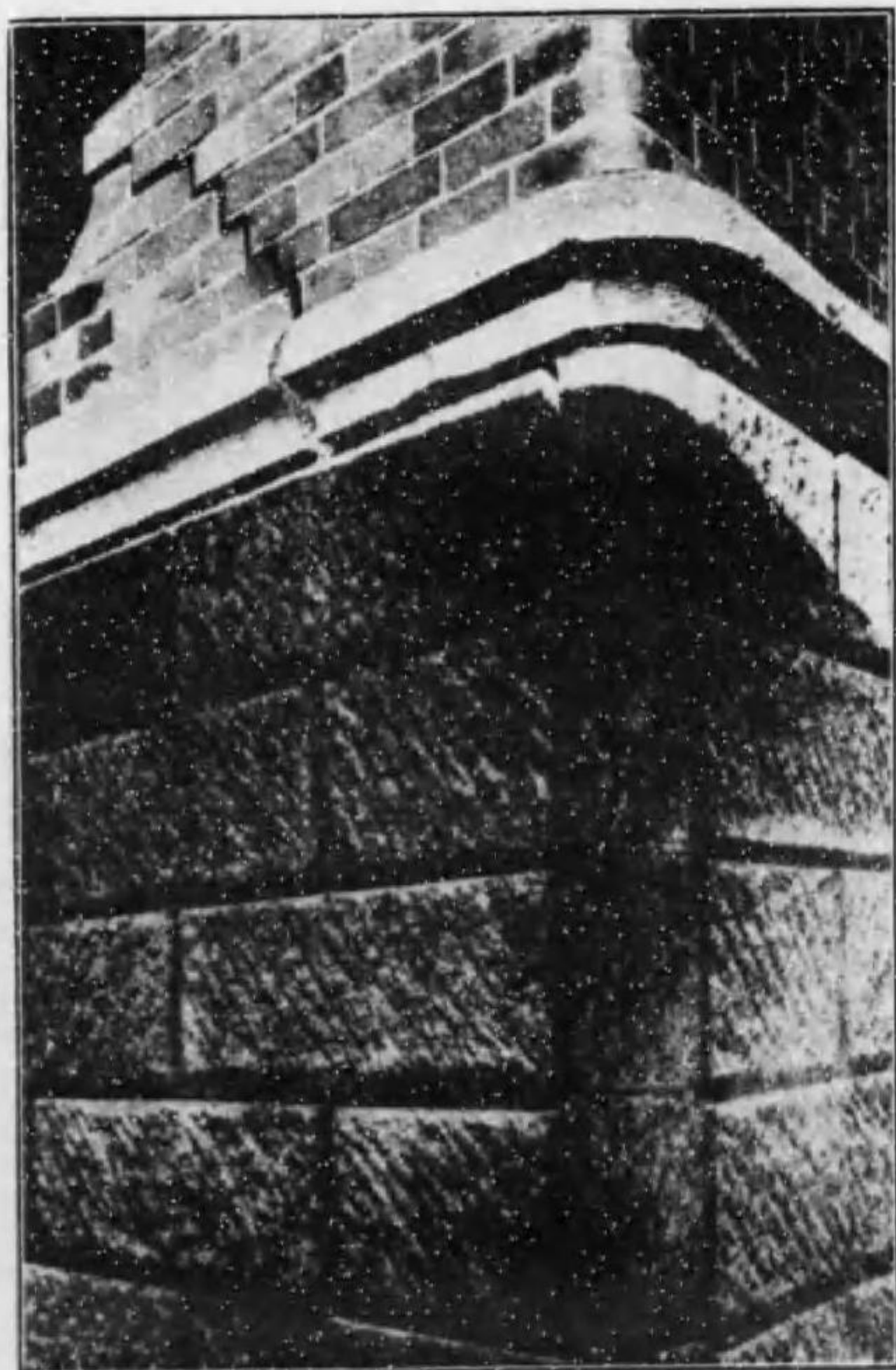
機械は四臺の中二臺は全然使用不能となつた。變電所、開閉所を合して罹災者左の如くである。全焼技手二名、雇員二名、配電夫三名、半焼配電夫一名、全壊配電夫二名。

(九) 横網變壓所  
構造の概要

桁行十間一尺五寸、梁間六間五尺五寸一棟延坪一四一・九六坪、煉瓦造方形二階建、軒高約二十六尺、壁厚、柱形二枚半、平壁一枚半、床階上下共コンクリート打モルタル塗、窓及び建具共木造、外部煉瓦洗出し内部漆喰塗、屋根鐵筋方形、小屋組腰折造り石綿板葺、上家平板瓦棒葺。宿直室は木造二階建にて桁行五間、梁間三間。

被害の概要

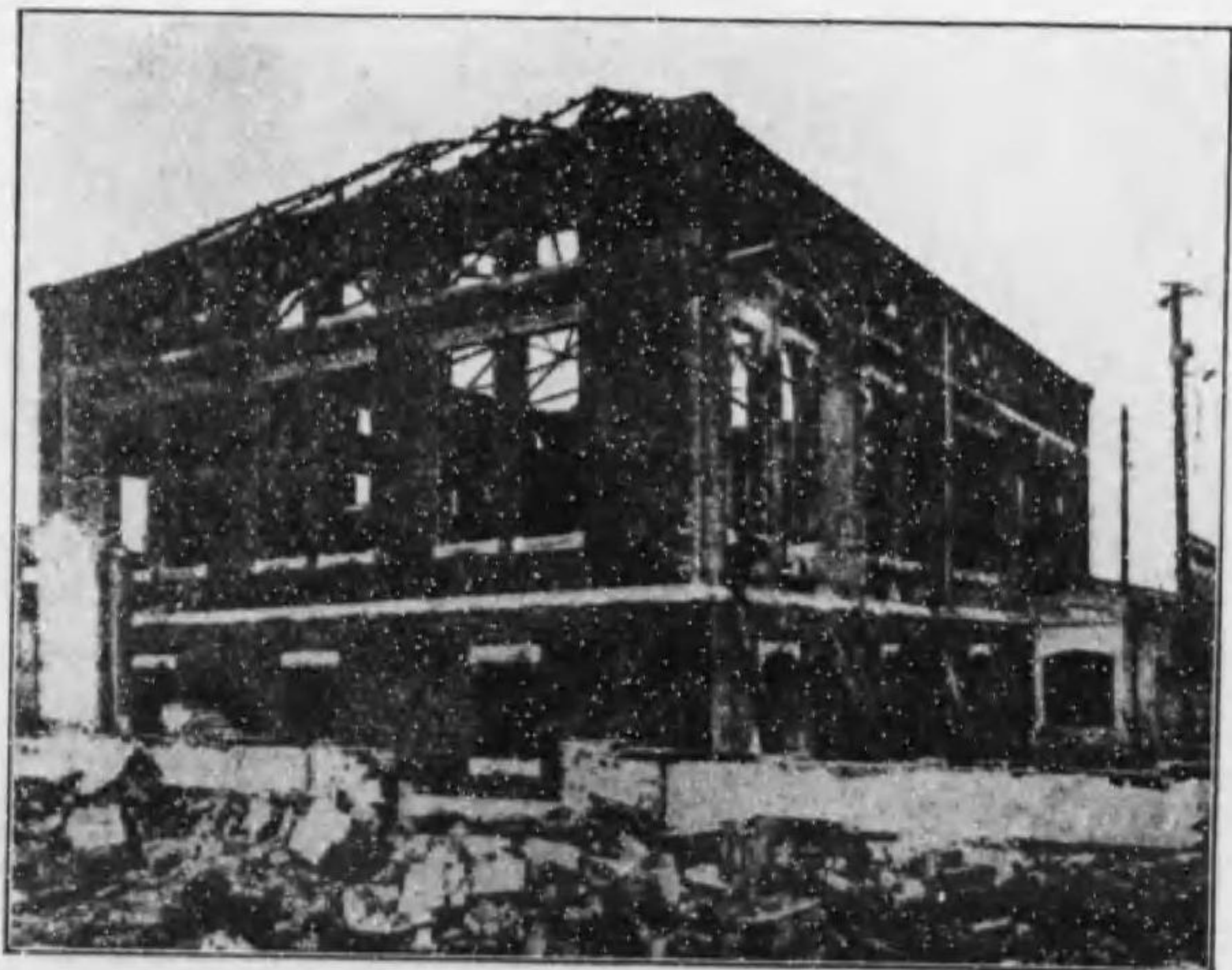
地震の爲めには東西側の窓の周圍に龜裂を生じ、特に西北隅は大破され、其他小屋組取付は總て破壊された。次日午後二時半頃猛火に襲はれ、壁體を除く外全焼し、機械は九臺の中一臺全焼し使用不能となり、八臺は「コナー」無事なりしも配線の絶縁不良となり大修理を要した。



下谷變壓所西南隅被害



下谷變壓所一部の被害



横網變壓所の被害

當所一帯は震災に最も酸鼻を極めし個所なれども、幸にして所屬員には一人の死傷者もなく、家屋全焼、倒壊の罹災者は次の通りである。  
 全焼技手一名、配電夫六名、倒壊配電夫一名。

(一〇) 濱松町變壓所

構造の概要

布堀コンクリート地形にして一階は石造、二階は煉瓦造り、厚さ一枚半、床は鐵板をアーチ形に張り、コンクリートを打ち、屋根は鐵骨生子板張り、桁行二十三間、梁間四間半、明治三十五、六年頃の竣工。  
 被害の概要

地震に因つては煉瓦壁の四隅に大龜裂生じ煉瓦落下せるため配電板前方に傾き、其他機械の被害は殆ど無かりしも二日午前二時三十分火災に遭ふや、火勢猛烈なりしたため機械等も再使用に堪へぬ程燒害を受けた。罹災者は全焼技手一名、電工二名である。

(一一) 霞町變壓所

本建物は九月一日現在工事中にて約七分通り施行済であつた。被害としては屋上ペラベット(コンクリート打)が未だ充分凝結し



濱松町變壓所の被害

居らざりし爲め、全部破壊され其他には梁及び煉瓦壁に少量の龜裂ありしも、損害を稱するに足らぬ程度であつた。右の外小石川、白金、駒込の三變壓所あるも何れも被害なく、所屬員の罹災者は白金變壓所に於て家屋全焼配電夫四名、駒込變壓所に於ては半壊配電夫一名、小石川變壓所にては半壊雇員一名である。

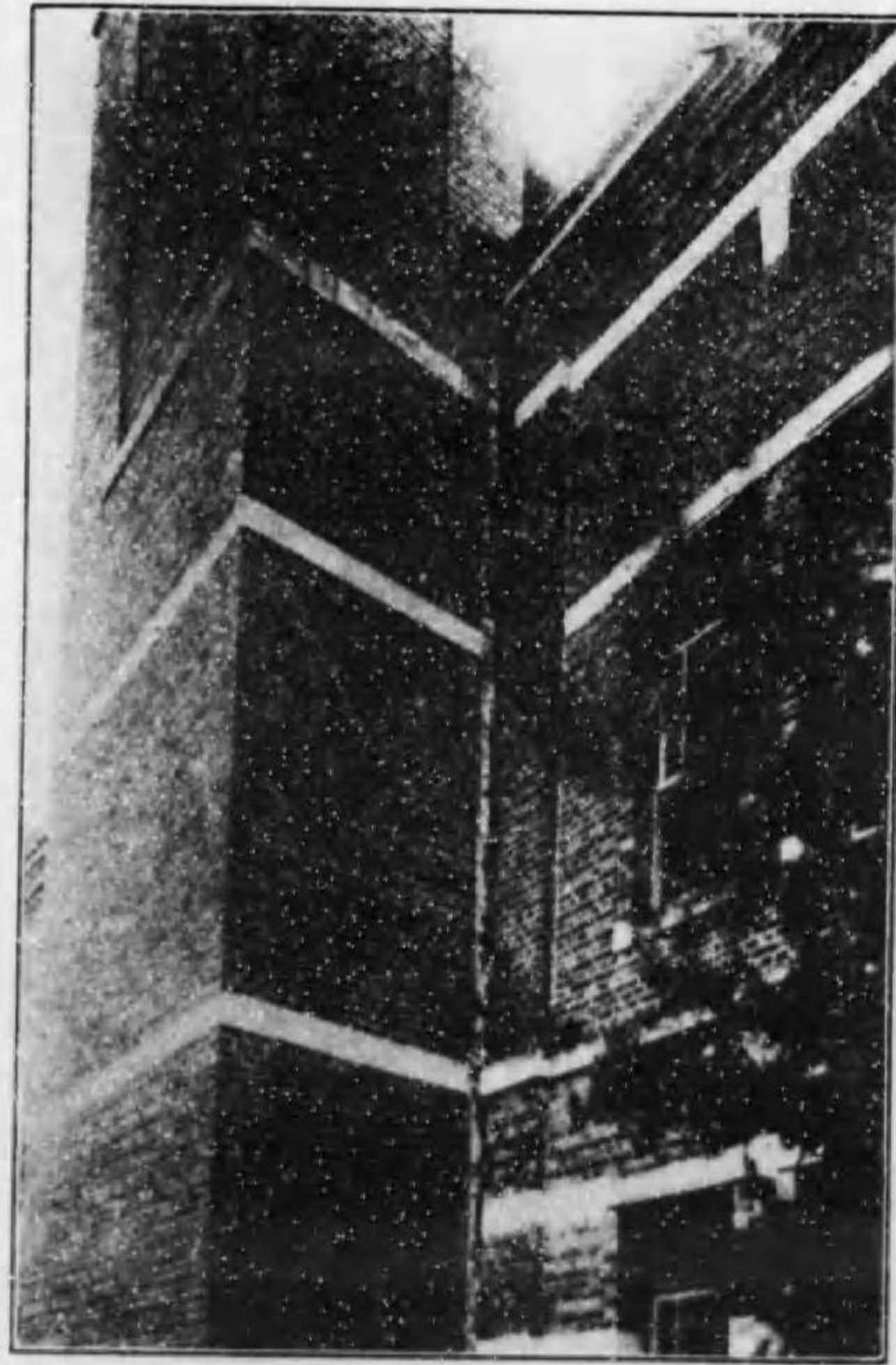
三 變電所(電燈關係)

(一) 澁谷變電所  
構造の概要

側壁煉瓦造り厚さ約二枚半、地階付平家建、床は鐵骨梁波形鐵板張、コンクリート打人造ブロック、石敷込軒高二十七尺、鐵骨小屋組、屋根石綿盤葺及び平板葺二階小屋受鐵骨箱形柱及び持送り數ヶ所あり、室内漆喰壁塗、窓及び入口木造建具、桁行十四間三尺、梁間九間延坪二六一〇坪。  
外に熱氣吐出口として東側に七尺に十尺の箱形の出壁あり、此高さ約五十二尺にして煉瓦の厚さ二枚である。

被害の概要

本館と換氣塔(大正十一年九月竣工)との接目より上部に於て約一呎、下部に於て約四吋龜裂し、本館は外側即ち東方に傾いたが崩壊は免れた。本館壁と床との間に又約四分の三吋位の龜裂生じ、尙本館上部三角形の所兩側共横に龜裂を見た。避雷器の一時使用不用となりし外機械の損傷を見ず。所屬員の罹災者もなかつた。



澁谷變電所換氣塔被害

(二) 京橋變電所

構造の概要

煉瓦壁造三階建、軒高は腰石上端より軒迄四十四尺五寸、腰高さ三尺石造床鐵骨梁、波形鐵板張、小屋組鐵骨裏板張、石綿盤葺、窓及び入口、建具木造、室内巾木人造石、壁漆喰塗、外部軒、胴、蛇腹、石造桁行十二間二尺、梁間四間四尺、延坪一二七・六八坪外に電池室、物置、更衣室を附屬す。

被害の概要

本建物は本局と同じ構内にあり、九月一日夜焼失した。地震の爲めには、外側の煉瓦壁に縦横の龜裂を生じ、北側の如きは窓の兩脇より縦に一吋位離脱し、南側も之に劣らぬ破損を受けた。火災の爲めには内部漆喰塗の如き全部剥落し窓及び入口は窓枠取付用の木煉瓦まで焼失した。床はさしたる被害なきも、一階床の南側にありては、鐵骨火熱の爲め彎曲し、床約五寸陥下した。内部の二ヶ所の鐵段も焼損したが、兩側の桁のみ修理せば再使用出來得る程度である。機械の焼損も甚しく、構内の附屬建物は全部焼失した。



京橋變電所北妻被害

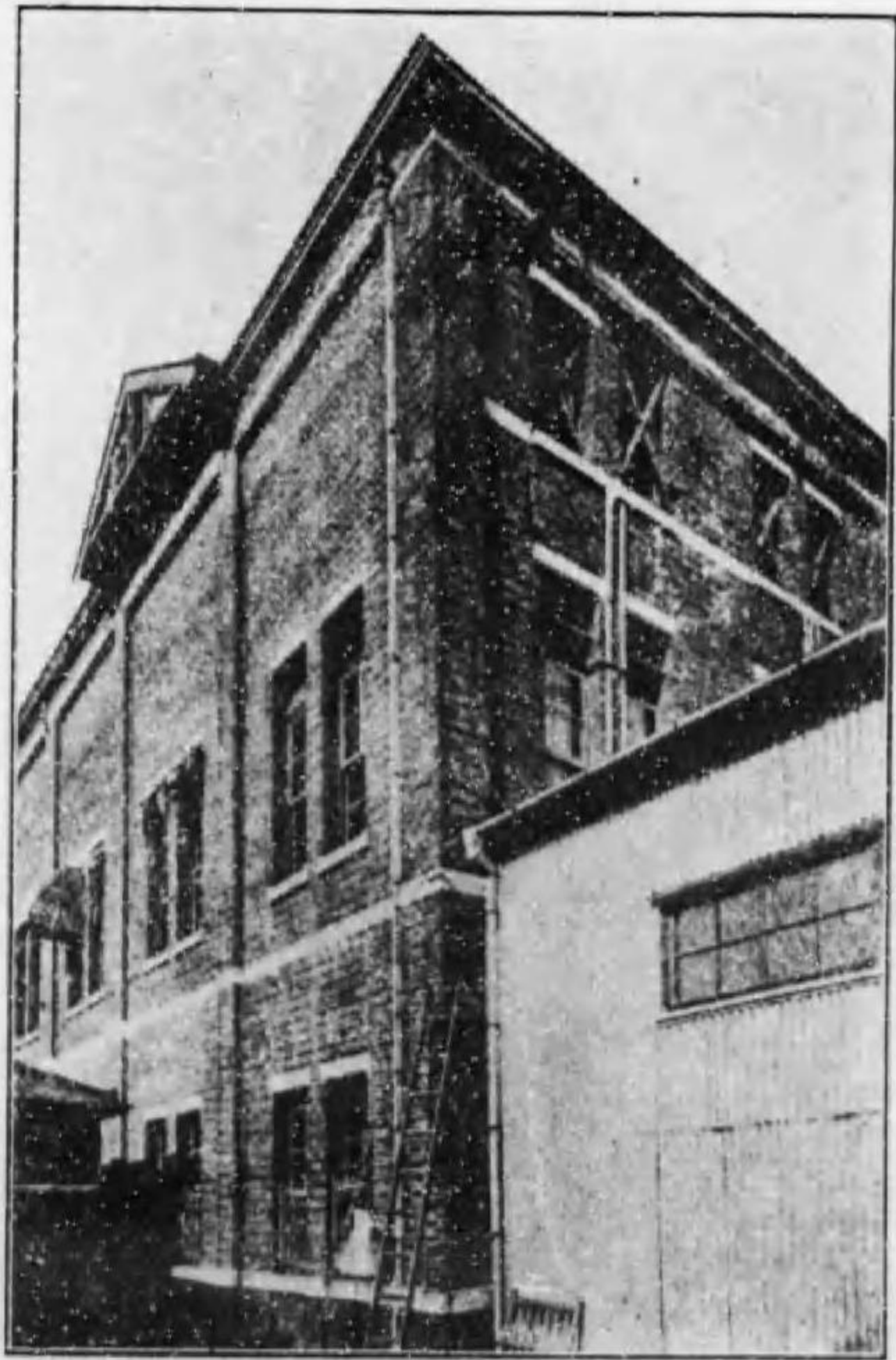
(三) 小石川變電所

構造の概要

桁行十七間五尺、梁間四間五尺、煉瓦造り方形地階共三階建、軒高は地面より軒先まで約四十尺、壁厚は地階柱形三枚半、平壁二枚半、一階柱形二枚半、平壁一枚、二階柱形二枚、平壁一枚半、外部洗出し、内部床梁波形鐵板張コンクリート打、人造石ブロック敷、モルタル塗、壁漆喰塗、鐵骨小屋組、六尺間小屋裏天井鐵網張、漆喰塗、屋根淺野スレート葺、高壓所は桁行四間三尺五寸、梁間二間、建坪九、一七坪、木造切妻平家建、軒高十二尺、外下見羽目、内部漆喰塗、床モルタル塗、屋根平板葺、右の外桁行九間、梁間三間木造平家建、瓦葺の宿直室を附屬す。

被害の概要

地震の方向は東西に最も甚しかりしもの、如く、東側壁は各窓毎に迫持部分的に龜裂甚しく、倒塌せんとした箇所があつた。東西兩側の壁柱形破壊、剝落し、其他横目地數ヶ所切離れある箇所あり、南側妻壁は殊に甚しく窓の周圍、窓臺及び迫持を通じ軒先迄縦横に大龜裂を生じ、妻壁全部に亘りて改造的補強を要した。



小石川變電所南側被害

(四) 下谷變電所

構造の概要

地階付二階建、腰高さ七尺五寸石造、腰上煉瓦造二十九尺五寸、一杯半積、柱形二枚、内部漆喰塗、タレインガ1ター付鐵骨小屋組、屋根淺野スレート葺、窓及び入口木造、桁行十一間二尺、梁間三間五尺。

被害の概要

當變電所は九月二日午後五時火災に遭ひ、地階壁は若干の補修にて再使用をなし得る程度であつたが、一階以上の被害は甚だしく、到底補強利かず全部改造を要し、地階窓は鐵格子を補修せば再び使用し得る程度であつた。建具木部は勿論全部焼失した。

罹災者は前記の下谷變壓所の部に併記してある。

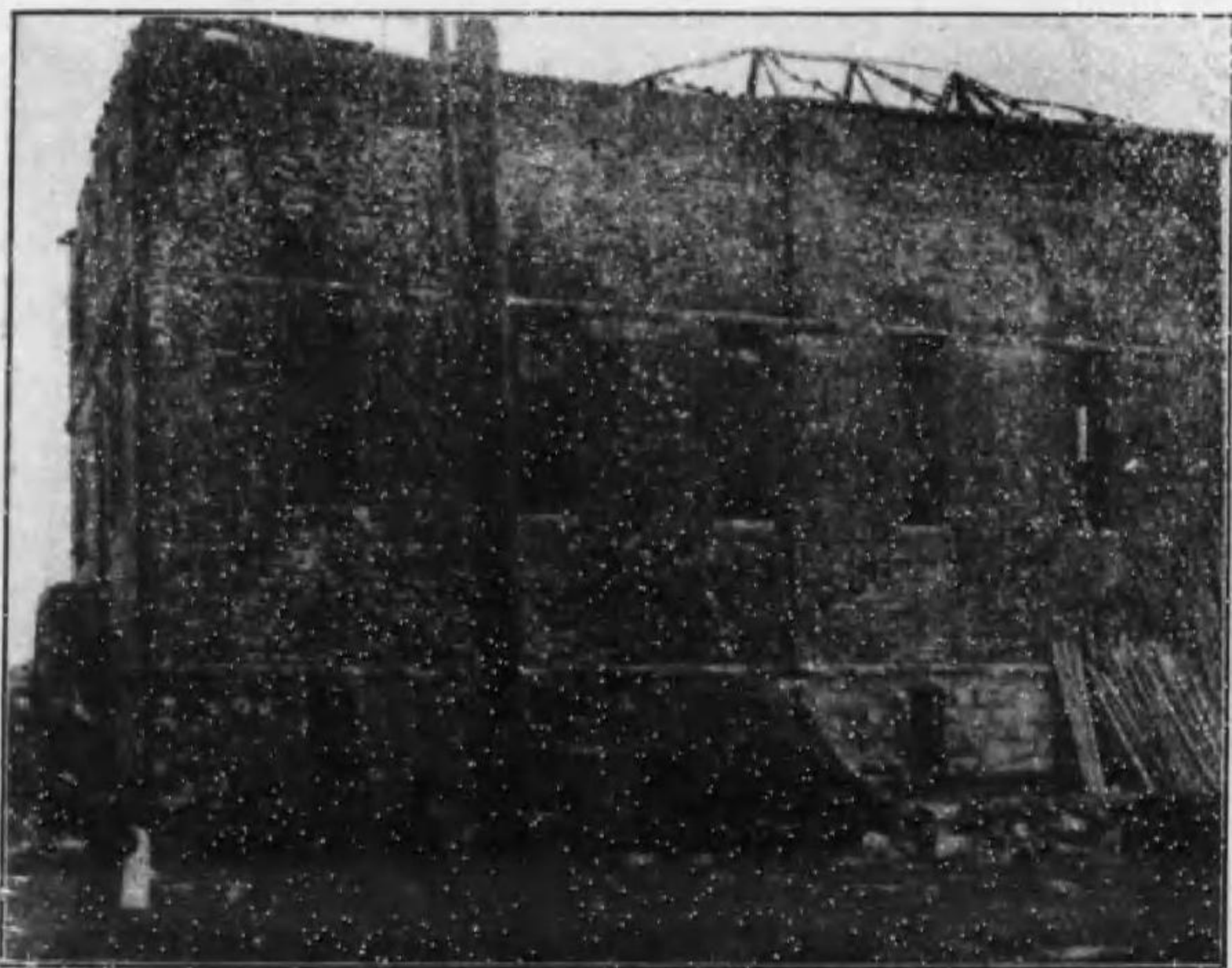
(五) 芝變電所

構造の概要

桁行九間半、梁間七間、三間に二間の出張り地階付一階建の煉瓦造りである。

被害の概要

地震の爲め南側隅の煉瓦壁約三分の一落下せし爲め、屋根は



下谷變電所被害

傾斜し、機械の運轉が中止した。一日の午後焼失。所屬員の罹災者はなかつた。  
以上の外品川變電所、音羽變電所あるも殆んゞ被害を見なかつた。

四 開 閉 所

(一) 小沼開閉所

構造の概要

桁行三十六間、梁間五間、建坪一八〇坪、煉瓦造二階建、小屋鐵骨板張り、ラバーロイド葺片流床、鐵骨波形鐵板張、コンクリート打造、内二階借室、詰所は桁行五間半、梁間二間此建坪一一坪、木造平家建、屋根瓦葺。

被害の概要

震動の方向南北に強かりしもの、如く、南側の窓臺下に連續せる水平龜裂を生じ、南北側の窓及び入口上に五分位の梁下迄通りたる龜裂、東正面の窓の上下にもまた龜裂を見た。  
室内に於ては「アレスター・コンバードメント」轉倒し、アレスター油床上に流れ、受電線分離せし程度の被害に過ぎなかつた。

所屬員の罹災者は全燒技手一名、配電夫一名。

(二) 飯田町開閉所

構造の概要

桁行五間、梁間三間、延坪二〇坪、煉瓦造二階建屋根石綿盤葺、軒高二十四尺三寸、壁厚一枚、付卸しは木造二階建、屋根平板葺。

被害の概要

九月二日午後四時類燒。木部は全燒し、軒窓の周圍燒損せるも、壁體は殆んゞ原形を存せるを以て、部分的補張を行へば再び使用出來得る程度であつた。機械は全部燒損した。

(三) 下谷開閉所

構造の概要

桁行七間四尺、梁間三間二尺、地階付一階建、地階は側壁煉瓦造、一階以上は木骨鐵鋼コンクリート塗、屋根淺野ストレート及び平板葺。

被害の概要

九月二日の午後五時火災に遭ふ。地階煉瓦壁は西南二方壁だけ補助張せば可なるも、一階床及び一階以上は全部燒失した。所屬員の罹災者は下谷變壓所の部に併記した。

(四) 上野開閉所

構造を省略す、當開閉所は上野の山下に在りし爲め、震災火災共免れ、壁面に些少の龜裂を見たるも損害を稱するに足らなかつた。



飯田町開閉所の被害



## 第十章 電氣工作物の被害

### 第一節 被害の一般

電氣工作物の被害は概して、建築物即ち電氣工作物の設置せる建築物の倒壊に原因するもののみである。

唯震動のため變壓器内及び廻轉機の軸受中の油の流出せるもの多く、屋内母線用「コンバーメント」の龜裂倒壊し、避雷器としては、「アルミニウム、アレスター」の倒壊して油流出したるに止まる（小沼開閉所）尙震動のため蓄電池は大抵倒れて破壊せられた。將來は其形状を据付に研究しなければならぬ。（白金變壓所）

又變壓器の位置の移動は、主として「トラック」付のものに限られ、それが爲め「クリーニング、パイプ」を破損し又は「リード」線を切斷する等の被害を受けた、（品川變電所、澁谷變電所）是も將來其据付を固定し基礎を強固にするの要があらう。

尙又地震と同時に、運轉中の回轉機にして發電子の「バインド」線を切斷せるものがあるが是は振動によりて機械的の摩擦をなしたるため切斷した事と思はる、（澁谷變電所）以上の外碍子檢漏器及び油入遮斷器の「レバー」等の破損せるものもあるも一二ヶ所にして、一般に遮斷器及びメーター類は安全であつた。

然るに地震に伴ふ火災に因り一般に變壓器、避雷器、遮斷器等は引火燃焼し易き油を貯へたるを以て、是等の燃焼と共に、各廻轉機の絶縁材料を破壊燃焼し、不燃性の金屬部を残して燒盡し、配電盤（大理石）は其實脆弱となり、使用に堪えざるに至つた。

次に各所別地震に因る被害を火災に因る被害に區別して被害状況を示して見やう。

### 第二節 各所別被害状況

#### 一 地震に因る被害

##### (一) 變壓所工作物(電車關係)

| 所名     | 廻轉機                          | 配電盤及メーター類  | 變壓器、遮斷器及一切の配線類  |
|--------|------------------------------|--|---|
| 白金變壓所  | 軸受の油少し飛び出す                   | 異常なし   | 蓄電池全部顛倒破壊す<br>受電用「アレスター」は隔壁倒壊破損し使用に堪えず  |
| 常盤橋變壓所 | 變流機の基礎約二吋傾斜す                 | 同  | 配電所々に斷線せる個所あり   |
| 市ヶ谷變壓所 | 界磁抵抗器全部取付個所より落下し多少破損す        | 同  | 遮斷線セパレーター三枚破損(使用不能)配電線一部斷線メーター用變壓器百五十ワット端子六個破損(修理使用)變壓器位置移動、交流側油入開閉器レバー三個破損(修理使用) |
| 忍町變壓所  | 異常なし                         | 第三號電力計、真列抵抗斷線及カパー破損(修理使用)                        | 異常なし  |
| 横綱變壓所  | 油飛び出したる外異常なし                 | 異常なし   | 異常なし  |
| 駒込變壓所  | 同                            | 同  | 同   |
| 有樂町變壓所 | 鐵骨小屋傾斜し落下變波機「ヨーク」に支へらるるも異常なし | 白金線用配電盤一式柱燈送電用配電盤一式グラウンド・デテクター・シンクロナイザー及電線の一部粉砕す | 「ジスコンスキッチ」碍子、「アーム」ボテンシヤルトランスフォーマー」粉砕さる(建物破壊せるに基く)                                 |
| 入官町變壓所 | 異常なし                         | 異常なし   | 變壓器の位置移動す、他に異常なし  |
| 春日町變壓所 | 同                            | 同  | 煉瓦墜落の爲め配電盤後部接續線の一部を破損し油入開閉器の「レバー」二本破損す「グラウンドデテクター」内部破損(修理使用)                      |
| 小石川變壓所 | 同                            | 同  | 變壓器多少移動せる外異常を認めず  |

##### (二) 變電所工作物(電燈關係)

| 所名     | 廻轉機                            | 變壓器、遮斷器及一切の配線  | 配電盤及メーター類及蓄電池                  |
|--------|--------------------------------|--|--------------------------------|
| 品川變電所  | 被害なし                           | 第一、二、三變壓器、冷却用鐵管、變壓器外の部分折れ、變壓器用油一部漏出す   | 母線支持棒用鐵管一本破損                   |
| 忍町變電所  | 同                              | 變壓器位置移動せるもの四箇  | 被害なし                           |
| 音羽變電所  | 同                              | 特高變壓器母線受用碍子十ヶ破損す<br>普通高壓器母線受用碍子二十ヶ破損す<br>變壓器(一、二〇〇KVA)震動のため一臺に對し約八ガロンの冷却油の漏出し之と共に冷却水用瓦斯管の接続點に間隙を生ず | 同                              |
| 小石川變電所 | 同                              | 油入開閉器の油流出す   | 配電盤龜裂四枚(低側)及取付パイプ破損四ヶ母線用碍子破損一ヶ |
| 澁谷變電所  | 一號二號のエキサイター・アーメチャーのバンドワイヤー切断さる | 碍子破損一ヶ變壓器リード線一ヶ所切断さる   | 被害なし                           |

(三) 開閉所工作物

小沼開閉所

電車部母線用コンバートメント上部金網を嵌めたる部分二三ヶ所缺く。

メーター類三相式グラウンドデテクターの接地片尖端より外れて、他の二片に接觸せるもの一ヶ所あり。

アルミニウムアレスタ油槽動搖の結果油の流出甚し。

上野開閉所

アルミニウム、アレスタ六組油流出す。

(四) 發電所工作物

品川發電所

一號汽罐の汽罐上部「クロスパイプ」ミ「ドラム」取付部より切断し、其れに連絡せる塞汽弁切断弁毀損し、二號上部「クロスパイプ」ミ塞汽弁取付の「フランジ」より切断し、塞汽弁切断弁毀損、三號上部「クロスパイプ」ミ「ドラム」の取付部より切断塞汽弁並に切断弁毀損し、四號及五號同様、六號上部「クロスパイプ」ミ塞汽弁取付部より切断、塞汽弁切断弁毀損、八號塞汽弁より切断弁に通ずる管破損、其他汽罐上部にある合計十六個の安全弁、八個の補蒸汽弁中多少の毀損あるも概ね修理の上使用することが出来たが、それ等に連絡せる大小の管類は壓潰されて使用に堪えざるものもなつた、汽罐後部に十四吋切断弁三個、八吋塞汽弁三個、六吋のもの一個、四吋二分の一のもの三個、四吋塞汽弁二個、三吋三個及一號罐より五號罐に至るブローヴァルプ並に嘴子は崩壊せる煉瓦に深く埋没して精査する事難いが、現場より觀察するに概ね破損して使用に堪えざるもの如くである。

汽罐部補助機温水機は排汽管取付部より切断、給水機二基何れも吸入並に排汽管切断汽機、主要第一號機「スチームパイプセバレーター」取付部より切断、スロットルヴァルプ取付部より切断、スロットルヴァルプ取付部破損、高壓低壓メーンベアーリング蓋「油タンク」クラシク「覆其他」オイルカッブ」並にパイプ大部分粉碎した。

第一號發電機アーマチュアコイル約四個破損、主要第二號汽機「スチームパイプ」セバレーター「取付部より切断スロットルヴァルプ取付部破損、高壓メーンベアーリング蓋「油タンク」クラシク「覆其他」オイルカッブ並にパイプ大部分粉碎。

第二號發電機アーマチュアコイル約五個破損、コレクタリング破損、ボラツシユホルダー並にアーマチュアコイル覆破損。

第三號發電機アーマチュアコイル二個破損、同鑄鐵製覆破損、勵磁機第一、二共「スチームパイプ」セバレーター

一「取付部及「スロットルヴァルブ」取付部切斷、配電盤饋線一號「オイルスπιツチブレーキ」及モーター破損、同  
 二號モーター破損、排汽管室外中央部より切斷倒壊、汚水揚用セントルヒューガルポンプ排水管全部破損、第三  
 號空氣唧筒吸入管切斷、扛重機墜落大破損した。  
 二 火災に因る被害

(一) 變壓所工作物

有樂町變壓所

| 名稱      | 被害程度 | 箇數        | 單價      | 金額      | 摘要           |
|---------|------|-----------|---------|---------|--------------|
| 廻轉變流機   | 一〇割  | 七五〇kW四臺   | 一五、〇〇〇円 | 六〇、〇〇〇円 | ロータリー四臺使用不可能 |
| 變壓器     | 同    | 一二臺       | 三、七五〇   | 四五、〇〇〇  |              |
| 配電盤     | 同    | 三〇枚       | 一、五〇〇   | 四五、〇〇〇  |              |
| 配線其他諸機械 | 同    | 一         | 一kW二〇   | 六〇、〇〇〇  |              |
| 配電盤     | 二割   | 二四枚       | 一、二五〇   | 六、〇〇〇   |              |
| 配線其他諸機械 | 同    | 一         | 一kW二〇   | 六、〇〇〇   |              |
| 周波數變換機  | ナシ   | 一、〇〇〇kW二臺 | 一       | 二、六六二   |              |
| 備用品類    | 一〇割  | 一         | 一       | 二、四、六六二 |              |
| 計       |      |           |         |         |              |

下谷變壓所

| 名稱    | 被害程度 | 箇數      | 單價      | 金額      | 摘要      |
|-------|------|---------|---------|---------|---------|
| 廻轉變流機 | 七割   | 七五〇kW四臺 | 一五、〇〇〇円 | 四二、〇〇〇円 | 修理の上使用可 |

| 名稱      | 被害程度 | 箇數  | 單價    | 金額      | 摘要 |
|---------|------|-----|-------|---------|----|
| 變壓器     | 同    | 一二  | 三、七五〇 | 三一、五〇〇  |    |
| 配電盤     | 同    | 三〇枚 | 一、五〇〇 | 三一、五〇〇  |    |
| 配線其他諸機械 | 一〇割  | 一   | 一kW   | 六〇、〇〇〇  |    |
| 開閉器     | 同    | 一   | 一一〇   | 二五、〇〇〇  |    |
| 備用品     | 同    | 一   | 一     | 一、三五一   |    |
| 計       |      |     |       | 一九一、三五一 |    |

横網變壓所

| 名稱      | 被害程度 | 箇數      | 單價      | 金額      | 摘要      |
|---------|------|---------|---------|---------|---------|
| 廻轉變流機   | 七割   | 七五〇kW三臺 | 一五、〇〇〇円 | 三一、五〇〇円 | 修繕の上使用可 |
| 變壓器     | 同    | 九臺      | 三、七五〇   | 二二、六二五  |         |
| 配電盤     | 一〇割  | 二二枚     | 一、五三四   | 三三、七五〇  |         |
| 配線其他諸機械 | 同    | 一       | 二〇      | 四五、〇〇〇  |         |
| 備用品     | 同    | 一       | 一kW     | 二、九四二   |         |
| 計       |      |         |         | 一三六、八一七 |         |

濱松町變壓所

| 名稱    | 被害程度 | 箇數      | 單價     | 金額      | 摘要      |
|-------|------|---------|--------|---------|---------|
| 廻轉變流機 | 七割   | 四〇〇kW五臺 | 八、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 修繕の上使用可 |
| 變壓器   | 同    | 一六臺     | 一、八七五  | 二一、〇〇〇  |         |
| 配電盤   | 一〇割  | 二五枚     | 一、六〇〇  | 四〇、〇〇〇  |         |

|        |              |   |   |  |  |  |  |           |  |                           |    |
|--------|--------------|---|---|--|--|--|--|-----------|--|---------------------------|----|
| 備<br>計 | 配線其他諸機械<br>品 | 同 | 同 |  |  |  |  | 一kw<br>二〇 |  | 三〇、〇〇〇<br>二、〇九〇<br>一一、〇九〇 | 五八 |
|--------|--------------|---|---|--|--|--|--|-----------|--|---------------------------|----|

八官町變壓所

|        |                              |   |   |     |                    |                            |  |  |         |  |
|--------|------------------------------|---|---|-----|--------------------|----------------------------|--|--|---------|--|
| 備<br>計 | 電動發電機<br>配電盤<br>配線其他諸機械<br>品 | 同 | 同 | 一〇割 | 三三〇kw<br>三臺<br>一五枚 | 二八、〇五〇<br>九九〇<br>一kw<br>二〇 | 八四、一五〇<br>一四、八五〇<br>一九、八〇〇<br>一、〇五四<br>一一九、八五四 |  | 使用の見込なし |  |
|--------|------------------------------|---|---|-----|--------------------|----------------------------|--|--|---------|--|

常盤橋變壓所

|        |                   |   |   |     |                          |                          |   |  |          |  |
|--------|-------------------|---|---|-----|--------------------------|--------------------------|---|--|----------|--|
| 備<br>計 | 廻轉變流機<br>配電盤<br>品 | 同 | 同 | 一〇割 | 五〇〇kw<br>二臺<br>六臺<br>一二枚 | 一〇、〇〇〇<br>二、五〇〇<br>一、二五〇 | 二〇、〇〇〇<br>一五、〇〇〇<br>一五、〇〇〇<br>五〇、五二四<br>五二四 |  | 大修理の上使用可 |  |
|--------|-------------------|---|---|-----|--------------------------|--------------------------|---|--|----------|--|

(一) 變電所工作物

京橋變電所

|        |                               |   |    |                      |                 |   |  |         |  |  |
|--------|-------------------------------|---|----|----------------------|-----------------|---|--|---------|--|--|
| 備<br>計 | 周波數變換機<br>配電盤<br>配線其他諸機械<br>品 | 同 | 七割 | 一、〇〇〇kw<br>三臺<br>三〇枚 | 七〇、〇〇〇<br>一、三六四 | 一四七、〇〇〇<br>三一、五〇〇<br>六〇、〇〇〇<br>七六八<br>二三九、二六八 |  | 修理の上使用可 |  |  |
|--------|-------------------------------|---|----|----------------------|-----------------|---|--|---------|--|--|

芝變電所

|        |                               |   |     |                    |               |  |  |                                     |  |  |
|--------|-------------------------------|---|-----|--------------------|---------------|--|--|-------------------------------------|--|--|
| 備<br>計 | 周波數變換機<br>配電盤<br>配線其他諸機械<br>品 | 同 | 一〇割 | 五〇〇kw<br>二臺<br>二二枚 | 三五、〇〇〇<br>六八三 | 七〇、〇〇〇<br>一五、〇〇〇<br>二〇、〇〇〇<br>六〇七<br>一〇五、六〇七 |  | チェンジャー一臺使用不能<br>外に一臺修理の上使用可能<br>の見込 |  |  |
|--------|-------------------------------|---|-----|--------------------|---------------|--|--|-------------------------------------|--|--|

下谷變電所

|        |               |   |     |                      |                 |                   |  |         |  |  |
|--------|---------------|---|-----|----------------------|-----------------|-------------------|--|---------|--|--|
| 備<br>計 | 周波數變換機<br>配電盤 | 同 | 一〇割 | 一、〇〇〇kw<br>三臺<br>三四枚 | 七〇、〇〇〇<br>一、三二四 | 二一〇、〇〇〇<br>四五、〇〇〇 |  | 使用の見込なし |  |  |
|--------|---------------|---|-----|----------------------|-----------------|-------------------|--|---------|--|--|

|               |   |  |  |  |         |  |    |
|---------------|---|--|--|--|---------|--|----|
| 配線其他諸機械<br>備計 | 同 |  |  |  | 六〇、〇〇〇  |  | 六〇 |
|               | 同 |  |  |  | 八三四     |  |    |
|               |   |  |  |  | 三一五、八三四 |  |    |

(三) 開閉所工作物 飯田町開閉所

| 名   | 稱   | 被害程度 | 箇 | 數 | 單 | 價 | 金 | 額      | 摘    | 要 |
|-----|-----|------|---|---|---|---|---|--------|------|---|
| 開閉器 | 一〇割 |      |   |   |   |   |   | 一〇、〇〇〇 | 使用不能 |   |
| 備計  | 同   |      |   |   |   |   |   | 一七六    |      |   |
|     |     |      |   |   |   |   |   | 一〇、一七六 |      |   |

第十一章 電車課出張所及び車庫の被害状況

第一節 建物の構造並びに被害一般

一 電車課出張所

出張所の建物は全数十三箇所で、其内鐵筋コンクリート造りは最近建設をみた五箇所のみで、他は全部木造であった。地震直接の被害は新宿車庫を最にし、他は輕微に止まりたるも、木造にして焼失区域内にありしものは、全部焼失した。其の構造と被害の程度を示せば次の如くである。

| 出張所名    | 構造   | 震害  | 火別           |
|---------|--|---|--------------|
| 新 宿     | 建坪約百十坪、煉瓦壁造床及梁鐵筋コンクリート造、地階付二階建、高さ地盤より約三十二尺 | 煉瓦壁は全部改造を要する程度に破壊さる、床は多少龜裂を生ず                 | 被害なし         |
| 本 所     | 木造二階建、桁行十五間、梁間九間二尺                         | 被害なし  | 全 燒          |
| 巢 鴨     | 木造平家建、桁行十四間三尺、梁間四間                         | 建物緩みたる外被害なし                                   | 被害なし         |
| 三ノ輪     | 木造二階建、桁行二十一間、梁間七間                          | 二階は左方に傾き危険なる状態となる所々に龜裂見ゆるも構造上には影響なき模様         | 全 燒          |
| 青 山 南 町 | 外部煉瓦積を以て假柱としたる鐵筋コンクリート造                    | 殆んど被害なし                                       | 被害なし         |
| 有 樂 町   | 木造二階建、桁行二十五間三尺、梁間五間                        |   | 全 燒          |
| 早 稻 田   | 木造二階建内一部平家瓦葺、桁行二十三間梁間六間半                   | 二階建の分は平家と三寸以上離脱し、東及び北に上部傾斜し爲に柱梁其他の外れ破損及び龜裂を生ず | 被害なし         |
| 錦 糸 堀   | 鐵筋コンクリート造り三階建、延坪二五八・五坪                     | 些少の被害あり                                       | 構造體を残し他は全部焼失 |
| 廣 尾     | 木造二階建                                      | 壁の崩壊して塗壁を要する箇所面約四十坪、霽風の柱傾斜す                   | 被害なし         |

右の外コンクリート造りして大塚、神明町木造りしては三田、青山の各出張所あるも被害僅少であつた。

二 電車課派出所、操車所及び従業員詰所

派出所は全部五箇所、操車所は十九箇所、従業員詰所は十五箇所で、鐵筋コンクリート造は派出所中、赤坂見附一箇所及び操車場中、新谷町一箇所を除き、他は全部木造で地震に對する被害少なりしも、火災に對しては焼失区域内にありしものは大部分焼失した、即ち被害派出所は聖天町、赤坂見附兩派出所で、目黒、本郷、飛鳥山の三派出所は被害がなかつた。

操車場中被害を受けしは、萬世橋、濱町、月島、柳島、外手町、土橋、金杉、御成門、芝口の九箇所で、札の辻

大手町、市役所前、角善、若松町、忍町、新谷町、飯倉、八ッ山、薩摩原の十箇所は無事であつた、また従業員詰所の被害を蒙りしは、木町、三宅坂、九段、飯田橋、お茶の水、雷門、三の橋、茅場町、富岡門前、須田町、兩國の十一箇所、無事なりしは日比谷、春日町、古川橋、江戸川の各詰所である。

三車庫 當局電車課車庫は、全部十六箇所、大部分は、煉瓦造り及び鐵筋コンクリート造りで、木造は、割合に少かつた。

地震の爲め崩壊、龜裂甚しきは三田、大久保及び青山車庫等で、木造を除き他は程度の差こそあれ殆ど皆被害を蒙り、火災に對しては新谷町車庫の奇蹟的に無事なりし外全部焼失した。

各車庫の構造と被害の概要を示せば次の如くである。

| 車庫名                | 構造  | 被害  |   | 火災別          |
|--------------------|---|---|---|--------------|
|                    |   | 震   | 災 |              |
| 有樂町                | 側壁煉瓦造にして木骨小屋組、生子板葺  | 龜裂を生ず   |   | 全焼但西側の煉瓦壁を残す |
| 三ノ輪                | 木造平家建、屋根生子板葺、桁行四十二間、梁間六尺、五棟                                 | 防火壁は西より柱形十一本及び側壁共に内側に向つて倒壊せんとし、小屋に依つて辛うじて支へらる |   | 全焼           |
| 新谷町<br>(三の輪車庫内に含む) | 桁行三十三間、梁間八間四棟、桁行四十間、梁間六間一棟、鐵筋コンクリート平家連續葺、屋根鐵骨小屋組二十一組、屋根生子板葺 | 表側は被害少く、西南面は柱及び梁取合終端部分は剝落す、壁に龜裂生じ、境界部分三間倒壊す   |   | 被害なし         |
| 神明町                | 鐵筋コンクリート  | 些少の龜裂あり                                       |   | 被害なし         |
| 新宿                 | 沓石柱建、小屋木造生子板葺   | 被害なし  |   | 全焼           |

各建物の被害無被害の比較

| 名                 | 震火災被害                               | 無   | 事   | 總   | 名                                       | 震火災被害 | 無   | 事   | 總           |
|-------------------|-------------------------------------|-----|-----|-----|---|-------|-----|-----|-------------|
| 電車課出張所<br>同探車場所   | 九一八                                 | 一四五 | 一九五 | 一五三 | 同<br>計                                  | 四一五   | 二一五 | 六一一 | 一六五         |
| 大久保<br>(新宿車庫内に含む) | 鐵筋コンクリート造、平家建、鐵骨小屋組                 |     |     |     | 切妻疊部は桁上より龜裂生ず、桁の龜裂も二三甚しき箇所あり、柱も四、五箇所破損す |       |     |     | 被害なし        |
| 本所<br>(本所車庫内に含む)  | 煉瓦造及びコンクリートブロック造、平家建、桁行六十間、梁間六間、三棟  |     |     |     | 北側煉瓦の腰上部大龜裂を生ず、腰廻り大半破損す                 |       |     |     | 煉瓦壁體を除き全部焼失 |
| 錦糸<br>(本所車庫内に含む)  | 鐵筋コンクリート造、建坪七三〇坪                    |     |     |     | 被害なし                                    |       |     |     | 全焼          |
| 早稲田               | 側面鐵筋コンクリート造にして他は木造小屋組ポールド及び木造組、大小八棟 |     |     |     | 被害少し                                    |       |     |     | 構造主體を残し焼失す  |
| 大塚                |                                     |     |     |     | 東側間仕切壁に柱折損、其他小被害あり                      |       |     |     | 被害なし        |
| 同<br>(大塚車庫内に含む)   | 三棟より成り何れも木造平家建、丸太小屋組                |     |     |     | 被害殆どなし                                  |       |     |     | 被害なし        |
| 廣尾                | 木造平家建、建坪五四〇坪                        |     |     |     | 小被害に止まる                                 |       |     |     | 被害なし        |
| 集鴨                | 平家建、木製小屋組                           |     |     |     | 窓硝子、天井硝子の脱落破損するあり                       |       |     |     | 同           |
| 青山                | 桁行三十一間、梁間六間五棟、桁行四十五間半、梁間四間二棟外敷棟より成る |     |     |     | 東南煉瓦壁崩壊、東南一棟は工事中なりし爲め小屋組總體倒壊す           |       |     |     | 同           |
| 三田                |                                     |     |     |     | 南側煉瓦壁倒壊、外各所に龜裂を生ず                       |       |     |     | 同           |

一 本所出張所

第二節 各出張所及び車庫の被害并に應急處置

當出張所は震災に依る慘劇の最も甚しかった陸軍被服廠に接近してゐた關係上他の出張所に比し被害の程度も夥しかつた。第一震で瞬く間に第一金庫はコンクリート臺より開扉せる儘前方に倒れ、之を避けんとした掛員は左肩に負傷し、つづいて轉倒する卓上の器物、墜落する屋根瓦で負傷する所員多く書類の整理車輛の監視消防の用意傳令の派遣食料の準備等應急の處置も漸く執つたが、隣家の火災は風に勢を得て危険愈々迫つて來た。斯く見て所長は一同に歸宅を許し居残れる少數のものと共に消防の準備をした。然るに午後の二時十分頃火は車庫の裏手に廻り軌道係りの屋根は猛火に襲はれたので、所長は常務員を督勵し屋根に梯子をかけて極力防火に努めたが消火栓が破壊されて其の要をなさず、見る／＼内に出張所建物との間にあつた一臺の連結車を焼き出張所に燃え移つたので最早これ迄も一同は同所假工場の一隅に避難した。當時の模様は就て同出張所長の報告に曰ふ「一同が假工場に引き上げた頃には風も加はり、今迄安全地帯と思つて集合し書類器物をも運ばせた此の避難所も聊か危険を感じたので搬出物を移轉せしむることに決し、其の移轉場所を假工場の奥の廣場に定め第一に切符及釣銭を入れた麻袋十三個を移轉せしめ、次に應急自動車内の書類を移さん入口に赴きたる利那突然大旋風起り該工場も亦忽ち一面の火になつてしまつた。當時の狀況は到底筆紙の能くする處ではなく、最初砂利丘の上で指揮して居つた自分は吹き飛ばされて中央に在る軌道の南側の凹所に落ちた。風は益々烈しく燃ゆる枕木や五六寸大の石は木の葉の如く飛んで逃げ迷ふ人々に多くの死傷者を出した。車庫検査掛りの一人は此の時慘死し、自分は凹に居つたので僅かに飛び來る燃木や焼石を避けて居た云々、」

斯くして居る内に假工場も危険に瀕したので所員は大概附近の廣場に陸軍被服廠に逃れた。けれどもこの安全と思

はれた避難所も後になつて最も恐ろしい焦熱地獄其の儘の慘害に見舞はれたのであつた。所屬車輛の焼失は線路上及車庫内で總計九十四臺に上つた。

罹災従業員の數五百二十人、死者卅八人、傷者廿三人、行衛不明者十五名を算し其の他従業員家族の死傷行衛不明者は夥しい數に上つた。

死傷者表

| 職名  | 死者 | 負傷 | 行衛不明 | 計  |
|-----|----|----|------|----|
| 事務員 | 一  | 二  | 一    | 三  |
| 車掌  | 四  | 九  | 一    | 一四 |
| 運轉手 | 一  | 八  | 六    | 一五 |
| 信號手 | 一  | 二  | 一    | 四  |
| 雜役夫 | 三  | 一  | 一    | 五  |
| 計   | 一八 | 二二 | 一五   | 七六 |

罹災住宅表

| 職名  | 全焼  | 倒壊 | 其他 | 計   |
|-----|-----|----|----|-----|
| 事務員 | 七   | 一  | 一  | 八   |
| 車掌  | 三三  | 二  | 一  | 三六  |
| 運轉手 | 二一七 | 二  | 一  | 二二〇 |
| 信號手 | 一九四 | 二  | 一  | 一九七 |
| 雜役夫 | 四三  | 一  | 一  | 四五  |
| 計   | 五二一 | 四  | 一  | 五二六 |

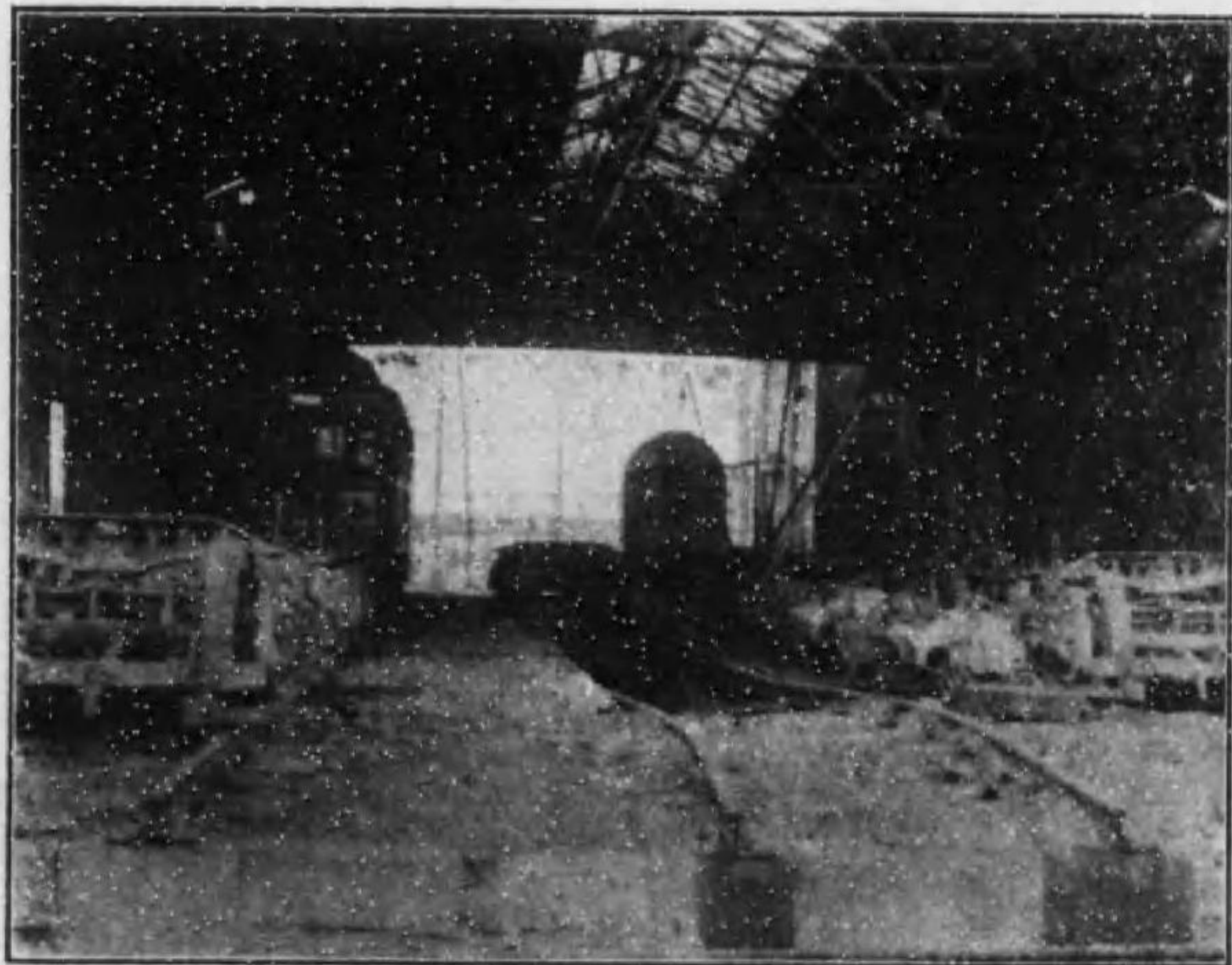
二 錦糸堀出張所

當出張所は開設後近々三日にして彼の變事に遇つたが鐵筋コンクリートの建物であつたため地震に對する抵抗は強く只天井の反射笠十三箇破壊したのみ扇風機が悉く二三寸垂下せるのみであつた。火災に對しても東西兩方面共川を以て距り北側は錦糸堀停車場で相當の空地があつたから類焼する事は當初豫期して居なかつたが風位に定まりなく迫り來る火勢の爲め遂に所の全部隣接車庫全部を焼失した。當時の模様は所長の左の報告で明である。

「出張所の一階二階及三階の木造部分は全部焼失したが三階の東側應接室のみは外面の窓三個を焼失しただけで集會室の境界の窓も東西の出入口と共に焼失を免れた。室内にあつた机の内二脚のみ完存し屋上庭園に出してあつた椅子四脚も幸に焼失を免れた。若し此事を事前に知つて居たならば諸物品を屋上に運ぶのであつたが、残念に思つた。車庫は外部のみ完全なりしも防火戸は曲り天井の硝子戸は剝落し鐵骨も甚しく損傷し場所によつては車庫内軌道の曲損したる所もあつて火勢の如何に猛烈であつたかを忍ばせた。車庫内の電車は悉く焼失し只車臺のみ残つた、車輛係の建物は天井の鐵骨及トタン屋根を残したるのみで全部燃焼し最東部の車庫内に焼死體二つあり、一はトラパーサーに近き東側の壁の下に一つは車庫中央にあり、更に出張所裏にある防火戸の少し開いて居たのを以て考ふるに搬入したる荷物の惜しさに所員退出後に侵入したものらしい。」

焼失せる當所々屬の車輛は線路上で六十六臺、車庫、工場内で八十臺、合計百四十六臺の多數に及んだ。

尙出張所は其の所屬員に一人の負傷者も出さなかつたが、歸宅後自家の用具を搬出の途中及び避難の際逃げ場を失ひ十三名の焼死者を出した。



書被の庫車損糸錦

死傷者表

| 職名  | 死者 | 負傷 | 行衛不明 | 計  |
|-----|----|----|------|----|
| 事務員 | 1  | 2  | 1    | 4  |
| 車掌  | 8  | 1  | 1    | 10 |
| 運轉手 | 1  | 1  | 1    | 3  |
| 信號手 | 1  | 1  | 1    | 3  |
| 雜役夫 | 1  | 1  | 1    | 3  |
| 計   | 13 | 6  | 5    | 24 |

罹災住宅表

| 職名  | 全焼 | 倒壊 | 其他 | 計  |
|-----|----|----|----|----|
| 事務員 | 2  | 1  | 1  | 4  |
| 車掌  | 27 | 2  | 1  | 30 |
| 運轉手 | 9  | 1  | 1  | 11 |
| 信號手 | 2  | 1  | 1  | 4  |
| 雜役夫 | 3  | 1  | 1  | 5  |
| 計   | 43 | 6  | 5  | 54 |

三 青山出張所

當出張所の建物は古き木造建にも拘らず災厄を免かれ、僅かに浴槽等に幾分の破損を見たのミ煙突が倒れたのみであるが總煉瓦建の車庫は所々に龜裂を生じ東側の一部は脆くも崩壊し、其の屋根の傾斜の爲め電燈課收納所は半壊するに至つた。又日本橋區濱町三丁目目當所々屬操車所は一日午後九時焼失し三宅坂、日比谷の兩詰所は破損した當時線路上に立往生せる車輛を警戒し焼失を防ぐ爲め所屬常務員を三班に分ち各方面に走らせた。第一班は常務員二十三名を一隊とし櫻田、築地、新大橋、猿江方面に出發し、第二班の二十三名は九段坂より淺草雷門、上野三橋、萬世橋方面に向ひ夫々猛火ミ戦ひつ、警戒の任に當り、其の間よく危く焼失せんさせざる車輛十臺を救つた。第三班の二十二名は澁谷方面に向ひ車輛二十二臺を見守つたが甚しき被害は蒙らなかつた。然し運轉區域内に配置せる車輛六十八臺の内銀座以南猿江終點間に十六輛、神保町雷門間にて十四輛を焼失した。出張所は一



時煙突の倒壊により火焰飛散し危険と見えたと漸く消火するを得た、けれども、赤坂麴町方面の猛火は何時迫り来るか計られぬので一同徹宵警戒に當り、九日に至つて晝間の警戒を廢し夜間のみ十月初め迄繼續した。

當所管轄区域内に於ける「ポール」「トロリーワイヤー」等の被害としては、日比谷交叉點、數寄屋橋間は「トロリーワイヤー」の銕解切斷、銀座交叉點の架線大破損、銀座築地間の數ヶ所及び水天宮森下町交叉點の架線の切斷落下等である。軌道は澁谷より日比谷詰所際迄異常なく、日比谷交叉點數寄屋橋々梁は破損、築地橋半燒、鰻橋燒失、水天宮交叉點は「マンホール」工事の爲め大穴を生せし外所々は多少の破損を生じた。

罹災住宅表

| 職名  | 全燒 | 倒塌 | 其他 |
|-----|----|----|----|
| 事務員 | 三  | 二  | 一  |
| 車掌  | 一  | 一  | 一  |
| 運手  | 四  | 一  | 一  |
| 信使  | 一  | 一  | 一  |
| 雜役  | 二  | 一  | 一  |
| 計   | 八  | 二  | 二  |

所屬員中死傷なく家屋の罹災數は下の如くである。

四 新宿出張所

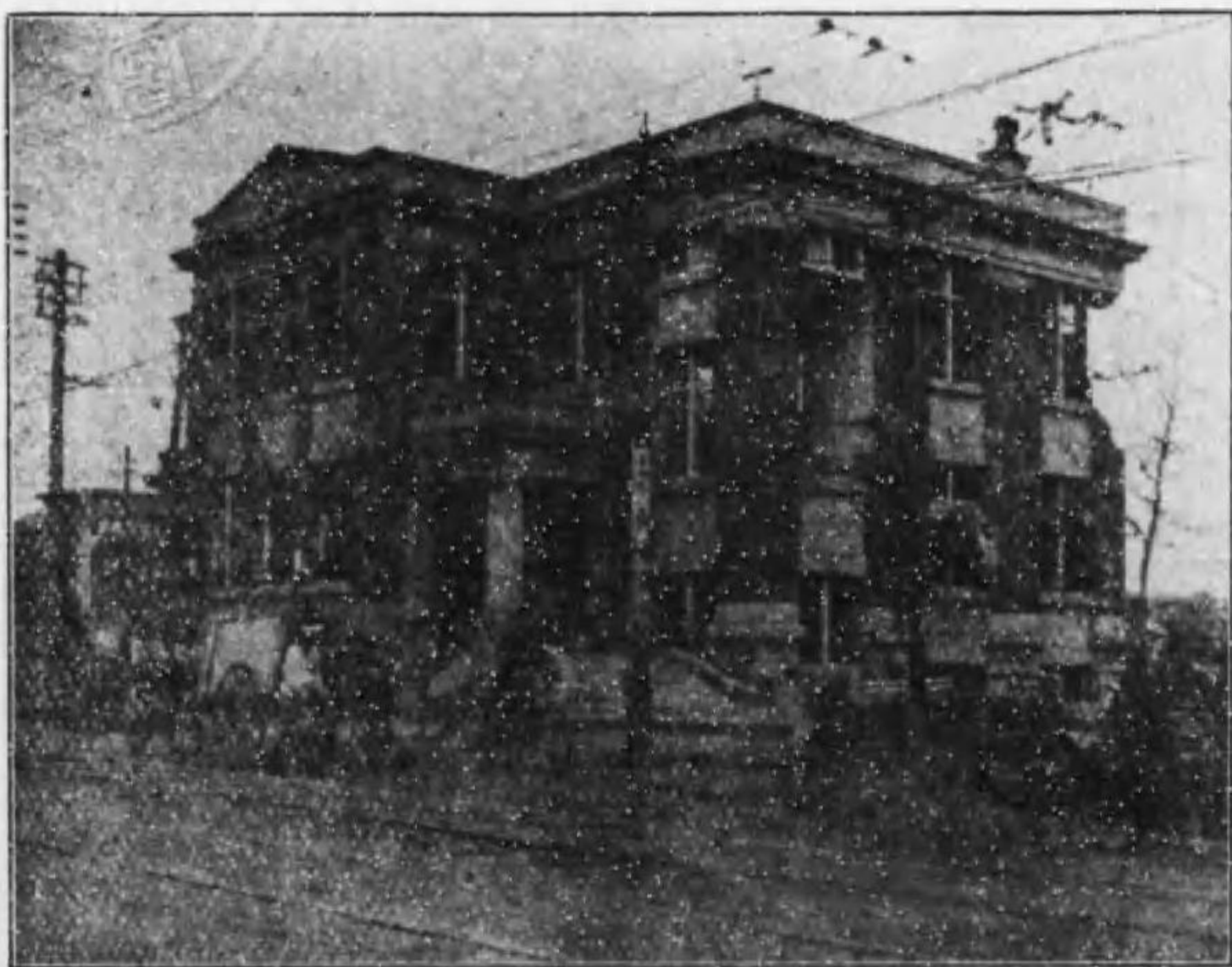
當出張所の「コンクリート」部分は異常なかりしも煉瓦部分は第一震で崩壊し、殊に塔屋の如きは共濟組合日用品販賣員詰所並に木炭小屋に墜落し殆んど原形を止めざる迄に破壞した。零時十分頃四谷鹽町方面に出火し、折柄の強風に出張所車庫が危険に類したので重要書類を電車内に移し、一方追分方面に停車中の電車は角管方面に避難せしめた。當時營業線に在りし車輛九十九臺車庫内に七十一臺あつたが、在庫中の三臺を出入庫の安全と思はる個所に、十二臺を辛ふじて大久保新車庫附近に手押しにて運び去つたけれども、程なく車庫及び出入庫掛詰所が猛火に包まれた爲め他の五十六臺の車輛は燒失するに至つた。出張所は一時屋根崩落の間隙より火を失し三階塔

屋階段下の備品置場に燃え移つたが、所員協力して防火に努め幸ひ浴槽の残水を以て消火し、僅かに備品消耗品の一部を燒失したのみで建物の類燒は免かるゝを得た。しかし到底所内で執務する事は出来ぬ爲め一時事務所を角管電車内に移し後附近の家屋を二ヶ月間の契約で借りうけてこゝに移轉した。

燒失電車數は百十七臺で燒失個所次の如くである。

- 濱松工場、六臺 芝浦工場、三臺 本所車庫、八臺
- 新宿車庫、五十六臺 線路上 四十四臺

「ポール」「トロリーワイヤー」の被害としては沿線民家の火災の爲めに一部分燒け焦けたる外は單に「グローブ」造付「ハンガー」「キャップコン」「ブレーカー」等の破損部分を取換へたるのみで再び使用するを得た、その外電燈電話線の破損なく僅かに垂下せるのみで容易に復舊するを得、又軌道の被害は東大久保天神坂復線が石垣崩壞の爲め埋没し九段上停留場附近は濠端缺潰によつて傾斜し、枕木露出せる外甚だしき損害を見ない。所屬員の被害は次の如くである。



新宿電車課出張所の被害



所張出宿新の後破爆



害被の庫車宿新

死傷者表

| 職名  | 死者 | 負傷者 | 行衛不明 | 計  |
|-----|----|-----|------|----|
| 事務員 | 1  | 1   | 1    | 3  |
| 雇員  | 1  | 2   | 1    | 4  |
| 車掌  | 1  | 1   | 1    | 3  |
| 運轉手 | 1  | 1   | 1    | 3  |
| 信託手 | 1  | 1   | 1    | 3  |
| 雑役夫 | 1  | 1   | 1    | 3  |
| 計   | 5  | 7   | 4    | 16 |

罹災住宅表

| 職名  | 全焼 | 倒壊 | 其他 | 計  |
|-----|----|----|----|----|
| 事務員 | 1  | 1  | 1  | 3  |
| 雇員  | 2  | 2  | 1  | 5  |
| 車掌  | 3  | 3  | 1  | 7  |
| 運轉手 | 1  | 3  | 1  | 5  |
| 信託手 | 3  | 1  | 1  | 5  |
| 雑役夫 | 5  | 6  | 5  | 16 |
| 計   | 15 | 16 | 10 | 41 |

五 有樂町出張所及び赤坂派出所

當初出張所建物其の他は何等の被害がなかつたが切符金錢重要書類、備品は何時にても搬出し得る様準備し萬一に備へ、赤坂派出所が附近に火災起り危険だ云ふ急報が来たので、局用自動車に乗務員二十餘名搭乗し直ちに救援に赴いた。午後四時頃に至り日比谷及山下町附近に發した猛火は益々擴がり危険の免かれ難きを知つたので、前に準備したる書類其の他の重要品を表入口に運び、後全員全力をつくして之を馬場先門廣場に搬出した。出張所が遂に灰燼に歸したのは同夜九時頃であつた。所屬員の被害はない。

赤坂派出所は當初附近の家屋倒壊したのみで出火の憂はなかつたが、程なく赤坂田町方面に出火し、折柄の南風に風下の當所は危険に迫られたので、重要書類重要器具をこり纏め何時にても搬出し得る様準備し、一方有樂町

出張所に應援を求め、午後二時頃漸く其の應援を得之に協力し山王臺下溜池方面に散在せる數臺の車輛を葵橋赤坂演技座敷地間に搬出したが、六時頃に至り火は西北風に勢を得て、溜池方面を包み永田町に移り、車上に盛んに飛火するので再び單車六臺ボギー車二臺を虎の門公園に避難せしめた。焼失車輛は全部で三十三臺である。琴平町南佐久間町附近の火災の爲め、出張所の運命も一時危く見えたが幸にして類焼を免かれた。

死傷者表

| 職名  | 死者 | 負傷者 | 行衛不明 | 計  |
|-----|----|-----|------|----|
| 事務員 | 1  | 1   | 1    | 3  |
| 車掌  | 1  | 1   | 1    | 3  |
| 運轉手 | 1  | 1   | 1    | 3  |
| 信託手 | 1  | 1   | 1    | 3  |
| 雜役  | 1  | 1   | 1    | 3  |
| 計   | 6  | 6   | 6    | 18 |

罹災住宅表

| 職名  | 全焼 | 倒壊 | 其他 | 計  |
|-----|----|----|----|----|
| 事務員 | 1  | 1  | 1  | 3  |
| 車掌  | 1  | 1  | 1  | 3  |
| 運轉手 | 1  | 1  | 1  | 3  |
| 信託手 | 1  | 1  | 1  | 3  |
| 雜役  | 1  | 1  | 1  | 3  |
| 計   | 22 | 5  | 1  | 28 |

六 三ノ輪出張所及び聖天町派出所

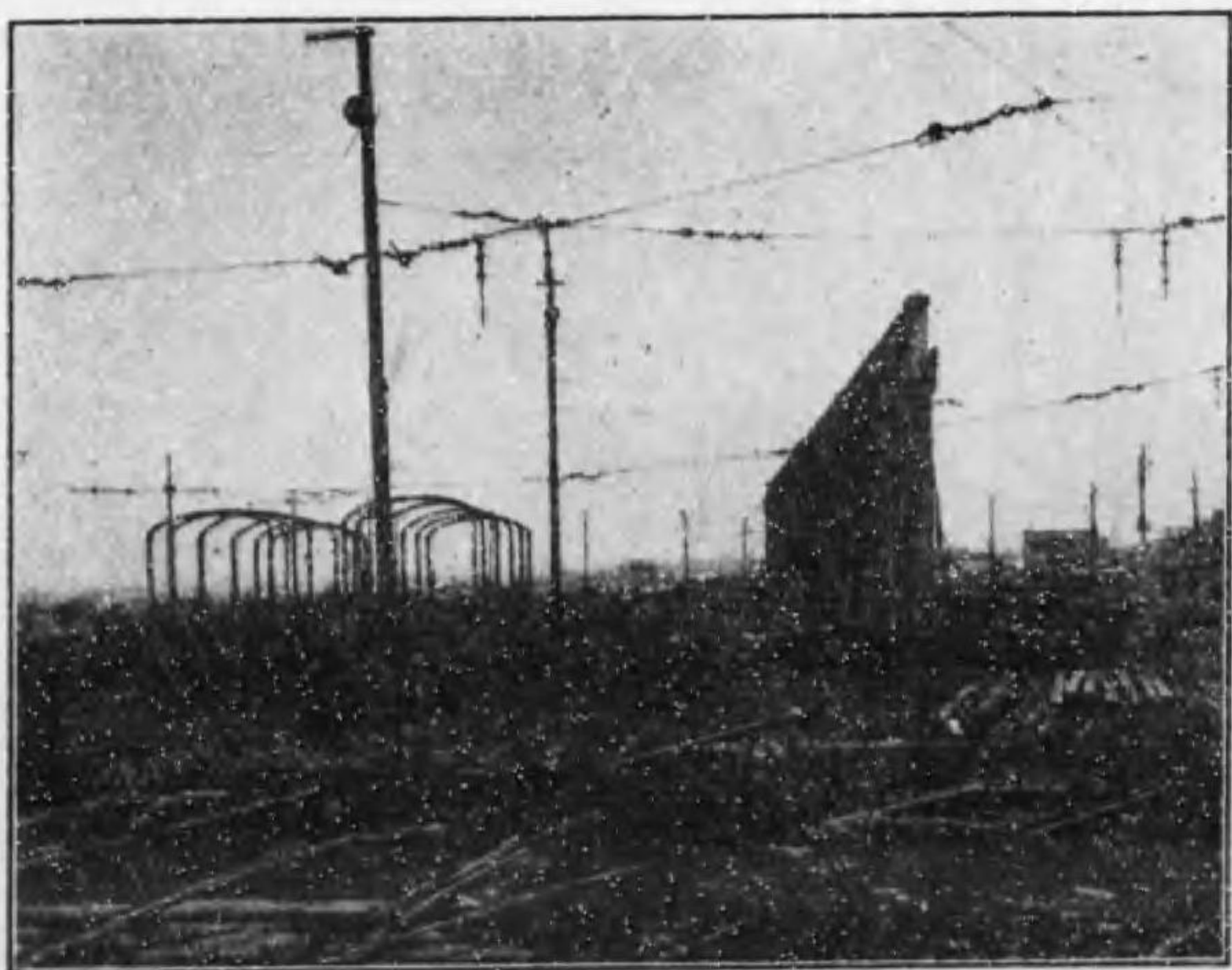
第一震で出張所の二階は左方斜に傾き頗る危険状態に陥つたので直ちに重要書類は勿論器物に至る迄出來得る限り搬出に努めたため後日執務上何等の支障を來さなかつた。正午三十分頃に至り、千束町方面の火は延焼し來つて出張所の右隣りなる三ノ輪公衆食堂に燃え移り、愈危険が迫つたので先づ車輛を安全地に移さんご車庫外十二

番線にあつた完全車十二臺を手押しにて引出に努めたが遂に八臺を焼失した。出張所は十數分後に見る影もなく焼きつくされ其の他線路上にあつた車輛も大部分を失つた。聖天町派出所、聖天町一帯は地震による家屋の破損はなかつたが零時四十分頃田中町に出火し路上の車輛二臺を焼き見る／＼内に附近一面を火の海に化し、重要品を取りまごめ所員一同避難する間もなく所は焼失した。新谷操車場は附近の火災の爲め一時危く見えたが、所員の必死的努力により類焼を免かるを得た。出張所の焼失後は直ちに事務所を通新町鐵道ガードの電車内に設け、後新谷派出所内に移し階上二室に於て應急事務を採つた。

電車の焼失個所次の如くで五十七臺を失つた。

- 土洲橋線 二五臺
- 中央線(三輪、藏前片町間) 一〇臺
- 本線(南千住、赤坂見附、本石町、大手町間) 二二臺
- 駒形分岐點 一臺

所屬員中死亡者十八名で罹災者は次の如くである。



三ノ輪車輛庫の被害

死傷者表

| 職名  | 死者 | 負傷者 | 行衛不明 | 計  |
|-----|----|-----|------|----|
| 事務員 | 0  | 1   | 1    | 2  |
| 車掌  | 1  | 1   | 1    | 3  |
| 運轉手 | 5  | 1   | 1    | 7  |
| 信號手 | 2  | 1   | 1    | 4  |
| 雑役夫 | 1  | 1   | 1    | 3  |
| 計   | 9  | 5   | 5    | 19 |

七 早稲田出張所

第一震ミ殆んど同時に早稲田大學研究所が藥品爆發の爲め火災を起し、風下に當つた當出張所は一時危険が迫つたので、職員一同必死となり重要書類重要物件を搬出し、一方車庫内の電車を線路上に引き出したが、幸に零時三十分頃鎮火した爲め類焼を免れた。當時約六十餘臺の車輛を運轉して居たが、大部分線路上に立往生し各所の火災の爲め危険ミの報に接し、各員手別けして救護に努めたが、火勢烈しく十分の目的を達する事が出来なかつた。たゞ大手町附近に運んだ單車數臺ミ憲兵屯所附近に移した單車四臺ミボギー車一臺は無事なるを得たけれども遂に全部で三十七臺を焼失した。

出張所建物は地震の爲め二階が東北方に約九寸傾斜し、天井板五六寸降下し、階段の取付約六寸の弛みを生じ、昇降極めて危険なので九月十二日迄階下宿直室に事務所を移し、二日よりは左の係りを設けて應急の事務を探つた。

一 線路係 乗客係及操車係りを以て組織す、線路車輛の監視並に被害狀況の調査擔當

罹災住宅表

| 職名  | 全焼 | 倒壊 | 其他 | 計  |
|-----|----|----|----|----|
| 事務員 | 3  | 1  | 1  | 5  |
| 車掌  | 2  | 2  | 1  | 5  |
| 運轉手 | 3  | 2  | 1  | 6  |
| 信號手 | 2  | 4  | 1  | 7  |
| 雑役夫 | 1  | 3  | 1  | 5  |
| 計   | 11 | 13 | 5  | 29 |

七四

二 調査及救済係 庶務係、取締係りを以て組織す、出張所全般の罹災調査並に救済事務擔當

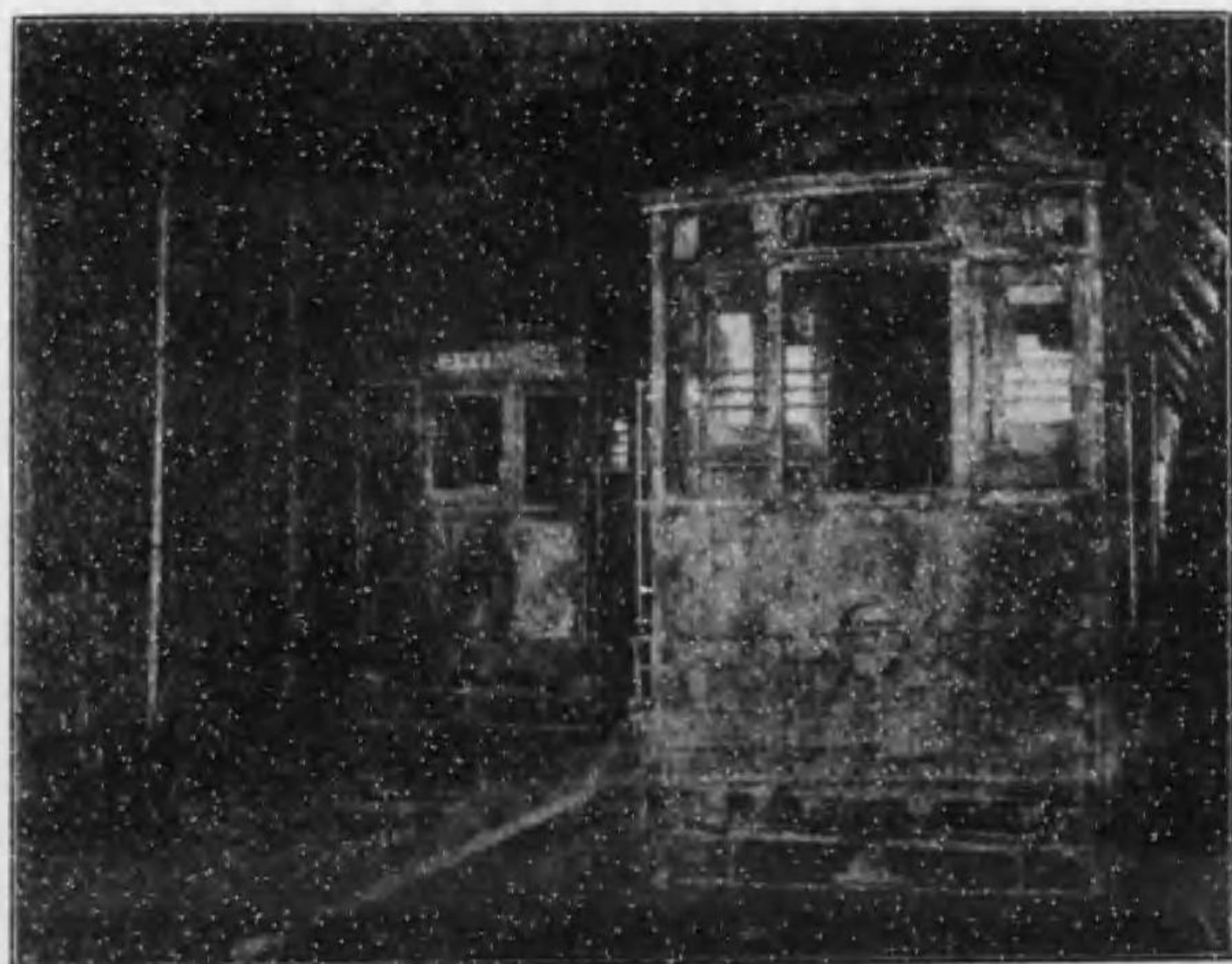
罹災住宅表

| 職名  | 全焼 | 倒壊 | 其他 | 計  |
|-----|----|----|----|----|
| 事務員 | 2  | 1  | 1  | 4  |
| 車掌  | 6  | 7  | 2  | 15 |
| 運轉手 | 3  | 2  | 7  | 12 |
| 信號手 | 3  | 1  | 3  | 7  |
| 雑役夫 | 1  | 1  | 1  | 3  |
| 計   | 15 | 12 | 14 | 41 |

八 廣尾出張所

麻布一帯は安全地帯であつた爲め出張所建物には何等の被害なく、たゞ所管金杉橋終點操車場は二日の午前四時頃焼失した。當所運轉區域内の電車の焼失は十八臺「ボール」の被害は僅かに伊皿子坂三本、古川橋一本、「トロリーワイヤー」には被害なく、軌道は總延長數約五十間の間多きは二尺少なきは五寸位低下した。

所屬員には死傷者なし罹災家屋は次の如くである。



車電焼の内庫車尾廣

罹災住宅表

| 職名  | 全焼 | 倒壊 | 其他 | 計  |
|-----|----|----|----|----|
| 事務員 | 二  | 一  | 一  | 四  |
| 轉務員 | 一  | 一  | 一  | 三  |
| 車掌員 | 一  | 一  | 一  | 三  |
| 手夫  | 一  | 一  | 一  | 三  |
| 計   | 六  | 三  | 三  | 一二 |

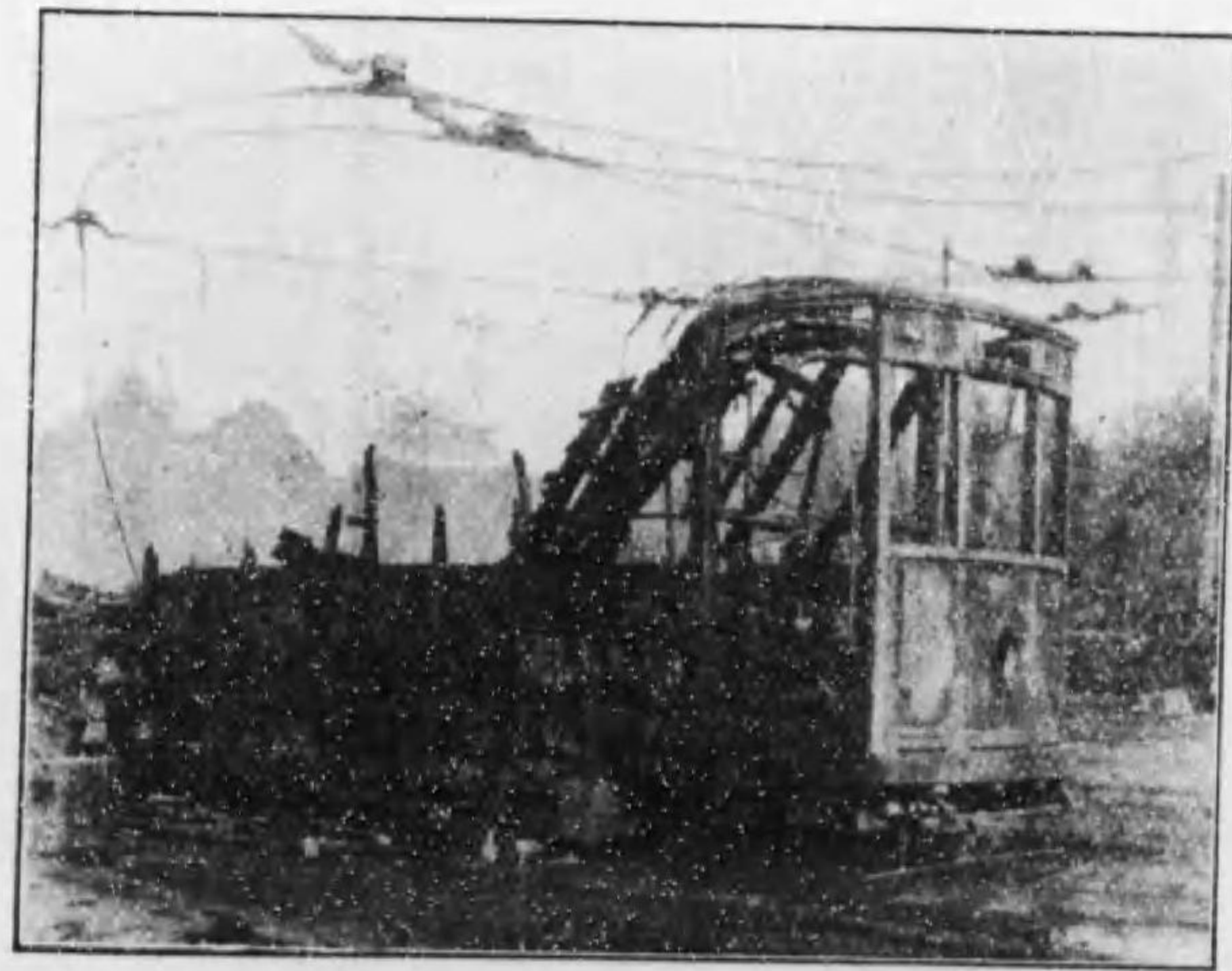
九 大塚出張所

當出張所の建物は最新式鐵筋コンクリートの爲め地震の被害は殆んど無つた。下町方面火災の報に所屬員は夫々外手町操車場、土橋操車場に應援に赴き一方所管線路上の電車の焼失を防ぐ事を努めたが遂に二十六臺を焼失し半焼十六臺を出した。

所屬員中に死者一名住宅の罹災者次の如くである。

罹災住宅表

| 職名  | 全焼 | 倒壊 | 其他 | 計  |
|-----|----|----|----|----|
| 事務員 | 三  | 二  | 一  | 六  |
| 轉務員 | 一  | 一  | 一  | 三  |
| 車掌員 | 一  | 一  | 一  | 三  |
| 手夫  | 一  | 一  | 一  | 三  |
| 計   | 七  | 五  | 四  | 一六 |



(内庫車尾廣) 骸残の車電燒

一〇 神明町出張所

出張所建物は被害少なく處々に僅かに龜裂を生じたに過ぎない。當時運轉中の電車は三十八臺あつたが其の内の二十臺は本所假工場に於て三臺濱松工場にて二臺合計二十五臺を焼失した。

管内の架線及電柱の地震に因る被害は、送電線の一端が、架線より離脱せし程度の輕微なものであつたが、火災の爲めに本石町松住町間、萬世橋上野間は架線の絶縁物及び

「ボールライト」全部焼失し、其他萬世橋三橋分岐點間の架

線二百十尺は焼損して使用に堪えず。三橋分岐點より池の端

に至る間の架線百尺を損じ、軌道の被害少なく工事中の神田

旅籠町黒門町間の軌條二十本不能になつた、けである。

所屬員の死傷なく罹災住宅は下の如くである。

一一 巢鴨出張所

出張所建物及び従業員詰所は地震の爲め甚だしく傾斜し龜裂を生じたが、附近の倒壊家屋も割合に少なく火災の厄を免かるゝを得た。運轉車數八十三臺の中二十三臺を焼失し半焼二臺を出し、この外濱松工場にて六臺、本所分工場にて四臺合計三十五臺を失つた。軌道の被害は水道橋神保町間の工事中の個所軌條が灣曲し、枕木五十本を焼失せしに過ぎない。

「ボール」「トローワイヤー」の被害としては水道橋神保町交叉點間にて一本の「ボール」を破損し水道橋ガード下の「トローワイヤー」線取付板焼失、水道橋神保町間の「トローワイヤー」は全部地上に落下し八箇所を斷線し、松住町交叉點附近の分は全部地上に落下し、「スパン」線約二十本斷線したる外甚だしき損害を見なかつた。

罹災住宅表

| 職名  | 全焼 | 倒壊 | 其他 | 計  |
|-----|----|----|----|----|
| 事務員 | 四  | 一  | 一  | 六  |
| 轉務員 | 二  | 一  | 一  | 四  |
| 車掌員 | 二  | 一  | 一  | 四  |
| 手夫  | 二  | 一  | 一  | 四  |
| 計   | 六  | 三  | 三  | 一二 |

所屬員に死亡一名住宅罹災者次の如くである。

罹災住宅表

| 職名              | 全焼 | 倒壊 | 其他 | 計 |
|-----------------|----|----|----|---|
| 事務員<br>転手<br>役夫 | 二  | 一  | 五  | 四 |
| 主事員<br>手        | 二  | 一  | 一  | 四 |
| 計               | 一  | 二  | 一  | 四 |

三 三田出張所

出張所建物は地震の爲め屋根瓦の一部剥落し、各所に龜裂を生じたが倒壊を免れた。この日は平日より約一割の車輛を増發して全部八十九臺を運轉して居つたが、各所に起る火災に線路上立往生の之等の電車の焼失を防ぐ爲め、一同夫々手配して極力奮闘したが遂に五十四臺を失つた。この外濱松工場にて七臺、本所假工場にて二臺、焼失車輛合計六十三臺に達した。

同日夜半に火焔は飯倉、赤羽橋を経て三田方面に迫つて來たので、出張所も類焼を免かれざるものゝ覺悟し、荷車數臺を徵發し重要書類器具を満載して廣尾出張所及八ツ山詰所に運搬したが幸ひ火が芝公園にて止まつた爲め焼失を免かるゝを得た。

電柱は芝橋より金杉橋間にて片側全部焼失したけれども「トロリーワイヤ」には被害少なく、金杉橋より雷門迄の

間は電柱數本破損せる外甚だしき故障をうけない。軌道は工事中の本石町附近迄大破損を生ぜる外被害を認む可き點がない。

所屬員中死者二名で住宅罹災者は次の如くである。

罹災住宅表

| 職名              | 全焼 | 全壊 | 其他 | 計 |
|-----------------|----|----|----|---|
| 事務員<br>転手<br>役夫 | 二  | 一  | 五  | 八 |
| 主事員<br>手        | 一  | 一  | 一  | 三 |
| 計               | 一  | 二  | 一  | 四 |

三 青山南町出張所

本出張所は被害輕微で所屬員中死傷者なく次表の罹災者を出したゞけである。

罹災住宅表

| 職名              | 全焼 | 倒壊 | 其他 | 計 |
|-----------------|----|----|----|---|
| 事務員<br>転手<br>役夫 | 二  | 一  | 一  | 四 |
| 主事員<br>手        | 一  | 一  | 一  | 三 |
| 計               | 一  | 二  | 一  | 四 |

## 第十一章 電燈課出張所、收納所、建設所、及び散宿 所の被害状況

### 第一節 建物の構造と被害一般

電燈課關係建物は出張所十二ヶ所、收納所三箇所、建設所三ヶ所及散宿所十五ヶ所で、殆ど全部木造であつたが地震直接の被害は概して少く出張所中下谷、京橋(何れも煉瓦造)青山、芝(兩所とも木造)等は全壊、半壊又は傾斜を生じ、收納所中青山、芝兩所傾斜し、其他赤坂建設所は倒壊し、散宿所に在りては倒壊傾斜或は屋根瓦の脱落せるものを日本橋富士見町及び大塚に見たるのみである。各建物の被害及び無被害を比較すれば次の如くである。

| 所名  | 震火災被害 | 無事 | 總數 |
|-----|-------|----|----|
| 出張所 | 七     | 五  | 一二 |
| 建設所 | 二     | 一  | 三  |
| 散宿所 | 五     | 〇  | 五  |
| 合計  | 一六    | 一七 | 三三 |

左表は各所別の構造及び被害状況は左の如くである。

#### 一 出張所

| 所名 | 構   | 震                    | 火                 |
|----|---|----------------------|-------------------|
| 青山 | 桁行十二間三尺、梁間五間、木造平家建瓦葺、詰所及倉庫、桁行十二間三尺、梁間三間三尺、木造平家建瓦葺   | 車庫外壁倒壊により壓壊さる        | 被害なし              |
| 京橋 | 煉瓦造三階建床及小屋組共木造瓦葺、延坪五十三坪、附屬家木造二階建瓦葺、延坪二十七坪   | 大破し殊に正面階上露臺崩壊落下す     | 全焼<br>(一日午後六時)    |
| 品川 | 木造二階建瓦葺、延坪三十三坪、物置木造平家建瓦葺、延坪十二坪  | 窓硝子三十枚破損物置周囲の板壁約三間倒壊 | 被害なし              |
| 赤坂 | 建設事務所<br>桁行五間半、梁間三間半、木造建瓦葺、鐵筋コンクリート壁、延坪三八、五坪<br>湯呑所及宿直室<br>桁行三間、梁間二間、木造平家建瓦葺六坪<br>倉庫<br>桁行三間、梁間三間半、平家建一棟、桁行四間、梁間三間半、二階建一棟木造 | 被害なし                 | 全焼<br>(一日午後三時半)   |
| 下谷 | 土蔵造二階建瓦葺<br>上二六・五坪<br>下一三・四坪  | 壁剝落                  | 全焼<br>(一日午前五時)    |
| 芝  | 木造平家建、鐵力葺、五・六坪  | 六十五度位傾斜す             | 全焼<br>(一日午前二時二十分) |
| 神田 | 煉瓦コンクリート三階建<br>上一六坪<br>下一二坪   | 被害なし                 | 全焼<br>(一日午後二時半)   |

小石川、廣尾、四谷、牛込、千駄ヶ谷各出張所は被害ないから省略す。

#### 二 收納所

| 所名 | 構        | 震         | 火              |
|----|----------|-----------|----------------|
| 青山 | 本造平家建、瓦葺 | 家屋三十度位傾斜す | 被害なし           |
| 芝  | 木造二階建、瓦葺 | 傾斜        | 全焼<br>(一日午前二時) |

此他小石川收納所あれ共被害なし。

三 建設所

| 所名  | 構                    | 造    | 震災   | 火災              |
|-----|----------------------|------|------|-----------------|
| 芝崎町 | 木造、平家建、トタン葺          | 被害なし | 被害なし | 全焼<br>(一日午後十時)  |
| 赤坂  | 木造、コンクリート壁、二階建、三八・五坪 | 倒壊   | 倒壊   | 全焼<br>(一日午後三時半) |

此他廣尾建設所あるも被害なし。

四 散宿所

| 所名  | 構           | 造 | 震災            | 火災              |
|-----|-------------|---|---------------|-----------------|
| 日本橋 |             |   | 倒壊            | 全焼<br>(一日午後六時)  |
| 富士前 | 木造、二階建、瓦葺   |   | 家屋傾斜、壁、屋根瓦脱落す | 被害なし            |
| 大塚  | 同           |   | 屋根瓦脱落         | 同               |
| 幡ヶ谷 |             |   | 稍傾斜           | 同               |
| 浅草  | 木造、平家建、トタン葺 |   | 被害なし          | 全焼<br>(二日午前五時半) |

此他麴町、喜久井町、薬王寺、千駄木町、中藏谷、下谷、大井、下目黒、大崎、桐ヶ谷各散宿所は被害なし。

第二節 各所の被害状況

一 青山出張所

當出張所は其の東側の車庫の煉瓦塀が地震と共に崩壊した、め之に押しつぶされたが、収納所の建物は三十度近



芝崎町建設所の被害

く傾いたのみで倒壊を免れた。出張所内には當時二十餘名の職員職工が執務中であつたが二名の職工が、屋根の下敷となり軽傷をうけた外は全部無事屋外に逃れ出づる事を得た。其後隣家被服庫軒下に事務所を移し、更に收納所に轉じ、現場作業中の職工二十名と協力して各線路を巡視し變壓器の落下豫防工事、電柱傾斜の豫防工事に當り極力線路の恢復に努めた。

所屬員全焼せるは職員二名、電工二名、倒壊職員一名、電工一名である。

二 京橋出張所

激震と同時に出張所階上の露臺が崩壊し屋内が彌々危険なので道路上に天幕を張り、此處に假事務所を設け直ちに所員を三隊に分ち、各方面の變壓塔其の他の警戒に當つた。同日午後五時頃に至り附近の火災益々烈しく、出張所類焼の危険が迫つて來たので、重要書類備品を外線用荷車に積載し、辛ふじて築地本願寺境内に運れたが火は更に此の方面に類焼し來つた爲め、止むなく書類の一部を同寺墓地の一隅に積み墓石を以て之を覆ひ、所員は身を以て濱離宮に避難した。

所屬員中全焼せるは九名で内雇三名保線電工六名である。

三 赤坂出張所

當出張所は鐵筋コンクリート建の爲め激震に遭つても倒壊を免かれた。同日十二時半火は赤坂見附に延焼し來り當所の類焼最早免かれずと思はれたので、重要書類物品を二臺の車に積み、虎の門方面に避難したが其の後間もなく焼失した。當所の配電區域は赤坂芝麻布の各一部であるが、被害は全區域の四分の一で其の内芝區の損害最も甚しい。

罹災者は保線電工二名で何れも家屋全焼である。



#### 四 下谷出張所

八四

震動と共に出張所の煉瓦壁が崩壊したのみで建物の倒壊を免かれ、最初火災の恐れなしと思はれた。然るに時刻の経つにつれ九段方面より萬世橋に延びし猛火は出張所方面に襲来し、同日午後五時頃には愈々危険が迫つて来たので書類、電圧計、電力計等を搬出して地下に埋めて一同立退きを決し、更に淺草散宿所應援に電工數名を派し、同所の備品、書類一切を隣接の鐵筋コンクリート建の新設變電所内に收めたが、翌二日の午前五時頃に至り出張所は散宿所と共に焼失した。そこで事務所を一日から本郷千駄木散宿所に移し書類を埋藏せる個所には天幕を張り警戒した。

所屬員中全焼せるは雇員一名従業員二十一名である。

#### 五 芝出張所

當所は古い二階建て階上は電燈課收納所に階下が出張所に當てられて居たが、第一震で建物は傾斜した、けで倒潰は免かれた。當日階上には四十餘名階下には職員六名が執務中で外に芝浦白金方面に電工三十一名現場作業中であつたが幸ひ一名の負傷者も出さなかつた。

最初此邊一帶は火災を起した個所もなかつたけれど、時経て愛宕下、櫻田本郷町の火災をはじめ、銀座方面の火勢烈しく當方面に延焼し來る模様なので、午後の十時頃避難に決し書類其の他の荷物を荷車二臺に満載し、其の他は各自之を携へ赤羽橋古川橋を通り、天現寺の廣尾出張所に向つたが、吾れ先きに避難する人の雜沓の爲め翌二日の午前一時頃に及び漸く廣尾に着くを得た。

出張所は二日の午前二時半頃、猛火に包圍され四十分間に跡方もなく焼失した。  
所屬員中全焼せるは電工二名である。

#### 六 神田出張所

地震後間もなく出張所は今川小路、三崎町方面より延焼して來た猛火に襲はれ午後二時半頃跡方もなく焼失したが麴町の散宿所は幸ひ周圍の火災に拘らず焼失を免かれた。書類器具等は一同協力して一つ橋文部省前に運搬避難したけれど再び火に襲はれたので九段下材料置場に到りこゝに假事務所を設けて直ちに高壓線の電流遮断、變壓塔の巡視所屬員の救護に努め、當夜は職員三名電工二十名にて徹宵警戒した。  
所屬員中罹災者は全焼十名である。

#### 七 廣尾出張所

當所は地震による被害もなく附近の火災に拘らず類焼を免かれた。  
地震による電燈配電線の被害は、架空線、地中線とも少く、材料廠の火災で焼損せるは變壓器八臺、焼失せる電柱十四本であつた。

罹災者は全焼八名、全壊二名内雇一名、保工八名、圖工一名である。

#### 八 小石川出張所

地震の被害なく一時附近の火災に類焼の危機が迫つたので、書類器具等を二臺の車に積み込み籠町の岩崎邸に避難したが幸ひ無事であつた。

所屬員中全焼せるは事務員一名、保線電工五名である。

#### 九 赤坂建設所

當建設所は地震による倒壊は免かれたが、十二時半頃になつて田町四丁目邊の火が延焼し來たつたので、所員電工協力して重要書類及電纜埋設圖全部其の他の重要器具を搬出し、神宮外苑に避難せんよしたが猛火に途を遮ぎ

られ止むなく虎の門公園に到つた。けれども間もなく此處も危険になつたので更に日比谷公園に避難した。建設所は二日の午前三時半頃に焼失した。倉庫内の材料の大部分は焼失したが、測定器具接續材料工器器具の大部を残したので復舊工事に甚だしき不自由を感じなかつた。

所屬員中全焼は技手一名、電工四名、全壊は電工一名である。  
一〇 廣尾建設所

當建設所は地震、火災共に被害を免かれ得た。所屬員中全焼は七名(工夫班長一名、電燈工夫五名)である。

### 第十三章 工務課出張所の被害状況

#### 第一節 電路係出張所及び派出所

電路係出張所は四ヶ所、派出所は三十五ヶ所であるが、總て木造なりしを以て、地震に因る被害は少く、屋根瓦脱落せし程度に止まりたるも、火災の爲めには焼失区域内にありしものは全部焼失した、左表はその構造の概要、被害状況である。

電路係出張所被害表

| 所名     | 構造        | 被害状況 |
|--------|-----------|------|
| 本所出張所  | 木造二階建瓦葺   | 同全焼  |
| 有樂町出張所 | 同平家建瓦葺四五坪 | 同全焼  |

赤坂及春日町出張所は無事。

電路係派出所被害表

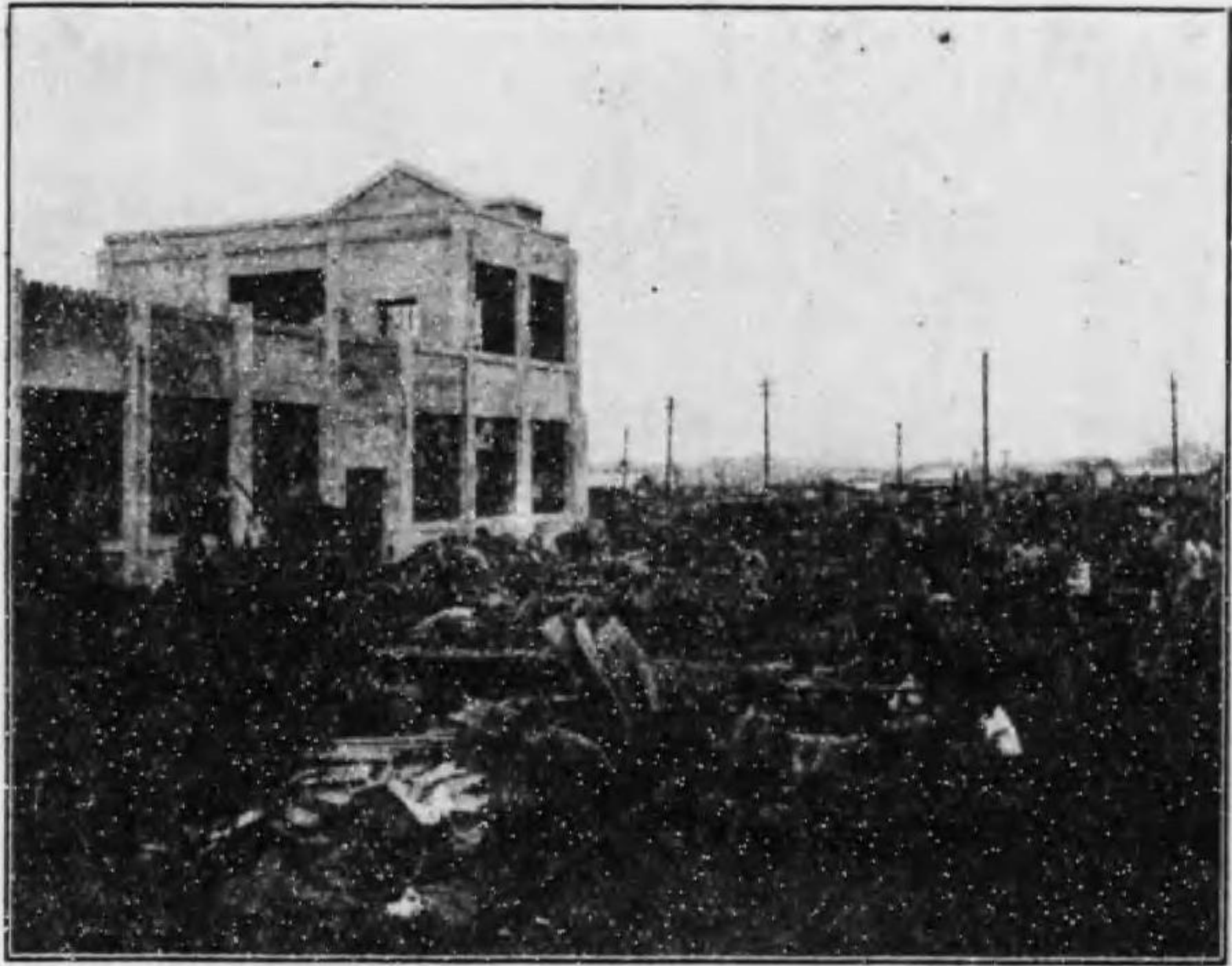
| 所名    | 構造         | 被害状況 |
|-------|------------|------|
| 本町派出所 | 木造二階建瓦葺    | 同全焼  |
| 須田町同  | 同          | 同全焼  |
| 三橋同   | 木造平家建瓦葺    | 同全焼  |
| 新宿同   | 木造平家建生子板葺  | 同全焼  |
| 市ヶ谷同  | 同石盤葺       | 同全焼  |
| 千代田橋同 | 同瓦葺        | 同全焼  |
| 神田橋同  | 同          | 同全焼  |
| 御成門同  | 木造平家建スレート葺 | 同全焼  |
| 大門同   | 同          | 同全焼  |
| 三ノ輪同  | 木造平家建瓦葺    | 同全焼  |
| 山谷同   | 木造二階瓦葺     | 同全焼  |
| 車坂同   | 同          | 同全焼  |
| 仲町同   | 同          | 同全焼  |
| 小島町同  | 同          | 同全焼  |
| 兩國同   | 木造平家建瓦葺    | 同全焼  |
| 黒江町同  | 木造二階建瓦葺    | 同全焼  |

お茶の水、飯田橋、白山、大塚、動坂、春日町、青山七丁目、青山一丁目、天現寺、柳町、九段、三宅坂、忍町、三田、車町、古川橋、白金、日比谷各派出所は被害がなかつた。

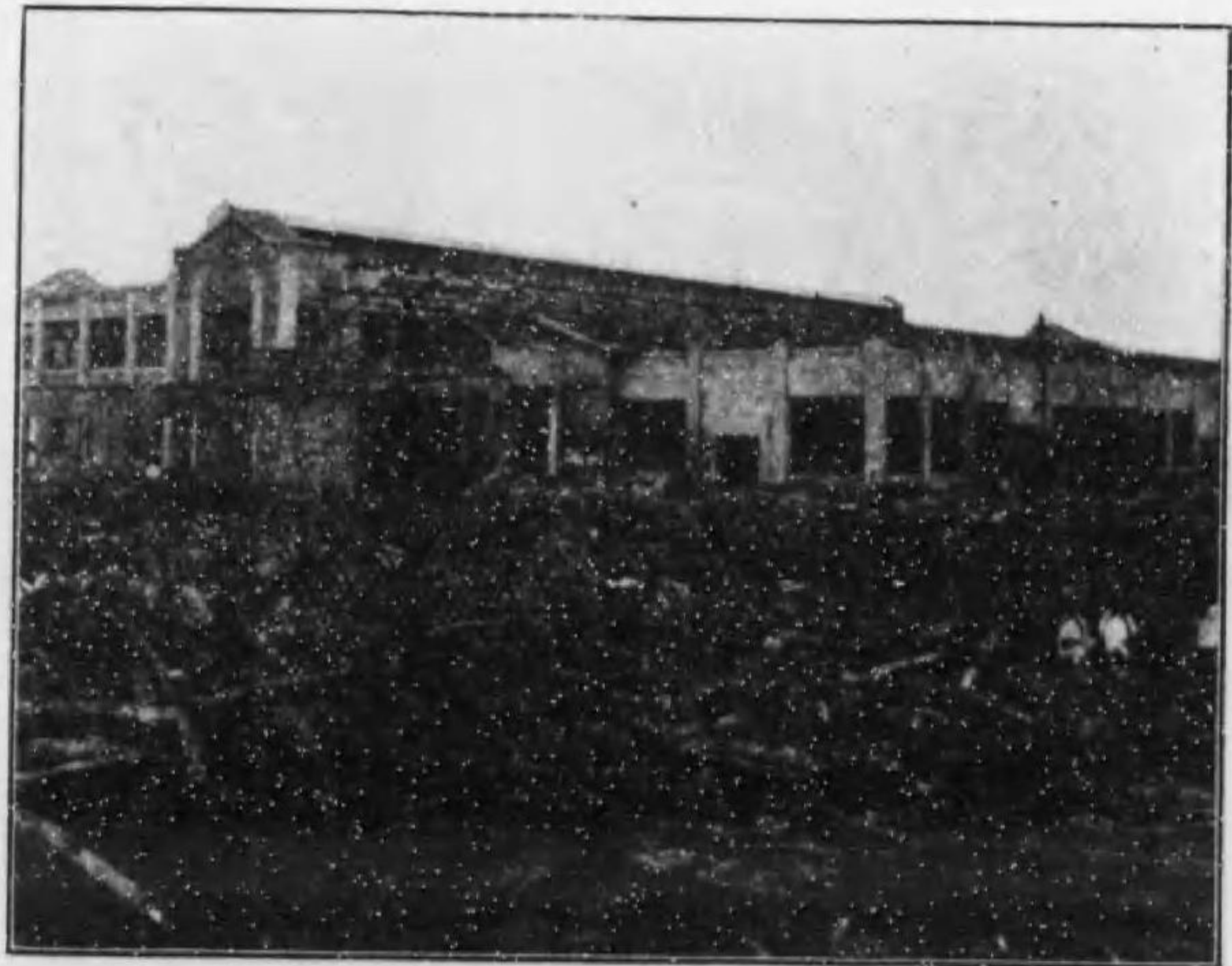


各工場の構造の概要を被害の状況を示せば次表の通りである。

### 第十五章 工場の被害状況



濱松町工場の被害



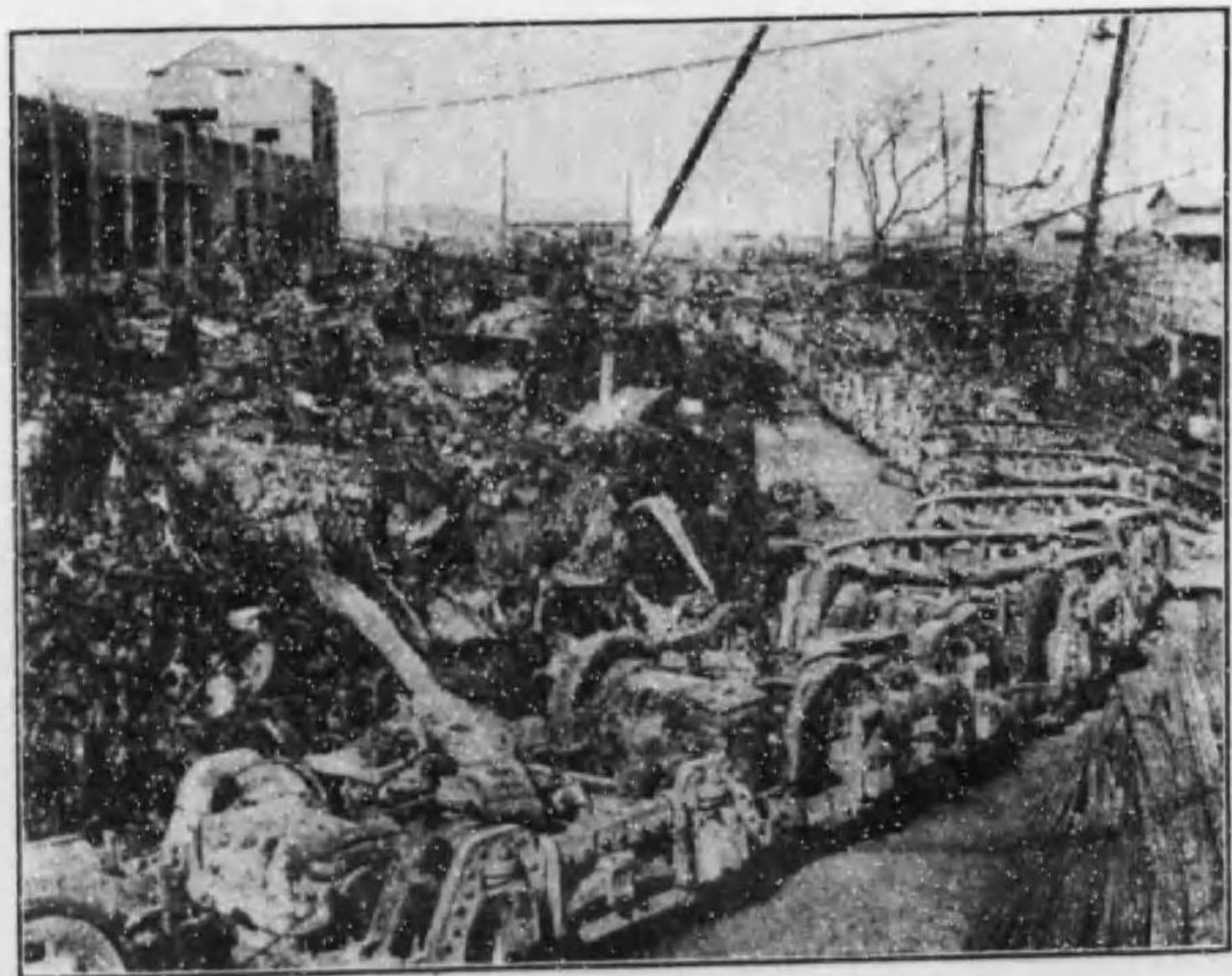
同上

#### 一 構造の概要

| 名     | 構造                     | 概要      | 所在地   |
|-------|------------------------|---------|-------|
| 濱松町工場 | 小鉄筋コンクリート造、陸屋根一部鐵造     | 中當時工事   | 濱松町芝區 |
| 芝浦工場  | 瓦葺木造                   | 芝浦埋立地六號 |       |
| 被服工場  | 梁行二十間、梁間六間、木造其他事務      | 本所區     |       |
| 印刷工場  | 家屋數棟、根材瓦葺、根室の根あり、下他に附屬 | 有樂町區一ノ  |       |

#### 二 被害状況

| 名     | 災                      | 火災   |
|-------|------------------------|------|
| 濱松町工場 | 新工場、建物周囲、入口上部、對角柱に沿ひ、裂 | 全焼   |
| 芝浦分工場 | 工場の兩端、下部、内部の土壓のため      | 被害なし |
| 被服工場  | 木骨軸部に生ずる               | 被害なし |
| 印刷工場  | 全焼                     | 被害なし |



濱松町工場の被害

第十六章 電気研究所の被害状況

電気研究所は大正十二年三月下旬本廳舎構内に起工したる鐵筋コンクリート造り四階建の建築物で二階まで工事が完了して三階の一部工事中に震災に遭つた。

地震に因る被害としては當日コンクリート打を施行したる三階柱若干に龜裂、破壊を生じたけれども全般より觀れば輕少の損傷であつた。然るに火災(本廳舎と同時に全焼す)のためには地階側壁に施したる煉瓦壁は異狀なきも地階柱は上階よりも諸所焼損ヶ所多く即ち角の部分及び稀に平の部分コンクリート被覆部が剝落し鐵筋の露出せるあり、二三階柱は角部が多少缺損せるのみである。

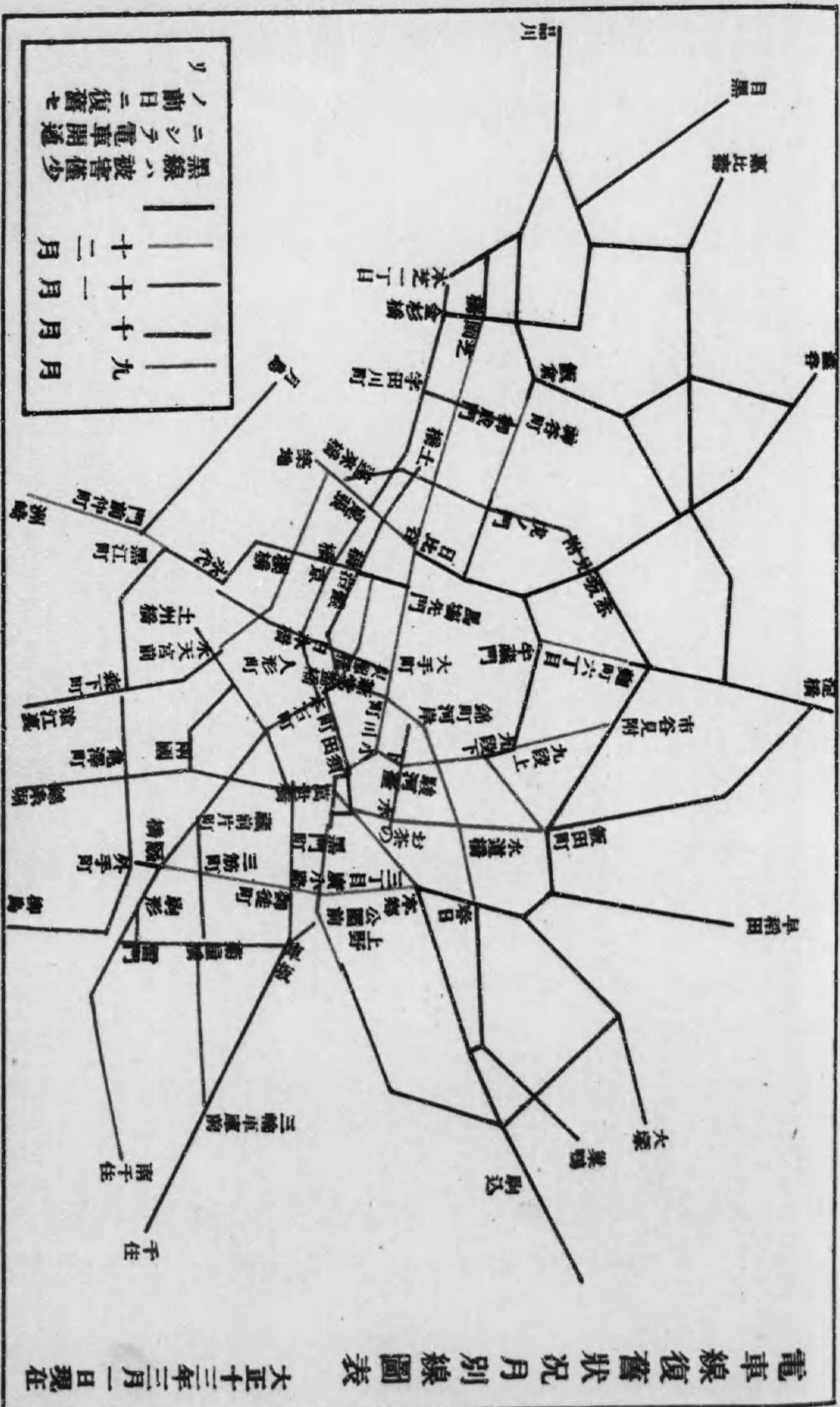
床、梁には大なる被害なきもスラブは焼損し、一階床は殊に甚しくスラブの約半量は補強する要ありと認められる。

二階床は一階程の事は無いが略々同様の被害である。三階柱及び床の假枠及び鐵筋施行中の箇所は假枠の燃焼に因り鐵筋もまた燃焼し延曲してもつれ合つた。

コンクリート中に埋設しありし木煉瓦類は全部焼失して孔窪をなし、コンクリートミキサー用昇降塔は灼熱して倒れた。



害被の所究研氣電の中築建



黒線ハ被害僅少  
ニシテ電車開通  
ノ前日ニ復舊セ  
リ

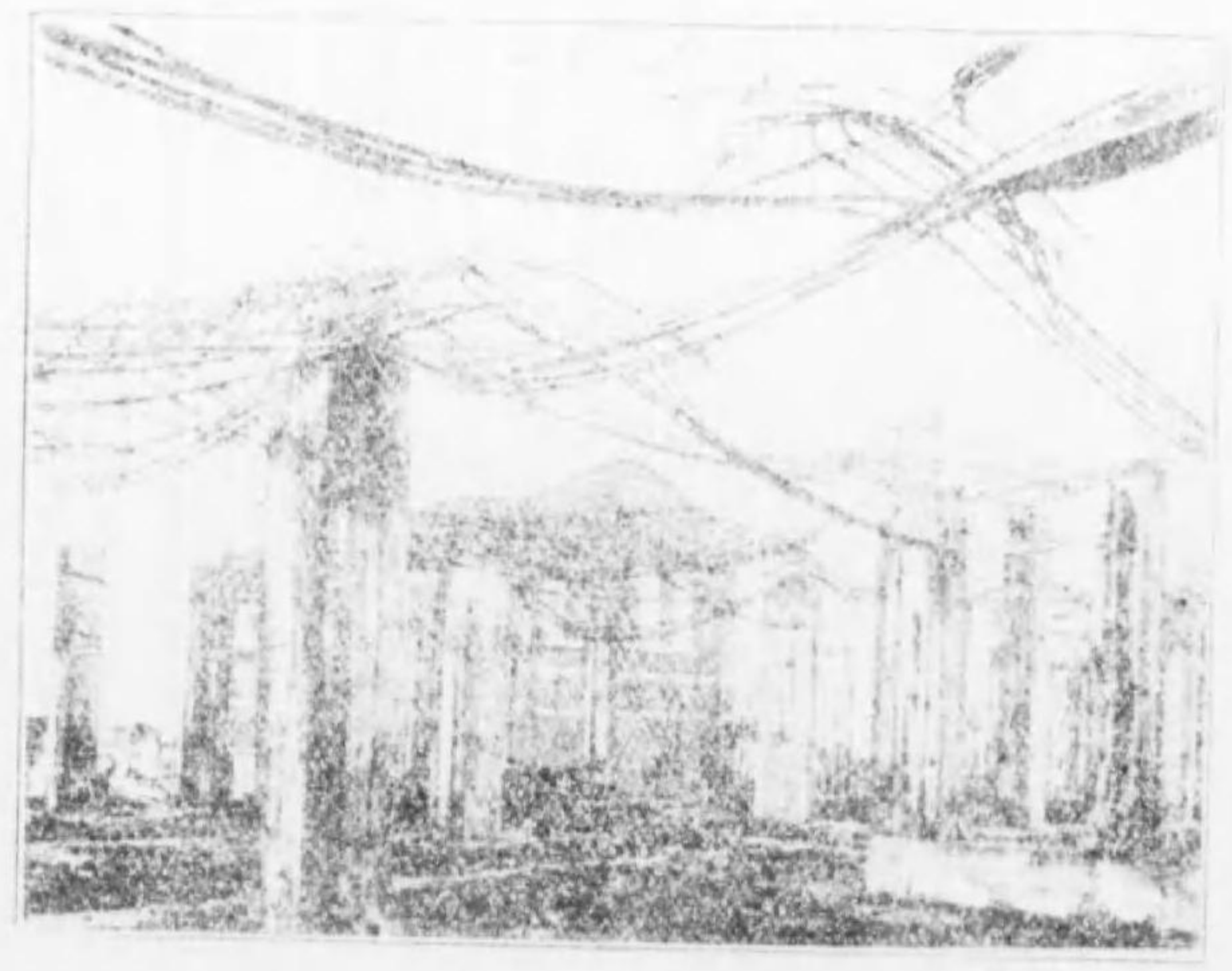
—— 九月  
- - - 十月  
· · · 十一月  
· · · 十二月

電車線復舊狀況月別線圖表 大正十三年三月一日現在

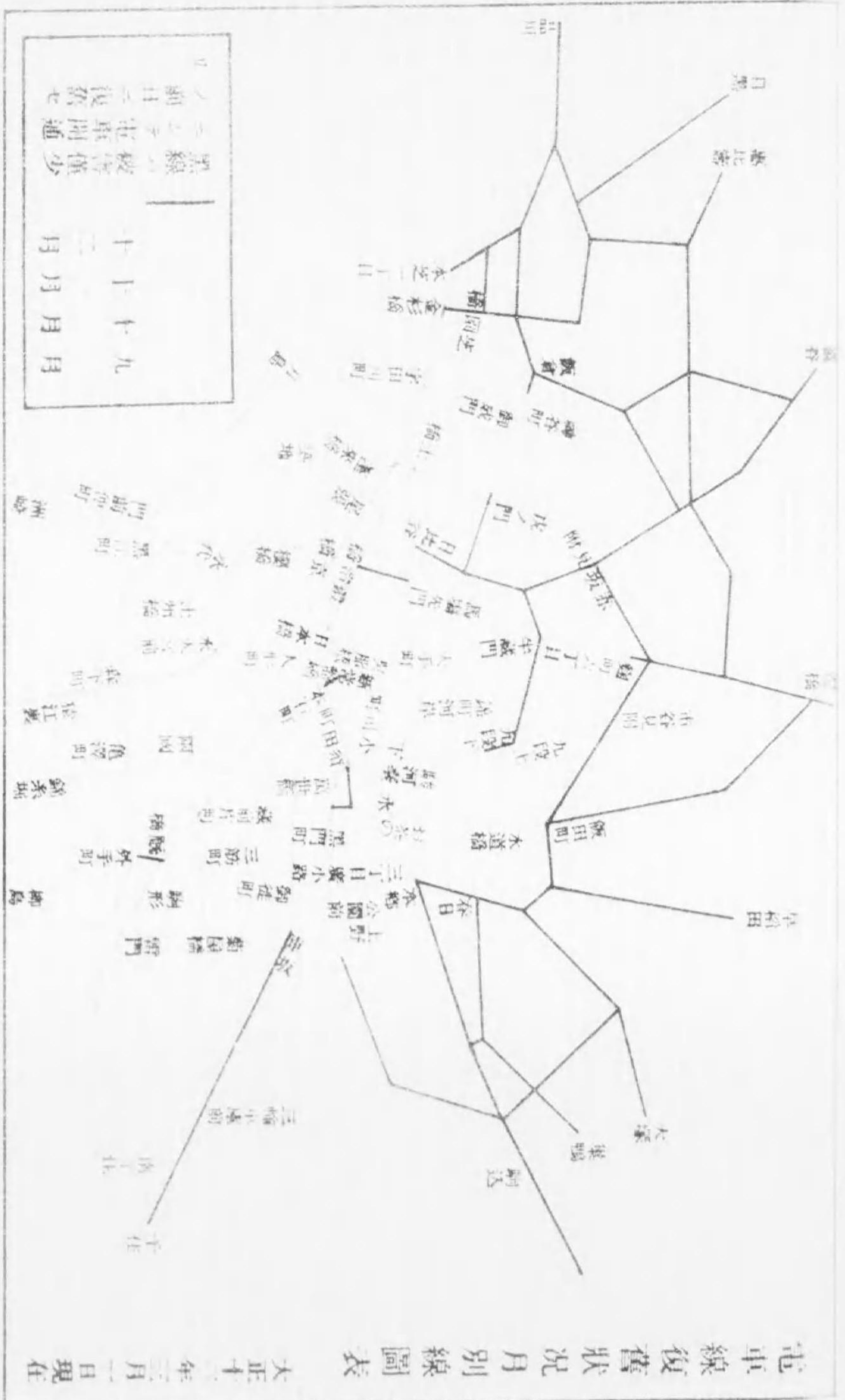
### 第十六章 電氣研究所の被害状況

電氣研究所は入道十一日午後九時頃、大雷雨に遭つた。この時、研究所の建物は、大被害を受けた。建物の柱は、折れ、瓦は破れ、天井は落ち、床は腐り、家具等は壊れた。建物の周囲には、倒れた電柱や電線が散らばり、火災も起つた。この被害は、研究所の業務に重大な影響を及ぼした。被害の詳細は、以下の通りである。

被害の程度は、建物の構造や被害の状況によって異なる。建物の柱は、折れ、瓦は破れ、天井は落ち、床は腐り、家具等は壊れた。建物の周囲には、倒れた電柱や電線が散らばり、火災も起つた。この被害は、研究所の業務に重大な影響を及ぼした。被害の詳細は、以下の通りである。



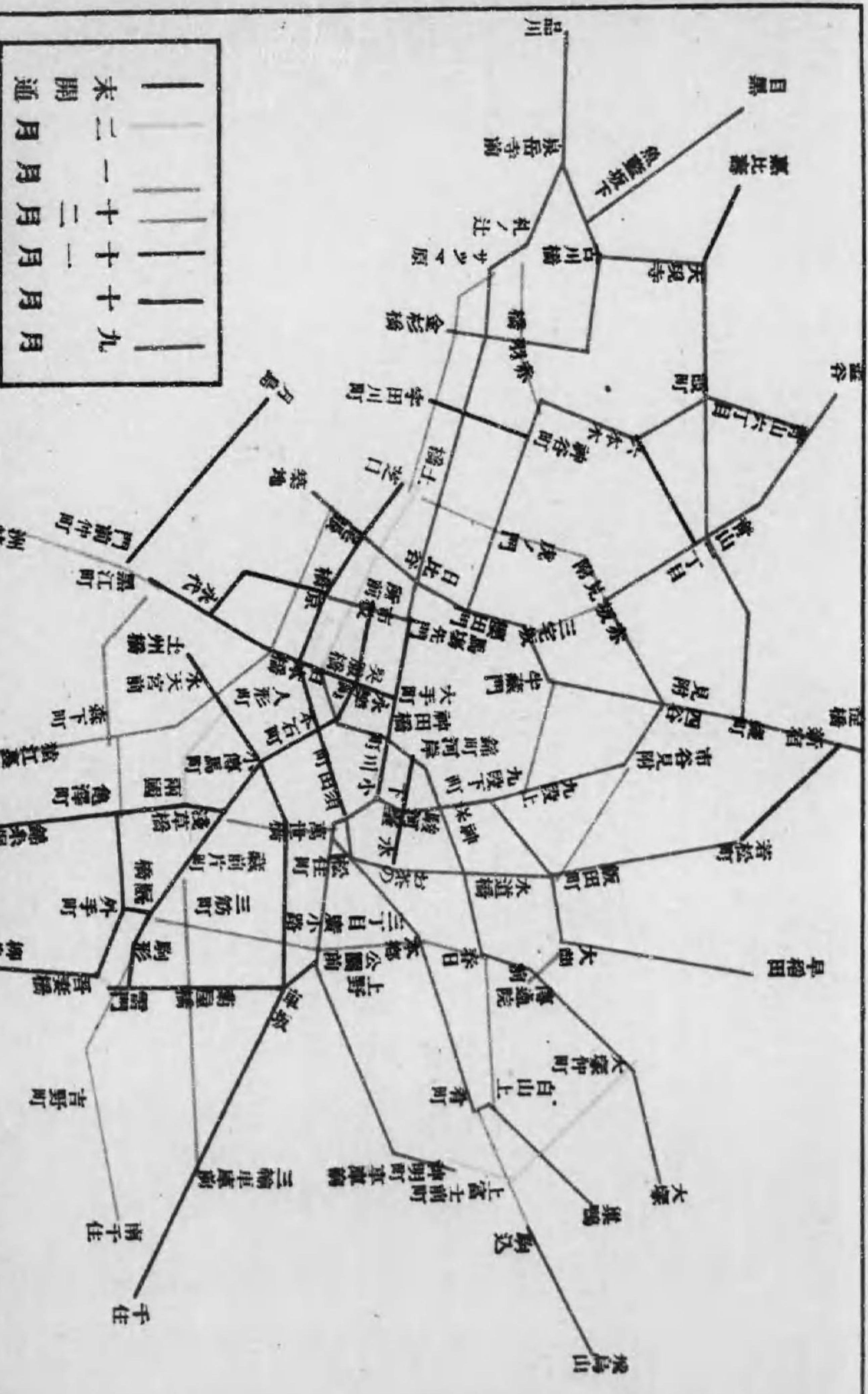
電氣研究所の被害状況



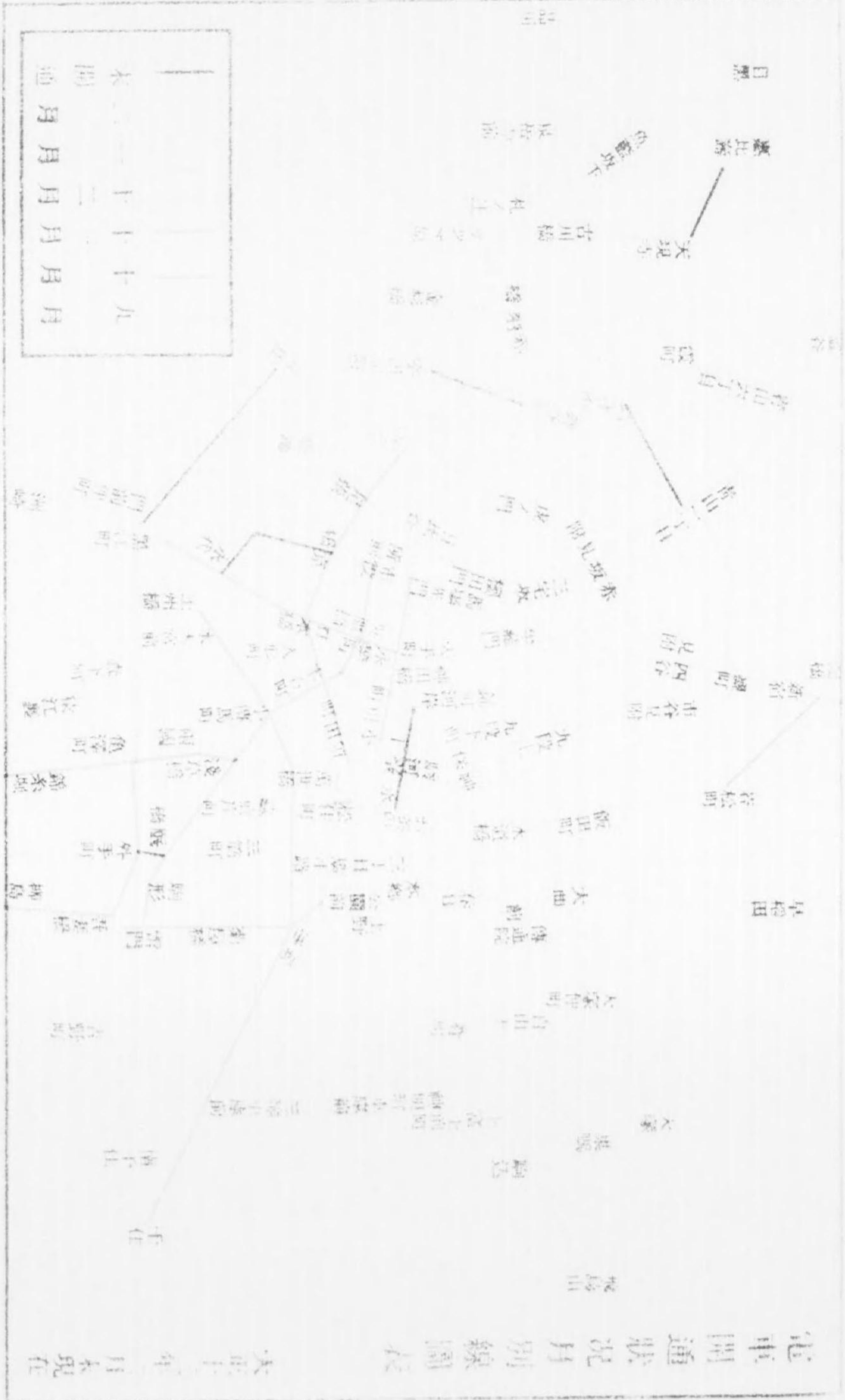
電車線復舊状況月別線圖表 大正十一年三月一日現在

電車開通状況月別線圖表

大正十三年二月末現在

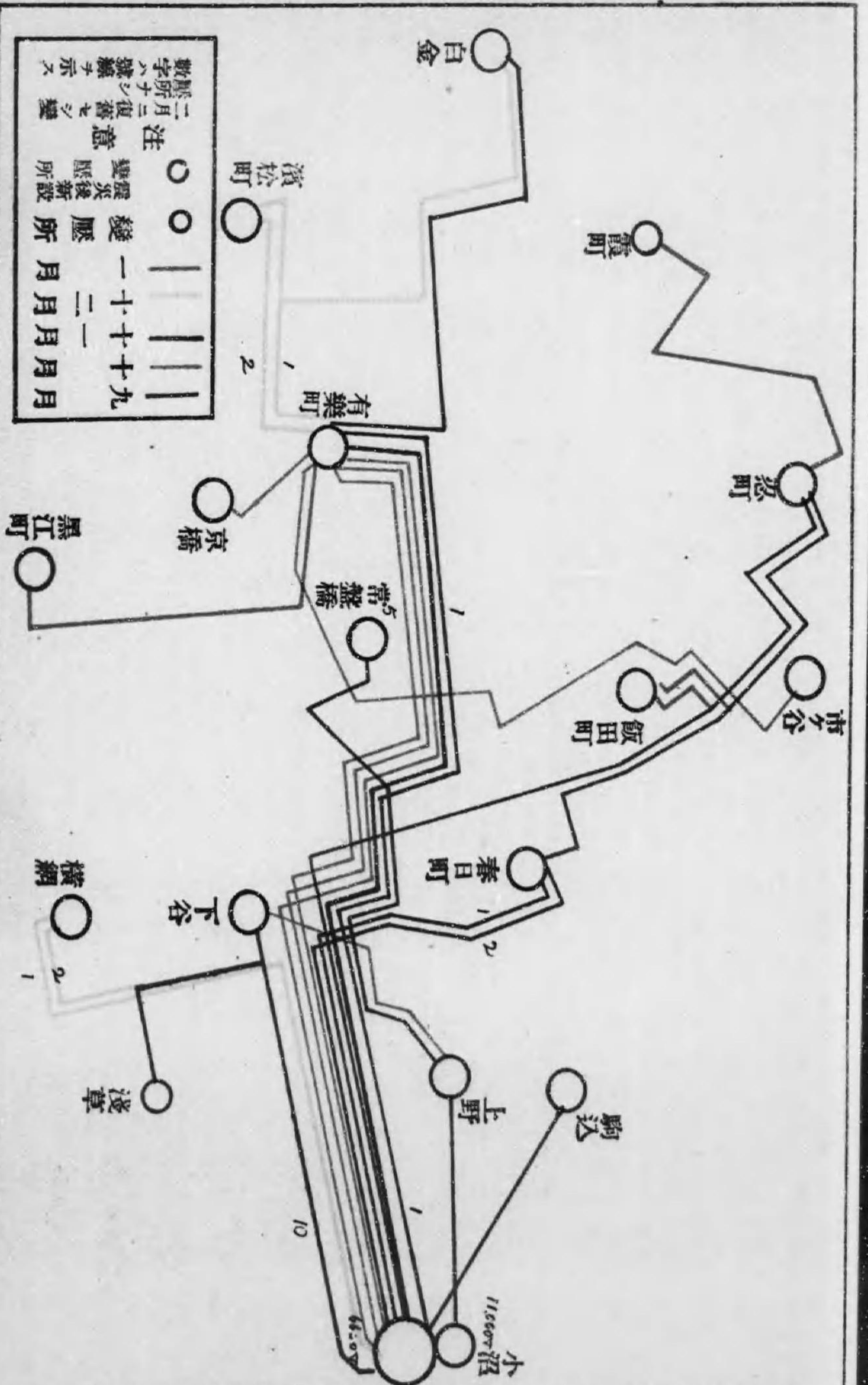


未開通  
 二月  
 一月  
 十二月  
 十一月  
 九月

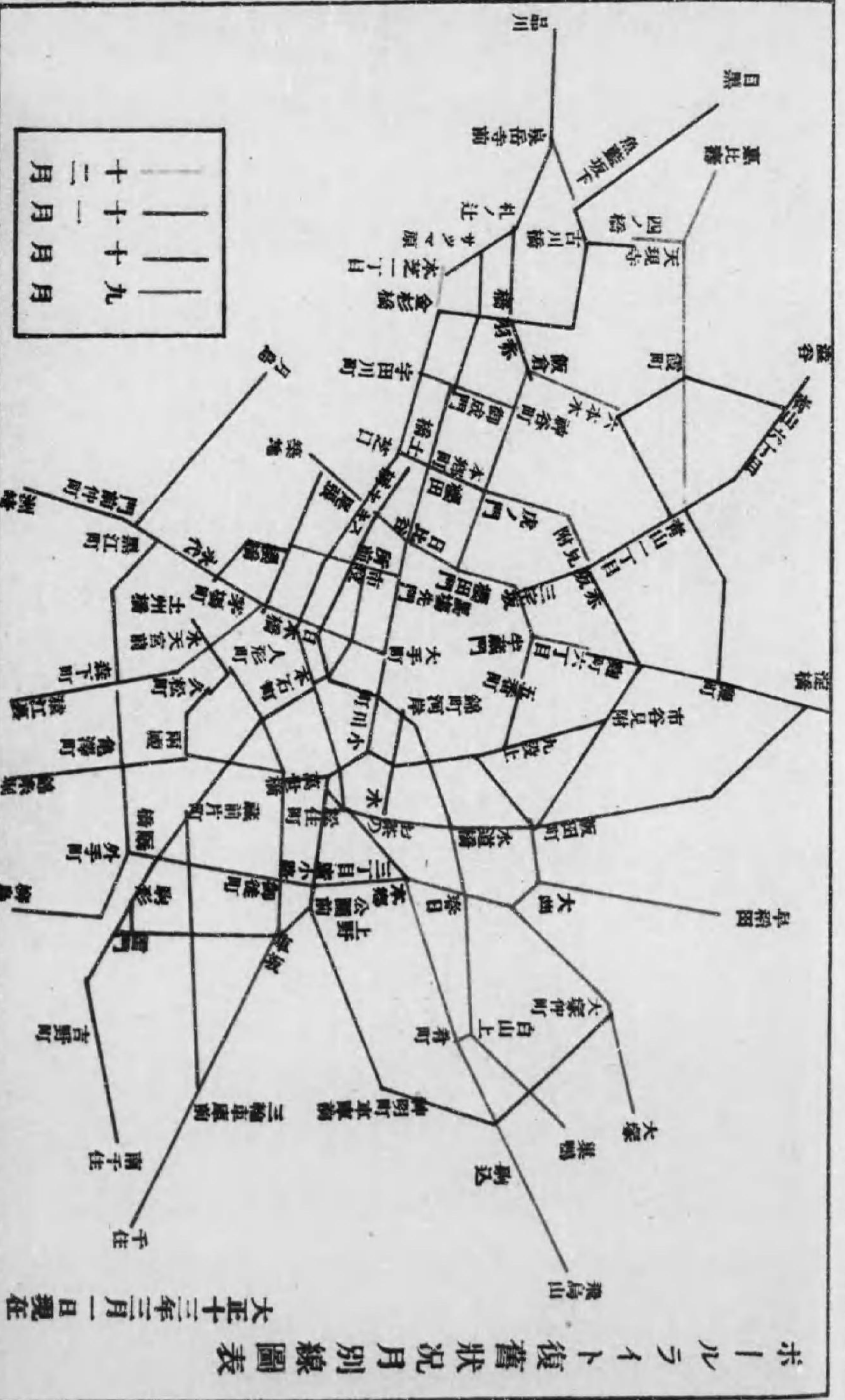


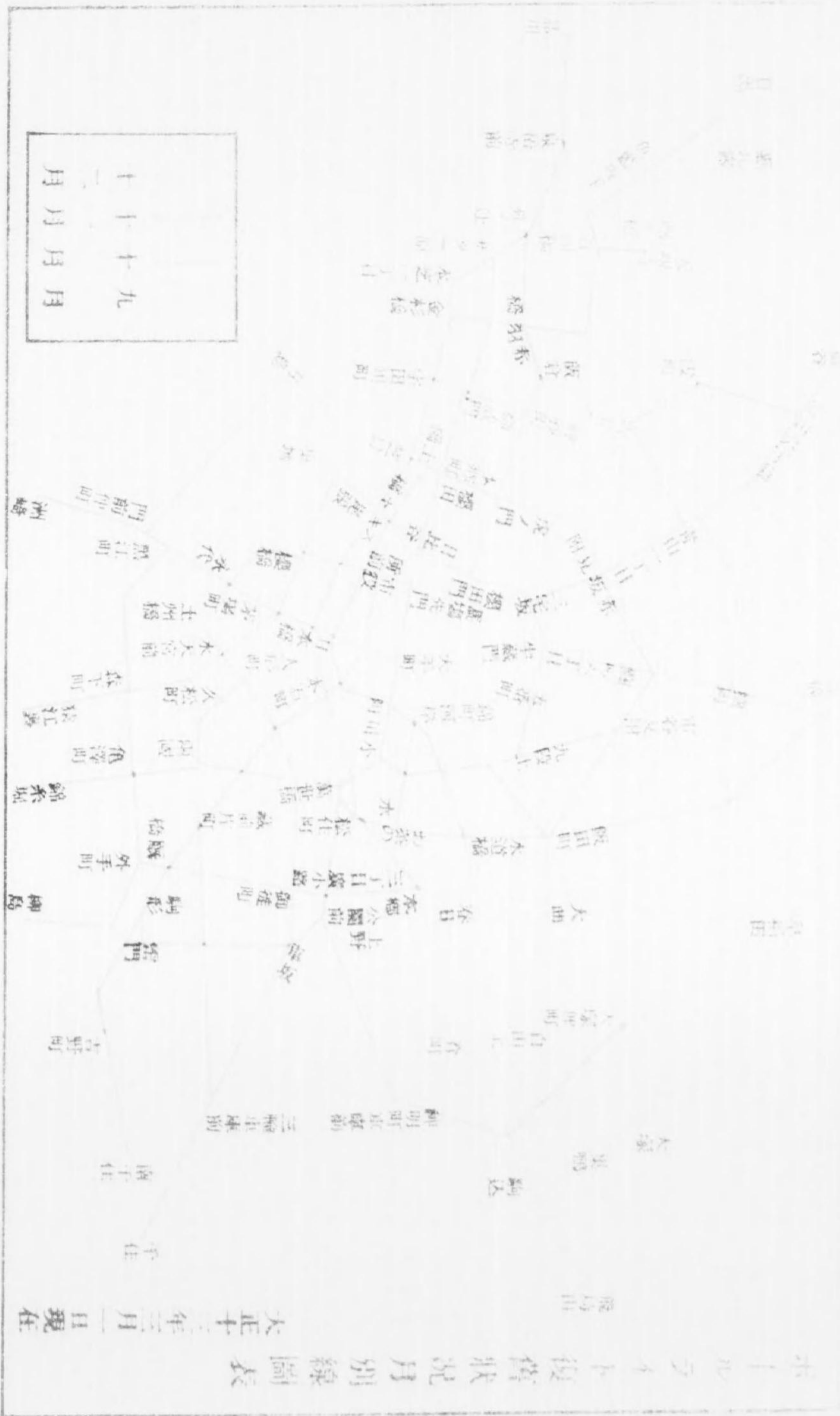


電車送電線復舊状況月別線圖表 大正十三年二月現在





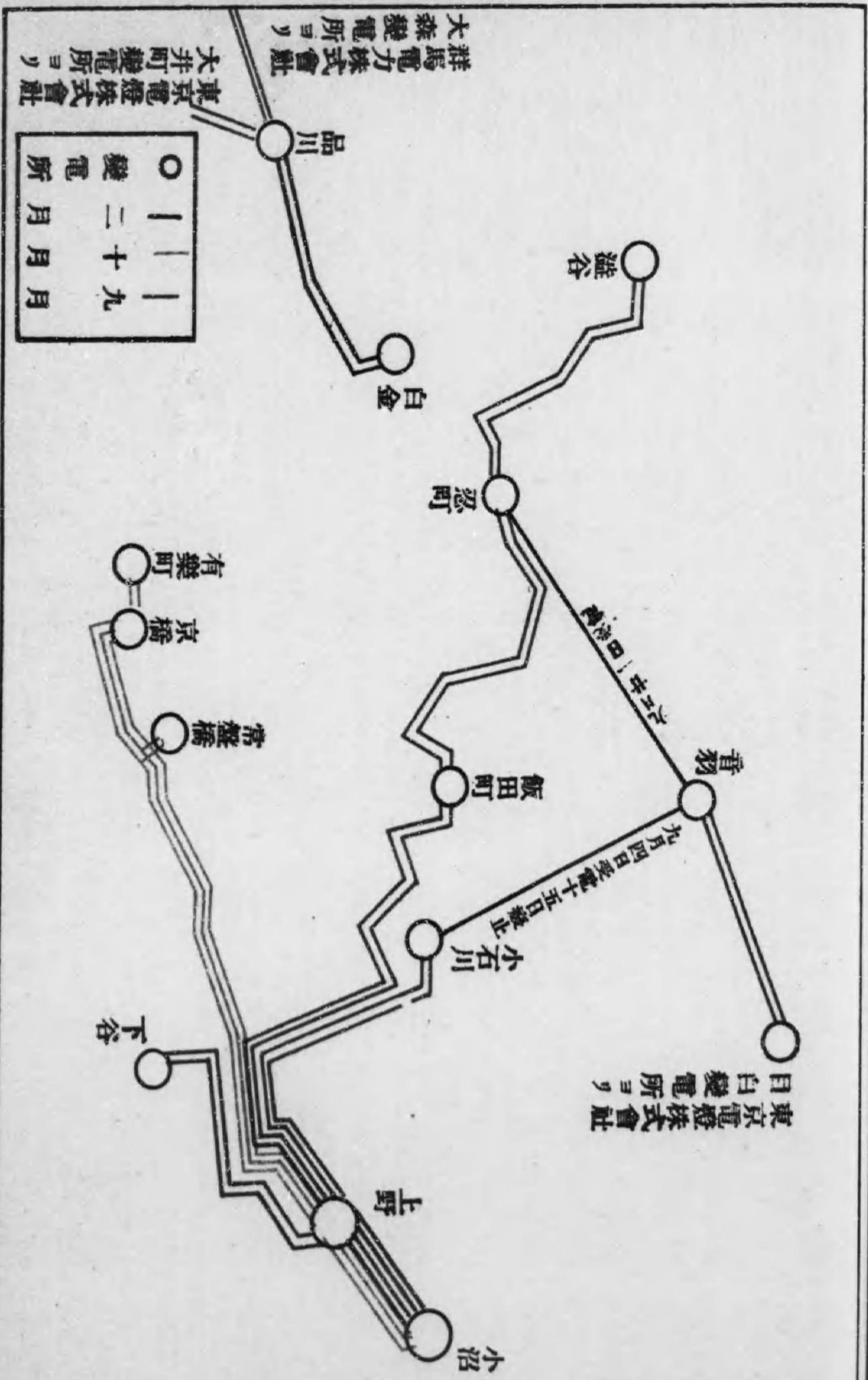


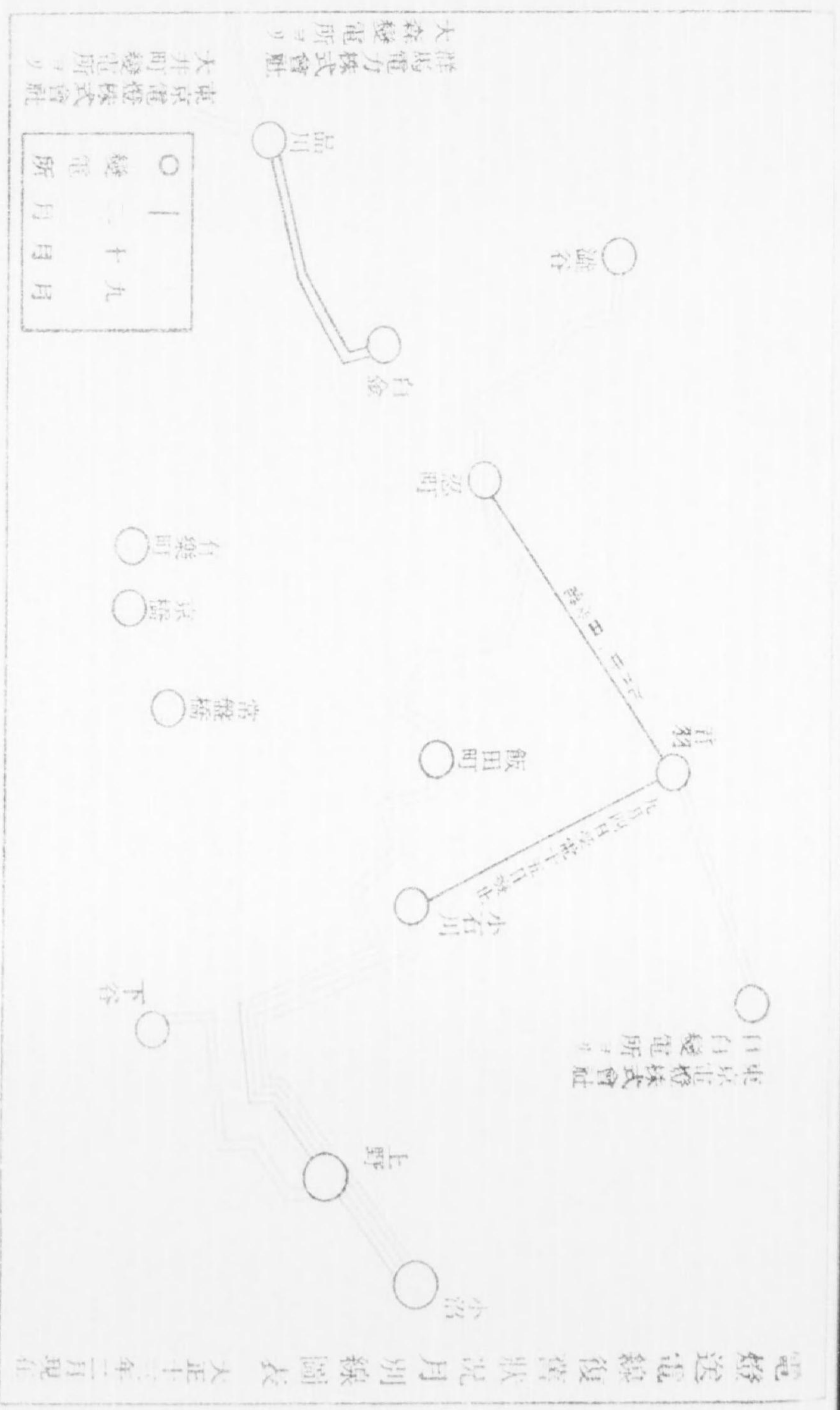


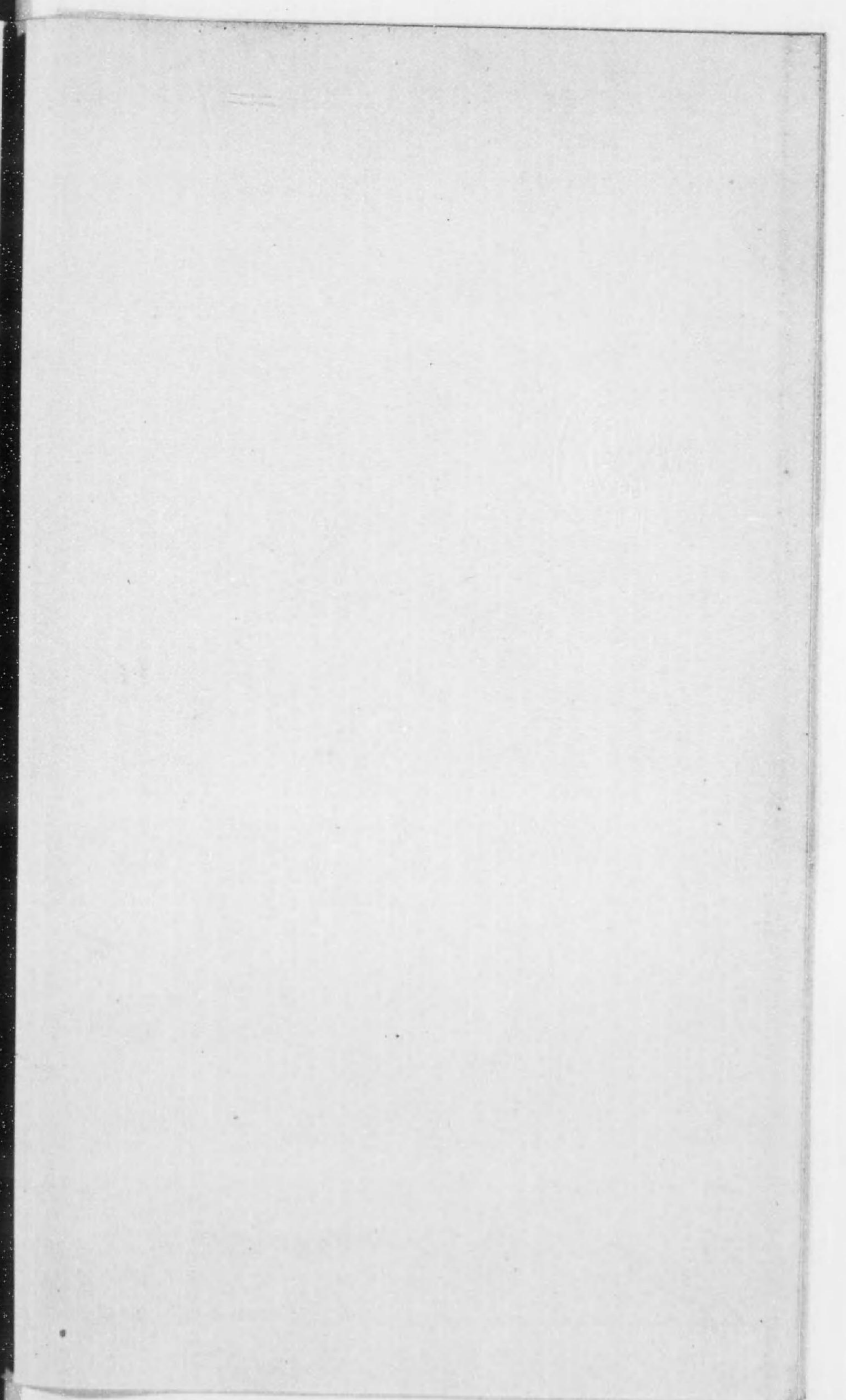
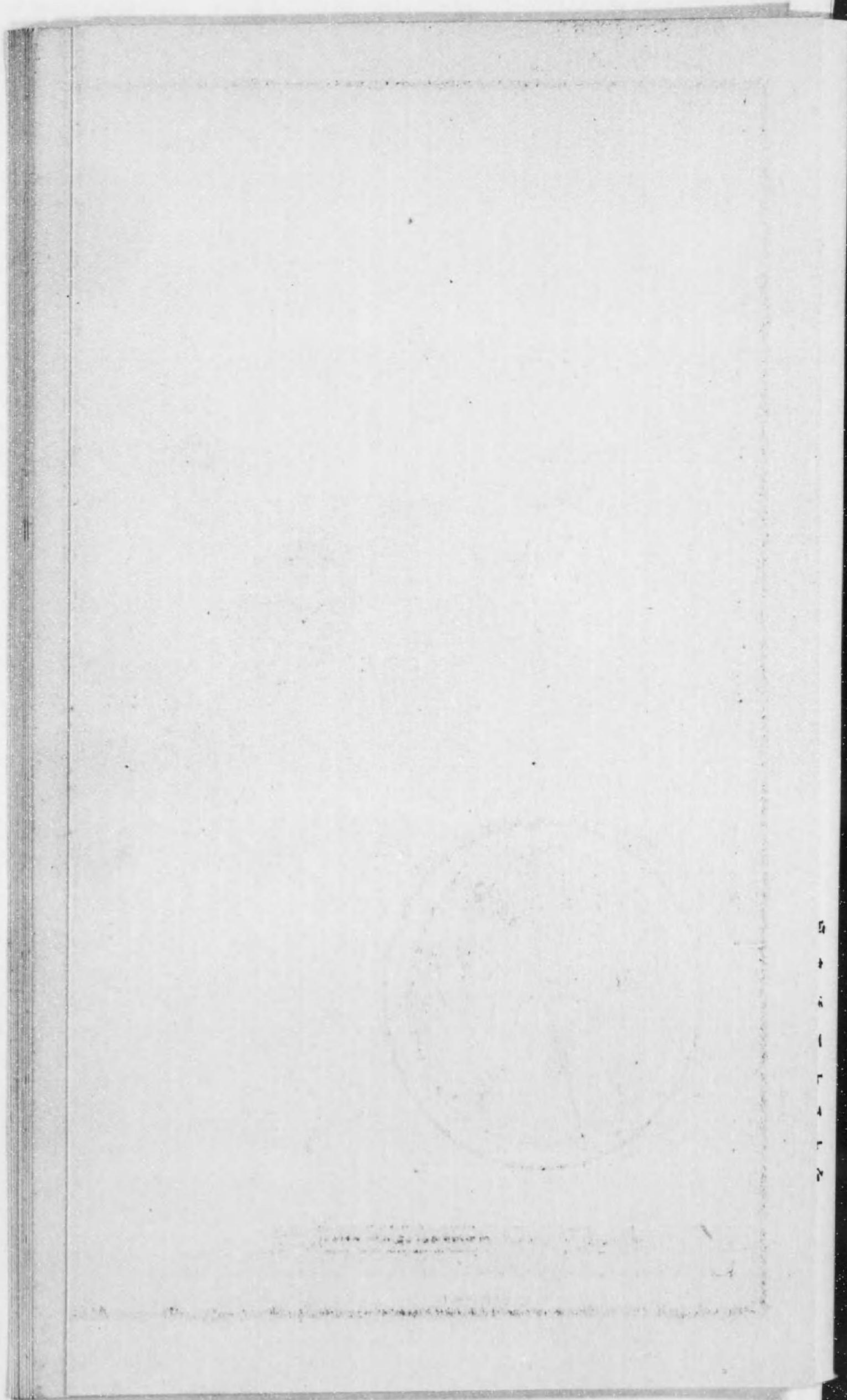
本州の下復舊状況月別線圖表

大正十二年三月一日現在

電燈送電線復舊狀況月別線圖表 大正十三年二月現在

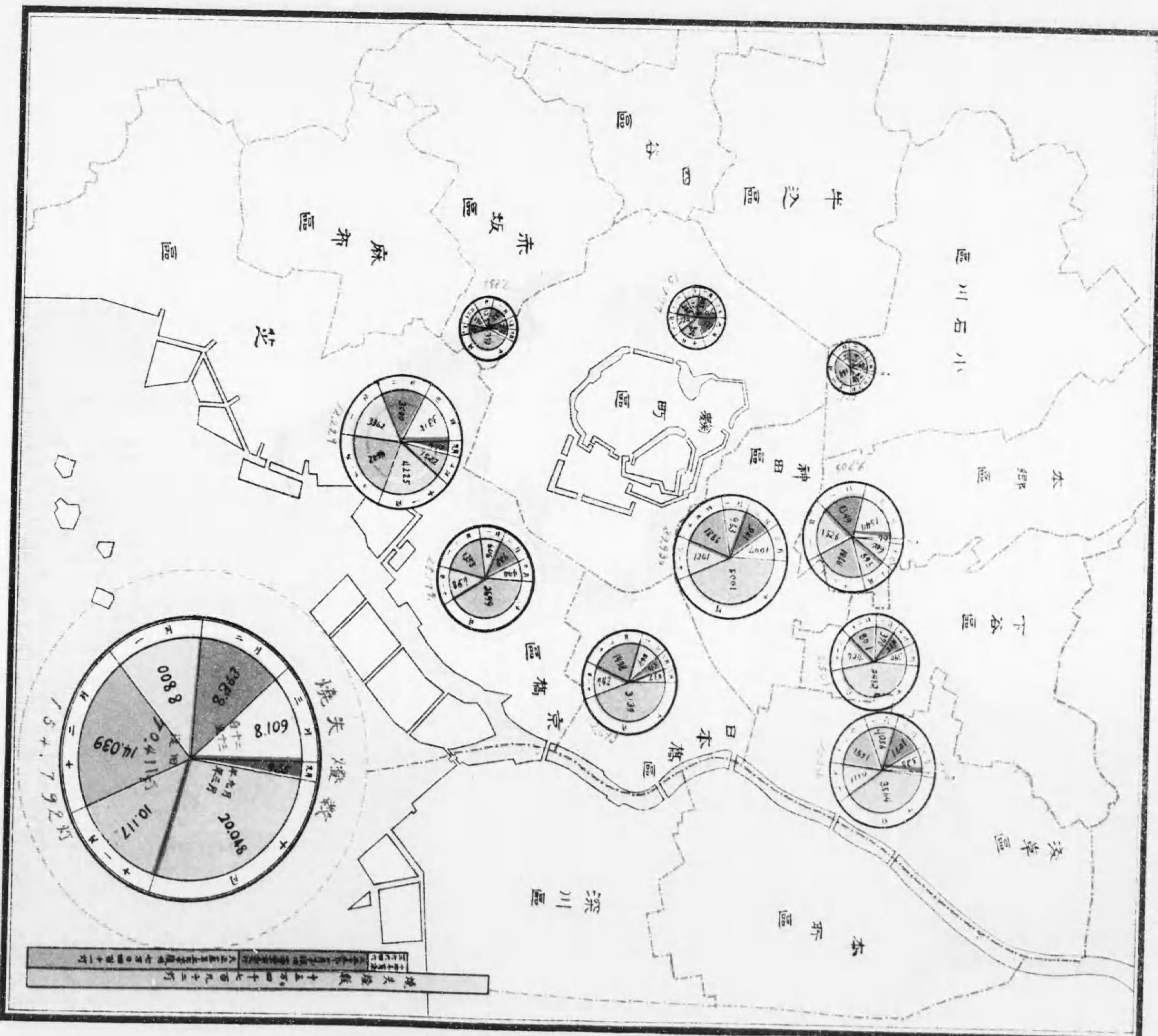






露光量違いの為重複撮影

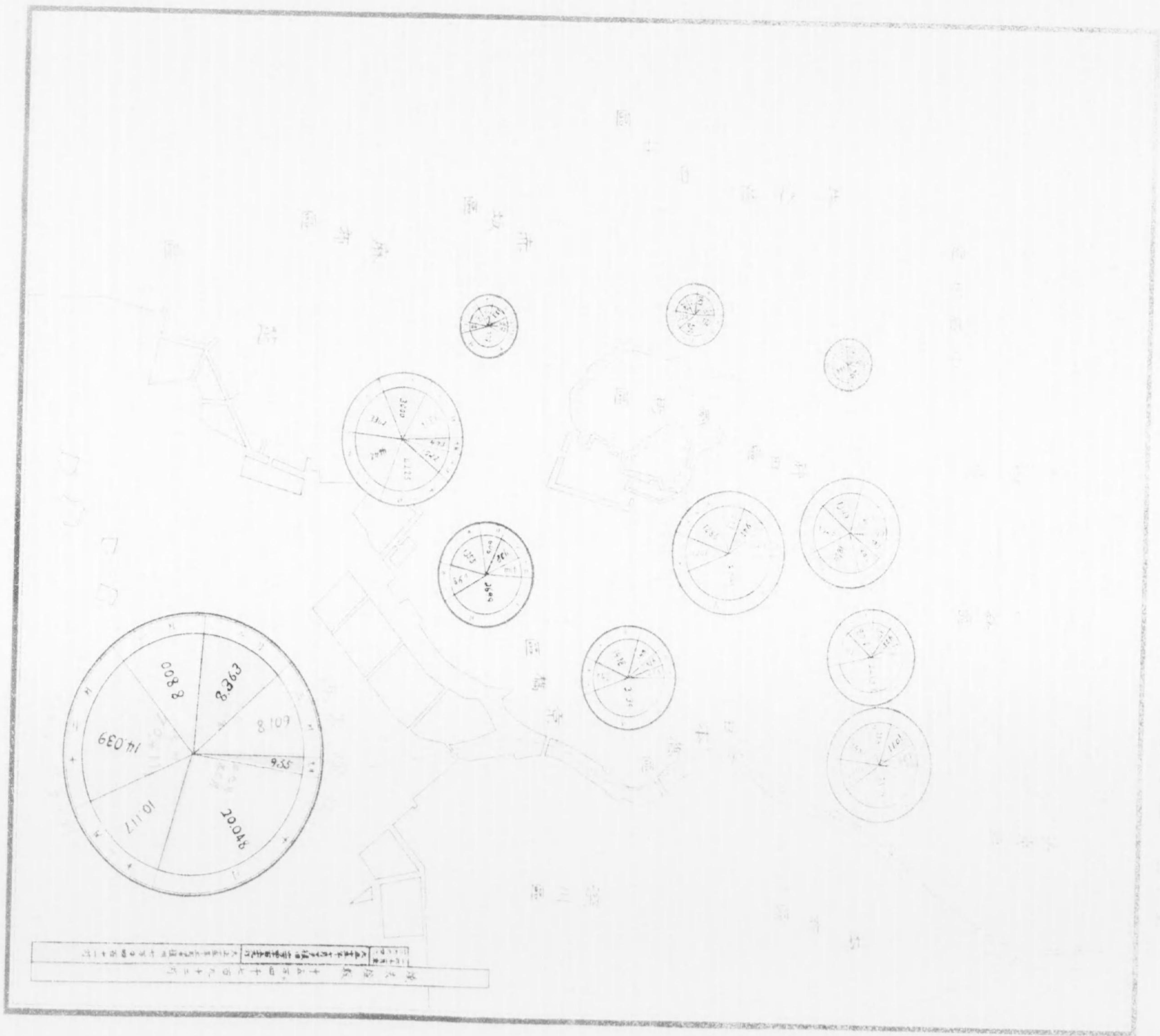
圖別月態狀舊復數々燈電内城區夫燒災震 月三年三十正大白



燒燈燈 十五万四千七百九十二行  
 本町區 本所區 本郷區 下谷區 深川區 日本橋區 京橋區 赤坂區 麻布區 芝區 牛込區 四谷區 小石川區 本郷區



露光量違いの為重複撮影



## 後編 復舊状況

### 第一章 復舊事務分掌

九月一日午後九時半本局廳舎並びに附屬建物等烏有に歸したる最後を見届けた益田理事、林總務課長等は直ちに電氣局本部を市役所内に移し、震火災被害の顛末を永田市長に報告するに共に全局員に向つて之を通告した。

翌二日本局の安否を氣遣へる局員は三々五々未明より有樂橋畔に駆け付けたが、煙消へざる廳舎の跡に「電氣局本部は一時之を市役所内に移す」この立札を見ては一同無量の感慨にうたれた。當時市の震災事件管掌の中心なる市役所は騒然として混亂の極に達した。當電氣局は兎に角市役所内表門側に天幕張の一時的假本部を設けたが同日局長、理事以下の幹部協議の結果市役所内に於ては應急事務を執るに不便ありとして三日午前九時更に電氣局材料置場なる櫻田門外に本部を移す事にした。

同日左記の臨時復舊事務分掌なるものを定め電車、電燈等の諸機關の復舊を一日も早く實現せんことを傾注した。

#### 震災復舊事務分掌

##### 總務部

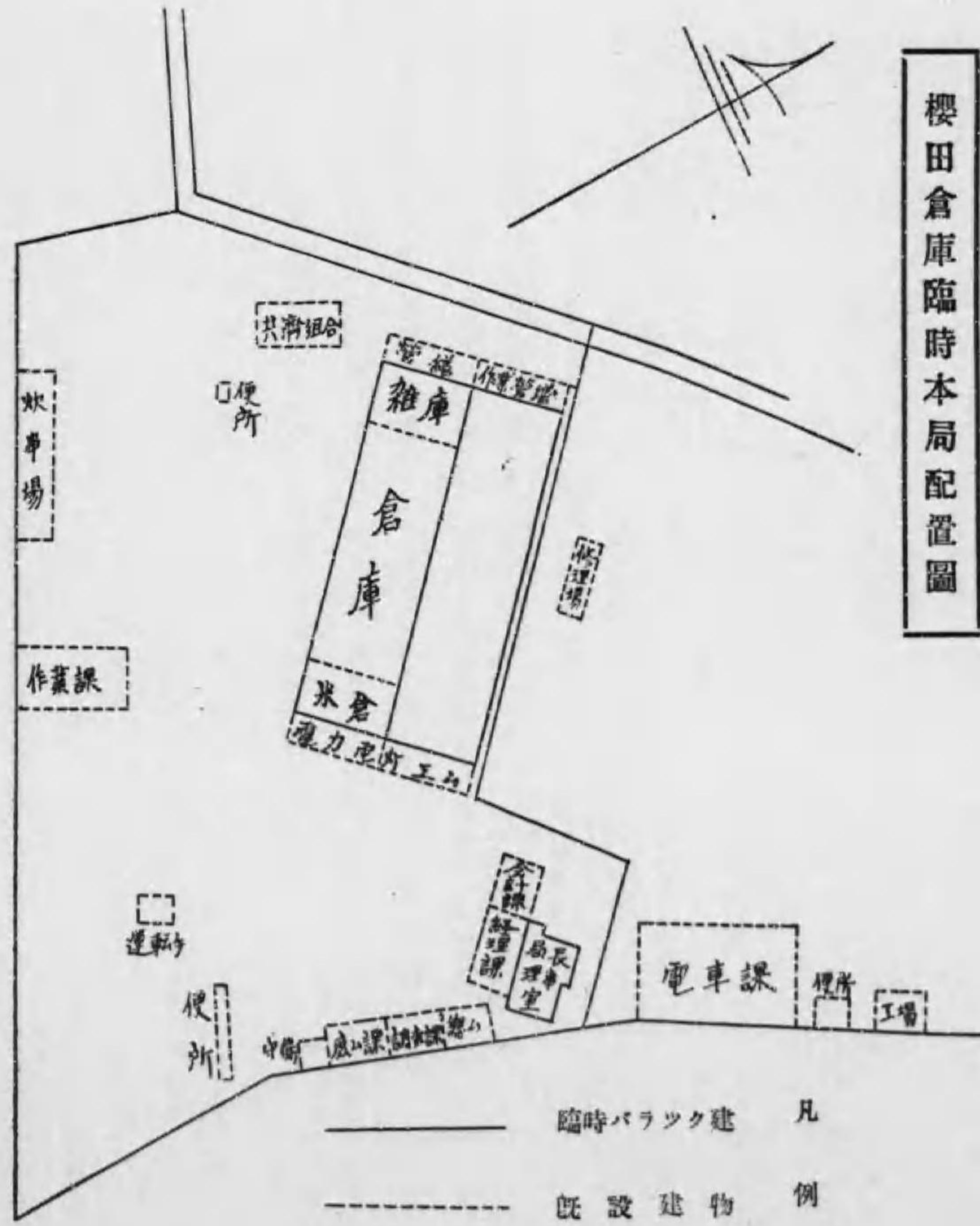
- (一) 庶務交渉記録震災誌班
- (二) 自動車及傳令班
- (三) 用度班

- (四) 食糧班
- (五) 出納班
- 復 舊 部
- (一) 電 車 班
- (二) 車 輛 班
- (三) 軌道建築班
- (四) 電 路 班
- (五) 電 燈 班
- (六) 電 力 班

斯くして三日以來各員は各其部署に就き目覺しき活動を續くるに至つた。尙櫻田門外の假本部の配置模様は大體左圖の如くで建物の大部はバラックであつた。當時交通機關杜絶の状態に不逞の徒の暴行の脅威で局員の通勤は容易の事ではなかつたが各自はよく献身的の努力をつゝけた。局長は自ら假本部設置以來十日以上も此バラック中にて局員と寢食を共にし、事業復舊の指揮に當られ一般局員亦日曜、祭日の公休日を廢し勤務時間を延長して活動した。

他方電氣局濱松町工場は震災の爲め構内の電車、貯藏品等悉皆之を焼き盡したけれど、本工場は鐵筋コンクリートの新建築で、電氣局建物中の白眉とせられたものであつたから、火災による損傷はあつたが建物は使用に堪えぬ程ではなかつた。仍て當局では櫻田門外に本部を移したる當時より將來本廳舎が舊廳舎焼跡に新築せらるゝ迄、當分濱松町工場を修理して電氣局本部とする意圖で着々準備中であつたが本市よりも「震災火災に對する復舊事務は

櫻田倉庫臨時本局配置圖



今日限り之を打ち切り爾後震災以前の普通事務に従ひ單に其内已むを得ずして繼續を要する事務例へば傳令等の事務のみ之を通常事務に加へ執行すべし』との通牒に接したので九月廿三日以後本部を濱松町工場内に移轉せしめた。次章に復舊事務分掌に於ける各班の活動状況を簡単に述べて見やう。

## 第二章 各班の活動状況

### 第一節 庶務交渉記録及び震災誌班

震災に因つて局の事務は急に複雑多忙となつたが庶務交渉記録班は電車、電燈の復舊に關する諸般の事務を初め應急豫算の編成、罹災局員従業員の保護、救濟事業等の爲め寸暇なき活動を續けた。

震災誌班は焼跡を踏査し、或は遭難者より當時の様相を聴取し、或は復舊状況の調査等只管材料蒐集に努め他方寫真班を編制し被害實況を撮影し震災誌の完備につこめた。

### 第二節 自動車及び傳令班

當時市中自動車の徴發殆んど不可能の折きて、車輛の調達のみにても容易ではなく且つ破損車輛を續出し、この間にあつて活動の敏活を要する此の班は非常に骨が折れた。

傳令事務は九月廿三日日本部が濱松町工場に移轉後も尙繼續せられたが、今九月七日より十月十日迄の間に使用したる自動車數、自轉車數を摘録すれば乗用自動車延使用數四百九十一臺、此運轉哩數延長一萬百十九哩九七四、又貨物自動車延使用數六百八十六臺、運轉哩六千七百七十八哩一八、別に徴發貨車十臺を算し、使用ガソリン千七百一十一罐モービルオイル六百四十ガロンに上つた。

又九月三日より三十日迄に使用せし自轉車延數は一千五百七十八臺此運轉哩數三萬二千二百二十九哩に達した。

當時自動車用ガソリンは特に救護事務局より有償供給を受くるの便宜を得た。

### 第三節 出納用度班

前述せる如く、我が電氣局は其の關する事業の性質上、震災直後より各方面に活動を開始し、之に要する資金は従つて喫緊のものであつた。然るに偶々九月六日政府は支拂延期令を布告せしにより、從來本局が取引したる日本興業銀行其他數個の銀行も皆一齊に支拂を停止するの已なきに至り、其結果八月末日現在に於て一千五百八十二萬四千餘圓の運用資金を有したる本局も、之を如何にもする事が出来なかつた。

加ふるに震災直後市内秩序なく、商業上の取引は電氣局從來の支拂方法を以てしては、到底諸物品の購入を圓滑敏速ならしむるこゝ能はず、已むを得ず本市が震災の爲め大藏省の後援を得、日本興業銀行より五百萬圓を限度として割引借入を爲したるもの、内より、貳百萬圓丈け日歩貳錢四厘の利率を以つて本局に借入れて急場に處する運轉資金となし、斯くて九月十一日貳拾萬圓を借入たるを手始めに、九月十五日百萬圓、更に同二十五日參拾萬圓、合計百五拾萬圓の融通を受け、辛うじて此の間の支拂に充當した。

然るに其後支拂延期令の解除の結果取引銀行も亦資金引出復舊したるより、十月八日右借入金を返却し、更に本市へは同日貳百五拾萬圓を貸付け、斯くて諸物品の購入は從來の例を破り現金購入制とし、更に九月分局員の給料は定日を繰り上げ九月十六日に支拂ふ等隨機の處置をこつた。蓋し兩事項は又震災の生める電氣局經理方面の特例と云ふべきである。

應急施設追加豫算は之を大體應急豫算に復舊豫算に分ち其の内電燈供給事業の分は應急豫算のみとし又電車事業方面の豫算にありては電車並に工場の機械の復舊に要するものを復舊豫算に組み入れ、其他は一切之を應急豫算に入れ、九月十九日市參事會の議決を得た。

應急豫算總額壹千貳拾九萬九千圓、内電車事業の分は八百五拾九萬壹千圓、電燈供給事業の分は百七拾萬八千圓又復舊豫算總額は五百四拾九萬六千圓となつた。

#### 附記

次章以下に記述せる電車、電氣供給兩方面の現實の復舊狀況は取も直さず復舊部各班の努力、活動の狀況を如實に物語るものなるを以て此章に於ては之が記載を省く事とした。食糧班に就ては編纂の都合上之を第七章救護施設の部に記述した。

### 第三章 電車方面の復舊

#### 第一節 復舊の一般と應急施設

##### 一 復舊の方針

震災直後本局は全線の被害狀況を調査し、成るべく被害の少き山の手方面、特に電線、軌道、橋梁、送電線、配電線等に關し其儘容易に使用し得べき區間、並に主要幹線路の復舊を先にする方針を以て應急に處したが、如何せん幹線路の大部分たる下町方面が被害の中心なるに、電力の不足は到底此の方針のみを以て遂行し難く、僅に九月五日駒込變壓所が試運轉の結果幸好成績であつたので、翌九月六日神明町車庫前、上野三橋間の運轉を開始せしめた。之れ實に震災後電車運轉の嚆矢なると同時に、帝都復舊事業の魁とも謂ふべきものである。其の後九月八日に至り白金變壓所の修理成り、二千キロワットの送電可能となつたので、四谷鹽町、泉岳寺間、青山六丁目、櫻田門間、目黒魚籃坂下間の數區間を開通し、次て同日小石川變壓所の復舊成り、大塚春日町間を運轉する事を得た。又九月九日及び十日に亘り忍町變壓所より二千二百五十キロワットの送電成り、新宿より半藏門を經由し日比谷

市役所迄の開通を見、越えて十三日には春日町變壓所に三千キロワットの送電が得られ、其の後漸次受電、送電、配電の増量と共に關係區域の運轉區間を延長した。

其の他九月十二日王子電氣軌道株式会社より電力の融通を受けて飛鳥山、駒込橋間の郡部線を開通せしめ、更に京成電氣軌道株式会社より臨時に百五十キロワットを購入して十月二十日柳島、龜澤町間を運轉せしめ、茲に本所方面への電車の開通を見た。

又運轉系統にも臨機の措置を執り、青山より市ヶ谷を迂廻して九段通過淺草行きを運轉せしめ、新宿より四谷見附半藏門通過市役所前行きを新設し、又巢鴨、本郷、須田町通過東京驛行きを設け、或は電力の節約上三宅坂の急坂を避け、或は震災後市役所と市民との交渉多きを考慮に入れ、又は小石川、本郷方面より丸の内附近に至る乗客の二潮流を一運轉系統に依つて一時を間に合はせる等の方法を講じた。

##### 二 電車開通狀況

###### (一) 無料乗車制の實施

九月六日上野三橋神明町間の一部運轉開始するや、乗車料金を如何に定むべきかは當時かなり論議された重要な問題であつた。

電車が日を追つて一部宛開通するに言へ、全部の復舊迄には尙一年有餘の時日を要するの見込ある事にて、其れ迄短距離乃至一部宛の乗車料金を震災前と同様にすべきか、將又新に乗車料金を定むべきか、又新乗車料金を如何に定むべきかは當局者の頭を悩ませし問題であつた。

然し市民は困窮の狀甚だしく、一方政府は汽車賃の如き一般罹災者には無料として取扱ひ居る關係上、當局に於ても當分の間之を無料とすべきものなりとの見解にて、九日六日神明町車庫前、上野三橋間の開通を見た時より

一般乗客に無料乗車を許す事となつた。

然るに一般無料とするや乗客殺到し、さなきだに車輛不足、運轉區域の僅少の時きて、電車を利用せんとする人々の混雑實に目もあてられず、停留場にては、先を争ふて乗車せんとするより、子供、婦女子、老人の如きは取残されて何臺待つとも乗る事が出来ず、幸ひ乗車し得たとしても車内は寸分の隙もない満員にて身動きも出来ね有様で、中には脊に負へる幼児を混雑の爲め押し潰されたといふ悲惨なる事實さへ生じた。

車内のみならず車體の兩側には多くの人々が懸命の鈴成りで、危険此の上もなく電車の速度を出すことも能はず、故障も百出する云ふ有様なので、他の方法を講じなければ折角の電車の開通も却つて害多く益なき結果を生じた爲め、其の後に於ては單に罹災者に限り無料とし、然らざるものに對しては從來の乗車料金を徴收し幾分なりとも乗客の混雑を防ぐ策を採つたが、事實は殆んど一般無料の状態で、九月十六日迄繼續した。

(二) 電車開通の順序

電車の開通區間とその時日を示せば左の如くである。



電車開通當時の混雑

年月日

區

間

(自大正十二年九月六日 至大正十三年三月三十日)

|   |          |  |
|---|----------|--|
| 同 | 九・九・六    | 上野三橋—神明町車庫前                            |
| 同 | 九・九・八    | 大塚驛前—春日町 四谷鹽町—泉岳寺前 青山六丁目—飯倉—櫻田門 目黒—魚籃坂 |
| 同 | 九・九・九    | 巢鴨—本郷肴町 品川—薩摩原 中澁谷—赤坂見附                |
| 同 | 九・九・一〇   | 淀橋—半藏門—市役所前 若松町—飯田橋 古川橋—金杉橋            |
| 同 | 九・九・一一   | 赤坂見附—市ヶ谷見附—九段上 春日町—神保町                 |
| 同 | 九・九・一二   | 飛鳥山—駒込橋                                |
| 同 | 九・九・一四   | 飯田橋—萬世橋                                |
| 同 | 九・九・一八   | 神保町—吳服橋                                |
| 同 | 九・九・一九   | 早稻田—九段下                                |
| 同 | 九・九・二〇   | 市役所前—京橋                                |
| 同 | 九・九・二一   | 日比谷—築地                                 |
| 同 | 九・九・二二   | 上野三橋—萬世橋                               |
| 同 | 九・九・三〇   | 九段坂下—小川町 九段坂上—萬世橋                      |
| 同 | 一〇・一〇・二  | 馬場先門—小川町                               |
| 同 | 一〇・一〇・六  | 大手町—永樂町                                |
| 同 | 一〇・一〇・一四 | 角筈—若松町                                 |

- 同・一〇・二〇 柳島―龜澤町
- 同・一〇・二三 龜澤町―錦糸堀
- 同・一〇・二四 龜澤町―淺草橋
- 同・一一・二 千住大橋―車坂町 巢鴨―萬世橋
- 同・一一・三 雷門―須田町―日本橋
- 同・一一・八 雷門―淺草橋―本石町
- 同・一一・九 車坂町―土州橋
- 同・一一・二二 日本橋―芝 口
- 同・一一・二六 日本橋―黒江町
- 同・一二・一 龜澤町―森下町 淺草橋―萬世橋
- 同・一二・八 白山上―春日町
- 同・一二・一〇 飯田橋―市ヶ谷 赤坂見附―土橋 赤坂見附―三宅坂 半藏門―九段上
- 同・一二・二〇 黒江町―洲 崎
- 同・一二・二三 春日町―厩橋西詰 駒込橋―本郷看町
- 同・一二・二五 南千住―駒形町
- 同・一二・二七 猿江裏―築 地
- 一三・一・二四 森下町―黒江町 大手町―待避線改修
- 同・一三・二七 飯 倉―札ノ辻

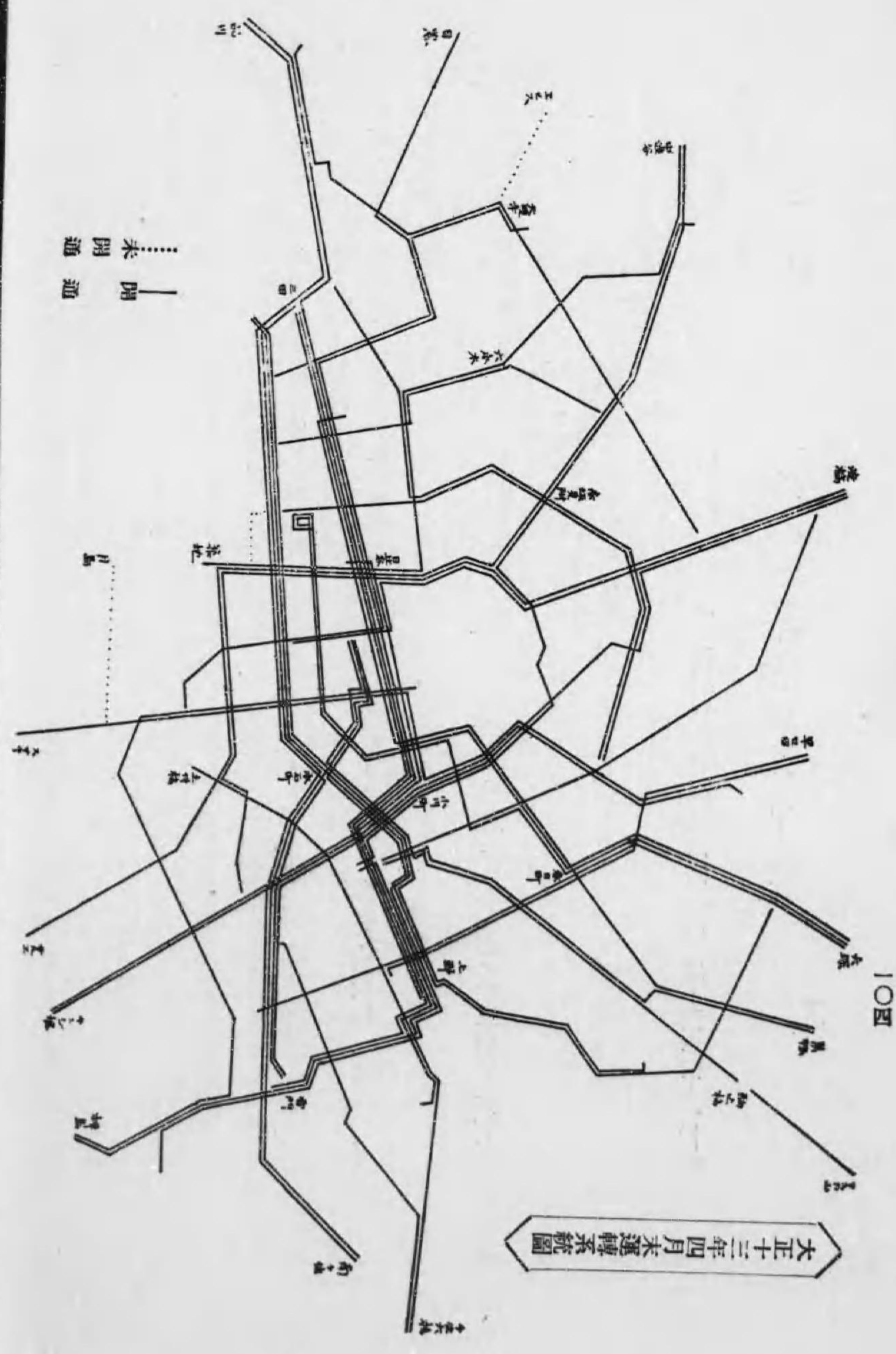
- 同・一・二八 大 曲―傳通院前
- 同・一・三〇 三の輪車庫前―御藏前片町
- 同・二・四 土 橋―芝 口
- 同・二・二一 大塚仲町―神明町
- 同・二・二八 陸軍大學前曲線改修
- 同・二・二九 人形町―兩國 雷門―吾妻橋東詰 吳服橋―土橋 土橋ループ
- 同・三・二 業平橋―淺草橋
- 同・三・一五 青山二丁目―六本木 神谷町―宇田川町 京橋―永代橋 築地終點改修
- 同・三・二九 京濱連絡線
- 同・三・三〇 お茶の水―錦町河岸

叙上の順序により各線に亘り漸次電車開通し、運轉軌道の延長と共に運轉系統も追々震災前の系統に復するに至つた。

大正十三年四月末に於ける運轉系統を示せば左の通である。

大正十三年四月末運轉系統

- |     |   |
|-----|---|
| 所 別 | 系 統                                     |
| 三 田 | 品 川―日比谷―坂本間 三 田―日比谷―吾妻橋西詰間 品 川―淺草橋―雷門間  |
| 青 山 | 三 田―日比谷―上野間 中濑谷―九段坂上―萬世橋間 青山七丁目―三宅坂―猿江間 |



大正十三年四月末運輸系統圖

- 新宿 淀橋—京橋間 淀橋—兩國間 淀橋—雷門間 角筈—萬世橋間
- 本所 柳島—大手町間 柳島—萬世橋間 淺草橋—芝橋間
- 大塚 大塚—厩橋間 大塚—神保町—土橋間 大塚—お茶の水—土橋間
- 巢鴨 巢鴨—御成門間 巢鴨—萬世橋間 駒込橋—市役所前間
- 三ノ輪 千住大橋—土州橋間 千住大橋—藏前間 南千住—三田間 南千住—市役所前間
- 青山南町 中澁谷—築地間 青山一丁目—宇田川町間
- 有樂橋 飯田橋—芝口間 飯田橋—札の辻間
- 錦糸堀 錦糸堀—江戸川間 錦糸堀—日比谷間
- 廣尾 四谷鹽町—高輪南町間 天現寺—永代橋間 目黒—金杉橋間
- 早稻田 早稻田—洲崎間 早稻田—御徒町間
- 神明町 神明町—芝橋間 大塚仲町—市役所前間
- 飛鳥山線 (飛鳥山—駒込橋間)

(三) 電車運輸成績比較表  
(一) 日別比較表

| 年月日       | 最多運轉車數 | 乘客數     | 乘車料金收入   | 運轉車哩數 | 軌道延長哩  |
|-----------|--------|---------|----------|-------|--------|
| 一九二六年九月一日 | 一二二    | 一〇、六〇〇人 | 二〇、三七    | —     | 四、五六六  |
| 同九月八日     | 九六     | 四六、八〇〇  | 四一、八三    | —     | 二九、〇三二 |
| 同九月十一日    | 二四五    | 六二九、二〇〇 | 二、〇七〇、三〇 | —     | 五七、一七六 |
|           |        |         |          | 一〇五   |        |



○備考 右は飛鳥山線を含む。三月十五日以後及び震災前八月三十一日の運轉車哩數は單車換算數にて示す。  
 右表に依て九月六日電車開通後の復舊の大體を知り得るのであるが、更に比較の正確を期するため次に月別比較表を添へる。

（一）月別比較表

| 年   | 月 | 運轉車輛  | 運轉延哩  | 乗客數       | 料金收入       | 同上  | 一日平均    |
|-----|---|-------|-------|-----------|------------|-----|---------|
| 同   | 九 | 九・二〇  | 三六八   | 六四一、〇三七   | 二〇、二三九・〇〇  | 一〇六 | 八二・八二二  |
| 同   | 八 | 九・三〇  | 四二四   | 七五〇、九二一   | 三三、七二五・〇〇  |     | 八七・九四九  |
| 同   | 七 | 一〇・一五 | 四六四   | 八七七、五五九   | 三九、三九一・八九  |     | 九四・六八一  |
| 同   | 六 | 一〇・三〇 | 四八六   | 九七六、三七四   | 四三、八四一・六七  |     | 一〇二・五一五 |
| 同   | 五 | 一一・一五 | 五九四   | 一二八三、五七八  | 五七、六七一・一九  |     | 一二六・五九五 |
| 同   | 四 | 一一・三〇 | 六二二   | 一、三三八、二六五 | 六〇、一三四・四五  |     | 一三四・四六九 |
| 同   | 三 | 一二・一五 | 六八八   | 一、三八四、五六七 | 六二、二一一・五一  |     | 一四四・二七六 |
| 同   | 二 | 一二・三一 | 八一八   | 一、六四二、九四一 | 七三、八七三・二八  |     | 一六二・七〇三 |
| 同   | 一 | 一・一五  | 八四〇   | 一、三五一、七八〇 | 六〇、七九一・九二  |     | 一六二・七〇三 |
| 同   | 同 | 一・三一  | 八五一   | 一、二八四、二四五 | 五七、七〇九・九五  |     | 同       |
| 同   | 同 | 二・一五  | 八七三   | 一、五九七、五六五 | 七四、四三一・八七  |     | 同       |
| 同   | 同 | 二・二九  | 八六七   | 一、六九〇、八〇四 | 七五、九二八・四九  |     | 同       |
| 同   | 同 | 三・一五  | 九三三   | 一、六八〇、四一五 | 七五、七二四・九九  |     | 同       |
| 同   | 同 | 三・三一  | 九八四   | 一、八七五、五一〇 | 八四、二四二・四三  |     | 同       |
| 震災前 | 四 | 四・三〇  | 一、〇三九 | 二、四七二、九一九 | 一一一、六九一・四九 |     | 一八六・五三四 |
| 震災前 | 三 | 四・三一  | 一、七九五 | 二、二二一、六九一 | 一〇二、二四六    |     | 一九〇・七六八 |

| 年 | 月  | 運轉車輛 | 運轉延哩 | 乗客數   | 料金收入   | 同上 | 一日平均 |
|---|----|------|------|-------|--------|----|------|
| 同 | 一  | 一二・三 | 四〇   | 五、五七三 | 四〇、三一七 |    | 八七   |
| 同 | 二  | 一〇・四 | 四一   | 五、六一九 | 四四、一三二 |    | 九七   |
| 同 | 三  | 八・七  | 三八   | 五、五九一 | 四〇、六九二 |    | 八七   |
| 同 | 四  | 八・九  | 三七   | 五、三八九 | 三六、一〇二 |    | 七七   |
| 同 | 五  | 一〇   | 八    | 九、六三三 | 九、五三五  |    | 一七   |
| 同 | 六  | 一一   | 一四   | 一、九四三 | 二七、四二七 |    | 三九   |
| 同 | 七  | 一一   | 一七   | 二、五〇三 | 三四、五六五 |    | 五一   |
| 同 | 八  | 一一   | 二一   | 三、〇五二 | 四一、七八四 |    | 六〇   |
| 同 | 九  | 一三   | 二五   | 三、七七三 | 四三、六八五 |    | 六三   |
| 同 | 一〇 | 一三   | 二四   | 三、八〇一 | 四二、二九四 |    | 六五   |
| 同 | 一一 | 一三   | 二八   | 四、五一〇 | 四七、〇七九 |    | 六八   |
| 同 | 一二 | 一四   | 三一   | 四、七四二 | 五二、七四六 |    | 七九   |

右表の如く震災直前八月中の運轉車輛は三萬七千臺であつたが、震災の九月には僅か八千臺に激減し、運轉哩數は九十六萬三千哩に、乗客數は九百五十三萬五千人に、料金收入は四十五萬三千圓、同一日平均收入は一萬七千圓に何れも急減した。

然るに十二年十二月末迄には、運轉車輛も運轉哩數も共に震災直前の五割六分まで復舊し、越えて十三年に入りて復舊の狀更に顯著なるものあり、即ち震災後八ヶ月後の四月に於ては運轉車輛數、運轉延哩數に於て震災直前の八月に比し僅少なるも、乗客數に於ては遂に之を凌駕するに至つた。尤も四月は例年乗客の最も多い月であるが十二年の四月に於ける乗客數を見るに四千四百十三萬二千人にして十三年四月の乗客數五千二百七十四萬六千人に比

し尙及ばざるものがある。

次に十三年四月に於ける料金収入を見るに、震災直前八月迄殆んど同額に達し、同一日平均に於ては稍々増加を示してゐる。但し前年の四月に比すれば乗客数の他は何れも之に及ばない。

前記二表に依りて震災後の復舊の如何に目醒ましかりしか、また各時期に於ける復舊状況の如何を知るに足るであらうが、更に十二年四月より十三年三月に終る、大正十二年度の運轉状況を前年度と比較すれば震災の運轉状況に及ぼしたる影響の一斑を窺知し得るであらう。

(三) 年度別比較表

| 年 度       | 運 轉 車 輛 | 運 轉 延 哩 | 乗 客 数   | 料 金 收 入 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 大正六年度     | 三四五     | 四四、〇〇〇  | 二九六、二一一 | 一二、八〇七  |
| 同 七 年 度   | 三四二     | 四二、八六〇  | 三三六、七〇三 | 一四、五四七  |
| 同 八 年 度   | 三六二     | 四五、八二七  | 三九五、一九九 | 一七、一八二  |
| 同 九 年 度   | 三九七     | 五〇、一〇四  | 四〇〇、六三六 | 二四、八五〇  |
| 同 十 年 度   | 四四九     | 五八、四六四  | 四四八、四〇八 | 二九、七八六  |
| 同 十 一 年 度 | 四七四     | 六四、〇九〇  | 四七九、七〇二 | 三一、八四〇  |
| 同 十 二 年 度 | 三三五     | 四八、二五七  | 四五〇、五四三 | 二四、六三五  |

右表に就て簡単に説明を加ふれば大正六年度以降運轉車輛その他何れも急速の進歩を示したが震災の十二年に於ては運轉車輛は六年度以下に逆轉し運轉延哩に於ては八九兩年度の中間に減じた。乗客数、料金収入は減少率少く乗客数は十年度より多く料金収入は九年度と略々同額である。

三 暫定乗車料金の制定

一方九月十二日本局に於ては暫定乗車料金制を成案し、同十四日市参事會の原案可決後、更に九月十六日監督官廳の認可ありたるを以て翌九月十七日より之を實行する事とし、左の臨時乗車料金制を發表した。

特別料金區間 震災復舊線

乗車券の種類及び其料金

| 種 類     | 料 金              |
|---------|------------------|
| 臨時片道券   | 一運轉系統毎に金六錢(通行税共) |
| 臨時往復券   | 同 金十錢(同)         |
| 臨時回数券   | 一運轉系統毎に片道一枚を要す   |
| 甲 (十回)  | 金五十錢(通行税共)       |
| 乙 (五十回) | 金二圓三十錢(同)        |

九月十七日當時臨時乗車券を發行する運轉系統は左の通り定められた。

- 運 轉 系 統
- 一 本郷駒込神明町—上野三橋—萬世橋間
- 二 大塚驛前—春日町—神保町—吳服橋間
- 三 青山六丁目—六本木—飯倉—虎の門—櫻田門間
- 四 四谷鹽町—泉岳寺間
- 五 目黒—魚籃坂下—古川橋—金杉橋間

- 六 巢鴨—本郷香町—須田町間
- 七 品川—薩摩原—日比谷間
- 八 澁谷—赤坂見附—四谷見附—市ヶ谷見附—九段坂上間
- 九 若松町—飯田橋—萬世橋間
- 一〇 淀橋—半藏門—日比谷—市役所前—京橋間
- 四 無料乗車制の廢止

右新乗車料金制定後も當分罹災者にして區役所又は警察署の證明ある者に限り無料としたれども之には種々の弊害の伴ふを免れなかつた。例へば罹災民の證明書を得んため區役所又は警察署に押寄する者頗る多く、芝區役所の如きは一日に一萬人以上の罹災民の殺到するを見たさう有様で、各區役所にては之が應接に忙殺された。此情況に鑑み九月十九日に開かれたる市參事會では、廿五日以後は罹災證明書の有無に拘らず、全然無料乗車制を廢する事に議決し之を公表するに至つた。

試みに九月十七日より同二十四日迄八日間、市内各區役所及び各警察署に於て、無料乗車の爲め發行したる罹災民證明書高を擧ぐれば、次の如き夥しき數に達して居る。

罹災民證明書發行高調

| 日     | 割 | 發行高    | 調査箇所 |
|-------|---|--------|------|
| 九月十七日 |   | 三四、六四七 | 五四   |
| 同 十八日 |   | 三八、〇一三 | 五四   |
| 同 十九日 |   | 三八、六九〇 | 四〇   |

| 日      | 割 | 發行高    | 調査箇所 |
|--------|---|--------|------|
| 同 二十日  |   | 二五、五三七 | 三九   |
| 同 二十一日 |   | 一四、三三五 | 三六   |
| 同 二十二日 |   | 七、一一八  | 三五   |
| 同 二十三日 |   | 三、九二七  | 三五   |
| 同 二十四日 |   | 一、五三一  | 三五   |

合計 一六三、七九八通

備考 右の外尙市外罹災者に對して發行せられたる分も多數に上る見込。

五 暫定乗車料金制に對する世評と當局の辯明

新乗車料金の制定は一部の市民より非難攻撃をうけた。乗換券を廢止し一運轉系統毎に料金を取られては料金が嵩んで吾々は堪え難い、電氣局は暴利を貪るものである、一日も早く舊料金の復されたしといふ様な苦情や陳情が頻りに持込まれ、或は新聞紙上に現はれた。之に對し當局は市内各新聞紙上に次の辯明書を公表した。

謹告

「今回の暫定乗車料金に就ては一部の方より幾多の非難の聲を聞きますから一應當局の考のある處を申上げて市民諸君の御諒解を願ひたいと思ひます。

御承知の通り電車關係のみをしましては八百三十七輛の電車、五ヶ所の出張所、五ヶ所の車庫、三ヶ所の工場、九ヶ所の變電所(此受電能力約二萬キロワット)百哩の電線路及其約半數の軌道等の燒失若くは大破の復舊(此復舊費は約四千萬圓に上らん)は當局者をして一時茫然自失するの外なき状態に陥らしめましたが僅に其殘存せる部分より應急的の復舊に努力しまして社會有機組織の生命である交通機關の回復を速かならしめんと努めました何が分受電機能の不充分に被害の甚大なりしたため運轉線路の延長も少く車輛も多く出すこゝ出來ず、今以て諸君にも多大の

不便を忍んで頂いて居る次第であります。

工場の焼失により乗車券印刷能力の全滅となり又一方是迄の経験よりも又開通後十日間(此間事實上無賃同様の)實際から見ても此際は到底乗車券扱は不可能なることを認めましたがさりと延延長も足らざる一系統區間に對し乗車料金を是迄通りとして置く事も甚だ不合理の様に考へられまして暫定料金の制定を市參事會の議に付し其筋の認可を得たのであります。當局もしましても従來の様に乗換の便により僅近の距離も御徒歩の必要なき様に致し度きは固より其志なるも車輛其他に多大の缺陷を感じ居る今日出来るだけ御混雑の緩和を圖り度きため市民諸君の諒解ある御自制に訴へ、當分近距離は御徒歩を願ふの已むを得ざるに至りたる次第であります。加之無理な使用を致しますためさなきだに少き車輛の故障は激増して参りますのみならず、濱松町工場の焼失により修繕能力の缺乏に相俟て前途の悲觀は當局の膽を寒からしむるものありまして少しにても其過重を軽減する必要もあるものであります。御承知の通り當局の事業は自給自足の主義により多額の内外債を以て擴張、改善の資に充て年々収入より償還し來りましたが今尙一億圓以上の負債を有して居ります、然るに年々返還の義務ある元利の支拂も今日となりては豫定収入も其四分一に減じ殆ど不可能ならしめたる上に四千萬圓の復舊費を負担せざるべからざる悲境に呻吟しつゝ、あるは當局の痛心措く能はざる處であります、乍序來る二十日限り罹災者無料取扱を廢止いたしますが當初の考へは罹災者にして乗車料支拂不能者の意味なりしが今日の場合資格の證明も厳正に出來兼ね既發行證明書は二十萬枚に垂んごし却而當局の趣旨も徹底せざるのみならず一層の混雑を來すの因となり其筋よりの御注意の次第もあり撤廢することに致しました。

要するに御不自由勝なごは萬々御察しいたして居りますから少しづつ、にても都合のつく處から延長して連絡をよりよくし出来るだけ御不便を軽減する様に努力する覺悟であります。

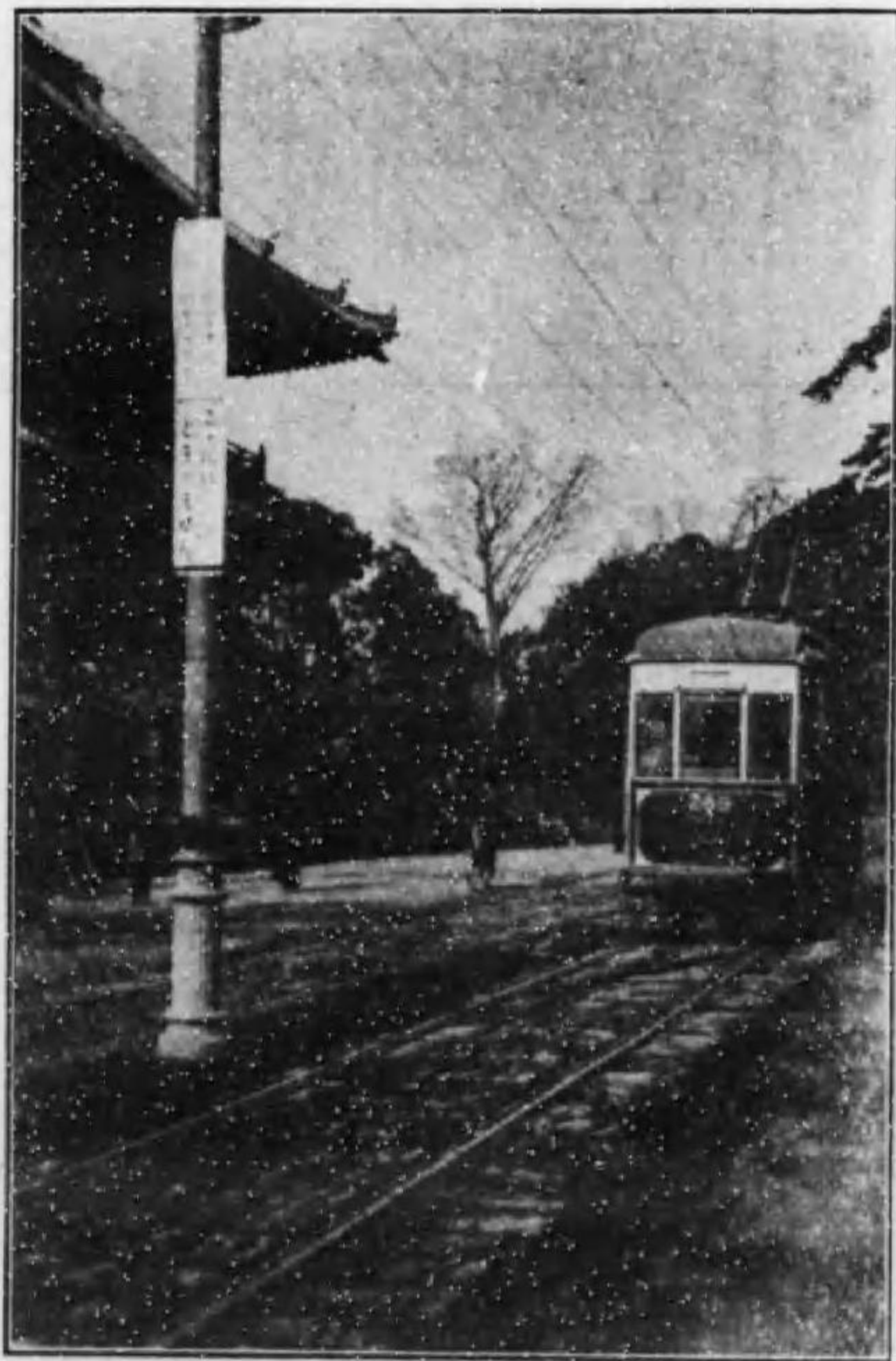
又全部の復舊も六ヶ月以内には出来る様に着々計畫を進めて居りますが當分の内は半壊せる建物に補強したり支柱を施したりして無理に且つ過重をして運轉して居りますから一部機關の故障は直ちに一部若しくは大部の運轉を中止するの已むなきに至らざるなきやを心配して居ります。局員一同は此際一層共働犠牲の精神を以て事に當り今回被りたる帝都の大損害を復興する一部の貢献をなし未曾有の變災によつて學びたる大教訓を空ふせざる様に致し度いご決心して居ります、幸に當局の苦心の存する處を諒せられんことを。』

#### 六 急行電車の實施

朝夕時間を定めて市内全線停留場中、比較的乗降客の少い分を選び停車せずに通過し、以て運轉時間の短縮、運轉車輛の増加をはかり朝夕の乗客の混雑を緩和せん爲め大正十二年十二月卅日より急行電車を実施するに至つた。

此計畫は震災前より當局に於て考慮せし所であつたが、當時此案に對し停留場が遠くなるのミ、一ヶ所の停留場へ乗客が集合する關係及び乗降に時間を要するため、乗降にこり却つて不便なりこの各面の非難あり未だ實現するに至らなかつた。

然るに災害後其必要を痛感され十二月廿二日警視廳に出願し認可を得て愈々之を實行する事となつた。



急行電車の開始

この計劃により全線三百五十二停留場中百四十二を通過停留場とし、節約し得る時間は一例を挙げれば、品川、雷門間で約十五分、駒込橋、東京驛間で約五分である。  
 また急行實施時間は左の通りにして、右時間中は電車乗降口上部に赤文字にて「急行」と記したる札を掛け、通過停留場の鐵柱上部には通過時間を掲示した。

通過停留場を定めし標準は一日の乗車人員四千人以下の所々、停留場の間隔六百間以内とした。  
 急行時間表

| 期      | 間      |   | 急行時間  |   |       |   |       |   |       |
|--------|--------|---|-------|---|-------|---|-------|---|-------|
|        | 自      | 至 | 午     | 前 | 午     | 後 |       |   |       |
| 三月一日   | 四月三十日  | 自 | 六時三〇分 | 至 | 九時三〇分 | 自 | 三時三〇分 | 至 | 七時三〇分 |
| 五月一日   | 九月三十日  |   | 六・〇〇  |   | 九・〇〇  |   | 四・〇〇  |   | 八・〇〇  |
| 十月一日   | 十一月十五日 |   | 六・三〇  |   | 九・三〇  |   | 三・三〇  |   | 七・三〇  |
| 十一月十六日 | 二月末日   |   | 七・〇〇  |   | 一〇・〇〇 |   | 三・〇〇  |   | 七・〇〇  |

運轉系統並に通過停留場名を示せば次の通りである。

(品川—日本橋經由—雷門)

東禪寺前。庚申堂前。田町九丁目。露月町。新橋驛前。銀座二丁目。銀座一丁目。中橋廣小路。通三丁目。鐵砲町。鞍掛橋。馬喰町三丁目。南元町。

(品川—日比谷經由—雷門間)

東禪寺前。庚申堂前。田町九丁目。四國町。増上寺前。内幸町。美土代町。黒門町。清島町。

(三田—日本橋—上野—雷門)

露月町。新橋驛前。銀座二丁目。銀座一丁目。中橋廣小路。通三丁目。今川橋。黒門町。清島町。

(三田—日本橋—南千住)

露月町。新橋驛前。銀座二丁目。銀座一丁目。中橋廣小路。通三丁目。今川橋。黒門町。清島町。山之宿。吉野町。汨橋。

(千住大橋—人形町—土州橋)

通新町。金杉下町。坂本四丁目。下車坂町。仲御徒町。元岩井町。堀留三丁目。

(巢鴨—春日町—御成門)

巢鴨橋。西丸町。小石川原町。曙町。掃除町。餌差町。壹岐坂下。一ッ橋。内幸町。

(巢鴨—春日町—芝橋)

巢鴨橋。西丸町。小石川原町。曙町。掃除町。餌差町。壹岐坂下。一ッ橋。東京驛降車口。銀座一丁目。銀座二丁目。新橋驛。露月町。

(錦糸堀—小川町—江戸川)

江東橋。緑町三丁目。相生町。飯田町三丁目。東五軒町。

(三ノ輪—藏前)

龍泉寺町。合羽橋。老松町

(角筈—若松町—緑町)

天神前。余丁町。牛込北町。築土八幡。小石川橋。本郷元町。順天堂前。相生町。緑町三丁目。

(大塚—神明町—萬世橋)

丸山町。駒込坂下町。駒込千駄木町。根津八重垣町。池ノ端七軒町。黒門町。

(駒込橋—本石町—日比谷)

富士神社前。吉祥寺町。本郷追分町。大學赤門前。本郷一丁目。今川橋。

(淀橋—須田町—雷門)

新宿三丁目。新宿二丁目。大木戸。麴町十三丁目。木村町。市ヶ谷驛前。富士見町。南元町。

(淀橋—築地—兩國)

新宿三丁目。新宿二丁目。大木戸。麴町十三丁目。麴町九丁目。麴町三丁目。新富町。岡崎町。北島町。蟻殻町。濱町。

(青山七丁目—上野—雷門)

青山五丁目。青山三丁目。赤坂表町。平河町五丁目。黒門町。清島町。

(中澁谷—築地—猿江)

青山五丁目。青山三丁目。赤坂表町。平河町五丁目。新富町。岡崎町。北島町。蟻殻町。濱町中ノ橋。安宅町。富川町。徳右衛門町。東町。

(神明町—日本橋—芝橋)

駒込坂下町。駒込千駄木町。根津八重垣町。池ノ端七軒町。黒門町。今川橋。通三丁目。中橋廣小路。銀座一丁目。銀座二丁目。新橋驛前。露月町。

(錦糸堀—萬世橋—若松町)

江東橋。綠町三丁目。相生町。順天堂前。本郷元町。小石川橋。築土八幡前。牛込北町。

(青山六—永代橋—)

南町六丁目。三河臺町。狸穴町。西久保巴町。霞ヶ關。本八丁堀。

(本郷肴町—土橋)

本郷追分町。大學赤門前。本郷一丁目。今川橋。日本銀行前。上横町。有樂町。山下門。

(天現寺—日比谷—洲崎)

四ノ橋。三ノ橋。二ノ橋。麻布中ノ橋。増上寺前。内幸町。本八丁堀。相川町。不動尊前。入船町。

(四谷鹽町—泉岳寺—八山橋)

左門町。權田原。三聯隊裏。筭町。廣尾橋。四ノ橋。庚申堂前。東禪寺前。

(飯田橋—虎の門—札の辻)

牛込見附。逢坂下。木村町。四谷仲町。紀ノ國坂下。葵橋。西久保巴町。飯倉四丁目。三田三丁目。

(飯田橋—虎の門—芝口)

牛込見附。逢坂下。木村町。四谷仲町。紀國坂下。葵橋。南佐久間町。

(柳島—黒江町—大手町)

中ノ郷。本所表町。石川町。林町。高橋。黒龜町。相川町。靈岸橋。

(早稻田—小川町—洲崎)

關口町。東五軒町。飯田町三丁目。美土代町。相川町。靈岸橋。不動尊前。入船町。

(大塚—御茶の水—土橋)

大塚窪町。清水谷町。同心町。壹岐坂下。本郷元町。順天堂前。甲賀町。錦町三丁目。鎌倉河岸。日本銀行前  
上槇町。有樂橋。山下橋。

(大塚—外手町)

大塚窪町。清水谷町。同心町。天神下。西町。小島町。

(天現寺—恵比壽)

伊達跡。

(目黒—金杉橋)

元白金火藥庫前。白金臺町二丁目。名光坂下。三の橋。二の橋。麻布中の橋。

(早稲田—御徒町)

關口町。東五軒町。天神下。

(門前仲町—月島)

越中島。月島通二丁目。

(以上震災前の運轉系統による)

最後に急行電車實施前後の運轉成績を比較して見やう。

急行電車實施前後運轉成績比較

| 區別<br>年月日 | 最多運轉車輛數 |      | 運轉車輛數 |    | 乗客數 | 乗車料金額收入 | 備考 |
|-----------|---------|------|-------|----|-----|---------|----|
|           | 全線      | 内譯換算 | 全線    | 換算 |     |         |    |
|           |         |      |       |    |     |         |    |

| 後行施   | 前行施     | 乗客數 | 乗車料金額收入 | 備考      |
|-------|---------|-----|---------|---------|
| 〆三、三  | 〆三、二、二六 | 八八  | 二九      | 飛鳥山線を含む |
| 〆二、三〇 | 〆二、二九   | 八〇  | 二七      |         |
| 〆二、二五 | 〆二、二四   | 七九  | 二六      |         |
| 〆二、二〇 | 〆二、一九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆二、一五 | 〆二、一四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆二、一〇 | 〆二、〇九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆二、〇五 | 〆二、〇四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆二、〇〇 | 〆一、九九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、九五 | 〆一、九四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、九〇 | 〆一、八九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、八五 | 〆一、八四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、八〇 | 〆一、七九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、七五 | 〆一、七四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、七〇 | 〆一、六九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、六五 | 〆一、六四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、六〇 | 〆一、五九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、五五 | 〆一、五四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、五〇 | 〆一、四九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、四五 | 〆一、四四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、四〇 | 〆一、三九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、三五 | 〆一、三四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、三〇 | 〆一、二九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、二五 | 〆一、二四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、二〇 | 〆一、一九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、一五 | 〆一、一四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、一〇 | 〆一、〇九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、〇五 | 〆一、〇四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆一、〇〇 | 〆〇、九九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、九五 | 〆〇、九四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、九〇 | 〆〇、八九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、八五 | 〆〇、八四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、八〇 | 〆〇、七九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、七五 | 〆〇、七四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、七〇 | 〆〇、六九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、六五 | 〆〇、六四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、六〇 | 〆〇、五九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、五五 | 〆〇、五四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、五〇 | 〆〇、四九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、四五 | 〆〇、四四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、四〇 | 〆〇、三九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、三五 | 〆〇、三四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、三〇 | 〆〇、二九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、二五 | 〆〇、二四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、二〇 | 〆〇、一九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、一五 | 〆〇、一四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、一〇 | 〆〇、〇九   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、〇五 | 〆〇、〇四   | 七八  | 二五      |         |
| 〆〇、〇〇 | 〆〇、九九   | 七八  | 二五      |         |

施行後短日月の成績に依りて直ちに急行電車の成績良好なりといふは早尙の嫌あれども、例年事故の最も多い暮の卅、卅一日に些の事故なかりし點は注目し値する。

七 變壓所の復舊と送電狀況

變壓所の復舊を其の日時に従つて示せば次の通りである。

| 月日   | 所名     | 事項       | 總容量   | 摘要   |
|------|--------|----------|-------|------|
| 九月四日 | 小沼開閉所  | 鬼怒川系受電開始 |       |      |
| 同日   | 駒込變壓所  | 試運轉をなす   |       |      |
| 同日   | 同      | 試運轉をなす   | 四〇〇kw | 鬼怒川系 |
| 同日   | 同      | 試運轉をなす   | 二、〇〇〇 | 同    |
| 同日   | 白金變壓所  | 試運轉をなす   |       |      |
| 同日   | 小石川變壓所 | 試運轉をなす   |       |      |
| 同日   | 同      | 試運轉をなす   | 五〇〇   | 鬼怒川系 |
| 同日   | 同      | 試運轉をなす   | 一、〇〇〇 | 同    |
| 同日   | 同      | 試運轉をなす   | 一、〇〇〇 | 同    |
| 同日   | 同      | 試運轉をなす   | 一、五〇〇 | 同    |
| 同日   | 同      | 試運轉をなす   | 一、五〇〇 | 同    |

| 日      | 場所     | 内容   | 出力 (kw) | 電系           |
|--------|--------|--|---------|--------------|
| 九月十日   | 同      | 同一臺修理済容量増加す  | 二、二五〇   | 同            |
| 同 十二日  | 春日町變壓所 | 王子電氣株式會社より電力を譲受け飛鳥山線に送電開始<br>廻轉變流機七五〇kw 四臺運轉開始<br>試運轉をなす                                   | 三、〇〇〇   | 猪苗代系<br>鬼怒川系 |
| 同 十三日  | 常盤橋變壓所 | 廻轉變流機五〇〇kw 二臺運轉開始す   | 一、〇〇〇   | 鬼怒川系         |
| 同 十五日  | 同      | 大阪市電氣鐵道部の幹線により京阪地方電車用變所機械譲受<br>交渉する總臺數十三臺、總容量五九〇〇kw<br>京成電氣鐵道株式會社より電力を譲受け柳島、龜澤町間の送<br>電開始す | 三〇〇     | 京成<br>鬼怒川系   |
| 同 二十日  | 有樂町變壓所 | 周波數變換機復舊作業開始   |         |              |
| 同 二十二日 | 同      | 鐵道省川崎變電所より廻轉變流機五〇〇kw 二臺譲受交渉する<br>城東電氣株式會社より電力譲受け柳島、龜澤町間の送電開始<br>す                          | 一五〇     | 城東<br>鬼怒川系   |
| 同 二十九日 | 濱松町變壓所 | 燒損廻轉變流機其他取外し作業開始す  |         |              |
| 同 三十日  | 下谷變壓所  | 燒損廻轉變流機七五〇kw 二臺現場にて修理着手、同一臺修理<br>のため機械取外し作業開始す   |         |              |
| 十月九日   | 有樂町變壓所 | 周波數變換機一、〇〇〇kw 一臺修理済試運轉す  |         |              |
| 同 十日   | 同      | 同一、〇〇〇kw 一臺運轉開始、市ヶ谷變壓所へ送電す   | 一、〇〇〇   | 鬼怒川系         |
| 同 十三日  | 市ヶ谷變壓所 | 電動發電機三三〇kw 三臺運轉開始す   | 九九〇     | 同            |
| 同 十四日  | 小沼開閉所  | 鐵道省へ送電す  |         |              |
| 同 十四日  | 有樂町變壓所 | 周波數變換機一、〇〇〇kw 一臺修理済、容量増加す  |         |              |
| 同 十六日  | 下谷變壓所  | 鐵道省川崎發電所より譲受の機械搬入開始す   |         |              |
| 同 十六日  | 有樂町變壓所 | 京橋發電所へ送電す  | 二、〇〇〇   | 同            |

既に送電を開始せる各變壓所は爾後其設備容量を増加し、殘餘の變壓所もまた漸次其機能を恢復し十一月二日には下谷、同三日には淺草、十二月二十五日には濱松町、同二十九日には横網の各變壓所新に送電を開始し、越えて十三年一月二十八日には黒江町、二月七日に霞町の二つの新設變壓所もまた機械の取付を了して送電を開始するの運びに至つた。

今十三年四月三十日現在に於ける各變壓所の出力狀態は、各時期に於ける電車關係の送電最大電力並に受電々力量の比較を示せば左の通りである。

變壓所出力

(大正十二年四月三十日現在)

| 變壓所名 | サイクル | 設備容量 (kw) | 最大電力 (kw) | 電力量 (kwh) |
|------|------|-----------|-----------|-----------|
| 春日町  | 二五   | 三、二五〇     | 二、一〇〇     | 三二、四六〇    |
| 忍町   | 二五   | 二、二五〇     | 一、七九〇     | 二三、八一〇    |
| 白金   | 二五   | 二、〇〇〇     | 一、三四〇     | 二〇、一五〇    |
| 駒込   | 二五   | 一、二〇〇     | 七四四       | 一〇、六三二    |
| 常盤橋  | 二五   | 一、〇〇〇     | 八二〇       | 一二、〇五〇    |
| 下谷   | 二五   | 二、五〇〇     | 一、七〇一     | 二六、五五九    |
| 淺草   | 二五   | 七五〇       | 四二三       | 五、三一〇     |
| 有樂   | 二五   | 二、〇〇〇     | 一、〇七      | 九、二五二     |
| 濱松   | 二五   | 八〇〇       | 六八〇       | 八、八〇〇     |
| 横網   | 二五   | 一、二〇〇     | 一一五       | 一八、四一四    |
| 黒江   | 二五   | 五〇〇       | 三二〇       | 四、四五〇     |
| 霞町   | 二五   | 一、〇〇〇     | 六三〇       | 七、〇五〇     |



| 市 計     | 東 電 谷 | 新 和 泉 町 | 飯 田 町  |
|---------|-------|---------|--------|
| 計       | 谷     | 町       | 町      |
|         |       | 五〇      |        |
|         | 九〇    | 一、〇〇〇   | 一、五〇〇  |
| 一四、四七〇  | 一〇〇〇  | 六六〇     | 八三〇    |
| 一九九、八六七 | 一〇〇   | 九、一二〇   | 一一、七一〇 |

震災後各時期に於ける電車用受電々力量

| 年 月 日 | 送 電 最 大 電 力 (kw) | 受 電 々 力 量 (kwh) |
|-------|------------------|-----------------|
| 一・二・九 | 一、八九〇            | 六〇〇             |
| 同     | 四、三七〇            | 一一、二七〇          |
| 同     | 五、七〇〇            | 三八、六九〇          |
| 同     | 七、八六〇            | 六五、五三〇          |
| 同     | 八、九九五            | 八二、〇二〇          |
| 同     | 二、一〇〇            | 九三、三〇〇          |
| 同     | 三、四八〇            | 一一、四三三          |
| 同     | 四、三六〇            | 四一、五一二          |
| 同     | 一六、〇〇五           | 一五一、四一五         |
| 同     | 一八、六三一           | 一六六、九七二         |
| 同     | 一八、九九三           | 一八九、七二〇         |
| 同     | 一八、九三六           | 一五九、八五〇         |
| 同     | 二〇、〇一七           | 一九〇、九五〇         |
| 同     | 一八、五八四           | 一九〇、九五〇         |
| 同     | 一四、四七〇           | 一八六、四二〇         |
| 同     |                  | 一九九、八六七         |

八 車輛の補充

當局は震災の爲め總數七百七十九輛(内ボギー車五百九輛、單車二百七十輛)即ち全車輛の四割強の車輛を焼失せるため、之が補充は緊急にして而も容易ならぬ問題であつた。

加ふるに大正十二年十月廿九日廣尾車庫の出火により單車百八輛を失ひ、またしても一大打撃を蒙つたのである。震災直後より當局は車輛の補充に全力を盡したるも、當時當局工場はもこより車輛製造諸會社の焼失したるものも少なからず、製造能力の不足は如何に製造を急ぐも、短日月の間に多數の車輛を補充する事は容易ではなかつた。

製造能力の不足を補ふため、當局は阪神電車會社より古電車三十輛を購入した。一方藤永田造船會社、日本車輛會社、田中車輛會社或は鶴見木工會社等に車輛の製造を委嘱し又當局工場の復舊を急ぎて車體の組立、修繕等に從事せしめ、斯くして十三年四月末日には總數千四百七十九輛を有するに至つた。

震災直前に比すれば、尙四百二十六輛不足なるも、目下新車輛製造中なるを以て震災前の車輛數に達するも遠き事ではなからう。

震災後主として新造したるは低床ボギー車である。

次の統計は震災前より十三年四月末に至る車輛現在數である。

車輛現在數

(大正十三年四月現在)

| 年 月 日    | 單 車 | 普 通 車 |     |     | 形 式   | 計     | 總 計                                   | 備 考 |
|----------|-----|-------|-----|-----|-------|-------|---------------------------------------|-----|
|          |     | 大 八 式 | 低 床 | 大 形 |       |       |                                       |     |
| 一・二・八・三一 | 七七三 |       | 二〇〇 |     | 一、一三二 | 一、九〇五 | 單車三〇輛貨車に變更<br>廢車廿九日廣尾車庫火<br>災にて單車二隻燒失 |     |
| 同・九・五    | 五〇三 |       | 九七  |     | 六二五   | 一、一二八 |                                       |     |
| 同・九・三〇   | 五〇三 |       | 九七  |     | 六四三   | 一、一四六 |                                       |     |
| 同・一〇・三一  | 三七五 | 四七三   | 九七  |     | 六五七   | 一、〇三二 |                                       |     |
|          |     | 四七三   | 八七  |     |       |       |                                       |     |

|        |        |       |       |       |       |       |         |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 同      | 一・一・三〇 | 三七五   | 四七三   | 九七    | 九七    | 六六七   | 一、〇四二   |
| 同      | 一・二・三一 | 三七五   | 四七三   | 九七    | 一五七   | 七二七   | 一、一〇二   |
| 一・三・三一 | 三七五    | 四七三   | 九七    | 二二〇   | 七九〇   | 一、一六五 |         |
| 同      | 二・二・八  | 三七五   | 四七三   | 九七    | 二七六   | 八四六   | 一、二二一   |
| 同      | 三・三一   | 四二二   | 四七八   | 九七    | 三五八   | 九三三   | 一、三五六   |
| 同      | 三・三一   | 四三五   | 四九九   | 九七    | 四二九   | 一、〇四四 | 一、四七九   |
| 計      | 四・四・三〇 | 四、五一二 | 五、一五四 | 一、七三三 | 一、八一八 | 八、〇六四 | 一、二、五七六 |

第二節 軌道、橋梁及び路面の復舊概要

軌道、橋梁、路面の被害状況は前編に詳述した通りであるが、是等被害調査の爲め災害後直ちに調査隊十數班を組織し、分擔線路を定め、調査を遂げた。

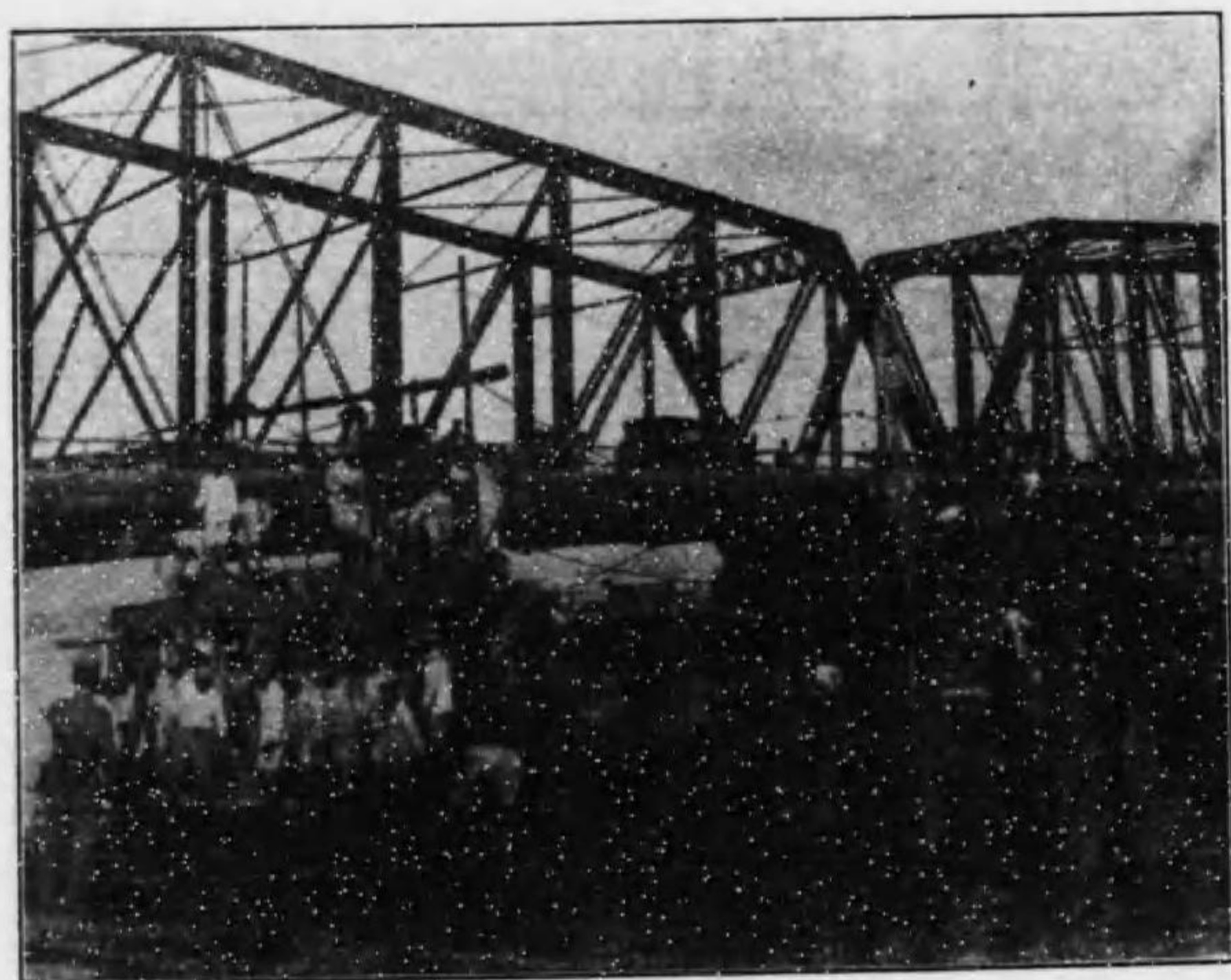
尙軌道の障害物除去、焼害の跡片付に就ては時日を待たず全線に亘り之に着手したが、其後電車運轉復舊の大體方針は先づ山の手方面の焼残區域より開始し下町方面に及ぼし、一方焼失區域に在りては洲崎、錦糸堀、柳島の各終點に至る三線を先に開通する事に決つたので軌道、橋梁の應急修理もまた此方針に基き設計、起工する事になつた。

障害物の除去及び跡片付は各線に亘り數十ヶ所に及び就中兩國、龜澤町間、上野廣小路、萬世橋間、神田鍋町附近の改良工事跡及び鍛冶町、錦糸堀間の新線工事の箇所は工事材料散亂し且つ堀鑿の爲め災害後一層路面の往來難澁なつたので、道路局と協議の上是等を埋め立て取片付費四萬九千二百拾八圓を要した。路面舗装は地震の被害の上に災害後貨物、自動車、荷馬車その他の車輛の路面を通過するもの頻繁なりし爲め、電車の運轉開始に先ち軌道内路の舗装を破壊され、軌道は二重の被害を受けし有様であつた。

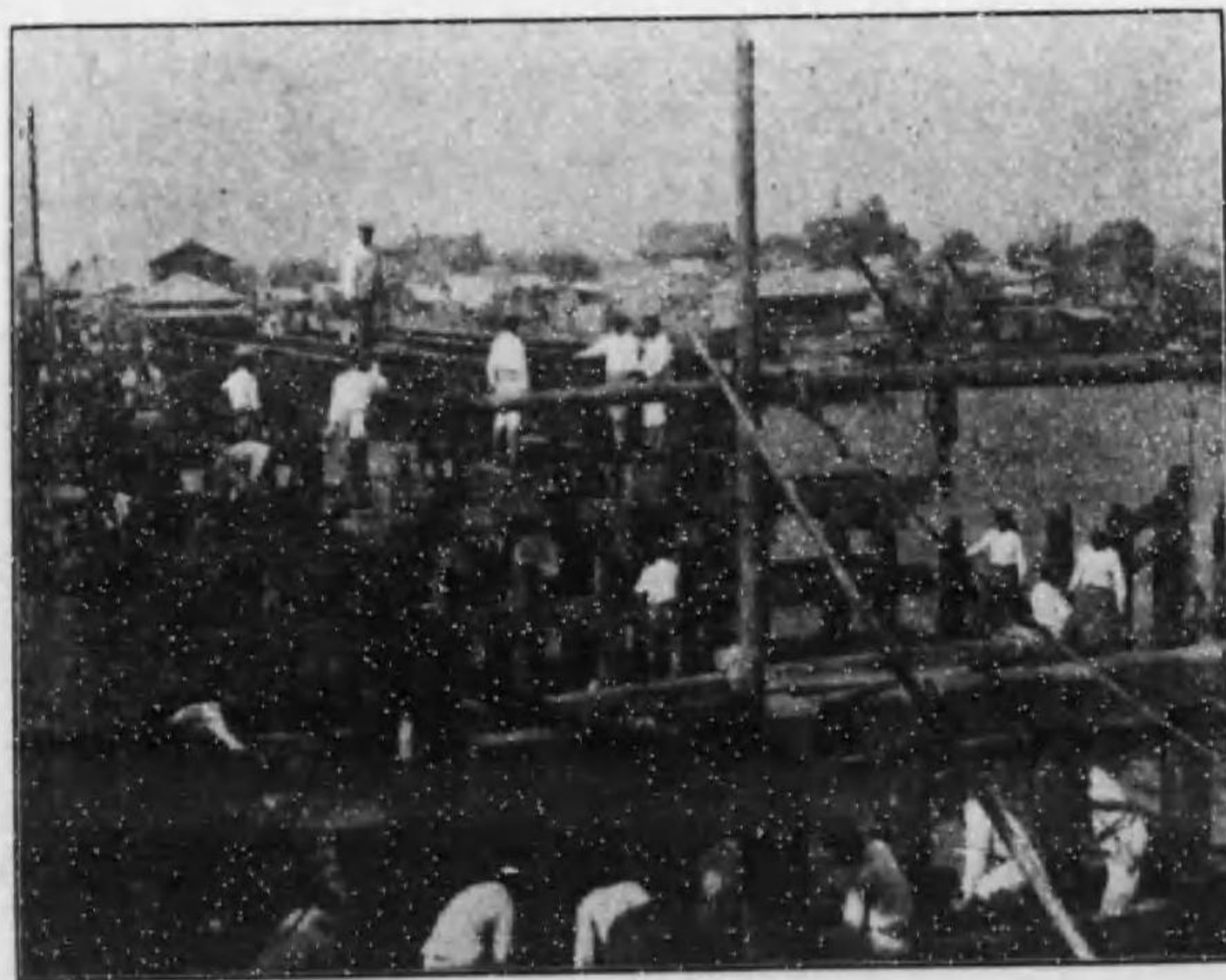
路面舗装工事は約十九ヶ所、軌道延長二十哩二五四にして工費約拾五萬貳千七百五拾五圓を要した。

又焼失區域に於ける軌道上の焼損電車輪軸の收容の爲め約七千圓を以て軌道假線を敷設し、尙四千六百九拾圓を費し電車運轉系統上の必要の爲め淺草區杉山町に涉線一ヶ所を新設した。

橋梁上の損害、軌道の應急修理は橋梁の工事に共に之に着手し之が修理額は八萬六千六百貳拾圓で之に黑龜橋、



(橋 舊 復 假) 橋 代 永



(橋 舊 復 假) 橋 妻 吾

海邊橋の兩橋梁に於ける橋梁前後の取付軌道修築費壹萬七千九百六拾九圓を加算する時は拾萬四千五百八拾九圓である。その箇所別内譯は次表の通りである。

| 橋名    | 徑    | 間   | 起工       | 竣工       | 費額     |
|-------|------|-----|----------|----------|--------|
| 永代橋   | 六六〇尺 | 五六〇 | 一二年一月二〇日 | 一三年一月二二日 | 一三、二〇〇 |
| 吾妻橋   | 五六〇  | 五二〇 | 同        | 同        | 一〇、六〇〇 |
| 既橋    | 二七〇  | 二七〇 | 同        | 同        | 一〇、四〇〇 |
| 組茶ノ水橋 | 二五九  | 二五九 | 同        | 同        | 五、四〇〇  |
| 小川橋   | 三三〇  | 三三〇 | 同        | 同        | 一、一八〇  |
| 中ノ川橋  | 三三二  | 三三二 | 同        | 同        | 四、六二〇  |
| 千代田橋  | 四二二  | 四二二 | 同        | 同        | 六、四〇〇  |
| 築地橋   | 一〇一  | 一〇一 | 同        | 同        | 八、四〇〇  |
| 海邊橋   | 七〇   | 七〇  | 同        | 同        | 一、六四〇  |
| 彌勒寺橋  | 九〇   | 九〇  | 同        | 同        | 二、〇二〇  |
| 業平橋   | 三二   | 三二  | 同        | 同        | 一、四〇〇  |
| 相生橋   | 八〇   | 八〇  | 同        | 同        | 一、八〇〇  |
| 相見橋   | 七〇   | 七〇  | 同        | 同        | 六、四〇〇  |
| 沙木橋   | 六〇   | 六〇  | 同        | 同        | 一、六〇〇  |
| 船木橋   | 六〇   | 六〇  | 同        | 同        | 一、二〇〇  |
| 黒船橋   | 八五   | 八五  | 同        | 同        | 一、七〇〇  |

次に車庫及び工場内軌道の應急修理額を各所別に掲ぐれば左の通りで總額八萬八千九百八拾圓を要した。

| 箇所名 | 單線延長哩 | 費額     |
|-----|-------|--------|
| 和泉橋 | 八八    | 一、七六〇  |
| 新川橋 | 五七    | 一、一四〇  |
| 彈正橋 | 六八    | 一、三六〇  |
| 神田橋 | 一三九   | 二、七八〇  |
| 福島橋 | 六〇    | 一、二〇〇  |
| 北野橋 | 二六    | 一、二〇〇  |
| 菊川橋 | 九〇    | 一、八〇〇  |
| 江東橋 | 一〇〇   | 二、〇〇〇  |
| 計   | 四、三六一 | 八六、六四〇 |

| 箇所名   | 單線延長哩 | 費額     |
|-------|-------|--------|
| 三ノ輪車庫 | 〇・七九六 | 三一、〇四四 |
| 横網車庫  | 〇・八三八 | 三五、七八八 |
| 錦糸堀車庫 | 〇・一八七 | 三、八二〇  |
| 新宿車庫  | 一・〇〇〇 | 六、九九〇  |
| 新松町工場 | 一・五〇〇 | 三、〇〇〇  |
| 芝浦分工場 | 二・〇〇〇 | 四、〇六一  |
| 大塚車庫  | 〇・三五〇 | 四、二七七  |
| 計     | 六・六七一 | 八八、九八〇 |

橋梁の應急工事もまた電車運轉開始線の順位に従ひ須橋、神田橋、小川橋、中の橋等より開始したのである。應

急工事の起工、竣工、工費を示せば次表の通りである。

| 橋名     | 起工       | 竣工      | 費額      |
|--------|----------|---------|---------|
| 永代假橋   | 一二年一月二〇日 | 一二年二月三日 | 九四、七〇〇  |
| 吾妻假橋   | 同        | 同       | 八三、四〇〇  |
| 靛橋     | 同        | 同       | 一五、〇〇〇  |
| 俎橋     | 一三・一・二六  | 同       | 一五六、〇〇〇 |
| 御茶ノ水橋  | 一三・九・一三  | 同       | 六、四〇〇   |
| 小川橋    | 一三・三・二五  | 一三・三・二九 | 四六、〇〇〇  |
| 中ノ川橋   | 一二・九・一五  | 一二・九・二六 | 二、六〇〇   |
| 千代田橋   | 同        | 同       | 五、〇〇〇   |
| 和泉橋    | 同        | 同       | 六、九四〇   |
| 築地假軌道橋 | 同        | 同       | 一、六〇〇   |
| 新川橋    | 同        | 同       | 二、五〇〇   |
| 彈正橋    | 同        | 同       | 四、〇〇〇   |
| 神田橋    | 同        | 同       | 三、〇〇〇   |
| 北野橋    | 同        | 同       | 二、八〇〇   |
| 菊川橋    | 同        | 同       | 一、五〇〇   |
| 江東橋    | 同        | 同       | 五、五〇〇   |
| 黒船橋    | 同        | 同       | 七、八〇〇   |
| 海邊橋    | 一三・二・二四  | 一三・一・一〇 | 四、六〇〇   |
| 計      | 一三・二・二一  | 一三・三・一四 | 六、二〇〇   |

| 橋名   | 起工        | 竣工      | 費額      |
|------|-----------|---------|---------|
| 彌勒寺橋 | 一二・一・一九   | 一二・二・五  | 四、〇六〇   |
| 業平橋  | 同         | 同       | 五、五〇〇   |
| 相生橋  | 復興局ニテ工事施行 | 同       | 三七、六〇〇  |
| 沙見橋  | 一二・一・一    | 一二・一・一〇 | 三、八〇〇   |
| 船木橋  | 同         | 同       | 五、三〇〇   |
| 黒船橋  | 一三・二・二八   | 一三・三・二九 | 九、三〇〇   |
| 福島橋  | 一二・一・八    | 一二・一・一三 | 五、〇〇〇   |
| 計    |           |         | 五四六、一〇〇 |

以上にて軌道、橋梁の復舊の概要を記し終つたが最後に特記すべきは工事に際して陸軍の應援を得た事である。即ち永代橋、吾妻橋の兩橋梁が陸軍鐵道第一及び第二聯隊の應援により假橋の竣工を見、金澤工兵第九大隊が二百五十名の將卒を以て、新宿、有樂町兩車庫燒跡片付並に日本橋、須田町間、上野、萬世橋間、淺草橋、雷門間の軌道工事整理に従事した。

### 第三節 饋電線、電車線及び柱上電燈配電線の復舊

#### 一 饋電線及び電車線

燒失せる變電所の在來の供給區域にて開通せられたる線路中饋電線の連絡なき區間は、燒失變壓所より出したる饋電線と同變壓所と復舊せる變電所間の相互連絡用饋電線を「ジョイントボックス」にて直續したる連絡變壓所より送電した、即ち次の通りである。

白金變壓所より濱松町變壓所を経て二回線(御成門、三田方面)常盤橋變壓所より有樂町變壓所經由三回線(日比谷、築地方面)春日町變壓所より下谷變壓所經由一回線(上野廣小路方面)

残存區域に於ける電車線は被害僅少なりし爲め復舊容易であつた。至急を要する區間に於ては、材料不足の分は焼残り品の内比較的良好的なるものを再使用し應急修理を施した。之に従事せる人員は職員以下約二百名で、之を五班に分ち各班に主任一名、助手二名の職員を配した。

## 二 柱上電燈配電線

柱上電燈低壓配電線にありては、極力架設工事に努力し、既竣工の分は高壓電線の復舊工事未了の關係上、電氣供給事業關係の變壓器に接続し、電球は變壓器容量不足の爲め一柱置きに取付けた。

地中線路の復舊に従事せる人員は職員十三名、圖書工及び工夫八十四名を一班とし之に主任一名を配した。

電燈低壓線、柱上電燈復舊工事に従事せる人員は職員四名、圖書工、工夫八名で之を四班に分つた、但工事の一部は請負工事である。

## 第四章 電燈方面の復舊

### 第一節 復舊の概要

全市を暗黒の不安より救はんが爲め當局は只管電氣供給の復舊に全力を傾注した。

九月四日夜に至り始めて小石川變電所を経て鬼怒川より一、〇〇〇キロワット及び東京電燈會社より三〇キロワットの送電を得、小石川の殆ど全部と牛込、四谷の一部並に本郷の一部(西片町、東片町)に警戒用、救護用の電燈に限り送電するを得た。

これ震災後帝都に電燈の光を見たる最初にして、實に帝都復興の曙光ともいふべきである。

電力の不足は、之を最も有効に且つ出來得るだけ廣汎に利用するの要を感じ、警戒用、救護用の外燈を主とし、

また嚴に一軒一燈主義により燭光を十燭光以下に限定した。

翌五日に至り受電量の増加と共に供給區域を擴張し四谷の殘部、麴町、赤坂兩區及び千駄ヶ谷町の一部送電を開始し、之と共に動力線復舊工事も著しく進行したので精米用に限り五日より一部晝間のみの動力供給を開始した。

而して九月七日より九日に亘り更に受電量増加せるを以て逐次電燈の供給區域を擴張し局部に障害あるものを除き本局受特供給區域の全部即ち本郷、小石川、牛込、四谷、赤坂、麻布區の一圓、芝區は區役所を除く一圓、麴町區は殆ど全部及び澁谷、千駄ヶ谷、代々幡、目黒、大崎、大井、品川、平塚、池上、馬込、世田ヶ谷の各町村の大部に送電するを得た。

電燈と共に一般電力に對しても漸次供給を廣め、九月十一日迄に動力を供給したる個所を擧ぐれば、各精米所、陸軍造兵廠、理化學研究所、芝浦遞信省工場、梁瀬自動車芝浦工場、内外興業會社工場、芝高輪、九段、青山、小石川各電話交換局、赤十字病院、三共製藥會社品川工場、日清印刷工場、博文館印刷所、秀英社第一工場等の多數に上つた。

九月二十九日に至り晝夜間送電の完成を見た。

これより先焼失區域への送電を計り九月十三日より燒跡、潰跡、並に罹災者收容バラックへの電燈供給を開始し、晝夜兼行にて取付工事を進めたる結果、十月二十日現在の供給狀況に於て實に戸數に於て八千八百三十三戸、燈數に於て二萬百九十八燈を數ふるに至つた。その内譯左の如くである。

燒跡バラック 八、三三八戸 一五、七一一燈

潰跡バラック 七五戸 一六〇燈

收容バラック 四二〇戸 四、三二七燈

十三年四月三十日に於ては左の如く電燈、電力の設備數、取付戸數も驚くべき多數に及び、燈數馬力數は震災前より大差なきまでに増大し、取付戸數に於ては却つて、震災前より多きを數ふるに至つた、以て復舊の如何に迅速なりしかを窺知し得るであらう。

| 電 燈 | 震 災 前 設 備 數          | 震 災 二 因 ル 燒 失 數     | 大 正 十 三 年 四 月 卅 日 現 在 數 |
|-----|----------------------|---------------------|-------------------------|
| 電 燈 | 一三〇、五〇〇 <sup>戸</sup> | 一八、〇〇〇 <sup>戸</sup> | 一三一、三四八 <sup>戸</sup>    |
| 電 力 | 二、九四〇 <sup>馬力</sup>  | 五四〇 <sup>馬力</sup>   | 六九一、六三六 <sup>馬力</sup>   |
|     |                      | 九、一〇〇 <sup>馬力</sup> | 二二、一五七 <sup>馬力</sup>    |

更に十三年四月分收金額を擧ぐれば左の如くである。

收 金 額 (大正十三年四月分)

| 種 別     | 金 額                     |
|---------|-------------------------|
| 電 燈 料   | 三〇七、六八〇・九五 <sup>円</sup> |
| 電 力 料   | 一〇〇、五六七・六三              |
| 布線器具使用料 | 二七、二七七・六〇               |
| 手数料其他   | 三七、〇八〇・八六               |
| 計       | 四七二、六〇七・〇四              |

前述の外電燈方面の復舊に於て、看過すべからざるものに電燈爭奪戰に電氣供給條例の改正二事項あるも、之に就ては後節にて記述する事とした。

第二節 地中送配電線路及び引込線の復舊狀況

橋梁運命を共にせる電線の應急處置としては、新電線を殘存橋梁の橋桁或は假橋の桁上に添加し、電線橋にありては殘存鐵部分へ架して其引替を復舊せしめた。

變壓塔内立上り及び燒損變壓器は、變壓塔の修理又は建替と同時に順次入替復舊した。

地中引込線にありては家屋の倒壊又は燒土堆積せるため、修理困難なるを以て是に送電せず別に架設せる架空低壓幹線又は電車用鐵柱を利用し、之より送電し單に燒損に止る個所の地中引込線は容易に修理可能なるものに限りに修理を加へ、稍修理に手数を要するものは、假架空線に依るか又は別に假電線を敷設して、以て送電に備へた。

また架空引込線に至つては修理可能なるものは直ちに修理を加へ、修理困難なるものは別に電線を架設して送電したが、家屋の倒壊傾斜せるもの又屋内電氣設備の不良を認むるものに對しては、總て線路を切斷して送電を中止した。尙殘存區域に於て送電危險なるより應急處置をなしたるものを列擧すれば左の通りである。

- 一、家屋倒壊のため一時引込にて外線を切斷し家屋の改修と共に配線の一部及び器具を取替たるもの 二九戸。
- 一、家屋倒壊のため一時屋内電氣工作物を撤去し家屋の改修と共に工作物全部を取付けたるもの 九戸。
- 一、屋根瓦剝脱し雨漏り甚しく送電危險のため一時引込立上り線を切斷し置きたるもの 八六戸。
- 一、屋根瓦一部剝脱せるため雨漏甚しく屋内配電線の一部の絶緣低下送電危險に付此部分を切斷し置きたるもの 六戸。
- 一、外燈破損送電危險に付取替へたるもの 一二。
- 一、小柱傾斜しブラケット外れて立替へたるもの 二八。
- 一、屋内配線一部斷線したるに付接續ハンダ上げテープ巻をなしたるもの 二七。
- 一、屋根瓦剝脱し雨漏り甚しく送電危險のためシーリングブロック及びキークケット絶緣不良に付取替へたるもの 四〇。

- 一、屋根瓦剝脱雨漏りのため第一種コードを取替へたるもの 六。
- 一、引込安全器の破損を取替へたるもの 三三。
- 一、家屋傾斜のため木臺及びシーリングブロック離脱し取付たるもの 一一。
- 一、碍子外れて取付たるもの 六二。
- 一、配電盤破損に付取替たるもの 二二三。
- 一、電線被覆の損傷にテープを巻きたるもの 四。
- 一、家屋倒壊工作物全部使用不能に付撤去したるもの 二〇七。

第三節 變電所の復舊

變電所の復舊狀況を示せば次の通りである。

| 所名     | 月日   | 事項                                  | 總容量     | 備考   |
|--------|------|-------------------------------------|---------|------|
| 小沼開閉所  | 九・四  | 鬼怒川水系受電開始す                          |         |      |
|        | 同    | 周波數變換機一、〇〇〇kw 一臺運轉開始す               |         |      |
| 小石川變電所 | 九・二〇 | 同 變換機一、〇〇〇kw 二臺修理済運轉開始              | 一、〇〇〇kw | 鬼怒川系 |
|        | 九・五  | 東電變電所より受電開始す                        | 三、〇〇〇   | 同    |
|        | 九・二八 | 同 受電廢止す                             | 三〇      | 東電系  |
|        | 九・四  | 小石川變電所より受電し送電開始す                    |         | 鬼怒川系 |
| 音羽變電所  | 九・一五 | 東電目白變電所復舊と同時に同所より受電し小石川變電所よりの受電を廢止す | 一、〇〇〇   | 鬼怒川系 |
|        | 九・二一 | 東電目白變電所よりの受電量、二〇〇〇kw 増加す            | 三、〇〇〇   | 東電系  |
|        |      |                                     |         |      |

| 所名     | 月日    | 事項   | 總容量   | 備考   |
|--------|-------|--|-------|------|
| 忍町變電所  | 九・四   | 小石川變電所より受電し送電開始す                           |       | 同    |
|        | 九・七   | 東電左門町變電所より受電し送電開始                          | 三〇〇   | 同    |
|        | 九・一七  | 同所より受電量二〇〇kw 増加す                           | 五〇〇   | 同    |
|        | 九・二一  | 小石川變電所及び左門町變電所よりの受電を廢止す<br>音羽變電所より受電し送電開始す | 一、五〇〇 | 東電系  |
| 澁谷變電所  | 九・八   | 同所より受電廢止す                                  |       |      |
|        | 同     | 周波數變換機一、〇〇〇kw 二臺修理済送電開始                    | 二、〇〇〇 | 鬼怒川系 |
|        | 九・一一  | 目黒蒲田電氣鐵道へ送電開始す                             | 三〇〇   |      |
|        | 九・二〇  | 同所へ送電廢止す                                   | 同     |      |
|        | 一〇・二  | 周波數變換機一、〇〇〇kw 三臺修理済容量増加す                   | 五、〇〇〇 |      |
|        | 九・八   | 東電大崎發電所より受電し送電開始す                          | 三〇〇   |      |
| 品川變電所  | 九・一二  | 同所よりの受電を四〇〇kw 増加す                          | 七〇〇   |      |
|        | 九・二七  | 同所よりの受電を廢止す                                | 同     | 東電系  |
|        | 同     | 東電大井變電所復舊のため受電變電所を大井變電所に變更し送電す             | 二、〇〇〇 |      |
| 京橋假ヒラー | 九・一八  | 京橋變電所附近に假ヒラーを設置し送電を開始す                     | 一、〇〇〇 | 鬼怒川系 |
| 京橋變電所  | 九・二六  | 周波數變換機修理に着手                                |       |      |
|        | 一〇・一六 | 有樂町變電所より受電し送電開始す                           |       | 鬼怒川系 |

爾後前記變電所は設備容量を増加し、芝、白金兩變電所また復舊して送電を開始するに至つた。今大正十三年四月三十日現在に於ける各變電所の出力状態を示せば左表の通りである。

變電所出力(電燈關係) (大正十三年四月三十日現在)

| 變電所名 | サイクル | 設備容量  | 最大電力  |        | 電力量 (kwh) |
|------|------|-------|-------|--------|-----------|
|      |      |       | 晝     | 夜      |           |
| 小石川  | 二五   | 三、〇〇〇 | 一、三二〇 | 二、八五〇  | 二五、二九〇    |
| 澁谷   | 同    | 五、〇〇〇 | 一、三二〇 | 四、四七〇  | 五一、〇三〇    |
| 京橋   | 同    | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 八二〇    | 八、〇六〇     |
| 下谷   | 五〇   | 一、〇〇〇 | 五二五   | 八二五    | 一一、〇二五    |
| 品川   | 同    | 二、〇〇〇 | 一、三〇〇 | 一、九〇〇  | 二九、四〇〇    |
| 音羽   | 同    | 三、〇〇〇 | 一、七〇七 | 二、八六四  | 四四、六八二    |
| 白羽   | 同    | 二、〇〇〇 | 一、二二〇 | 一、九七〇  | 二八、二七〇    |
| 芝    | 同    | 二、〇〇〇 | 八四〇   | 一、三八〇  | 二〇、八七〇    |
| 計    |      |       | 六、九一二 | 一七、〇七九 | 二一八、六二七   |

第四節 電燈爭奪戰の顛末

大正六年十月東京市電氣局、東京電燈株式會社、日本電氣株式會社の三者の間に電燈供給區域の協定が成立した。此協定に依れば大体、山の手方面が市電氣局、下町一帯は東京電燈株式會社の供給區域となつて居つた。今回の震災火災の被害状況を見るに東京電燈會社は焼失燈數百三十萬燈に上り、加ふるに其送電線は全部架空線なりし爲め電柱、被覆線器具等殆ど全損に歸した。

従つて大部分地中線にして且つ山の手方面を供給區域とせる市電氣局に比し其被害甚大にして復舊渺々しくなかつた。

然るに一方バラック建設者或は一般罹災者より電氣局に點燈を切望し來るもの頻々なるを以て、九月二十日長尾局長より東京電燈會社々長に善後策を講じ度き旨申込み、此際の事なれば從來の供給區域の如何を問はず、市電氣局は最も迅速に電燈、電力の急設を計り他日之が整理を爲すべき旨を陳べ、東京電燈會社側もまた其趣旨を諒し、兩者の間に意思の疎通を見たが、工事現場に於ける従業員間に本趣旨の徹底せざる憾なきにあらざるを慮り、十月十一日東京電燈會社々長の來訪を機とし、苟も切替供給等の相互に競争的行爲を生ぜざる様部下へ通達すべく更に協約するところあつた。

然るに其後當局に於て既に供給せる電燈需要家に對し、東京電燈株式會社が無斷にて切替供給を爲したこの報に接したるも、當局に於ては何かの誤傳ならんことを放任して居つたが、其後切替の報頻々として來るのみならず日を経るに従ひ益々烈しきを加ふるを以て、十月十六日神戸東電社長に對し當局より協約趣旨を徹底せしめられ切替供給等の行爲は斷然中止せられん事を求めた。

十七日に赤坂方面に於ては東京電燈會社従業員が當局の送電線を切替せる爲めに電氣事業法に觸れ所轄警察署に檢束せられたる者ありこの報あり、斯くては事態を益々險惡ならしむるの虞れあるを以て翌十八日當局は會社に小川技師を遣はし萩原營業課長へ今回の協約を遵守履行せしめられたき旨傳へしめたので、該課長は即刻部下へ協約の趣旨を徹底せしむる旨約せられた。

然るに日本橋、京橋、神田、下谷、淺草の各區の現場に於ては會社の従業員にして當局の送電線を無斷切斷して地下に垂下せしめ、或は之を鐵柱に纏絡し、甚しきは當局の電線を襲用し或は多數を以て當局従業員の作業を壓迫



する等の暴状續出して何等協約の履行を見ざる有様なるより、十月二十日當局は更に齊藤、益田兩理事をして会社に神戸社長越山營業部長を訪はしめ協約趣旨の嚴達を迫り、切替は斷然中止せしむる旨の確答を得た。

之にも拘らず會社は同日夕刻より殆んど全區域に涉り一齊に切替作業を開始し酒氣を帯びたる會社従業員は今晩が最後なりと揚言して當局の従業員作業中止の懇請をかざるのみか、下谷出張所區域に於ては作業中の當局従業員に暴行を加ふる始末にて警察官を煩はす事件を醸すに至つたので、翌二十一日益田理事は神戸社長を訪ひ會社の暴状を難詰する所があつた。

概要右の如き經過にして此間當局が會社の爲めに切替へられたる電燈は點火約二萬六千燈の内一萬七百餘燈に上り、當局が復興の氣運を促成し市民の不便、不安を除去せんを努力したるに拘らず斯くの如き事件を惹起するに至つたのは遺憾至極の事である。

廿三日に至り急遽神戸社長は本局々長を訪ね今後の協定を遂げ、此結果十一月一日より震火災地域内に限り取扱區域を従來の如く定め、電燈、電力は當該出張所にて申込を受くる事とし、此旨新聞紙上にて一般需要家に公告し所謂市電對東電の電燈の爭奪戰なるものは圓滿に終決した。

#### 第五節 電氣供給條例の改正

震災善後策の一として電燈、電熱、電力を廉價に供給し家庭の電化に應じ市民の福利を増進する目的を以て本局は東京電燈株式會社と相圖り電氣供給條例の一部改正を目論み大正十二年十一月二十一日市參事會に提案し可決され、次で數度の市會に於て草案に就て論議され一部修正の上議決され主務省の認可を得、翌十三年四月一日より新規定を實施する事になつた。

改正中主要なる點を記述すれば次の通りである。

#### 改正要點

定額制は外燈に一使用場所に於ける百燭光以下の室内燈にして取付燈數(休止燈數を含まず)二燈以下の場合のみに限り、三燈以上三百燭光以上の屋内燈は全部従量制に依る事となつた。(電氣供給條例第二十八條)

電動機其他の電力の供給にありても定額制及び晝間従量制が廢止され全部従量制とし電動機及び其他の最大使用電力を基準として使用電力量を積算するのである。

従量制の實施に伴ひ料金、計器の使用料は値下げされた、即ち電燈料金一キロワット時の基本料金従來十八錢なりしを十六錢とし、一キロワット時以上一キロワット時迄は十四錢三キロワット時の一キロワット時が十錢、三キロワット時以上六錢と規定された。(電氣供給條例第三三條)積算電力計器の使用料は五百ワット迄のものにて三燈以下一ヶ月十錢、四燈、五燈が二十錢六燈より十燈迄卅錢、十燈以上は四十錢と定められた。(電氣供給條例第四十條)

定額制の電燈料は五燭光一ヶ月四十錢、十燭光五十錢と規定された。

電動機使用料は一ヶ月間使用電力量百キロワット時迄の料金一キロワット時に付六錢同百キロワット超過分の料金一キロワット時に付四錢と改正され何れも料金の値下を見た。(電氣供給條例第四十五條)

電熱器の電氣使用料に就ては之まで明文の規定なかつたが、使用電力量一キロワット時に付使用料六錢、超過分使用電力量一キロワット時に付四錢と規定された。(電氣供給條例第四十七條)

### 第五章 建物工事及び工作概況

建物の修理新築并に諸設備工事の着手及び竣工日時は次の通りである。

(自大正十二年九月至大正十三年三月)

| 件名                   | 着手年月日   | 竣工年月日   |
|----------------------|---------|---------|
| 京橋變壓所應急修理工事          | 一二・九・一四 | 一二・九・一九 |
| 濱松町工場假應急設備工事         | 同・九・一六  | 同・九・二〇  |
| 有樂町自動車置場新築工事         | 同・九・一六  | 同・一〇・二〇 |
| 濱松町變壓所震火災應急修理工事      | 同・一〇・一六 | 同・一〇・一九 |
| 淺草變壓所建築災害應急工事        | 同・一〇・一六 | 同・一〇・一九 |
| 有樂町變壓所震火災跡片付及地均工事    | 同・一〇・一六 | 同・一〇・一九 |
| 有樂町電壓所應急建築工事         | 同・一〇・一六 | 同・一〇・一九 |
| 横網變電所屋根應急修理外一廉工事     | 同・一〇・一四 | 同・一〇・一八 |
| 東大久保車庫矢切應急變更工事       | 同・一〇・一四 | 同・一〇・一八 |
| 假應急内青寫眞室應急建築工事       | 同・一〇・一四 | 同・一〇・一八 |
| 青山七丁目車庫一棟災害取片付外二廉工事  | 同・一〇・一四 | 同・一〇・一八 |
| 黒江町假變壓所應急新築工事        | 同・一〇・一四 | 同・一〇・一八 |
| 東大久保車庫應急補強工事         | 同・一〇・一四 | 同・一〇・一八 |
| 新宿車輛事務所取毀跡片付工事       | 同・一〇・一四 | 同・一〇・一八 |
| 横網町假變壓所應急新築工事        | 同・一〇・一四 | 同・一〇・一八 |
| 芝崎町應急假倉庫(セメント倉庫)建築工事 | 同・一〇・一四 | 同・一〇・一八 |
| 芝崎町假倉庫事務室外四廉應急建築工事   | 同・一〇・一四 | 同・一〇・一八 |
| 下谷變電所應急修理工事          | 同・一〇・一四 | 同・一〇・一八 |
| 建築材料置場監督員詰所建築工事      | 同・一〇・一四 | 同・一〇・一八 |

|                       |         |         |
|-----------------------|---------|---------|
| 電車課及電路係本町派出所應急假建物新設工事 | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 目黒車庫構内自動車練習場小屋新設工事    | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 有樂町本應急換跡片付工事          | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 有樂町本應急附屬材料倉庫建築工事      | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 黒江町假變電所應急新築工事に伴ふ障取除工事 | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 本局假應急及附屬建物新築工事        | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 電車課猿江町操車場假建築應急新設工事    | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 本所電路係出張所假建物新設工事       | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 飯田町軌道係出張所取片付工事        | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 三田車庫災害應急工事            | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 假應急硝子嵌込應急施設           | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 霞町變電所應急補修工事           | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 駒込假變電所増築工事            | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 飯田町閉閉所應急修理工事          | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 新宿車庫増築工事              | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 電車課錦糸堀出張所應急修理工事       | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 電車課上野三橋詰所假建築工事        | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 上富士前自動車車庫附屬建物新築工事     | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 權田原自動車車庫附屬建物新築工事      | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 青山假變壓所新築外一廉工事         | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 電車課須田町詰所假建築工事         | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 電車課茅場町操車場假建築工事        | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |
| 電車課御成門操車場假建築工事        | 同・一二・一七 | 同・一二・二二 |



右に表記したるが如く各方面に亘り建築工事進捗し大正十三年三月末には有楽町畔の本廳舎落成したるを以て四月十五日、假廳舎なる芝濱松町工場より新廳舎に移轉した。各課の配置は一部異動したるも大體震災前と同様であつた。

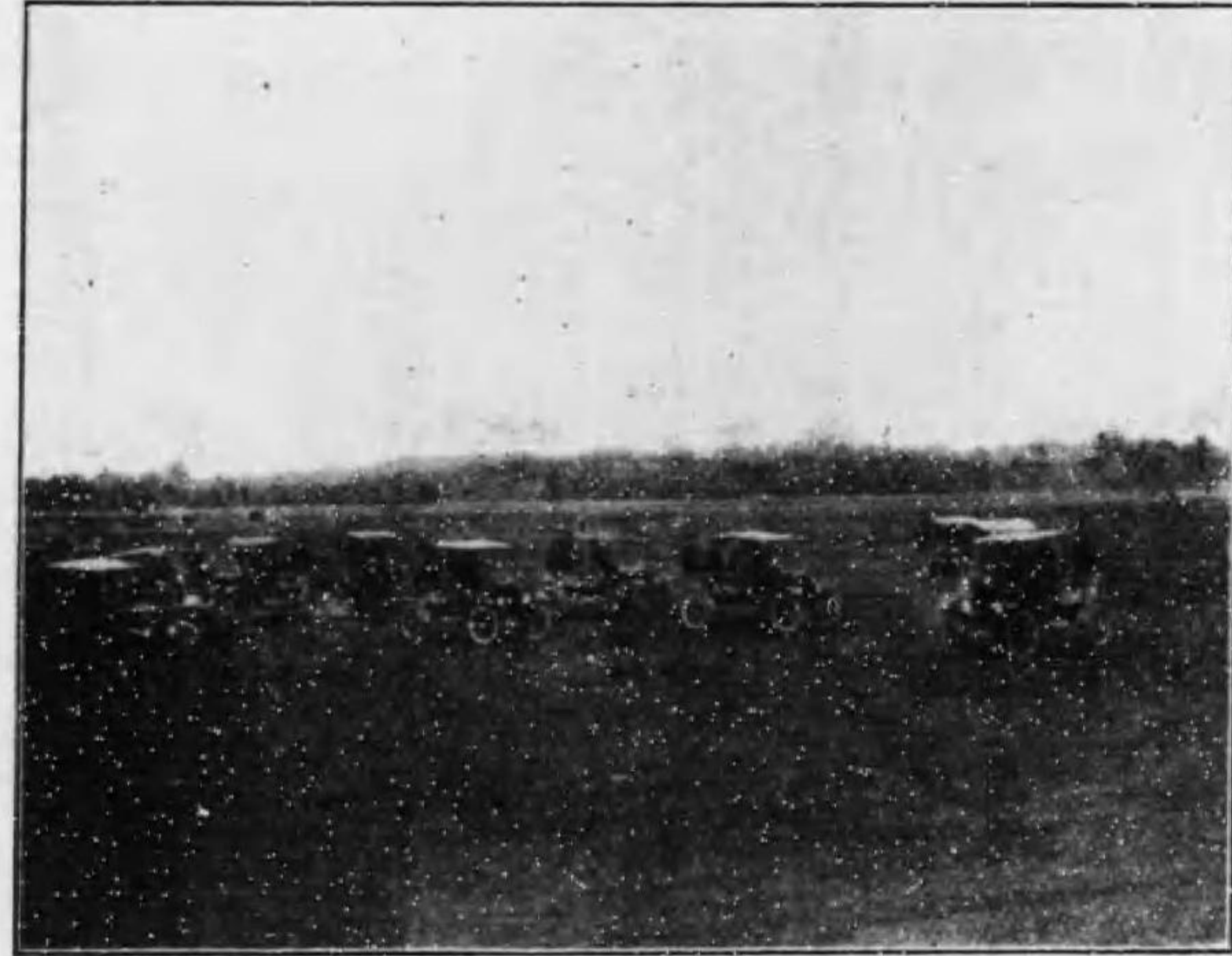
### 第六章 乗合自動車の兼營

災害後電車の不足よりする乗客の幅狭と混雜の狀況に鑑み、之が緩和を圖らんが爲め、當局は乗合自動車の兼營を計畫し、追加豫算二百萬圓を計上して市營乗合自動車案を十月六日の市會に提出した。市會に於ては『電車復舊迄の應急施設すべし』との條件を附して原案を可決した。依て直ちに米國フォード自動車會社に十一人乗自動車一千臺を注文し、他方十月十七日電車従業員中より約一千名の自動車操縦の見習生を募集し、十三年一月自動車到着迄に教習を完了する豫定にて之を陸軍自動車隊に五百名基督教青年會自動車部に三百名、セールフレザー會社に百名其他日本、帝國兩自動車學校に各百名宛委託し教習せしめ、これと共に、乗合自動車使用條例を制定し市會に提出して議決され、監督官廳の認可を得た。斯くして米國より着荷せる自動車の組立を横濱のセールフレザー會社に委嘱し、十三年一月十一日試運轉を行ひ好結果を得愈々一月十八日午前七時より四十五臺を以て巢鴨、東京驛間中澁谷、東京驛間の二線を開通するに至つた。

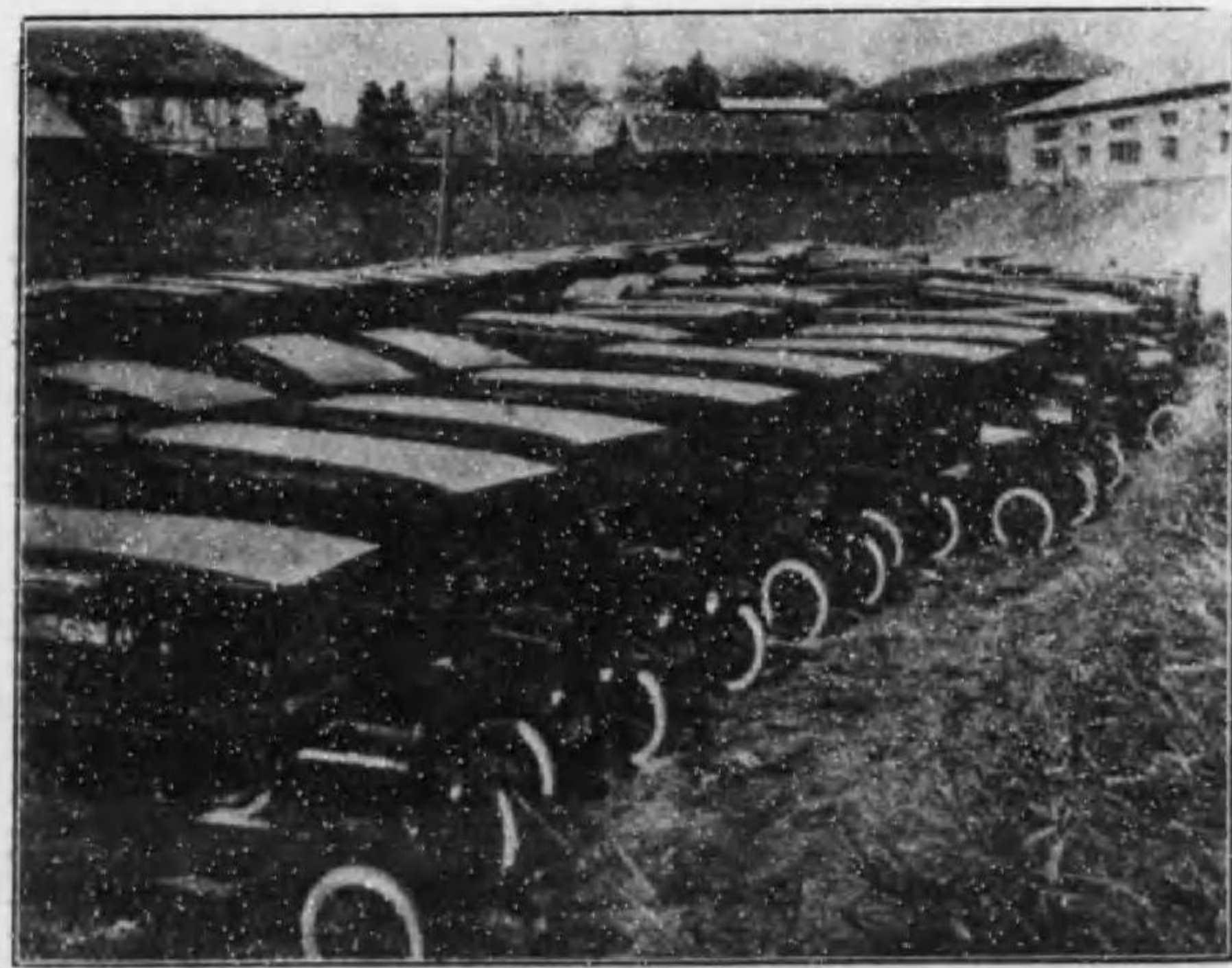
料金は一區(約二哩半)十錢一系統を二區となし、乗車券は一區券、二區券の二種、回数券は二〇回券、五十回券の二種とし主要停留場に切符發賣人を配する事とした。運轉時間は平日は午前七時より十一時迄、午後三時より七時迄、日曜大祭日は午前七時より午後七時迄、ラツシユアハーの混雜緩和の目的で運轉した。

殊に注意すべきは經費節約の趣旨で無車掌主義を實行した事である。

車體は實用一點張のものにて自動車公稱馬力(警視廳馬力)は一八・七五馬力である。今開通當日の成績を見るに、巢鴨線二十二臺の午前七時より十一時まで四時間の収入が二百七十二圓卅錢、澁谷



應急自動車操縦の練習



應急乗合自動車オフロード